

横浜市防災計画

都市災害対策編

Y O K O H A M A 2 0 0 7

総目次

横浜市防災計画
都市災害対策編

第1部 総則

第1章 計画の方針

- 第1節 横浜市防災計画の構成 1
- 第2節 横浜市防災計画「都市災害対策編」の方針 2
- 第3節 都市災害対策の基本課題 3

第2章 想定災害

- 第1節 想定災害 5
- 第2節 本市域の対象施設等の概況 5

第3章 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱

- 第1節 本市が行うべき業務の大綱 6
- 第2節 防災関係機関等の業務の大綱 7

第2部 災害予防計画

第1章 防災指導計画

- 第1節 指導の強化 9
- 第2節 予防査察による不備等の是正 10
- 第3節 防災知識の普及 10
- 第4節 応急手当の普及啓発 11

第2章 防災力強化の取組

- 第1節 情報収集・伝達体制の整備 12
- 第2節 消防力の整備・強化 16
- 第3節 救助・救急体制の強化 17

第3章 組織体制の強化推進

- 第1節 初動体制の強化 18
- 第2節 防災組織体制の種類 20
- 第3節 配備・動員計画の策定 21
- 第4節 防災関係機関等との連携強化 22
- 第5節 防災関係機関等における体制 23

第3部 都市災害に共通する災害応急対策

第1章 応急活動体制

第1節	応急活動体制の概要	25
第2節	警戒体制の早期確立	25
第3節	横浜市災害対策警戒本部	27
第4節	横浜市災害対策本部	29
第5節	組織及び事務分掌	33

第2章 配備・動員計画

第1節	配備体制	56
-----	------	----

第3章 情報の収集と伝達

第1節	情報受伝達方針	58
第2節	情報受伝達体制	58
第3節	災害情報の収集、報告及び記録	60
第4節	情報混乱防止活動	61
第5節	広報活動	62
第6節	広聴活動	63

第4章 消防活動計画

第1節	応急活動体制	65
第2節	応急活動	66
第3節	救助・救急活動要領	66
第4節	応援要請	68
第5節	消防団活動計画	69

第5章 救援救護計画

第1節	医療救護活動の基本	71
第2節	医療救護班等の編成と配置	72
第3節	仮設救護所の設置	73
第4節	医療救護活動	74
第5節	多数負傷者発生現場での医療救護活動	75
第6節	医薬品等の備蓄及び調達等	75
第7節	こころのケア対策	76
第8節	行方不明者の救出と遺体の取扱	77
第9節	防災機関との相互連携	79
第10節	災害救助法の適用	84

第6章 避難と受入

第1節 避難計画	89
第2節 被災者の受入	91

第7章 社会公共施設における対策

第1節 基本的事項	93
第2節 応急活動	93
第3節 施設等が避難施設に指定された場合の対応	94

第8章 警備計画

第1節 警備対策	95
----------	----

第4部 災害復旧と復興事業

第1章 市民生活の安定・復旧

第1節 被災者の生活援護	97
第2節 災害復旧の推進	102

第2章 検証

第1節 記録・分析	103
第2節 再発防止策	103
第3節 計画等の見直しと改訂	103

第5部 災害種別対応計画

第1章 大規模火災対策

第1節 想定災害	105
第2節 地下街火災対応計画	105
第3節 高層建築物火災対応計画	110
第4節 地下街ガス爆発災害対応計画	114

第2章 危険物等災害対策

第1節 想定災害	124
第2節 都市ガス施設災害対応計画	124
第3節 危険物・火薬類・高圧ガス・毒劇物施設及び輸送時災害対応計画	136
第4節 有毒物質漏洩災害対策	143

第3章 海上災害対策

第1節	区域、施設等の現況	149
第2節	災害態様	149
第3節	事前対策	151
第4節	大規模油等流出事故対策	154
第5節	火災爆発事故対策	164

第4章 鉄道災害対策

第1節	横浜市高速鉄道（市営地下鉄）の対策	168
第2節	JR及び私鉄各社の対策	171
第3節	シーサイドラインの対策	178
第4節	災害応急活動の業務分担	180
第5節	本市の対策	181

第5章 道路災害対策

第1節	自動車専用道路の現況	184
第2節	事前対策	185
第3節	応急対策	186

第6章 航空災害対策

第1節	横浜市付近の航空路等の現況	191
第2節	航空機事故連絡体制	192
第3節	応急対策	194

第7章 放射性物質災害対策

第1節	基本対策	197
第2節	放射性物質災害対策のための組織体制	199
第3節	原子力施設における災害発生に伴う対策	203
第4節	核燃料物質等輸送中の災害対策	208
第5節	放射性同位元素保有施設災害対策	210
第6節	災害復旧対策	212

第8章 不発弾等の発掘及び処理対策

第1節	「埋没不発弾」等の発掘	213
第2節	「偶発的発見不発弾」等の処理対策	215
第3節	海上で不発魚雷等が発見された場合の対応	217

第9章 その他の災害対策

第1節	大規模情報通信ネットワーク事故対応計画	223
第2節	地下工事等に伴う災害対策	233
第3節	群衆流動等による雑踏事故対策	235

卷末資料

第5部	第1章	大規模火災対策関係資料	245
第5部	第2章	危険物等災害対策関係資料	254
第5部	第3章	海上災害対策関係資料	272
第5部	第4章	鉄道災害対策関係資料	279
第5部	第5章	道路災害対策関係資料	306
第5部	第6章	航空災害対策関係資料	310
第5部	第7章	放射性物質災害対策関係資料	311
第5部	第9章	その他の災害対策関係資料	314

第1部：総則

第1部 目次

横浜市防災計画
都市災害対策編

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節	横浜市防災計画の構成	
1	横浜市防災計画の全体構成	1
2	計画の修正	1
3	他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係	1
4	計画の習熟	1
第2節	横浜市防災計画「都市災害対策編」の方針	
1	計画の目的と目標	2
2	計画の策定方針	2
3	計画の構成及び内容	2
4	細部計画等の策定	3
第3節	都市災害対策の基本課題	
1	新たな災害発生要因等に対する課題の研究	3
2	情報収集伝達体制の整備・強化	3
3	防災基盤の整備・活用	3
4	災害応援体制の確立	3
5	計画的な防災事業の推進	4

第2章 想定災害

第1節	想定災害	
1	想定する災害	5
2	都市災害とは	5
3	想定災害の種別	5
第2節	本市域の対象施設等の概況	5

第3章 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱

第1節	本市が行うべき業務の大綱	6
第2節	防災関係機関等の業務の大綱	
1	指定地方行政機関等その他防災上重要な施設の管理者の 処理すべき事項	7
2	各施設の管理者が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱	7

第1章 計画の方針

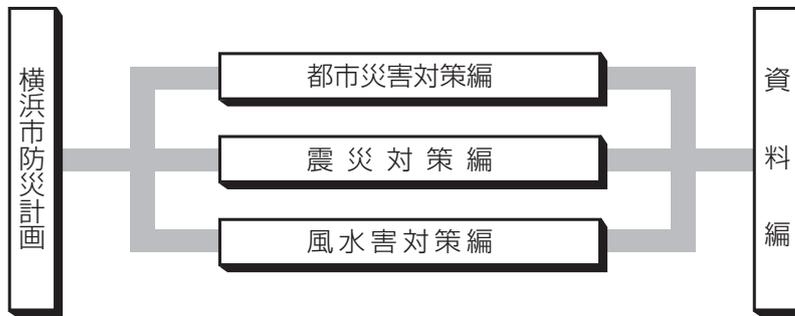
第1節 横浜市防災計画の構成

安全管理局

1 横浜市防災計画の全体構成

横浜市防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横浜市防災会議が策定する地域防災計画であり、災害の種類に応じて「震災対策」、「風水害対策」、「都市災害対策」に区分し、3編で構成しています。また、各編に必要な資料を「資料編」として編集しています。

本市防災計画の全体構成は、次の図のとおりです。



資料編

横浜市防災会議条例
横浜市防災会議条例
運営要綱
横浜市防災会議委員及び幹事名簿

2 計画の修正

横浜市防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正します。

3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

横浜市防災計画は、神奈川県地域防災計画、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）又は防災に関連する計画（国土総合開発法に基づく都府県総合開発計画等）との整合性、関連性を有しています。

4 計画の習熟

本市各区局及び防災関係機関等は、日ごろから防災対策に関する調査・研究、教育・研修、訓練等により、横浜市防災計画及びこれに関連する他の細部計画等の実現・習熟に努め、防災力を高めます。

また、このうち特に必要と認めるものについては、本市における都市災害対策の総合的な推進を図るため、市民への周知徹底を図ります。

第2節 横浜市防災計画「都市災害対策編」の方針

1 計画の目的と目標

横浜市防災計画「都市災害対策編」（以下「本計画」という。）は、本市、指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市域における都市災害の事前対策、応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、「被害を出さない地域・社会の実現」を目標としています。

2 計画の策定方針

本計画は、次の事項を考慮し、策定しています。

計画の策定方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民、地域、行政及び事業者の防災上の役割を明確にする。 2 警戒本部等により、組織体制の充実を図り「行政の即応力」を強化する。 3 警察、自衛隊、海上保安庁、他都市や都市災害に関連した各種事業者、団体等との連携を強化する。 4 指揮命令系統及び事前対策、応急対策、事後対策の実施責任を明確にする。 5 近年の災害事例を踏まえ、必要な対応を計画としてまとめる。 6 発災時の基本計画（マニュアル）として活用できるよう、各区局の具体的な対応計画をまとめる。
---------	---

3 計画の構成及び内容

本計画は、都市災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、各区局の細部計画及び関係機関等の防災計画の策定、諸活動の実施等における基本体系となる構成になっています。

また、本計画に定めのない事項は、災害の規模、種別等に応じ、横浜市防災計画「震災対策編」又は「風水害対策編」の計画事項を準用します。

本計画の構成及び主な内容は、次のとおりです。

構 成	主 な 内 容										
1部 総 則	本市において発生が懸念される都市災害の想定、本市及び防災関係機関等が都市災害に対して処理すべき業務の大綱等										
2部 災害予防計画	都市災害の発生を未然に防止し、被害を最小限に止めるために、本市、防災関係機関及び市民、事業者等が日ごろから行うべき措置										
3部 都市災害に共通する災害応急対策	都市災害の発生から応急対策の終了に至るまでの間において、各区局及び防災関係機関等が行う災害応急対策に係る体制、措置等										
4部 災害復旧と復興事業	被災者の生活支援や自立復興の促進など、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置及び検証										
5部 災害種別対応計画	災害種別ごとに対応した、事前対策及び災害応急対策 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 大規模火災対策</td> <td style="width: 50%;">6 航空災害対策</td> </tr> <tr> <td>2 危険物等災害対策</td> <td>7 放射性物質災害対策</td> </tr> <tr> <td>3 海上災害対策</td> <td>8 不発弾等の発掘及び処理対策</td> </tr> <tr> <td>4 鉄道災害対策</td> <td>9 その他の災害対策</td> </tr> <tr> <td>5 道路災害対策</td> <td></td> </tr> </table>	1 大規模火災対策	6 航空災害対策	2 危険物等災害対策	7 放射性物質災害対策	3 海上災害対策	8 不発弾等の発掘及び処理対策	4 鉄道災害対策	9 その他の災害対策	5 道路災害対策	
1 大規模火災対策	6 航空災害対策										
2 危険物等災害対策	7 放射性物質災害対策										
3 海上災害対策	8 不発弾等の発掘及び処理対策										
4 鉄道災害対策	9 その他の災害対策										
5 道路災害対策											

4 細部計画等の策定

本計画に基づく活動を行うにあたって必要な細部については、本市各区局並びに防災関係機関等においてあらかじめ定めておくとともに、横浜市防災計画の修正に応じ、必要に応じた見直しを行います。

(1) 細部計画

区局長は、「横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程」第28条に基づき、本計画に定める分掌事務の実施に関し、細部計画（マニュアル）をあらかじめ定めておくとともに、必要に応じて修正します。

(2) 警防計画

安全管理局では、「警防計画等策定基準」に基づき、大規模な建築物（高層建物、地下街など）や大量の危険物等を取り扱う施設などに対して、効率的な消防活動を行うための警防計画を策定します。

第3節 都市災害対策の基本課題

近年、社会の発展は、著しいものがあり、都市化、情報化、高齢化、国際化などの進展に伴い、災害の発生要因及びその態様が複雑なものとなっています。そこで、これらの災害に備え、災害に強い都市を実現するため、特に次のような対策の強化を図る必要があります。

1 新たな災害発生要因等に対する課題の研究

科学技術の発展に伴う情報化社会の進展等に応じて、これまで予想しなかったような災害の発生や災害発生の際の危険要因の増大が指摘されています。

今後の法令等の整備や技術の進展等に応じて国や関係機関との連携を図りつつ、防災に関する研究を進めていく必要があります。

2 情報収集伝達体制の整備・強化

(1) 防災関係機関、施設管理者等との連携強化

多種多様な都市災害に迅速的確に対処するためには、施設の状況や災害の原因となった物質等の把握など、災害発生初期における情報を可能な限り早期に収集する必要があります。

このため、平常時から、災害発生時を踏まえた防災関係機関や施設管理者等との情報収集伝達体制を整備し、本計画に反映しておく必要があります。

(2) インターネット、衛星画像等の利活用

都市災害時には、インターネットによる情報検索や衛星画像による広範囲な災害状況の把握などが有効であることから、これらを利活用するための環境整備を推進していきます。

3 防災基盤の整備・活用

都市災害対策を推進していくため、震災対策により整備した防災情報基盤網、備蓄物資、避難所（地域防災拠点）などや災害時協定等を都市災害発生時にも効果的に活用していく事前の対策を確立していきます。

4 災害応援体制の確立

過去の災害において本市が実施したさまざまな応援活動を踏まえ、将来、国内外に発生する大規模災害に迅速に対処するため、災害情報的的確な収集や他の自治体との連携方策の検討など災害応援体制の確立を進めます。

5 計画的な防災事業の推進

災害に強い都市づくりを目標に、本計画に基づき本市における都市災害対策を計画的に進め、着実に防災力の強化推進を図るとともに、その進行を的確に促進・管理する体制を確立します。

第2章 想定災害

本章は、横浜市防災計画「都市災害対策編」の対象として想定する災害について定めます。

第1節 想定災害

1 想定する災害

本計画の対象として想定する災害は、災害対策基本法第2条第1号及び同施行令第1条で定める災害のうち、大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等による災害であって、かつ、その災害が死傷者及び施設損壊等の人的・物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与えるものをいいます。

2 都市災害とは

豪雨や地震などの異常な自然現象に起因するもの以外の大規模な火災若しくは爆発及びその他の大規模な事故等は、その原因や発生条件等によって種類や態様も様々であり、それぞれの災害に応じた対策の実施方法も大きく異なります。

また、地震災害や風水害などに比較すると、一部を除いてほとんどの災害は、その発生は局地的であるが、社会的に大きな影響をもたらすものです。

特に、人口が過密な大都市においては、これらの災害の発生は、被災者及び被災地域、さらに市民生活のみならず、社会の多方面に深刻な影響を与えるものが少なくなく、その意味では、都市特有の災害、いわゆる「都市災害」といえます。

3 想定災害の種別

本計画において、災害応急対策を確立するために想定する都市災害の種別は、次のとおりです。

なお、本計画に想定されていない災害態様で、都市災害に類する災害についても、本計画の規定を準用します。

想定災害の種別	1 大規模火災（地下街火災、高層建築物火災及び地下街ガス爆発災害等）
	2 危険物等災害（都市ガス施設災害、危険物・火薬類・高圧ガス・毒劇物施設及び輸送中の災害、有毒物質漏洩災害）
	3 海上災害（大規模な油等流出事故、船舶等の火災・爆発事故）
	4 鉄道災害（多数の人命及び多くの物的損壊を伴う鉄道施設における災害）
	5 道路災害（自動車専用道路等における大規模な事故）
	6 航空災害（人命及び物的損壊を伴う航空機事故）
	7 放射性物質災害（原子力施設における災害、核燃料物質等輸送中の災害、放射性同位元素保有施設災害等）
	8 不発弾等の発掘及び処理（不発弾等の埋没が予想される場所の発掘及び不発弾等の処理）
	9 その他の災害（大規模情報通信ネットワーク事故、地下工事等に伴う災害、群衆流動等による雑踏事故）

第2節 本市域の対象施設等の概況

想定災害に応じた本市域の対象施設等の現況は、「第5部 災害種別対応計画」及び巻末資料に掲載しています。

第3章 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱

本市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、神奈川県その他防災関係機関等が都市災害の予防及び応急対策など防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりです。

第1節 本市が行うべき業務の大綱

横浜市	1 防災組織の整備及び育成指導
	2 防災知識の普及及び教育
	3 防災訓練の実施
	4 防災施設の整備
	5 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
	6 消防その他の応急措置
	7 避難対策
	8 情報の収集、伝達及び広報
	9 緊急輸送の確保
	10 被災者に対する救助及び救護の実施
	11 保健衛生
	12 文教対策
	13 被災施設の復旧
	14 その他の災害応急対策
	15 その他災害の発生の防御又は拡大の防止措置
	16 防災に関する調査、研究
	17 都市防災事業の推進
	18 横浜市防災会議に関する事務

第2節 防災関係機関等の業務の大綱

1 指定地方行政機関等その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事項

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関	それぞれの業務に応じた防災上必要な活動
神奈川県	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災組織の整備 2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 3 防災知識の普及及び教育 4 防災訓練の実施 5 防災施設の整備 6 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8 緊急輸送の確保 9 交通規制、その他の社会秩序の維持 10 保健衛生 11 文教対策 12 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 13 災害救助法に基づく被災者の救助 14 被災施設の復旧 15 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
自衛隊	災害救助、復旧
神奈川県警察	社会秩序の維持、交通規制等
消防団	消火活動、救助活動及び応急救護活動等
農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所等の産業経済団体	市が行う被害状況調査、応急対策への協力及び被災団体員に対する融資のあっ旋等
日本赤十字社神奈川県支部、横浜市医師会、横浜市薬剤師会	医療救護
横浜市建設業防災作業隊等協力協定団体	復旧作業等の協定事項
自治会・町内会等の地域住民組織	地域の防災広報、防災活動
その他公共的な活動を営むもの	活動に関連した防災上必要な活動

2 各施設の管理者が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱

各施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛消防組織の整備 2 施設についての災害防止上の自主検査と安全管理の徹底 3 防災施設の整備及び点検の実施 4 従業員に対する防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施 5 施設利用者の避難等安全確保 6 情報の収集及び伝達 7 災害時における保健衛生 8 災害時の広報及び広聴の実施 9 防災に関する調査研究
---------	--

第2部：災害予防計画

第2部 目次

横浜市防災計画
都市災害対策編

第2部 災害予防計画

第1章 防災指導計画

第1節 指導の強化	
1 防火管理体制の確立	9
2 関係法令の改正時における内容の徹底	9
3 災害事例研修会の開催	9
4 関係法令による管理指導の徹底	9
第2節 予防査察による不備等の是正	10
第3節 防災知識の普及	10
1 職員に対する訓練及び研修の実施	10
2 市民への防災知識の普及	11
第4節 応急手当の普及啓発	
1 講習内容	11
2 普及計画	11

第2章 防災力強化の取組

第1節 情報収集・伝達体制の整備	
1 横浜市防災情報システム等の整備	12
2 防災行政用無線の整備	12
3 緊急連絡通報システムによる情報の伝達	14
4 繁華街安心カメラ	14
5 高度安全安心情報ネットワークシステム（ASIN）	15
6 災害時安否情報システム	15
7 ポケットベル	15
第2節 消防力の整備・強化	
1 消防活動の機能性の向上	16
2 特殊災害対策の整備	16
3 救急体制の充実	16
4 市民防災組織の育成・強化	16
第3節 救助・救急体制の強化	
1 医療機関との協議	17
2 防災関係機関との協議	17
3 救助・救急用資機材の調達及び整備方針	17
4 医療機関の実態把握	17

第3章 組織体制の強化推進

第1節 初動体制の強化	
1 横浜市災害対策夜間緊急体制	18
2 早期体制確立のための職員配置	19
3 早期体制確立のための市本部長及び区本部長の臨時代行者の 事前指定	19
第2節 防災組織体制の種類	
1 警戒体制	20

2	災害対策警戒本部	20
3	災害対策本部	20
第3節	配備・動員計画の策定	
1	配備・動員計画の基本	21
2	動員対象者	21
3	動員の命令及び参集	21
4	市本部長の代理順位の指定	21
5	市本部部長及び区本部長の代理順位の指定	21
第4節	防災関係機関等との連携強化	
1	区局長の責務	22
2	防災関係機関相互の連携強化	22
第5節	防災関係機関等における体制	23

第1章 防災指導計画

本市は、都市災害の発生を未然に防止し、災害時の被害を最小限にとどめるため、職員、市民及び事業者等に対して防災知識の普及、関係法令の指導を実施します。

第1節 指導の強化

本市は、事業者等に対して法令事項の指導はもとより、災害防止のため指導の強化を図ります。

1 防火管理体制の確立

防火管理者設置義務対象の事業所はもとより、小規模事業所についても、職場を組織的、機能的に活用して、各種災害に対する事前対策と災害時における応急対策が効果的に行い得るよう指導に努め、職場における防火管理体制の確立を図ります。

1 職場における防災教育の指導	事業所が主体的に計画を立て、積極的に防災教育を実施するよう指導する。
2 災害対策計画の策定指導	職場における災害に対する事前予防措置の具体的内容について、対策計画の策定を指導する。
3 消防用設備の自主点検、整備の指導	事業所管理者等は、自主的に消防用設備等の点検整備を行い、有事の際の機能確保に努めるよう指導を強化する。
4 防災訓練等の指導助言	防災教育、災害対策計画の適否について、訓練等の機会を通じて検討され、実態に即した体制が確立されるよう指導助言を行う。
5 防災技術指導	防災技術及び知識の向上を図るため、大規模防火対象物の自衛消防隊員を対象に消防技術講習を実施する。

2 関係法令の改正時における内容の徹底

消防法、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法等関係法令の制定又は改正時における内容の説明会等を開催し、指導を徹底します。

3 災害事例研修会の開催

本計画で想定する災害で、特に、関係者等に周知する必要がある災害が発生した場合は、関係者に対する災害事例研修会を開催します。

4 関係法令による管理指導の徹底

災害を未然に防止するためには、関係法令の順守が不可欠の要件です。したがって、それぞれの法令に定められた施設等の管理が徹底されるよう、あらゆる機会を通じて指導徹底を図るものとします。

第2節 予防査察による不備等の是正

事業者等に対しては、火災予防査察を通じて火災予防上の不備等を早期に発見し、出火危険及び延焼拡大要因を排除するため、次の事項を主眼とした指導を徹底する一方、関係者の是正が適切でない場合は、「横浜市火災予防査察及び違反是正措置に関する規程（平成12年3月消防局達第5号）」に基づき、違反事項の是正を積極的に推進します。

予防査察による不備等の是正	1 防火管理体制の適正な維持
	2 消防用設備等の点検整備
	3 火気使用設備・器具の安全管理
	4 危険物、指定可燃物等の安全な取扱いと適正管理
	5 消火及び警報設備並びに避難施設の適正管理
	6 自主管理の励行

第3節 防災知識の普及

1 職員に対する訓練及び研修の実施

(1) 区局長が行う訓練及び研修

区局長は、所属する職員に対しあらゆる機会をとらえ防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、訓練及び研修を通じ所管する災害対策に関する実務について習熟させるものとします。

また、区局長は、本計画及び細部計画（マニュアル）等を活用し、職員への教育、訓練等を行うものとします。

(2) 情報受伝達機器の取扱訓練

安全管理局長は、次に掲げる情報受伝達機器の取扱訓練を機器設置の各区局の職員に対して実施するものとします。

(3) 無線従事者資格取得講習の実施

取扱い訓練の内容	1 無線機等の情報受伝達機器の取扱いに関すること。
	2 防災情報システムの取扱いに関すること。

安全管理局長は、防災行政無線の運用のため必要な無線資格取得に関する講習を行います。また、区長は、有資格者の確保のため、所属職員に講習を受講させるものとします。

(4) 「危機管理ポケットブック」の作成

安全管理局長は、本市の災害対策の概要及び各区局に共通した活動概要を網羅した「危機管理ポケットブック」を作成し、各職員の災害対応能力の向上のため配布するとともに、必要に応じて修正します。

2 市民への防災知識の普及

防災活動の成果をあげるためには、全市民の防災意識を高め、その理解及び協力を得ることが最も重要です。したがって、安全管理局長、区長等は、平常時から防災訓練を実施するとともに、各種広報媒体を活用し、市の防災計画及び防災体制、災害時の心得、避難救助の措置等について効果的な広報を行い、防災知識の普及に努めるものとします。

防災訓練による普及	各種訓練の実施を通じ、職員の防災に関する知識及び技能の習得とあわせて、住民に対する防災知識の普及を図る。
印刷物による普及	1 「広報よこはま」、「暮らしのガイド」等による。 2 防災パンフレットを作成し、配布する。
インターネット等による普及	1 ホームページによる情報提供 2 電子メールによる情報提供
報道機関による普及	1 各新聞社に対し防災資料を提供し、普及についての協力を依頼 2 神奈川新聞の本市契約欄を利用 3 ラジオ及びテレビ等を利用 4 本市がスポンサーとなっている番組及び各放送局の自主製作番組を利用
講習会等による普及	1 消防署が行う地域住民に対する防災指導 2 各種団体及び防災関係者を対象とする防災指導
ビデオ・映画等による普及	1 幼稚園、学校などにおける防災関係のビデオ・映画上映 2 自治会、町内会などに対するビデオなどの貸し出し

資料編

ラジオ・テレビによる放送時間及び番組一覧

第4節 応急手当の普及啓発

安全管理局

安全管理局長は、救急隊が到着する前の住民等による適切な応急手当により、傷病者の救命効果の向上を図るとともに、都市災害等の大規模災害時における市民の救護能力の向上のため、応急手当の方法などを普及します。

1 講習内容

普通救命講習	市民等を対象に1人で行う心肺蘇生法、大出血時の止血法等の実技を中心とした3時間の講習
上級救命講習	市民等を対象に、普通救命講習の内容に2人で行う心肺蘇生法、傷病者の管理法等を加えた8時間の講習
応急手当普及員講習	職場等で応急手当の方法を従業員に普及指導するためのリーダーを養成する24時間の講習

2 普及計画

広く市民が、応急手当の方法を習得することを最終目的として、横浜市中期計画の中で普及を推進していきます。

第2章 防災力強化の取組

第1節 情報収集・伝達体制の整備

災害応急対策を実施するにあたって必要な被害状況及びその他災害に関する情報を迅速かつ確実に収集し、伝達（報告）するため、防災情報システムを中心とした機器及び設備を整備します。

1 横浜市防災情報システム等の整備

(1) システムの概要

災害発生時に、市及び各区災害対策本部が迅速・的確な災害対策を実施し被害を最小限に止められるよう、雨量や河川水位、潮位、震度、各区域の被害状況など災害対策に必要な情報をコンピュータを活用して収集・伝達することにより、各災害対策本部等の的確な意思決定を情報面から支援します。

(2) 専用端末機設置場所等

安全管理局危機管理室、防災行政用無線統制室（横浜メディアタワー 21階）、市長公舎、道路局維持課、環境創造局総務課、安全管理局司令課、港湾局総務課、水道局総務課・浄水課、各区役所総務課など 計30台

(3) ネットワーク構成

防災行政用無線統制室（横浜メディアタワー 21階）に設置されているホストサーバーと各端末機とは、庁内LANで結ばれています。専用端末機の障害時には、庁内LANに接続しているパソコンを活用することができます。

(4) 各サブシステムの主な機能

※ 平成15年10月更新

区分	主な機能
気象情報	横浜市独自の観測情報(雨量・潮位・河川水位など)及び一般気象情報の収集・伝達機能
緊急通報	地震・津波・気象・水防などの各種注意報・警報情報の収集・伝達機能
被害情報	区災害対策本部（警戒本部）からの風水害や地震等による被害情報の収集・伝達機能

(5) 神奈川県への報告

災害発生後、横浜市防災情報システムで作成した被害集計結果磁気データを神奈川県防災情報ネットワークシステムに入力し、神奈川県に報告します。

2 防災行政用無線の整備

災害時に有線電話回線に障害が生じた場合でも防災関係機関相互に情報の受伝達ができるよう、無線を使用した通信システムを整備しています。

(1) システム構成機関

本市関係	各区役所（土木事務所を含む）、各消防署、各水道局地域サービスセンター、浄水場、安全管理局、環境創造局、まちづくり調整局、横浜市立病院、公立大学法人横浜市立大学（以下、「横浜市立大学」という。）付属の各病院、地域中核病院、横浜救急医療センター、地域防災拠点・地域医療救護拠点	
防災関係機関	国、県の機関	第三管区海上保安本部、横浜海上保安部、陸上自衛隊中央輸送業務隊、横浜地方气象台、神奈川県警察本部
	放送機関等	(株)アール・エフ・ラジオ日本、NHK横浜放送局、テレビ神奈川、横浜FM放送、TBS横浜支局、JR東日本横浜駅
	ライフライン関係機関	東京電力(株)神奈川支店、東京ガス(株)神奈川導管事業部神奈川ガスライト24、NTT東日本一神奈川
	日本赤十字社	日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県赤十字血液センター

(2) 固定系無線システムの概要

ア 多重系

本市の多重無線システムは、統制局を中心に西谷又は円海山のいずれか一方の無線中継局を通じて本庁舎と区役所等を相互に結んでいます。

統制局は、横浜メディアタワー 21階に設置されており、本システムの中核で通話の時間制限、回線統制や、一斉通報、ホットラインの設定等の統制機能を備えています。

集中監視制御装置により全無線設備の状況変化の把握、装置の切替や非常用発動発電機の起動・停止等の遠隔操作、通信記録や通信日報、月報、定時測定記録、無線業務日誌等の作成が行えます。

また、本庁舎 5 階危機管理室に副統制局を設置し通常は安全管理局危機管理室で統制しており、統制局との間は、12GHz帯の多重回線で結んでいます。

イ 無線中継所

無線中継は、市のほぼ中心にある標高70メートルの西谷浄水場の一角に設けた西谷中継所と、市の南部にある円海山に設置されている円海山中継所の二箇所の中継しています。

統制局とこれらの中継所間は7.5GHz帯デジタル多重回線で結ばれています。

西谷及び円海山中継所と各区役所間は7.5GHz帯又は、12GHz帯（一部40GHz帯を含む。）デジタル回線で結ばれています。

ウ 回線数

各区役所への回線数は、それぞれ一斉、ホットライン、電話、ファクシミリ、コンピュータネットワーク（防災情報システム）、遠方監視制御用等の計13回線となっています。

エ マルチチャンネルアクセス（MCA）系

各土木事務所やライフライン事業所等防災関係機関との無線回線は、8回線のマルチチャンネルアクセス方式によっています。割当周波数の使用効率化を図るため回線制御装置にダイナミックアロケーション機能を付加しています。

(3) 移動系無線システムの概要

ア 全市移動系

全市移動系は、150MHz帯のセレコール付プレストーク方式で、市全域をカバーするために基地局を円海山中継所に設置し、統制局との間を7.5GHz帯多重回線で結び制御する中継方式を採用しています。また統制局の他に安全管理局危機管理室、道路局、環境創造局、まちづくり調整局にも通信所を設置しています。さらに円海山中継所の設備障害時における通信手段確保のために、非常災害時にのみ運用する基地局を統制局に設置しています。

イ 地区移動系

地区移動系は400MHz帯の5波による1区1波共用方式をとっています。基地局は区役所に、通信所を各土木事務所に設置し所属の陸上移動局との通信を確保しています。また、陸上移動局は、発災時に市内どこでも活動できるように5波の周波数全て使用できるようにしています。さらに全国共通波を実装しているため、他地域からの応援局との通信も可能です。

ウ 移動多重系

移動多重系は、災害対策用指揮車（トレーラーハウス）に積載し災害時現地本部を設置する必要がある場合、市庁舎等固定局と現地との情報受伝達を確保できるようにしています。

エ 無線ファクシミリ概要

無線用ファクシミリは、蓄積タイプのもを統制局、市庁局と各区役所（土木事務所を含む。）、防災関係機関等計56箇所に設置し、災害時はもとより平常時においても事務連絡に使用しています。

(4) デジタル移動無線システムの概要

区役所と地域防災拠点・地域医療救護拠点との間にデジタル移動無線を整備し、地域防災拠点等の運営状況等の把握及び市民の避難生活・防災活動支援のための情報受伝達手段を確保します。（平成19年度末整備完了予定）

3 緊急連絡通報システムによる情報の伝達

勤務時間外に本市域内又は本市域に被害を及ぼすおそれのある都市災害や緊急事態が発生した場合、又は発生のおそれがある場合並びに東海地震に関連する情報、気象警報等が発表された場合において、緊急連絡通報システムにより、安全管理局危機管理室から防災宿日直者、危機管理宿日直者、関係局総務課長及び区防災宿日直者等への情報伝達の迅速化を図り、応急対策活動体制の早期確立を図っています。

(1) 連絡事項

- ア 都市災害及び緊急事態の発生等
- イ 横浜で震度4以上の地震の発生
- ウ 東海地震に関連する情報
- エ 神奈川県又は神奈川県東部に発表された次の気象警報
大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪注意報、大雪警報、高潮注意報、高潮警報
- オ 水防警報
- カ 津波予報区「東京湾内湾」に発表された津波注意報、津波警報
- キ その他必要な事項

(2) 連絡先

防災宿日直者、危機管理宿日直者、局総務課長、区防災宿日直者等

4 繁華街安心カメラ

市民をはじめ、国内外から多くの人々が訪れる市内都心部の主要繁華街（横浜駅周辺、みなとみらい21地区、関内地区、関外地区及び新横浜駅周辺）において、人々が安心して過ごせるようにするため、当該地域における災害等の緊急事態への対処及び予防並びに犯罪の抑止に活用することを目的として、250台のカメラを設置しています。

カメラと消防司令センターを光回線で結ぶことにより、災害や事故等の緊急事態が発生した際、消防司令センターが中心となって映像による早期現場把握等に活用していきます。

5 高度安全安心情報ネットワークシステム（ASIN）

(1) 概要

市庁舎・消防司令センター・区役所・消防署・拠点病院及び関係機関等を画像伝送が可能な大容量光回線で結ぶとともに、携帯電話網を利用して、災害現場の画像と消防車・救急車の動態位置情報（どこで何をしているのか）等を伝送し、関係機関が共有するものです。

(2) 画像の伝送・共有

災害監視カメラ等による、画像伝送システムを構築しています。

画像伝送システム (ヘリコプターテレビ伝送システム、災害監視カメラシステム)	<p>横浜ランドマークタワーの屋上には、災害監視カメラが4台設置されており、24時間、360度の画像が安全管理局消防司令センターに伝送され、さらに消防司令センターから危機管理室へも伝送されています。これら4台の災害監視カメラにより、市域のほぼ半分を映し出すことができ、災害発生直後の状況をリアルタイムに把握することができます。また、安全管理局航空隊搭載によるヘリTV映像を伝送することができます。</p> <p>これらの映像は、地域衛星通信ネットワークを通じて県や総務省消防庁等へ伝送され、迅速な災害応急対策に活用されます。</p>
繁華街安心カメラ	<p>災害や事故等の緊急事態が発生した際、消防司令センターが中心となって映像による早期現場把握に活用していきます。</p>
災害現場カメラ	<p>消防隊等から災害現場の映像送信を行います。</p>

6 災害時安否情報システム

災害時安否情報システムは、大規模災害時に地域防災拠点等で収集した市民の安否情報を市ホームページに掲載し、市民に提供するコンピュータシステムです。

7 ポケットベル

本市では、防災関係職員にポケットベルを配備しています。ポケットベルへ防災情報を配信し、夜間・休日に発生した災害時の職員の早期参集に役立てます。

第2節 消防力の整備・強化

1 消防活動の機能性の向上

(1) 消防水利の整備・確保

消火活動上必要な消火栓や水道断滅水時等に使用する防火水槽の設置について、地域特性を考慮した整備を図るとともに、河川やプールなど消防隊により取水可能なもので消防の用に供する水利についても消防水利の指定を行い水利の確保に努めます。

(2) 航空消防体制の強化

大規模災害時に、航空機による情報収集伝達活動をはじめとする諸活動を、昼夜間常時可能とする24時間運行体制を継続し、航空消防体制を強化しています。

2 特殊災害対策の整備

危険物、高圧ガス、化学物質、放射性物質等による特殊災害への対策を強化するため、国及び他都市等と協力して科学的研究を進めます。

また、予防・査察指導や訓練指導を強化します。

1 科学的研究の推進	特殊災害対策や大規模地震対策をより一層すすめるため、科学的研究体制を整備、充実するとともに、国その他の機関との連携強化を図ります。
2 予防・査察指導の強化	集客施設や高齢者・障害者施設での災害を未然に防ぐため、予防、査察指導を強化するとともに、自衛消防隊の設置や訓練の指導を行います。
3 特殊災害対策の充実	特殊災害に対応するため、装備の充実を図ります。また、超高層複合ビル、地下街などの災害に際し、多面的な消防活動が行えるよう消防対策の充実を図ります。

3 救急体制の充実

1 救急活動の質的向上	傷病者の救命効果を高めるため、救急隊員の資質の向上を図るとともに、救命指導医制度を中心として、医師・救急隊・医療機関の連携を強化します。
-------------	--

4 市民防災組織の育成・強化

1 消防団消防力の強化	市民防災における行政と地域との架け橋の役割を担っている消防団の消防力の機能強化を図っていきます。
2 町の防災組織及び企業消防力の育成強化	町の防災組織に対する防災訓練指導を行い、「自らの地域は自らの手で守る」ための知識と技術の普及を図り、災害に強い地域づくりを推進します。また、企業については、災害の発生を未然に防止するよう、自主防火管理の強化を指導するとともに、消防訓練センターを活用した教育を行い、自衛消防隊の充実を図ります。
3 初期消火活動の実践指導	家庭及び地域において、火災発生の初期に有効な消火活動ができるように、基礎的な消火活動について訓練指導及び広報活動を行います。

第3節 救助・救急体制の強化

健康福祉局
安全管理局

1 医療機関との協議

健康福祉局及び安全管理局は、救助・救急活動の適正を期するため、市医師会、日赤神奈川県支部等医療関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともに、あらかじめ災害時における医療機関等に次の事項を確認しておきます。

救急活動上必要な事項	<ol style="list-style-type: none">1 災害発生時における情報連絡2 医療機関の収容能力及び受入並びに手術体制3 医療救護班の編成及び現場派遣方法4 収容医療機関及び現場応援のための医師及び看護師の動員計画5 現場で必要な救急医療薬品及び医療資器材の備蓄、調達並びに輸送の方法6 人的及び施設の医療体制において、より整備された災害地域外若しくは市外の医療機関へ再収容又は移送に対する協力体制7 その他必要な事項
------------	---

2 防災関係機関との協議

安全管理局及び関係区局は、災害発生時における総合的な現場活動体制を確立するため、県警察、自衛隊、海上保安庁、区防災対策連絡協議会構成機関等の防災関係機関と緊密な連絡を図り、あらかじめ次の事項について協議し、確認しておくものとします。

協議・確認事項	<ol style="list-style-type: none">1 災害発生時の交通規制措置2 要請に基づいて出場する自衛隊等の現場派遣隊員及び車両等の編成3 現場における任務分担4 現場救護所の設置5 現場指揮の調整6 各機関相互の現場連絡及び情報の交換7 各機関の保有する救急用資器材の備蓄及び調達要領
---------	---

3 救助・救急用資器材の調達及び整備方針

安全管理局、健康福祉局及び関係各局は、過去における災害の教訓と、将来予想される災害を考えあわせ、活動に必要な救助・救急用資器材を逐次整備し機動力の充実と的確な医療・診療体制の確保を図るものとします。

4 医療機関の実態把握

安全管理局は、傷病者を搬送する場合、災害の実態に応じ、かつ医療機関の収容能力に応じた分散収容を図り、適正な救急医療を確保するため、医療機関一覧表又は分布図等を常備するとともに、診療体制の変動について常時把握しておくものとします。

安全管理局
関係区局

安全管理局
健康福祉局
関係局

安全管理局

第3章 組織体制の強化推進

災害時には、初期段階での対応がその後の応急対策の成否に重大な影響を及ぼします。このため、初期体制の強化の取組や迅速な要員の確保、防災関係機関との連携など防災体制を強化する必要があります。

この章では、防災体制を強化推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 初動体制の強化

1 横浜市災害対策夜間緊急体制

災害時には、初期段階での対応が、その後の応急対策の成否に重大な影響を及ぼします。特に、夜間、休日等の正規の勤務時間外に災害が発生した場合、職員の参集の遅れや情報の混乱等により防災対策上の立ち遅れが懸念されます。

このような夜間、休日等における災害発生等の緊急事態に対応するため、市庁舎等及び区庁舎において、職員が宿日直等に従事するとともに、安全管理局危機管理室に専任の「災害応急対策員」を配置し、災害情報等に関する受伝達、市・区災害対策本部の開設・運営の準備及び配備体制発令を迅速かつ適切に実施します。

また、必要に応じて緊急対策チームを招集するなど、防災初動体制の充実・強化を図っています。

(1) 防災宿日直制度

夜間、休日等における災害等の緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、本庁舎において、次の任務を、別に指定する職員（以下「防災宿日直職員」という。）が輪番制により宿日直に従事します。また、区庁舎においても、防災宿日直制度又は区運営責任職で編成する輪番制の班体制等により、情報の収受、指令伝達等の応急対策を実施します。

任 務	1 災害に関する情報収集及び連絡 2 市・区災害対策本部又は市・区警戒本部の設置準備業務 3 安全管理局危機管理担当理事、安全管理局危機管理室長、安全管理局危機管理担当課長（緊急対策等担当）等との連絡 4 区総務課長との連絡 5 防災関係機関、報道機関等との連絡、情報提供等 6 災害応急対策員への指示（市庁舎のみ） 7 その他災害対策上必要な事項
-----	--

(2) 危機管理宿日直制度

夜間、休日等における危機発生時の、職員の参集体制決定に必要な初期情報の収集整理及び状況判断を行うため、安全管理局の職員が輪番制により宿日直に従事します。

(3) 災害応急対策員

横浜市災害応急対策員設置要綱（昭和60年4月1日）に基づく「横浜市災害応急対策員」は、夜間、休日等の警戒勤務に従事し、緊急事態発生時には、市災害対策本部等が設置されるまでの間、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）若しくは安全管理局危機管理室長又は防災宿日直者等の指示に従い、情報の収受、指令伝達等の応急対策を実施します。

なお、夜間、休日等における関係各区局に対する情報伝達は、別に定めるところに基づき、原則として災害応急対策員から各区局危機管理主管課長、各区防災宿日直職員等に対し行います。

(4) 緊急対策チーム

多数の市民の生命・財産を脅かす大規模な災害が発生した場合又はその発生のおそれがある場合には、専門的知識や経験を有する本市職員で構成する緊急対策チームを招集し、災害発生直後の限られた情報から被害状況を推定するとともに、対処方針を市長及び危機管理監に進言します。

(5) 区役所と消防署の連携

夜間・休日に大規模な災害等により被害が発生した場合、区役所の体制が整うまでの間に、消防署が区役所に代わって実施できる事項は次のとおりです。

ア 初期情報の提供

消防署から区総務課長又は防災宿日直者に発災初期の情報を連絡する。

イ 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、市民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（土木事務所等）から収集した情報を消防署で取りまとめる。

ウ 市民への情報提供

広報隊等により緊急情報（迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を市民に提供する。

エ 避難所の開設要請

緊急の場合（住民に危険が及ぶおそれがあると認める場合）に、消防署から電話により避難所の開設を関係者に要請する。

2 早期体制確立のための職員配置

区役所の経営・運営責任職の一定割合を、当該区又はその周辺区の居住職員とするよう人事配置上の配慮をすることとし、区災害対策本部（以下「区本部」という。）の早期設置が図られるよう努めます。

3 早期体制確立のための市本部部長及び区本部部長の臨時代行者の事前指定

- (1) 局長は、あらかじめ、災害発生以後の局長が参集するまでの間の、当該市本部部長の臨時代行者及びその順位を所属動員される当該局の部長・課長相当職の中から指定します。
- (2) 区長は、あらかじめ、災害発生以後に区長が参集するまでの間の、当該区本部部長の臨時代行者及びその順位を所属動員される当該区の部長・課長相当職の中から指定します。

第2節 防災組織体制の種類

本市では、次の防災組織体制により災害応急対策を実施します。

なお、各体制における本部長等、本部の運営、活動項目の細部については、第3部以降に定めます。

1 警戒体制

(1) 目的

警戒体制は、被害の状況が不明確な災害発生初期の段階において、直ちに情報収集、伝達ができる体制を立ち上げ、その後の災害の推移状況に応じた体制の強化が迅速に行えることを目的としています。

(2) 警戒体制の実施

本計画において想定している災害が発生し又は発生が予想されるときは、関係区局は、ただちに警戒体制を実施します。

(3) 活動の概要

上位の体制への移行を考慮した職員の連絡体制の確保、災害状況の収集伝達が主な活動です。

2 災害対策警戒本部

(1) 横浜市災害対策警戒本部

相当の被害が発生し又は予想される事故災害に対して、複数の局の対応が必要な場合で、災害対策本部の設置に至らないときは、関係局による市災害対策警戒本部を設置します。

(2) 区災害対策警戒本部

区長が必要と認めるとき、又は、市災害対策警戒本部が設置されたとき、区災害対策警戒本部を設置します。

なお、区災害対策警戒本部の設置区は、原則として事故災害発生区とし、必要に応じて危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が周辺区又は全区における設置を指示します。

(3) 活動の概要

災害の種別、規模、避難・受入の要否などに応じて、構成区局の事務分掌に応じた必要な活動を実施します。

3 災害対策本部

(1) 横浜市災害対策本部

被害の規模が災害救助法の適用基準に達した場合や同程度以上に拡大すると予想される場合、又は、市長が必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、関係局により構成する市災害対策本部を設置します。

(2) 区災害対策本部

区長が必要と認めるとき、又は、市災害対策本部が設置されたとき、区災害対策本部を設置します。

なお、区災害対策本部の設置区は、原則として事故災害発生区とし、必要に応じて市長が周辺区又は、全区における設置を指示します。

(3) 現地本部

災害の規模及び態様により、被災現地において災害応急対策を推進するうえで、市長が必要であると認めるときに設置します。

第3節 配備・動員計画の策定

1 配備・動員計画の基本

(1) 動員の区分

都市災害時の職員の配備・動員は、所属動員を原則とします。

ただし、区局長は、必要と認めるとき、各区局内において職員の所属する課、係等以外の場所に動員を命じることができます。

(2) 配備人員

配備人員は、原則として区局で、「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」に基づき、配備計画を策定し、災害の発生場所、種別、規模に対応した必要な職員の動員を行います。

2 動員対象者

都市災害時の動員対象職員は、災害の種別、規模及び必要とされる応急活動内容に応じて各区局の配備・動員計画を原則として、対象者を決定しますが、全職員動員時（5号配備時）の動員対象職員は、次によります。

項目	動員対象者の範囲
動員対象者	<p>本市に所属する職員（横浜市以外の関係機関・団体等＝本市機構図で表示する各区局等以外の機関等＝への出向職員を除く。）を動員対象者とします。</p> <p>ただし、次の場合については、動員対象としません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平常時における病弱者、身体不自由者等で、災害応急対策を実施することが困難であると所属の区局長が認めた場合 2 都市災害発生時において、妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある職員で、災害応急対策に従事することが困難であると市本部部長又は区本部部長が認めた場合 3 その他市本部部長又は区本部部長が認める場合

3 動員の命令及び参集

(1) 動員命令の伝達

対象職員に対する動員命令は、各所属の電話連絡網などにより伝達します。

(2) 職員の配備及び参集

勤務時間内外を問わず、「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」別表第4 災害対策配備基準表（1～5号配備）における動員対象職員は、配備計画に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行するものとします。

なお、勤務時間外において、動員命令を受けたときは、できる限り直ちに参集するものとします。

4 市本部部長の代理順位の指定

市長が不在又は欠けた場合は、市本部部長の権限を行使するため、あらかじめその代理の順位を危機管理監、副市長の中から指定します。

5 市本部部長及び区本部部長の代理順位の指定

局長又は区長が不在又は欠けた場合に、市本部部長又は区本部部長の権限を行使するため、あらかじめその代理の順位を当該区局の部長・課長相当職の中から指定します。

1 区局長の責務

- (1) 協定等の締結の促進
区局長は、都市災害時における市民の安全と市民生活の安定を確保するため、所管する業務に関して必要な協定等の締結を推進します。
- (2) 協定等の実践力、即応力の向上
区局長は、所管する協定について、都市災害発生時に円滑に機能させるため、協定締結先との連携強化を図り、実践力、即応力の向上を図ります。
- (3) 区防災対策連絡協議会
区長は、区防災対策連絡協議会を開催し、関係機関と連携を図り、区内の災害予防及び災害応急対策を推進します。
- (4) 協定機関との災害時緊急契約の締結
災害時における緊急契約の締結について次のとおり定めました。(横浜市契約規則第2条、横浜市事務決裁規程第3号)
 - ア 契約書の省略
請負契約、物品、その他の調達等の契約及び委託契約のうち、災害発生により緊急に契約を締結する必要があるものについては、契約書作成を省略することができます。
(契約書の作成を省略したとき、契約の相手方は、契約の内容の確認に必要な具体的履行内容、具体的要請手続き等の要件を記載した見積書又は請書その他これらに準ずる書類を市長に提出しなければならない。)
 - イ 協定締結業者との緊急契約
災害協力について締結している協定については、具体的履行内容、具体的要請手続き等の内容を協定書に完備することで、契約書の省略を図ることができます。

2 防災関係機関相互の連携強化

本市防災関係機関等は、市域の災害予防及び災害応急対策の推進を図るため、相互の連携強化を図ります。

- (1) 危機対処・防災連携対策会議
横浜市、神奈川県、陸上・海上自衛隊、横浜海上保安部、神奈川県警察で構成する「危機対処・防災連携対策会議」において、各機関相互の役割分担等が明確になるよう、定期的に会議を開催しています。
- (2) 県・横浜・川崎防災・危機管理対策推進協議会
神奈川県、横浜市、川崎市で構成する「県・横浜・川崎防災・危機管理対策推進協議会」において、相互の連携や役割分担について、定期的に意見交換をしています。
- (3) ライフライン防災対策連絡協議会
本市では、東日本電信電話(株)、東京電力(株)、東京ガス(株)などのライフライン機関と「ライフライン防災対策連絡協議会」を設置し、定期的に連絡会議を開催しています。
- (4) 横浜市防災協定連絡会
本市では、平成8年10月18日、災害時における協力協定を締結している企業・団体等の連携を強化することを目的として「横浜市防災協定連絡会」を設置し、毎年会合を開催し、防災意識の浸透を図るとともに、情報交換を行っています。
- (5) 横浜港保安委員会・横浜港保安対策協議会
本市では、港湾関係機関・団体等からなる横浜港保安委員会及び横浜港保安対策協議会を設置し、横浜港に不測の事態が生じた場合の港湾関係者による連絡・協力体制の確立や、関係者間の連携による保安の向上と出入管理の強化を図っています。

(6) 横浜管内排出油等防除協議会

横浜港及びその周辺海域において排出油等事故が発生した場合の排出油等防除活動について、関係機関が必要な事項を協議するため、横浜管内排出油等防除協議会を組織しています。

第5節 防災関係機関等における体制

市域の防災関係機関は、災害の発生又は発生するおそれがある場合に備えて、適切な初動体制及び災害応急対策活動を実施するための組織体制を確立しておくものとします。

**第3部：都市災害に共通する
災害応急対策**

第3部 目次

横浜市防災計画
都市災害対策編

第3部 都市災害に共通する災害応急対策

第1章 応急活動体制

第1節	応急活動体制の概要	25
第2節	警戒体制の早期確立	
1	目的	25
2	設置基準	25
3	災害発生の通報・連絡	25
4	警戒体制の確立	26
5	警戒体制の廃止	26
第3節	横浜市災害対策警戒本部	
1	目的	27
2	設置基準	27
3	市警戒本部	27
4	区警戒本部	28
第4節	横浜市災害対策本部	
1	目的	29
2	市本部及び区本部の設置	29
3	市本部及び区本部の廃止	30
4	運営等	31
第5節	組織及び事務分掌	33

第2章 配備・動員計画

第1節	配備体制	
1	勤務時間内における配備体制	56
2	勤務時間外における配備体制	56
3	配備基準	56
4	配備状況の報告	57

第3章 情報の収集と伝達

第1節	情報受伝達方針	58
第2節	情報受伝達体制	
1	情報受伝達系統	58
2	通信手段	59
3	情報収集員等の派遣	60
第3節	災害情報の収集、報告及び記録	
1	通報	60
2	関係区局の報告	60
3	災害の記録	61
4	神奈川県知事への報告	61
第4節	情報混乱防止活動	
1	事業者の活動	61
2	鉄道事業者の活動	61
3	行政の役割	61

第5節	広報活動	
1	広報事項	62
2	広報活動の方法	62
第6節	広聴活動	
1	臨時市・区民相談室の開設	63
2	要望等の処理	63

第4章 消防活動計画

第1節	応急活動体制	
1	災害の覚知と報告等	65
2	都市災害警戒対策会議	65
3	都市災害対策消防警戒体制の発令	65
4	都市災害各号配備	65
第2節	応急活動	
1	現場の早期把握	66
2	現場指揮体制の確立	66
第3節	救助・救急活動要領	
1	救助救出活動	66
2	救急活動	67
3	災害広報	67
4	大規模救助・救急事案に係る消防活動	67
第4節	応援要請	
1	応援要請基準	68
2	応援要請の区分及び種別	68
3	要請消防力	68
4	応援受入体制	69
第5節	消防団活動計画	
1	都市災害対策消防団警戒本部等の設置	69
2	都市災害対策消防団本部等の設置	69
3	消防団員の動員	70
4	災害応急活動	70

第5章 救援救護計画

第1節	医療救護活動の基本	
1	通常の医療体制で対応可能な場合	71
2	通常の医療体制で対応不能な場合	71
第2節	医療救護班等の編成と配置	
1	市立病院・災害医療拠点病院による医療救護班	72
2	横浜市医師会による各区救護隊支部救護班	72
3	日本赤十字社神奈川県支部による救護班	73
4	区役所（区本部）からの応援要請	73
5	医療の範囲及び期間	73
第3節	仮設救護所の設置	
1	設置用器材	73
2	設置報告	74

第4節	医療救護活動	
1	医療救護班（隊）の出場	74
2	医療救護班の任務	74
3	応需体制	74
4	区役所（区本部）からの応援要請窓口	74
第5節	多数負傷者発生現場での医療救護活動	75
第6節	医薬品等の備蓄及び調達等	
1	医薬品等の備蓄	75
2	医薬品の調達	75
3	区役所（区本部）からの要請窓口	75
4	搬送手段	75
第7節	こころのケア対策	
1	情報の提供	76
2	被災者への支援等	76
3	平時からの準備	76
第8節	行方不明者の救出と遺体の取扱	
1	行方不明者の捜索及び救出	77
2	救出活動の実施	77
3	遺体の取扱	77
4	遺体安置所の設置	78
5	火葬	78
第9節	防災機関との相互連携	
1	自衛隊に対する災害派遣要請	79
2	地方公共団体との相互応援	82
第10節	災害救助法の適用	
1	災害救助法	84
2	災害救助法の適用	84
3	救助の実施	87

第6章 避難と受入

第1節	避難計画	
1	避難の勧告、指示	89
2	避難施設での受入	90
3	避難誘導	91
4	警戒区域の設定	91
第2節	被災者の受入	
1	被災者の受入	91
2	避難施設の維持管理	91
3	報告等	92
4	県有施設の利用	92

第7章 社会公共施設における対策

第1節	基本的事項	93
第2節	応急活動	
1	所管区局の活動	93
2	社会公共施設の活動	94

3	関係各区局、防災関係機関の活動	94
第3節	施設等が避難施設に指定された場合の対応	94

第8章 警備計画

第1節	警備対策	
1	警備体制の確立	95
2	災害応急対策の実施	95
3	通信の確保	95
4	保安対策	95
5	関係機関に対する協力体制	96

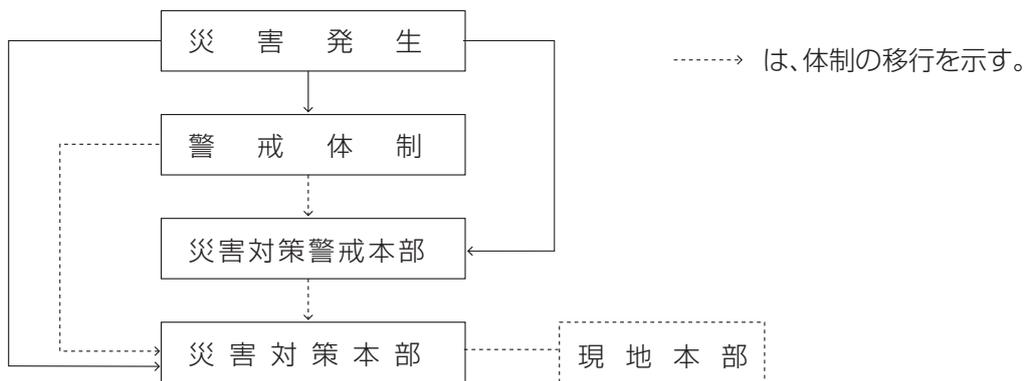
安全管理局

第1章 応急活動体制

第1節 応急活動体制の概要

都市災害時の応急活動体制は、災害の規模に応じて、警戒体制、災害対策警戒本部、災害対策本部の設置と段階的に移行する。

また、災害発生時の被害が甚大なときは、災害対策警戒本部又は災害対策本部を速やかに設置し、的確な応急活動体制を確立する。



第2節 警戒体制の早期確立

安全管理局

1 目的

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、被害の程度が不明な初期の段階において、その後の状況に迅速に対応できる体制をとるものとする。

2 設置基準

関係区局は、本市域内（横浜港湾区域等を含む）又は本市域に被害を及ぼすおそれのある第1部第2章第1節に想定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、その通報等を受けたときは、ただちに警戒体制をとる。

なお、災害種別に応じた設置基準は、「第5部 災害種別対応計画」において定める。

3 災害発生時の通報・連絡

(1) 災害発生時の通報

各区局は、災害の発生又は災害の発生のおそれを覚知したときは、直ちに安全管理局危機管理室に通報する。

通報伝達先	安全管理局危機管理室	TEL 671-2064
-------	------------	--------------

(2) 勤務時間外の措置

勤務時間外において、前記（1）の通報、又は、神奈川県安全防災局、神奈川県警察本部、その他防災関係機関等から災害発生時の通報を受けた災害応急対策員は、危機管理室及び関係区局の指定された職員に連絡する。

関連
災害種別ごとの警戒体制、警戒本部等の設置基準

4 警戒体制の確立

(1) 関係区局への通報

危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）は、前記3の通報を受けたとき、又は神奈川県安全防災局、神奈川県警察本部、その他関係機関から通報を受けたときは、関係区局に対して通報し、関係区局は警戒体制を確立する。

(2) 組織

ア 警戒体制の統括者は、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）とし、災害の種別、発生場所に応じて関係区局を指定する。

イ 関係区局は、次により警戒体制を確立する。

(ア) 関係局の危機管理責任者は、当該局を統括するとともに所属職員を指名して活動にあたる。

災害種別に対応した関係局は、「第5部 災害種別対応計画」に定めるところによる。

(イ) 関係区の統括者は、危機管理責任者とし、所属職員を指名して活動にあたる。

なお、災害発生場所に応じた関係区は、原則として災害発生区とし、状況に応じて周辺区等とする。

(3) 措置事項

警戒体制時においては、次の措置をとるものとする。

警戒体制時の措置事項	1 危機発生時等の初期情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害情報等の収集及び報告に関すること。 3 関係区局及び関係機関等との情報連絡体制の確保に関すること。 4 警戒体制に必要な職員の配備に関すること。 5 構成区局に対する指示に関すること。 6 その他、危機の種別に応じた必要な措置に関すること。
------------	---

(4) 職員の配備、動員

ア 勤務時間内において警戒体制を確立するため、安全管理局危機管理室及び関係区局は、情報連絡等を行う職員を指定し、配備させる。

イ 勤務時間外において、安全管理局危機管理室及び関係区局は、必要に応じて職員を指定し、動員する。

5 警戒体制の廃止

次の場合、警戒体制を廃止する。

警戒体制時の廃止基準	1 市・区災害対策警戒本部又は市・区災害対策本部が設置されたとき 2 安全管理局等による災害防ぎょ活動が完了したと認められたとき 3 多数の市民等に対する医療救護、避難の受入など応急対策の必要がないと認められたとき 4 災害のおそれがあった場合で、市域に被害の発生するおそれが解消したと認められるとき
------------	---

第3節 横浜市災害対策警戒本部

安全管理局
関係区局
資料編
横浜市災害対策警戒本部等の設置、
構成及び運営に関する要綱

第3部

第1章 応急活動体制

1 目的

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、横浜市災害対策本部あるいは区災害対策本部を設置するまでに至らないときは、関係区局が連携し円滑な災害応急対策の推進のため「横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱」に基づき、横浜市災害対策警戒本部（以下「市警戒本部」という。）及び区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を設置する。

2 設置基準

(1) 市警戒本部の設置基準

ア 相当の被害が発生し、又は相当の被害が予想される災害で、市災害対策本部の設置に至らないときは、市警戒本部を設置する。

なお、災害種別に応じた設置基準は、「第5部 災害種別対応計画」に定めるところによる。

イ その他危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるときは、市警戒本部を設置する。

(2) 区警戒本部の設置基準

ア 区域に相当の被害が発生し、又は相当の被害が予想される災害で、区災害対策本部の設置に至らないときは、区警戒本部を設置する。

なお、市警戒本部が設置されたときは、関係区は、区警戒本部を設置する。

イ 市警戒本部が設置されたときは、災害発生区及び市警戒本部長が指定する区は、区警戒本部を設置する。

3 市警戒本部

市警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによる。

(1) 組織構成

市警戒本部長	危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）
構成局	「第5部 災害種別対応計画」に定めるもののほか、必要に応じて市警戒本部長が指定するものとし、構成員は構成局の危機管理責任者とする。
設置	1 市警戒本部は、市庁舎5階危機管理室に設置する。 2 市警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を関係区局及び防災関係機関等に通知する。また、市警戒本部の設置を報道機関に発表する。 3 市警戒本部が設置されたときは、市庁舎危機管理室入口に市警戒本部の標示をする。

(2) 市警戒本部会議

市警戒本部会議の開催	市警戒本部長は、活動方針の決定、災害応急対策の協議のため、必要に応じて構成員を招集し市警戒本部会議を開催するものとする。
職員の派遣	市警戒本部構成員は、所属職員から災害応急対策に係る協議・連絡調整及び情報収集を行うものを指名し、市警戒本部に派遣するものとする。
関係者の出席	必要に応じて災害応急活動に関する専門的な意見を聴取するため、発災施設の関係者等の出席を求めるものとする。

安全管理局
関係局
関連
災害種別ごとの通報基準、警戒本部等の設置基準

関係区

(3) 主な対応

主 な 対 応	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害及び被害等に関する情報収集・伝達 2 市警戒本部構成局及び区警戒本部の職員配備状況の把握 3 その他災害種別に応じた必要な措置 4 区警戒本部に対する指示
---------	--

(4) 廃止基準

廃 止 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 市災害対策本部が設置されたとき 2 災害応急対策が概ね完了したと認められるとき 3 災害の発生のおそれがあった場合で、市域に被害の発生するおそれが解消したと認められるとき
---------	---

(5) 市警戒本部を廃止したときは、その旨を報道機関に発表する。

4 区警戒本部

区警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによる。

(1) 組織構成

区警戒本部長	危機管理責任者（副区長）
班編成及び地区隊の参加	災害種別、規模及び必要とされる応急活動に応じて、区警戒本部長が編成する班及び参加する地区隊を指定するものとする。
設 置	<ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部は、区警戒本部長が定める場所に設置する。 2 区警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市警戒本部長に報告するとともに、区警戒本部の設置構成機関及び区関係機関等に通知する。 3 区警戒本部が設置されたときは、区警戒本部室に区警戒本部の標示をする。

(2) 区警戒本部会議

区 警 戒 本 部 会 議 の 開 催	<ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長は、活動方針の伝達、災害応急対策の協議のため、必要に応じて構成員を招集し区警戒本部会議を開催するものとする。 2 必要と認めるときは、構成する地区隊長又は消防警戒地区本部長に対し、情報収集・伝達のための職員の派遣を要請するものとする。
職 員 の 派 遣	<ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部を構成する各地区隊長又は消防警戒地区本部長は、区警戒本部長からの要請又は必要と認めるときは、情報収集のため所属職員から情報収集員を指名し、区警戒本部に派遣する。 2 区警戒本部長は、必要に応じて、市警戒本部に職員を派遣し、情報を収集する。
関係者の出席	区警戒本部長は、必要に応じて災害応急活動に関する専門的な意見を聴取するため、発災施設の関係者の出席を求めるものとする。

(3) 主な対応

主 な 対 応	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害及び被害に関する情報収集・伝達 2 区警戒本部及び地区隊並びに消防警戒地区本部の職員配備状況の把握 3 その他災害種別に応じた必要な措置
各地区隊及び消防警戒地区本部の対応	所管する応急活動を実施するとともに、区警戒本部長の災害応急対策の指示又は要請に応ずる。ただし、所管局長の命を受け応急活動を実施するため、区警戒本部長の指示又は要請に応じられないときは、区警戒本部長に対し、その旨を通報する。

(4) 廃止基準

区警戒本部長は次の場合、区警戒本部を廃止できる。ただし、市警戒本部が設置されている時は、市警戒本部長の了承を得るものとする。

廃止基準	1 区災害対策本部が設置されたとき 2 災害応急対策が概ね完了したと市警戒本部長が認めるとき 3 災害の発生のおそれがあった場合で、区域に被害の発生するおそれが解消したと認められるとき
------	--

第4節 横浜市災害対策本部

1 目的

災害が発生した場合、災害対策本部を速やかに設置し、被災住民の救助やその他の防災業務の遂行にあたるなど被害の発生を最小限にとどめることが必要である。このため、甚大な都市災害が発生したときは、災害対策基本法第23条及び横浜市災害対策本部条例に基づき、横浜市災害対策本部（以下「市本部」という。）及び区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置し、防災対策を強力に推進する。

また、災害の状況に応じて現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を設置する。

2 市本部及び区本部の設置

(1) 市本部の設置

設置基準	市長（市長が登庁できないときは、横浜市災害対策本部条例の規定による代理者）は、次のような場合において、災害対策基本法第23条第1項に基づき、市役所に市本部を設置する。 1 被害の程度が災害救助法の適用基準を上回る災害、または上回ると予想される災害が発生したとき 2 複数の区局で対応する必要があると認められる大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合で、その災害が社会的に著しい影響を生じ、又は生じるおそれがあるとき 3 その他、市長が必要と認めるとき
構成局	災害の種別及び必要とされる応急対策を考慮して、「第5部 災害種別対応計画」に定める市警戒本部構成局を原則とし、必要に応じて市長が追加する。
設置	1 市本部は、市庁舎5階危機管理室に設置する。 2 市本部は、設置されたときは、直ちにその旨を各区長、各局長、防災関係機関等に通知する。また、市本部の設置を報道機関に発表する。 3 市庁舎危機管理室入口に市本部の標示を掲出する。

安全管理局
関係区局
資料編
横浜市災害対策本部条例
横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規定

関連
災害種別ごとの通報基準、警戒本部等の設置基準

(2) 区本部の設置

設置基準	<p>関係区の区長（区長が登庁できないときは、「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」に定める代理人）は、次により、区役所（各区総合庁舎内）に区本部を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害が社会的に著しい影響を生じ、又は生じるおそれがあるとき 2 市本部が設置されたとき
設置	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部は、区本部長が定める場所に設置する。 2 区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を市本部長に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区防災関係機関等に通知する。 3 区本部が設置されたときは、区本部入口に区本部の標示を掲出する。

(3) 現地本部の設置等

現地本部の設置	<p>市本部長は、災害の規模及び態様により、被災現地において災害応急対策を推進する上で必要であると認めるときは、市副本部長、市本部員その他の職員の中から、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地本部員を指名し、災害現地又はその周辺の施設に現地本部を設置する。</p>
国の設置する 現地対策本部 等との連携	<p>市本部長及び現地本部長は、国の非常災害現地対策本部、緊急現地災害対策本部等が市内被災地に設置された場合には、十分に連携を図り、支援、協力体制を確保し、機動的かつ迅速な災害応急対策を実施する。</p>

3 市本部及び区本部の廃止

市本部の廃止	<ol style="list-style-type: none"> 1 市災害対策本部長（以下「市本部長」という。）は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市本部を漸次縮小し、又は廃止する。 2 危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）は、市本部が縮小又は廃止されたときは、直ちにその旨を市本部各部長、区本部長、防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。
区本部の廃止	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部長は、区域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、区本部を漸次縮小し、又は廃止することができる。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間にあつては、あらかじめ、市本部長の承認を得なければならない。 2 区本部長は、区本部を縮小又は廃止したときは、速やかに、その旨を市長（市本部長）に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内防災関係機関等に通知する。
現地本部の廃止	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部長は、被災現地において災害が拡大するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、現地本部を廃止することができる。 2 危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）は、現地本部が廃止されたときは、直ちにその旨を市本部長、関係区本部長、防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

4 運営等

市・区本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「横浜市災害対策本部条例」、「横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程」及び「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」に定めるところによる。

(1) 職務権限

市本部	市本部長	市本部の事務を統括し、応急活動の実施にあたり必要な指揮命令を市副本部長及び各部部長及び現地本部長に対し行うとともに、必要に応じて協定締結機関、防災関係機関等に対し応援の要請を行うものとする。
	市副本部長	市本部長を補佐し、市本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
	各部部長	本部長の命を受け本部の事務に従事するとともに、所管する災害応急対策の実施にあたり各部の所属職員に対して、必要な指示をする。

市本部	各部副部長	部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
	各班長	部長の命を受け、所管する災害応急対策の実施にあたり班員に対し必要な指示をする。
	班員	班長の指示に従い、所管する災害応急対策を実施する。
区本部	区本部長	区本部の事務を統括し、災害応急対策の実施にあたり必要な指揮命令を区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）及び区本部各班長に対し行うとともに、各地区隊長及び消防地区本部長に必要な災害応急対策を指示し、又は要請する。また、必要に応じて区内の協定締結機関、防災関係機関等に対し、応援を要請する。
	各地区隊長及び消防地区本部長	所管する災害応急対策を実施するとともに、区本部長の災害応急対策の指示又は要請に応ずる。ただし、各地区隊長及び消防地区本部長は、各部部長の命を受け災害応急対策を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報する。
	区副本部長（副区長） （福祉保健センター長） （福祉保健センター担当部長）	区本部長を補佐し、区本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
	各班長	区本部長の命を受け、所管する災害応急対策の実施にあたり班員に対し必要な指示をする。
	班員	班長の指示に従い、所管する災害応急対策を実施する。
現地本部	現地本部長	市本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理し、被災地の区本部長と連携して、災害応急対策を講じる。
	現地本部員	現地本部長の指示に従い、所管する災害応急対策を実施する。

資料編

横浜市災害対策本部条例
横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程
区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱

資料編

横浜市災害対策本部条例
横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程

(2) 運営
ア 市本部

本部会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部長は、市本部を設置したときは、災害対策の基本方針を決定するため、「横浜市災害対策本部条例」に基づき、本部会議を開催する。 2 市副本部長及び各部部长は、直ちに市本部室に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を市本部長に報告する。 3 本部会議には、必要に応じて、自衛隊、神奈川県警察（横浜市警察部）、横浜海上保安部（京浜港長）、ライフライン事業者等関係機関の責任者の出席を求める。
市本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部事務局を安全管理局危機管理室におく。 2 市本部事務局長は、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）とする。 3 事務局要員は、危機管理室職員及び関係部職員とし、各部は、情報収集・連絡要員1名以上を派遣する。 4 関係部職員は、自部の活動状況の伝達や市本部会議の情報伝達等、自部と市本部間の情報の連絡を担当する。
対策会議の開催	危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）は、市本部長の指示に対する具体的な対策の検討等のため、必要に応じ、関係課長等実務者レベルによる対策会議を開催する。
代理・代決	市本部長、市副本部長、部長、班長（隊長）等が不在等の場合の代理、代決については、別に定めた順位、方法等により行う。

イ 区本部

活動事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部長は、区本部班長、地区隊長、消防地区本部長及び関係機関等から被害情報等の提供を受け、区域における総合的かつ適切な災害応急対策を実施する。 2 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部に報告するものとする。 3 地区隊及び各部出先機関は、区域における被害状況について判断し、必要な場合には、区本部に連絡員を派遣する。
区本部会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催する。 2 区本部会議構成員は、区本部会議が開催されたときは、直ちに区本部室に参集し、各班（各隊）の配備体制と緊急措置事項を区本部長に報告する。 3 区本部会議には、必要に応じて発災施設の関係者、区防災対策連絡協議会の構成機関等の出席を求める。
代理・代決	区本部長、副本部長、班長（隊長）等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行う。

ウ 現地本部

現地本部長は、市本部の指示により、被災地の区本部及び関係機関等と連携して、次の事務を行う。

現地本部の実施事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報、対応、支援状況、復旧状況の把握 2 市本部、国、神奈川県、関係機関等との連絡調整 3 緊急を要する災害応急対策の実施 4 その他必要な事項
-----------	---

資料編

横浜市災害対策本部条例
横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程
区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱

(3) 事務決裁処理の特例

「横浜市事務決裁規程の全部改正について（昭和47年8月28日総文第22号）」において、次のとおり定めている。

事務決裁処理の特例	<p>1 災害発生時において、市長又は専決権者が緊急に処理すべき事案について迅速な決裁を行うことができない場所にいる場合又はこれを行ういとまがない場合は、代決権者がその者にかわって臨時に決裁することができる。</p> <p>2 災害発生時において、緊急に処理すべき事案について決裁を受ける場合の合議について、迅速な決裁を行うことができるよう、合議を省略することができる。</p>
-----------	---

第5節 組織及び事務分掌

市・区警戒本部及び市・区本部の組織及び事務分掌は、原則として以下に掲げる図表によるものとするが、都市災害の種別、規模及び必要とされる災害応急対策に応じて、構成局を市警戒本部長及び市本部長が定めるものとし、指定された局の局長は、局内の必要な部署に班を設置する。

また、区警戒本部及び区本部の組織構成は、災害の種別及び必要とされる災害応急対策に応じて、区警戒本部長及び区本部長が班の設置などを定めるものとする。

なお、各部及び区本部は、市本部長が特に必要と認めるときは、特命による事項を行うものとする。

災害種別ごとの警戒体制、警戒本部等の設置基準

区分	災害種別	主な構成区局	警戒体制確立
			警戒本部設置基準
大規模火災	地下街火災	都市経営局 健康福祉局 安全管理局 病院経営局 (交通局) 災害発生区	地下街において火災の発生を確認したとき ----- 1 多数の人的被害が発生したとき 2 交通機関への多大な影響があるとき 3 その他危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき
	高層建築物火災	都市経営局 健康福祉局 安全管理局 病院経営局 災害発生区	不特定多数の者が出入りする高層建築物において火災の発生を確認したとき ----- 1 多数の人的被害が発生したとき 2 多数の住家（室）が焼失したとき 3 その他危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき
	地下街ガス爆発災害	都市経営局 健康福祉局 安全管理局 病院経営局 (交通局) 災害発生区	地下街におけるガス爆発を覚知したとき ----- 1 多数の人的被害が発生したとき 2 交通機関への多大な影響があるとき 3 その他危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき

(注) () 内の局は、災害の状況に応じて構成局となる。

危険物等災害	都市ガス施設災害	都市経営局 健康福祉局 安全管理局 病院経営局 災害発生区	都市ガス施設(製造所、ホルダー、管路)における火災、爆発、広域的な漏洩等の災害を覚知したとき ----- 1 多数の人的被害が発生し、被害拡大が予想されるとき 2 住家被害が多数発生したとき、又はそのおそれがあるとき 3 大量のガスが漏洩し、周辺住民の避難が必要なとき 4 その他危機管理統括責任者(安全管理局危機管理担当理事)が必要と認めるとき
	危険物・火薬類・高圧ガス毒劇物施設等災害	都市経営局 健康福祉局 環境創造局(道路局) 安全管理局 病院経営局 災害発生区	大規模な危険物等施設災害の通報を受け、出場隊が施設外や輸送車両周辺に影響を及ぼす漏洩を確認したとき ----- 1 人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき 2 危険物、毒劇物等の漏洩により、周辺住民の避難が必要なとき 3 その他、危機管理統括責任者(安全管理局危機管理担当理事)が必要と認めるとき
	有毒物質漏洩災害	都市経営局 健康福祉局 環境創造局 安全管理局 病院経営局 教育委員会事務局 災害発生区	有毒物質による災害を覚知したとき ----- 1 多数の人的被害が発生したとき 2 周辺住民の避難が必要なとき 3 その他、危機管理統括責任者(安全管理局危機管理担当理事)が必要と認めるとき

(注) () 内の局は、災害の状況に応じて構成局となる。

区分	災害種別	主な構成区局	警戒体制確立	
			警戒本部設置基準	
海上災害	大規模な油等流出事故	都市経営局 行政運営調整局 市民活力推進局 健康福祉局 環境創造局 資源循環局 経済観光局 港湾局 安全管理局 教育委員会事務局 沿岸6区	<p>港湾区域等に影響を及ぼすおそれのあるタンカー等船舶の事故や沿岸部の貯油施設等における事故を覚知したとき</p> <p>危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が、流出油等が港湾区域等に影響があると認めるとき</p>	
	船舶等の火災・爆発事故	都市経営局 健康福祉局 港湾局 安全管理局 病院経営局 沿岸6区	<p>大規模な船舶火災、爆発等の通報を受けたとき</p> <p>災害の状況から、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき</p>	
鉄道災害	多数の人命及び多くの物的損壊を伴う鉄道施設における災害	都市経営局 健康福祉局（都市整備局） （道路局） 安全管理局（交通局） 病院経営局 災害発生区	<p>列車の衝突、脱線等を覚知したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多数の人的被害が発生したとき 2 危険物、毒劇物等の漏洩により、周辺住民の避難が必要なとき 3 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき 	
道路災害	自動車専用道路等における大規模な事故	都市経営局 健康福祉局 道路局 安全管理局 病院経営局 災害発生区	<p>自動車専用道路等で大規模な道路災害発生を覚知したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多数の人的被害が発生したとき 2 その他危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき 	
航空災害	人命及び物的損壊を伴う航空機事故	都市経営局 健康福祉局 安全管理局 病院経営局 災害発生区	<p>市内において航空機事故の発生を覚知したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多数の人的被害が発生したとき 2 多数の住家被害が発生したとき 3 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき 	

(注) () 内の局は、災害の状況に応じて構成局となる。

第3部
第1章 応急活動体制

区分	災害種別	主な構成区局	警戒体制確立
			警戒本部設置基準
放射性 物質 災害	原子力施設における災害	都市経営局 市民活力推進局 健康福祉局 環境創造局 経済観光局 道路局 港湾局	1 原子力災害対策特別措置法に基づく通報を受けたとき 2 原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言を覚知したとき 3 その他危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき
	核燃料物質等輸送中の災害	安全管理局 水道局	原子力施設における災害と同じ
	放射性同位元素保有施設災害	交通局 病院経営局 災害発生区	原子力施設における災害と同じ
不発弾等の発掘及び処理	爆発のおそれがある不発弾等の発見	関係区 都市経営局 健康福祉局 環境創造局 まちづくり調整局 道路局 安全管理局 交通局	[区本部の設置基準] 爆発のおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合
その他の 災害	大規模情報通信ネットワーク事故	都市経営局 健康福祉局 環境創造局 (経済観光局) (道路局) 港湾局 安全管理局 (病院経営局) 関係区	災害の状況に応じて、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき
	地下工事等に伴う災害		災害の状況に応じて、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき
	群衆流動等による雑踏事故		1 大規模な行事等が開催される場合 2 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき 1 雑踏事故により、相当の被害が発生し、市災害対策本部の設置にいたらない場合 2 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認める場合

(注) () 内の局は、災害の状況に応じて構成局となる。



- 災害の種類及び規模に応じて、市本部構成局を指定する。
- 災害の規模及び態様により、必要に応じて被災現地に現地本部を設置する。
- ＜区地区隊等の運用について＞
- 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。
- 土木事務所地区隊にあっては、道路部部長・環境創造部部長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 資源循環局事務所地区隊にあっては、資源循環部部長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。
- 水道局地域サービスセンター地区隊にあっては水道部部長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 消防地区本部にあっては、安全管理部部長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

(1) 都市経営部

班	事務分掌
庶務班	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 都市経営部報道班の安全管理部本部運営班への派遣に関すること。 12 安全管理部本部運営班への支援職員の派遣に関すること。 13 他の班の所管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。
秘書班	1 本部長及び副本部長（副市長に限る。）の秘書に関すること。 2 市長公舎の管理保全に関すること。 3 見舞者の接遇に関すること。
報道班	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 災害情報の発表に係る総合調整に関すること。 ※ 災害対策本部設置時は、安全管理部本部運営班において活動
国際政策班	1 海外からの支援に係る連絡調整に関すること。 2 領事館及び各国大使館との連絡調整に関すること。 3 外国語の通訳・翻訳関係の調整に関すること。
東京事務所班	国会、各省庁、各地方自治体、その他諸機関との連絡調整に関すること。
大学調整班	1 公立大学法人横浜市立大学（以下「横浜市立大学」という。）との連絡調整に関すること。
基地対策班	1 在日米軍の情報収集に関すること。 2 在日米軍との連絡調整に関すること。
その他の班	1 特命事項に関すること。 2 その他の所管事項に関すること。

班	事務分掌
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 市庁舎の管理保全に関すること。 11 所管車両の保全に関すること。 12 輸送業務に関すること。 13 重要文書及び公印の保全に関すること。 14 緊急で重要な法律問題に対する支援に関すること。 15 安全管理部本部運営班への支援職員の派遣に関すること。 16 他の班の所管に属さないこと。 17 その他特命事項に関すること。
IT活用推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 高度情報システムの活用・調整に関すること。 2 災害情報等のインターネットへの情報発信に関すること。
情報システム班	電算システムの保全に関すること。
人事組織班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員状況の集約に関すること。 2 職員の被害状況の集約に関すること。 3 他都市応援職員の受入れ及び配備計画に関すること。 4 職員等のローテーション計画に関すること。
職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与に関すること。 2 職員配備に伴う勤務条件等に関すること。 3 職員の厚生に係る連絡調整に関すること。 4 公務災害補償に関すること。
人材開発班	横浜市研修センターの管理保全に関すること。
共済組合班	<ol style="list-style-type: none"> 1 共済組合の資産保全に関すること。 2 共済組合の電算システムの保全に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。 4 年金等給付業務に関すること。 5 住宅に係る災害貸付、その他組合員への貸付けに関すること。
職員厚生会班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設及び施設利用者の被害状況の集約に関すること。 2 職員厚生会の資産保全に関すること。 3 職員厚生会の電算システムの保全に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 固有職員の安否の確認及びり災状況の把握に関すること。 6 施設の復旧計画の策定に関すること。 7 被害会員への給付業務に関すること。
その他の班	<ol style="list-style-type: none"> 1 特命事項に関すること。 2 その他の所管事項に関すること。

(3) 市民活力推進部

班	事務分掌
庶務班	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 他の班の所管に属さないこと。 12 その他特命事項に関すること。
広報班	1 災害情報の広報に関すること。 2 映像記録に関すること。
広聴相談班	1 広聴相談に関すること。 2 臨時市民相談室の開設及び「緊急問い合わせ」に関すること。
市民協働班	1 ボランティアとの協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関すること。 2 地域住民組織との連絡調整に関すること。
その他の班	1 特命事項に関すること。 2 その他の所管業務に関すること。

(4) 健康福祉部

班	事務分掌
庶務班	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 部内職員の派遣の総合調整に関すること。 11 所管施設の管理保全に関すること。 12 他の班の所管に属さないこと。 13 その他特命事項に関すること。
地域福祉保健班	1 災害救助法の適用及び実施に関すること。 2 救援物資に関すること。 3 日本赤十字社、市社会福祉協議会、その他社会福祉団体との連絡調整に関すること。 4 その他所管事務に関すること。

班	事務分掌
葬務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 斎場の利用調整に関すること。 2 他都市斎場での火葬の連絡調整に関すること。 3 火葬及び焼骨の仮収蔵計画に関すること。 4 墓地・霊堂の管理保全に関すること。 5 遺体安置所の運営状況の把握に関すること。
保健医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護班の配備計画に関すること。 2 遺体の検案処理に係る連絡調整に関すること。 3 他都市医療応援職員、医療ボランティアの受入れ及び配備計画に関すること。 4 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関すること。 5 避難所等での保健指導に関すること。 6 避難所等での巡回診療計画に関すること。 7 医療機関の被害状況の把握に関すること。 8 地域医療救護拠点、仮設救護所等の運営状況等の把握に関すること。 9 診療可能医療機関の情報提供に関すること。 10 患者の転院搬送に係る総合調整に関すること。 11 基幹病院(市立病院、地域中核病院等)の運営確保に関すること。 12 備蓄医薬品等の補給計画に関すること。 13 医療品の供給協力に関する協定に基づく関係機関への協力要請に関すること。
健康安全班	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康安全班(実働班)に関すること。 2 消毒及び衛生に係る連絡調整に関すること。 3 防疫用薬剤、器材等の調達に関すること。 4 生活用水及び食品の衛生確保に関すること。 5 災害応急井戸の情報提供に関すること。 6 動物の保護収容及び治療計画に関すること。 7 横浜市獣医師会との連絡調整に関すること。 8 防疫活動に係る連絡調整に関すること。 9 防疫広報に関すること。 10 指定動物の飼養状況の安全確認に関すること。
斎場班	<ol style="list-style-type: none"> 1 火葬に関すること。 2 資材の整備及び調達に関すること。 3 斎場施設の保全に関すること。
食肉衛生検査所班	<ol style="list-style-type: none"> 1 食肉の衛生確保に関すること。 2 所管施設の保全に関すること。
食品衛生検査所班	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品の衛生確保及び鮮度不良食品の排除に関すること。 2 保管薬品、機器類等の保全に関すること。 3 市場内の衛生確保に関すること。 4 食用不可等の廃棄物による危害発生防止に関すること。
畜犬センター班	<ol style="list-style-type: none"> 1 犬の保護収容及び治療に関すること。 2 所管施設の管理保全に関すること。

班		事務分掌
衛生 研究 所隊	庶務班	1 衛生部庶務班の事務分掌に準ずる。 2 保管薬品及び機器類等の保全に関すること。
	検査班	1 飲料水及び食品の衛生検査に関すること。 2 防疫関係の検査に関すること。 3 感染症、毒・劇物等の情報収集・解析・提供に関すること。
その他の班		1 特命事項に関すること。 2 その他の所管業務に関すること。

(5) 環境創造部

班		事務分掌
庶務班		1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 他の班の所管に属さないこと。 12 その他特命事項に関すること。
環境保全班		1 平常時における有害物質等の取扱施設等に係る資料提供に関すること。 2 防ぎょ活動に係る助言に関すること。 3 発災時における発災施設の概要に係る情報提供に関すること。 4 災害により発生した大気汚染、水質汚濁等の拡大防止に関すること。 5 工場・事業所の排水処理施設等の調査及び応急対策の指導に関すること。
環境科学研究所班		1 環境測定に関すること。 2 防ぎょ活動に係る連絡調整に関すること。 3 所管施設の保全に関すること。 4 保管薬品、機器類等の保全に関すること。
水・緑管理班		1 公園緑地等の被害状況の集約に関すること。 2 救援活動拠点としての横浜スタジアム使用に係る連絡調整に関すること。 3 河川、水路等の被害状況の把握に関すること。 4 河川、水路、遊水池等に係る応急対策の立案及び実施に関すること。
水再生施設管理班		1 水再生センター及びポンプ場の被害状況の集約に関すること。 2 水再生センター及びポンプ場に係る応急対策の総合調整に関すること。
各水再生センター班		1 水再生センター及びポンプ場の機能保全に係る応急対策に関すること。 2 所管施設の管理保全に関すること。
各汚泥資源化センター班		1 汚泥資源化施設の機能保全に係る応急対策に関すること。 2 所管施設の管理保全に関すること。

班	事務分掌
水再生水質班	水再生センター等の水質の検査に関すること。
施設・設備班	1 各水再生センター及び汚泥資源化センターの構造物、電気設備及び機械設備に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 2 局所管の電気設備及び機械設備の工事箇所の保全に関すること（水再生施設管理課、水再生センター、汚泥資源化センターの主管に属するものを除く。）。
事業調整班	1 公園緑地等に係る応急対策の立案に関すること。 2 河川に係る応急対策の立案に関すること。 3 公園緑地・河川・下水道等に係る国、県等との連絡調整に関すること。
河川事業班	河川に係る応急対策の実施に関すること。
建設復旧班	1 所管下水道施設及び工事箇所に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 2 工事箇所の被害状況の把握に関すること。
管路保全班	1 下水道管きよの被害状況の調査把握に関すること。 2 下水道管きよに係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 下水道台帳の確保に関すること。
その他の班	1 特命事項に関すること。 2 その他の所管業務に関すること。

(6) 資源循環部

班	事務分掌
庶務班	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 他の班の所管に属さないこと。 12 その他特命事項に関すること。
災害廃棄物対策班	1 産業廃棄物許可業者及び団体の指導並びに連絡調整に関すること。 2 民間処分地及び施設の災害調査、復旧指導に関すること。
その他の班	1 特命事項に関すること。 2 その他の所管業務に関すること。

(7) 道路部

班	事務分掌
庶務班	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 他の班の所管に属さないこと。 12 その他特命事項に関すること。
その他の班	1 特命事項に関すること。 2 その他の所管業務に関すること。

(8) 港湾部

班	事務分掌
庶務班	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、外郭団体、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 港湾無線に関すること。 12 他の班の所管に属さないこと。 13 その他特命事項に関すること。
緊急対策班	1 所管区域内の被害状況の集約に関すること。 2 災害救援応急措置の協力に関する協定に基づく横浜港運協会、その他関係機関への協力要請に関すること。 3 災害時における船舶の協力に関する協定に基づく関東旅客船協会、その他関係機関への協力要請に関すること。
復旧計画班	1 港湾施設の被害状況の把握に関すること。 2 港湾施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 ふ頭内の電気・機械設備等に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 4 災害時応急措置の協力に関する協定に基づく横浜港災害対策支援協議会、その他関係機関への協力要請に関すること。

班	事務分掌
海上交通対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 海難事故及び船舶の被害状況の把握に関すること。 2 海上交通規制の要請に関すること。 3 海上交通の確保に関すること。 4 接岸、けい留施設の確保に関すること。 5 本市港務艇等による海上調査に関すること。 6 災害時における交通船等の協力に関する協定に基づく関係機関への協力要請に関すること。 7 災害時における曳船の協力に関する協定に基づく関係機関への協力要請に関すること。
南部管理班 北部管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の把握に関すること。 2 所管施設の機能保全に係る応急対策に関すること。 3 ふ頭構内道路の確保に関すること。 4 応急対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。 5 ふ頭構内荷役業者等との連絡調整に関すること。 6 所管施設の管理保全に関すること。
復旧工事班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設（横浜ベイサイドマリーナ地区、横浜八景島、MM21埋立地及び同事業関係施設を含む）の被害状況の把握に関すること。 2 応急対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 3 所管施設（横浜ベイサイドマリーナ地区、横浜八景島、MM21埋立地及び同事業関係施設を含む）に係る応急対策の実施に関すること。 4 所管施設（横浜ベイサイドマリーナ地区、横浜八景島、MM21埋立地及び同事業関係施設を含む）の管理保全に関すること。
港湾情報システム班	港湾情報システム等の保全に関すること。

(9) 安全管理部

第3部
第1章
応急活動体制

	班	事務分掌
本部 運営班	総合調整担当	1 本部の設置及び運営に関する事。 2 緊急対策チームに関する事。 3 応急対策活動の集約及び総合調整に関する事。 4 災害対策計画の立案及び総合調整に関する事。 5 職員の動員及び配備計画の総合調整に関する事。 6 自衛隊の派遣要請及び受け入れに関する事。 7 広域的な避難に関する事。 8 本部の庶務に関する事。 9 本部長等の命令の伝達に関する事。 10 国等の視察対応に関する事。 11 関係部からの支援職員の受け入れ等に関する事。 12 その他本部長の特命事項に関する事。 13 災害応急対策計画の総合調整に関する事。 14 横浜市防災会議の開催に関する事。
	情報統括担当	1 災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 災害時相互応援協定に基づく他都市への応援要請及び関係機関等への協力要請に関する事。 3 神奈川県、その他関係機関等との情報受伝達及び各種報告に関する事。 4 各部、区本部、ライフライン機関、その他関係機関等との連絡調整に関する事。 5 備蓄物資の活用に係る総合調整に関する事。 6 地域防災拠点運営委員会に関する事。 7 災害対策車の活用に関する事。 8 通信機器等の保全に関する事。 9 防災行政用無線の統制に関する事。 10 り災証明に関する事。 11 関係部からの支援職員の受け入れ等に関する事。
	都市経営部 報道班	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 災害情報の発表に係る総合調整に関する事。
指揮支援統轄本部	指揮班	1 消防本部の設置及び運営に関する事。 2 消防隊等の指揮及び運用に関する事。 3 各種情報に基づく消防力判断に関する事。 4 消防本部応援活動班の設置、編成及び派遣に関する事。 5 その他警防活動上必要な事項に関する事。
	司令班	1 災害の覚知、伝達及び管制に関する事。 2 災害情報の収集及び伝達に関する事。 3 上級指揮者の緊急配備の伝達に関する事。 4 各種要請報告の受理及び伝達に関する事。 5 消防通信の運用及び統制に関する事。
	情報処理班	1 各種情報の収集・整理・分析に関する事。 2 整理分析した情報の各班への伝達に関する事。 3 外部防災関係機関の情報収集伝達に関する事。 4 応援要請等、市本部報告資料の作成に関する事。

	班	事務分掌
指揮支援統轄本部	総務班	1 本部の庶務に関すること。 2 消防団に関すること。 3 消防本部長及び副本部長の伝令に関すること。 4 本部の予算経理に関すること。 5 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。 6 他の班の所管に属さないこと。 7 その他特命事項に関すること。
	人事班	1 職員に関すること。 2 職員の被服等の調達に関すること。 3 職員の功労の調査及び報告に関すること。
	施設班	1 庁舎の管理保全に関すること。 2 車両及び資機材の整備、応急修理に関すること。 3 燃料の確保に関すること。 4 人員及び資機材の輸送に関すること。
	広報班	1 消防広報に関すること。 2 報道機関からの情報収集に関すること。 3 報道機関からの問い合わせ等の対応に関すること。 4 記録写真に関すること。
	指導班	1 危険物施設の被害状況の把握及び応急措置指導に関すること。 2 応急計画対象物の被害状況の把握及び応急措置指導に関すること。
	防災センター班	1 防災センター来館者に関すること。 2 防災センターの庁舎及び車両の保全に関すること。 3 特別消防隊の編成に関すること。 4 救助活動に関すること。 5 防災センターの施設機能の活用に関すること。 6 防災センター職員の食糧、寝具、衣料等の調達に関すること。
	訓練センター班	1 訓練センターの管理保全に関すること。 2 訓練センター職員の食糧、寝具、衣料等の調達に関すること。 3 訓練センター施設機能の活用に関すること。 4 訓練センター応援活動隊編成及び派遣に関すること。 5 教育用資機材の現場搬送に関すること。 6 教育生の配備に関すること。 7 副本部長の伝令に関すること。

第3部
第1章
応急活動体制

	班	事務分掌
緊援隊等授援本部	受援調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 陸上部隊の被災区に対する他県隊の割り振りに関すること。 2 応援部隊との連絡、集結場所の指定等に関すること。 3 ヘリ受援調整班との連絡調整・陸上部隊及び水上部隊(以下「各部隊」という。)の被災区までの誘導に関すること。 4 各部隊に対する活動方針等の伝達に関すること。 5 ヘリ受援調整班との連絡調整に関すること。 6 県調整本部との連絡調整及び指揮支援統括本部への伝達に関すること。 7 誘導要員派遣地区本部の指定、各地区本部への連絡に関すること。 8 署系無線の司令班からの調達と配布に関すること。 9 集結場所から各地区本部までの経路図面の作成・配布に関すること。 10 宿泊場所、食糧、寝具、燃料等の後方支援についての総務班、施設班との調整に関すること。 11 後方支援情報の各地区本部への伝達に関すること。
	県派遣班	<ol style="list-style-type: none"> 1 横浜市安全管理部に必要な応援部隊数、種類等の情報についての県調整本部への伝達に関すること。 2 県調整本部における横浜市への応援部隊情報についての消防本部への伝達に関すること。 3 航空隊授援についての連絡調整に関すること。 4 県施設を使用する場合の連絡調整に関すること。 5 緊援隊の県知事への要請についての伝達に関すること。
	第1授援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 集結場所(青葉消防署)における緊援隊の受入れに関すること。 2 緊援隊に対する活動地区本部の場所、活動方針等の伝達に関すること。 3 緊援隊の地区本部への誘導に関すること。 4 署系無線機、図面などの配布に関すること。
	第2授援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 集結場所(大黒ふ頭)における緊援隊の受入れに関すること。 2 緊援隊に対する活動地区本部の場所、活動方針等の伝達に関すること。 3 緊援隊の地区本部への誘導に関すること。 4 署系無線機、図面などの配布に関すること。
	ヘリ活動受援本部	ヘリ活動班
ヘリ受援調整班		<ol style="list-style-type: none"> 1 応援航空部隊との連絡等に関すること。 2 応援航空部隊に対する活動方針等の伝達に関すること。 3 宿泊場所、食糧、寝具、燃料等の後方支援についての総務班、施設班との調整に関すること。

	班	事務分掌
消防地区本部	警備活動班	1 地区本部の設置及び運営に関すること。 2 消防本部体制の確立に関すること。 3 消火、救助及び救急活動に関すること。 4 他都市応援隊の指揮、運用、調整に関すること。 5 消防活動支援OB隊の活動に関すること。 6 その他警防上必要な事項に関すること。
	誘導班	1 受援調整班との調整に関すること。 2 緊援隊等の誘導に関すること。
	情報収集班	1 各種情報の収集、整理及び報告に関すること。 2 各地区支所班との連絡調整に関すること。 3 建設業防災作業隊の要請に関すること。 4 災害及び災害活動の記録に関すること。 5 消防活動支援OB隊の活動に関すること。 6 火災原因、被害調査、り災証明の発行に関すること。
	庶務班	1 庁舎及び車両の保全に関すること。 2 職員の支援に関すること。 3 区本部、関係機関との連絡調整に関すること。 4 消防団本部との連絡調整に関すること。 5 地区本部長の伝令に関すること。 6 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。 7 他の班に属しない事項に関すること。
	広報班	1 消防広報に関すること。 2 避難誘導に関すること。 3 危険物施設の災害状況の把握及び応急措置指導に関すること。 4 応急計画策定対象物の災害状況の把握及び応急措置指導に関すること。
	地区支所班	1 庁舎及び車両の保全に関すること。 2 各種情報の収集、伝達に関すること。 3 消火、救助及び救急活動に関すること。 4 地区本部への報告及び伝令に関すること。 5 関係団体との連絡調整に関すること。 6 他都市応援隊の指揮・調整に関すること。 7 応援隊要請時の特命事項の実施に関すること。 8 消防活動支援OB隊の活動に関すること。 9 その他警防活動上必要な事項に関すること。

(10) 水道部

班	事務分掌
総務報道班	1 部の庶務に関すること。 2 各班との連絡調整に関すること。 3 各関係機関との調整に関すること。 4 他都市等への応援要請に関すること。 5 報道機関の対応に関すること。 6 自動車の調達に関すること。 7 他の班の所管に属さない事務の執行に関すること。
市民対応班	1 各種情報の収集、伝達及び記録に関すること。 2 市災害対策本部との連絡調整に関すること。 3 本部情報収集員の市災害対策本部への派遣に関すること。 4 市民対応及び広報に関すること。
出納班	1 災害に係る費用の会計処理に関すること。 2 出納に関すること。
調達班	1 緊急物資の調達、配給に関すること 2 特命事項に関すること。
機動班	1 医療用具及び薬品類の調達に関すること。 2 職員の応急救護に関すること。 3 特命事項に関すること。 4 所管施設等の管理、保全及び被害状況の調査に関すること。 5 料金事務電子計算システムの総合対策に関すること。
総合計画班	1 部の応急対策及び災害復旧計画の策定に関すること。 2 企業団の施設等の被害及び稼働状況の集約に関すること。 3 企業団及び他水道事業者との技術的調整に関すること。 4 電力会社等からの情報収集に関すること。
報道班	1 被害情報、稼働状況の情報収集に関すること。 2 報道機関の対応に関すること。 3 職員の動員確認及び参集状況に関すること。
通信班	電気施設及び無線設備の災害対策、修理及び復旧に関すること。
応援受入調整班	1 所管工事現場の点検、応急措置に関すること。 2 外部応援者の受入に関すること。 3 建物等の被害状況、修理及び復旧に関すること。 4 特命事項に関すること。
工業用水班	1 工業用水施設の被害調査、応急修理及び復旧に関すること。 2 復旧班との連絡調整に関すること。
浄水調整班	1 水運用の総合調整に関すること。 2 所管計装設備及び計算機システムの監視、応急修理、及び復旧に関すること。 3 水運用データ収集に関すること。 4 各浄水場班、水質班、水源林班との連絡調整に関すること。
浄水場班	1 所管取水、導水、浄水等の施設及び配水池並びにポンプ場の被害状況調査、応急修理及び復旧に関すること。 2 取水計画並びに水運用に関すること。

水道局

班	事務分掌
水質班	1 水質の検査に関すること。 2 水質の情報収集に関すること。 3 薬品の安全管理に関すること。
水源林管理班	水源林等所管区域の被害調査、応急処置及び復旧に関すること。
復旧班	1 応急修理及び復旧の総合調整に関すること。 2 復旧担当各班並びに給水班との連絡調整に関すること。 3 配水、給水施設等の総合対策に関すること。 4 工業用水班との連絡調整に関すること。
給水班	1 応急給水計画の総合調整に関すること。 2 各地域サービスセンター班、復旧班との調整に関すること。 3 外部応援者の配備計画の策定に関すること。
地域サービスセンター班 (応急給水担当)	1 配水池、災害用地下給水タンク、緊急給水栓からの応急給水に関すること。 2 区本部及び管内災害対策関係機関との連絡調整に関すること。 3 市民広報に関すること。 4 車載用タンクによる地域医療救護拠点等への運搬給水に関すること。

(11) 交通部

交通局

班	事務分掌
庶務班	1 部の総務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 交通関連情報の発表に係る安全管理部との連絡調整に関すること。 11 交通機関運行状況等に関する広報に関すること。 12 運行現場における被害状況の把握に関すること。 13 他の班の所管に属しないこと。 14 その他特命事項に関すること。
物資調達班	1 応急資機材及び燃料等の調達に関すること。 2 所管厚生施設における他都市職員等の受け入れに関すること。 3 部内職員の厚生に関すること。 4 部の予算経理に関すること。
地下鉄庶務班	1 交通部庶務班の事務分掌に準ずる。 2 地下鉄の被害状況の集約に関すること。 3 地下鉄応急対策活動の集約に関すること。

班	事務分掌
地下鉄運輸班	1 地下鉄運行計画に関すること。 2 代替輸送計画に関すること。 3 列車の運転状況の把握に関すること。 4 交通無線に関すること。
地下鉄駅務班	1 乗客の安全確保に関すること。 2 旅客情報の周知に関すること。 3 駅舎の管理保全に関すること。
地下鉄運転班	1 乗客の安全確保に関すること。 2 列車の運転に関すること。
地下鉄車両班	1 地下鉄検修設備の保全に関すること。 2 地下鉄車両の保全に関すること。
地下鉄施設班	1 地下鉄及びバス営業所施設の被害状況の把握に関すること。 2 地下鉄及びバス営業所施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。
地下鉄電気班	1 地下鉄及びバス営業所の電気施設の被害状況の把握に関すること。 2 地下鉄及びバス営業所の電気設備の応急対策の立案及び実施に関すること。
バス庶務班	1 交通部庶務班の事務分掌に準ずる。 2 バスの被害状況の集約に関すること。 3 バス応急対策活動の集約に関すること。
バス輸送計画班	1 バス運行計画に関すること。 2 代替輸送計画に関すること。 3 救援物資等の輸送に係る本部、区本部との連絡調整に関すること。
バス応急輸送対策班	1 バス運行状況の把握に関すること。 2 バス運行実施計画に関すること。 3 運行路線の安全確認に関すること。 4 交通無線に関すること。
バス車両班	バス車両の保全に関すること。
バス輸送班	1 乗客の安全確保に関すること。 2 バス運行の実施に関すること。 3 救援物資等の輸送の実施に関すること。
建設庶務班	1 交通部庶務班の事務分掌に準ずる。 2 建設現場の被害状況の集約に関すること。 3 建設工事応急対策活動の集約に関すること。
地下鉄施設支援班	1 乗客の安全確保の支援に関すること。 2 営業施設に係る応急対策活動の支援に関すること。
地下鉄建設工事復旧班	工事箇所の保全に関すること。

班		事務分掌	
庶務班		1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 みなと赤十字病院との連絡調整に関すること。 12 他の班の所管に属さないこと。 13 その他特命事項に関すること。	
	市民病院隊	庶務班	1 庶務班の事務分掌に準ずる。 2 医療関連情報の収集及び情報提供に関すること。 3 医薬品、器材等の調達に関すること。 4 病院施設内の安全確保及び施設の機能保全に関すること。
		救急医療班	1 入院患者及び負傷者の医療、助産及び救護に関すること。 2 遺体の検案処理に係る連絡調整に関すること。 3 医療救護班の派遣協力に関すること。
		災害対策班	1 入院患者、負傷者等の安全確保に関すること。 2 病院施設の機能保全に係る応急対策に関すること。
		脳血管医療センター隊	庶務班
	救急医療班		1 入院患者及び負傷者の医療、助産及び救護に関すること。 2 遺体の検案処理に係る連絡調整に関すること。
	災害対策班		1 入院患者、負傷者等の安全確保に関すること。 2 病院施設の機能保全に係る応急対策に関すること。

(13) 教育部

班	事務分掌
庶務班	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関等との連絡調整に関すること。 4 事件等の緊急事態情報の収集及び伝達に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部緊急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 他の班の所管に属さないこと。 12 その他特命事項に関すること。
その他の班	1 特命事項に関すること。 2 その他の所管業務に関すること。

(14) その他の部の事務分掌

班	事務分掌
こども青少年部 経済観光局 まちづくり調整局 都市整備局 会計室 第一協力部 (選挙管理委員会事務局) 第二協力部 (人事委員会事務局) 第三協力部 (監査事務局) 市会事務局	横浜市防災計画「都市災害対策編」の「第4部 災害種別対応計画」に定める活動を実施するほか、本部長の特命事項、その他所掌事務に関する事項を実施する。

(15) 区本部

班	事務分掌
庶務班 (区本部事務局)	1 区本部の庶務に関すること。 2 区本部内各班及び地区隊並びに地区本部との連絡に関すること。 3 本部及びその他防災関係機関との連絡に関すること。 4 区本部職員の動員に関すること。 5 区本部職員の厚生に関すること。 6 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 7 応急対策の立案及び実施に関すること。 8 所管施設の保全に関すること。 9 緊急車両の確保手続きに関すること。 10 他の班の所管に属さないこと。 11 その他特命事項に関すること。

こども青少年局
 経済観光局
 まちづくり調整局
 都市整備局
 会計室
 第一協力部
 (選挙管理委員会事務局)
 第二協力部
 (人事委員会事務局)
 第三協力部
 (監査事務局)
 市会事務局

区役所

区役所

班	事務分掌	
情報班	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 部関連被害状況の集約に関すること。 3 部緊急対策活動の集約に関すること。 4 災害広報・広聴に関すること。 5 通信機器等の保全に関すること。	
被害調査班	被害状況の調査に関すること	
援護班	1 被災者の応急活動に関すること。 2 救援物資等の保管及び配給に関すること。 3 遺体安置所の設置及び運営に関すること。 4 発生後の諸活動の準備に関すること。	
輸送班	1 自動車その他輸送手段の調達に関すること。 2 食料・救援物資の輸送に関すること。	
避難班	1 避難に関すること。 2 被災者の収容に関すること。	
物資班	食料の配給に関すること。	
医療調整班	1 被災者の医療救護に関すること。 2 死亡確認に関すること。	
衛生班	1 消毒に関すること。 2 飲料水及び食品に関すること。	
ボランティア班	1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関すること。 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関すること。	
土木事務所地区隊	1 区本部事務局との連絡調整に関すること。 2 道路部事務分掌及び環境創造部事務分掌によること。	
地区隊・地区本部班	資源循環局事務所地区隊	1 区本部事務局との連絡調整に関すること。 2 資源循環部の事務分掌によること。
	水道局地域サービスセンター地区隊	1 区本部事務局との連絡調整に関すること。 2 水道部事務分掌によること。
	消防地区本部	1 区本部事務局との連絡調整に関すること。 2 安全管理部事務分掌によること。

<区地区隊等の運用について>

- 土木事務所地区隊にあっては、道路部部长・環境創造部部长が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 資源循環局事務所地区隊にあっては、資源循環部部长が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先する。
- 水道局地域サービスセンター地区隊にあっては水道部部长が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。
- 消防地区本部にあっては、安全管理部部长が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

第2章 配備・動員計画

この章では、災害応急対策を行う体制の確立を図るため、職員の配備及び動員に係わる基本的事項を定める。

第1節 配備体制

1 勤務時間内における配備体制

(1) 各部部长は、災害種別に応じてあらかじめ定めた職員を各班ごとに配備につけ、応急活動を命令するものとする。

区本部部长は、災害種別に応じてあらかじめ定めた職員を各班ごとに配備につけ、応急活動を命令するとともに、地区隊との連絡体制を確立するものとする。

(2) 配備についての職員は、上司の命に従い、直ちに応急活動を実施するものとする。

2 勤務時間外における配備体制

(1) 市本部部长は、勤務時間外に配備の指令を発したときは、その配備体制に基づき職員を動員する。

(2) 各部部长及び区本部部长は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策に必要な班を編成するものとする。

この場合、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができる。

なお、職員の参集状況と災害の状況を勘案し、順次指令された配備体制に移行するものとする。

(3) 勤務時間外における動員命令の伝達は、「勤務時間外における情報伝達網」及び各局内で事前に定めた連絡方法によるものとする。

3 配備基準

配備体制の内容及び発令基準は、次のとおりとする。

配備体制及び発令基準

種別	配備体制	発令基準
警戒本部	1号配備 局地的な被害の発生が予想される場合、又は発生した場合に対応するため情報収集連絡及び小災害に対処できる体制とする。	局地的災害が発生し、社会的に大きな影響をもたらす場合に発令する。
	2号配備 局地的な災害が発生し始め、更に被害地域の拡大が予想される場合で応急措置及び防除活動を行うことができる体制とする。	被害の拡大が予想される場合に発令する。
災害対策本部	3号配備 災害の発生が数区にわたり、更に拡大の可能性が強く、災害防除の措置を強化し、災害の拡大を防止するために必要な諸般の応急活動ができる体制とする。	数区にわたって災害が発生した場合に発令する。
	4号配備 数区において被害が甚大となり、更に拡大の可能性が強く、災害防除及び救助体制を更に強化し、応急活動ができる体制とする。	数区で甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性がある場合に発令する。
	5号配備 市内全域に被害が続発している場合又は増大しつつある場合で、緊急に総力をあげて対処する体制とする。	市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合に発令する。

資料編

勤務時間外における情報伝達網

4 配備状況の報告

- (1) 各部部長及び区本部長は、配備状況を安全管理部部長を通じ、市本部長に報告する。
- (2) 各部は、次の様式に基づき、ファクシミリ又は情報連絡員により報告する。
- (3) 各区本部は、防災情報システムにより、報告する。
- (4) 報告は、安全管理部部長の指定する時間又は配備が完了次第行う。
- (5) 区本部が設置された場合、地区隊長等は、配備状況を区本部長に報告する。

(様式)

配備人員報告書

〇〇区・局

日	時	配備区分	局長級	部長級	課長級	係長級	その他の職員	計	備考
日	時	号配備	人	人	人	人	人	人	
分	現								
在									

第3章 情報の収集と伝達

この章では、市本部又は市警戒本部設置時において、被害等の状況その他災害に関する情報を迅速かつ確実に収集・伝達するとともに、市民等に対する必要な広報・広聴活動を実施するための基本的な事項について定める。

なお、情報の収集伝達並びに広報・広聴活動の実施等については、本章で定めるところによるもののほか、本編「第5部災害種別対応計画」中の各計画で定めるところによる。

安全管理局

第1節 情報受伝達方針

項目	方針内容
情報受伝達方針	1 発災直後は、被災情報の収集・伝達が最も重要である。防災関係機関等の連絡や市民からの通報など様々な情報が集中する中で、これらの情報を整理し、災害の規模、態様を明確にしつつ、必要な災害応急対策を速やかに実施しなければならない。 2 災害応急対策における業務通信は、正確かつ迅速に行わなければならない。 3 災害時広報は、人心の安定、有効な災害応急対策の促進、統率のとれた組織活動の確保のため重要であり、積極的に推進する。 4 必要に応じて、報道機関を通じた広報などを行う。

第2節 情報受伝達体制

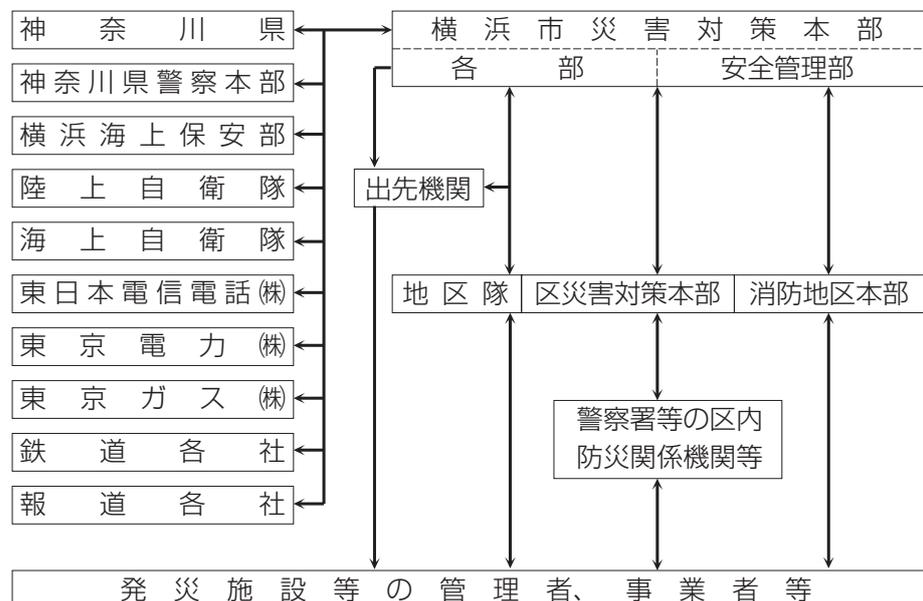
1 情報受伝達系統

本市及び防災関係機関等との情報受伝達の概要は、次のとおりである。

なお、災害種別に対応した情報受伝達体制、受伝達する情報内容については、「第5部災害種別対応計画」において定める。

情報の受伝達に際しては、迅速かつ正確に行わなければならない。

情報受伝達系統図



安全管理局

2 通信手段

(1) 無線電話の優先利用

ア 無線通信網

本市の保有する次の無線通信網を利用する。

- ・ 防災行政用無線
- ・ 消防無線
- ・ 水道無線
- ・ 港湾無線
- ・ 交通無線

イ 運用原則

(ア) 管理運用

市本部が総括運用する防災行政無線局の管理運用は、「横浜市防災行政用無線局管理運用規程」に定めるところによる。

(イ) 防災行政無線統制

- a 固定系については、統制局が行う。
- b 移動系については、各基地局が行う。

(ウ) 無線機能の確保

良好な通話状態を確保できるよう、管理部署は全力でその機能の維持に努めなければならない。附属非常用発電機についても、同様である。

(2) 防災情報システムの利用

市・区本部の情報連絡は、防災情報システム網を利用する。

(3) 携帯電話の利用

危機管理責任者を中心とする職員への情報伝達は、携帯電話を利用する。

(4) 専用回線の優先利用

専用回線網を利用している施設間は、通常利用を中断し、緊急事態の業務通信を優先する。

(5) 加入電話及び庁内電話の利用

有線電話の使用が可能な場合、災害対策本部の電話番号の区分に従い、情報受伝達を行う。
なお、電話回線数が不足するときは、東日本電信電話(株)に対して、臨時電話の設置を要請する。

(6) 本市の保有する以外の無線局等

ア アマチュア無線等

「災害非常無線通信の協力に関する協定」に基づき、横浜市アマチュア無線非常通信協力会に対して、また、「災害時タクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、神奈川県タクシー協会横浜支部及び神奈川県個人タクシー協会に対して加入している無線局及び会員の通信協力を要請する。

イ 神奈川県地区非常通信協議会の無線局

一般回線及び本市保有回線が被害を受け利用できない場合で、情報伝達を実施しなければならないときは、神奈川地区非常通信協議会の構成機関の協力を得て、その保有する通信施設を利用する。

(7) 伝令の派遣

いずれの通信手段によっても情報受伝達が困難なときは、市本部、区本部、防災関係機関又は最寄りの無線局等に伝令を派遣し、情報受伝達を行う。

(8) 公共放送の利用

市本部長は、災害応急対策の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときは、電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた放送事業者に対して、連絡のための放送を要請する。

3 情報収集員等の派遣

- (1) 市本部
各部部长は、市本部が設置されたときは、情報収集員を市本部室に派遣し、部との情報連絡にあたらせる。
- (2) 区本部
地区隊長及び消防地区本部長は、区本部が設置されたときは、情報収集員を区本部室に派遣し、地区隊との情報連絡にあたらせる。
- (3) 防災関係機関等への派遣
市本部長及び区本部長は、必要に応じて災害種別を考慮して、防災関係機関に情報収集員を派遣する。

第3節 災害情報の収集、報告及び記録

1 通報

- (1) 発災事業者の通報義務
事業者は、当該事業所において災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見したときは、直ちにその旨を消防機関、県警察又は海上警備救難機関等に通報しなければならない。
- (2) 市民の通報義務
災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した市民は、直ちにその旨を消防機関、県警察又は海上警備救難機関等に通報しなければならない。

2 関係区局の報告

- (1) 発災直後の通報
 - ア 各区局長は、災害について覚知した場合は、直ちに危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）に通報する。
 - イ 発災直後の情報は、次の事項を収集し、災害通報連絡票により通報連絡する。

発災直後の情報事項	1	災害の種別
	2	発生日時
	3	発生場所・地点
	4	原因
	5	被害の状況（人的被害数、建物被害数、施設被害の状況等）
	6	負傷者の収容状況
	7	消防署、区役所等の対応状況
	8	避難の勧告・指示の実施及び避難の状況
	9	その他災害応急対策上必要な事項

- ウ 情報連絡体制の確保
危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）は、災害情報の通報を受けたとき、関係区局長に伝達するとともに、災害状況に応じて神奈川県、神奈川県警察、横浜海上保安部等防災関係機関との連絡体制を確保する。
- (2) 中間報告
発災直後の情報事項に加え、新たに被害状況等が判明次第、その事項を報告する。
また、被害数の増加・変更、災害応急対策の実施の状況、これからとろうとする措置などを逐次報告する。
 - (3) 最終報告
被害の状況が最終的にすべて明らかになった時点で、被害最終報告をする。

3 災害の記録

- (1) 各区局長は、災害に関する情報を速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録しておかなければならない。
- (2) 各区局長は、災害応急対策を実施する上で、又は発災の記録、資料を確保するために、必要に応じて、写真、ビデオ等による記録を行う。

4 神奈川県知事への報告

市長は、災害の状況とその措置の概要について、次により速やかに県知事に報告する。
また、市長は、市災害対策本部を設置したときは、その旨を県知事に報告する。

- (1) 報告方法
報告方法は、県防災情報ネットワークシステムにより行う。同システムを使用することができない場合には、県防災行政無線 F A X 等で報告する。
- (2) 報告先
県災害対策本部事務局又は安全防災局災害消防課とする。

第4節 情報混乱防止活動

デパート、映画館、繁華街、商店街など不特定多数の人々が集まる施設（場所）や市内主要各駅等は、災害が発生した場合、パニックの発生など大きな混乱の発生が懸念される。パニックは、不安感、恐怖感などの心理的要因と情報不足、知識不足、デマ等の各種要因が相乗的に作用して起こるとされているが、これを防止するために、広報活動を中心とした情報混乱防止活動を実施する。

1 事業者の活動

不特定多数が利用する施設や繁華街を構成する店舗等の事業者は、発災時においては、利用者の安全を確保するため、利用者の沈着冷静な行動を誘導するよう、構内放送や非常用放送設備を用いて、広報を実施する。

2 鉄道事業者の活動

鉄道事業者は、利用者の安全を確保するため、混乱防止のための広報、安全な場所への避難誘導等の混乱防止対策を実施する。

3 行政の役割

発災施設等の事業者と協力して避難誘導に関する広報を最優先に行うとともに、災害に関する正確な情報を早期に市民に提供して、社会的混乱の防止に努める。

第5節 広報活動

1 広報事項

広報事項の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 災害の状況に関すること。
- (2) 避難に関すること。
 - ア 避難勧告等
 - イ 避難・収容施設
- (3) 応急対策活動の状況に関すること。
 - ア 仮設救護所の開設状況
 - イ 交通機関、道路の復旧状況
 - ウ 電気、水道等の復旧状況
 - エ 電話の利用と復旧に関すること。
- (4) その他住民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む。）。
 - ア 給水、給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 臨時相談所の開設状況
 - オ その他必要な事項

2 広報活動の方法

市本部、区本部は、保有するあらゆる広報機能を活用し、必要に応じて他の機関又は団体等の応援を求めて広報活動を実施する。

- (1) ラジオ、テレビによる広報
 - ア 前記1に定める広報事項に関する市民広報、防災関係機関・団体等への緊急の連絡及び災害対策基本法第57条に定める通信のための特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定・覚書」に基づき、「日本放送協会横浜放送局」、「株式会社テレビ神奈川」、「株式会社アール・エフ・ラジオ日本」、「横浜エフエム放送株式会社」、「株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ横浜支局」及び「エフエムインターウェーブ株式会社」に対し、放送を要請する。
 - イ 本市がスポンサーとなっている番組を利用して広報を行う。
 - ウ 必要に応じて、都市型ケーブルテレビ各局に対し、放送を要請する。
 - エ 「緊急警報放送システム」の活用
人命や財産に重大な影響を及ぼす、重要かつ緊急な災害情報（地方自治体の長が発令する避難勧告等）を放送するため、電波法施行令等の改正を受けて、「緊急警報放送システム」がある。
本市では、緊急を要する避難勧告等について「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、「日本放送協会横浜放送局」に対して、この協定に基づく放送を要請する。
- (2) 印刷物等による広報
被災状況によっては、「広報よこはま」、インターネット等の各種媒体に「前記1の広報事項」に定める内容を掲載し、市民に対し広報する。
- (3) 報道機関への発表
市本部長は、報道機関に対して、災害の状況を把握しだい発表するとともに、引続き災害に関する各種情報を定期的に、又は必要に応じ臨時発表し、取材に対しては積極的に協力する。
- (4) 広報車の利用
区本部長は、通行の可否などの道路状況に応じて必要な地域へ放送設備（携帯マイク等を含む。）を有する車両を出動させ、広報を実施する。

(5) 航空機の利用

ア 消防ヘリコプターによる広報

安全管理部部長は、必要に応じてヘリコプター搭載のスピーカーにより、住民に対して各種情報提供や避難勧告等、避難誘導等を実施する。

イ 協定機関等への応援要請

安全管理部部長は、必要に応じて放送設備を有する航空機を保有する機関及び協定団体等に応援を求め、もしくは当該航空機を借り上げて、上空からの広報を実施する。

ウ 区本部長の要請

区本部長は、上空からの広報が必要と判断したときは、次の内容を安全管理局（危機管理室）に要請する。

(ア) 広報する地域

(イ) 広報内容

(ウ) その他必要な事項

(6) 職員による広報

区本部長は、広報車の活動が不能な地域、若しくは特に必要と認められる地域に対して、職員を派遣して広報を実施する。

(7) 避難所における広報

区本部長は、避難所等に対して、職員を派遣して避難者に対して情報を提供するとともに、掲示板、チラシ等を活用し、生活関連情報等を広報する。

第6節 広聴活動

被災者の生活相談や援助業務の一環として、要望、陳情等を聴取し、災害活動に反映させる。

1 臨時市・区民相談室の開設

- (1) 市・区本部は、被災生活の不安の解消、生活の立て直し、自力復興を促進するため、臨時市民相談室及び臨時区民相談室を開設し、問い合わせ、相談、要望に対応する。
- (2) 区本部は、区役所及び状況に応じ避難所等において、避難者の問い合わせ、相談、要望に対応する。
- (3) 専門相談については、それぞれの市本部各部及び区本部で行う。

2 要望等の処理

(1) 区本部の処理

区本部において聴取した要望等のうち対応可能な広聴情報については、区本部で処理するものとし、区で対応不可能な広聴情報については、必要に応じて市民活力推進部広聴相談班（広聴相談課）にファクシミリで連絡する。

広聴相談課（市民相談室） F A X 6 6 3 - 3 4 3 3

(2) 市民活力推進部の処理

市民活力推進部広聴相談班（広聴相談課）は、直接寄せられた広聴情報及び区本部から連絡のあった広聴情報を案件ごとに整理し、関係各部に連絡する。

(3) 生活相談の処理

市民から寄せられた生活相談の処理については、第4部第1章第1節1「生活相談」に定めるところにより処理する。

災害通報連絡票（第 報）

区・局

平成 年 月 日 時 分

災 害 種 別	
発 生 日 時 発 生 場 所 責 任 者 職 氏 名	平成 年 月 日 時 分 (頃)
原 因	
危 険 物 等 に 起 因 す る 場 合 (品 名 ・ 数 量)	1 危険物 2 火薬類 3 高压ガス 4 毒劇物 5 その他物質 [品名] [数量]
被 害 (人 物 ・ 物 的)	[人的] [物的]
負傷者の収容状況	
消 防 署 ・ 区 役 所 の 対 応 状 況	
防 災 関 係 機 関 等 の 災 害 へ の 対 応	
避 難 の 勧 告 ・ 指 示 の 実 施 及 び 避 難 の 状 況	
そ の 他 災 害 応 急 対 策 上 必 要 な 事 項	

第3部
第3章
情報の収集と伝達

第4章 消防活動計画

この章では、災害又は事故により多数の傷病者が発生した場合に、安全管理局が行う救助及び救急活動について、定めるものとする。

第1節 応急活動体制

1 災害の覚知と報告等

- (1) 司令課長は、大規模な火災及び事故等の都市災害を覚知した場合は、「都市災害通報等連絡表」(様式1)をもって警防課長に連絡するとともに、警防部長に報告する。
- (2) 警防部長は、司令課長から「都市災害通報等連絡表」により報告を受けたときは、安全管理局長に報告する。

関連

都市災害通報等連絡

2 都市災害警戒対策会議

警防部長は、必要と認める場合は警防部の各課長等で構成する「都市災害警戒対策会議」を開催し、都市災害警戒体制、都市災害警戒本部体制及び本部体制の各号配備の発令及び解除、警防対策及び活動方針の決定等を審議する。

なお、警防部長は、都市災害警戒対策会議の結果を安全管理局長に報告する。

3 都市災害対策消防警戒体制の発令

- (1) 警防部長又は消防署長は、次に掲げる場合に都市災害警戒体制を発令し、当直警備人員及び必要な人員を持って警備体制を確立する。

発令基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 司令課への通報又は関係機関等からの情報により、災害発生又は被害の拡大のおそれが予想される場合 2 横浜市域外で発生した災害により市域に被害が及びおそれが予想される場合 3 その他、警防部長又は消防署長が必要と認めた場合
------	---

- (2) 警戒体制発令時の統括者は、安全管理局は警防課長、消防署は副署長とする。

4 都市災害各号配備

- (1) 各号配備の発令

安全管理局長又は消防署長は、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、都市災害対策消防警戒本部(以下「消防警戒本部」いう。)体制及び都市災害対策消防本部(以下「消防本部」いう。)体制・各号配備を発令し、応急活動体制を確立する。

発令基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 配備発令規準等に掲げる発令基準に該当すると認める場合 2 市、他の区局及び防災関係機関等の体制から必要と認める場合
------	--

関連

配備発令基準等

- (2) 都市災害対策消防警戒本部の設置

次に掲げる場合、警防部長は都市災害対策消防警戒本部を、消防署長は都市災害対策消防警戒地区本部(以下「消防警戒地区本部」という。)を設置する。

設置基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 市警戒本部が設置された場合 2 1号配備又は2号配備の発令基準に該当する場合 3 その他、警防部長(署長)が必要と認める場合
------	--

(3) 都市災害対策消防本部の設置

次に掲げる場合、安全管理局長は都市災害対策消防本部を、消防署長は都市災害対策消防地区本部（以下「消防地区本部」という。）を設置する。

設 置 基 準	1 市本部が設置された場合 2 3号配備以上発令の場合 3 2以上の消防署が消防地区本部を設置した場合 4 その他、局長（署長）が必要と認める場合
---------	--

第2節 応急活動

1 現場の早期把握

先着消防隊等の隊長は、災害現場の状況から傷病者が多数であると判断した場合は、速やかに次の事項を把握し、安全管理局長に報告しなければならない。

災害状況の速報事項	1 災害の種別及び概要 2 傷病者の概数
-----------	-------------------------

2 現場指揮体制の確立

現場最高指揮者は、救助・救急活動を円滑に行うため、現場指揮を統括するための現場指揮本部を設置するとともに、統括補佐としての救出担当、救急担当を指名し、それぞれ指揮を分担させるものとする。

なお、現場指揮本部は、次の任務を行うものとする。

現場指揮本部の任務	1 災害状況の把握 2 活動方針の決定 3 必要消防隊等の早期要請及び資機材の集結 4 消防隊等の総合指揮 5 仮救護所の設置 6 関係機関等との連絡調整 7 医療機関情報の管理 8 災害情報の収集 9 消防広報の実施
-----------	---

第3節 救助・救急活動要領

1 救助救出活動

救助救出活動は、次により行う。

救 助 救 出 活 動	1 緊急度及び重症度が高い傷病者救出の優先 2 被害の拡大防止 3 傷病者の救出 4 仮救護所までの傷病者の搬送 5 二次災害の予防措置及び警戒区域の設定
-------------	---

2 救急活動

救急活動は、次により行う。

救 急 活 動	1	傷病者のトリアージ
	2	救命活動の優先
	3	仮救護所における応急処置及び容態管理
	4	医療機関の収容状況把握
	5	医療機関への傷病者の搬送
	6	傷病者に関する情報収集及び現場指揮本部への報告

3 災害広報

(1) 現場広報

現場広報は、現場指揮本部が設置されている間、次の事項について行う。

現 場 広 報 事 項	1	災害又は事故の概要
	2	死傷者等の発生状況
	3	その他必要な事項

(2) 報道機関への公表基準

被災者に関する情報の報道機関への公表基準として、不特定多数の者が死傷するなど、社会的な影響が大きい災害とし、原則として次の場合に公表する。

ア 基準

(ア) 3人以上の死者、行方不明者が発生した災害

(イ) 死者、行方不明者及び負傷者の合計が10人以上の災害

※ ただし、負傷程度が著しく軽い場合など、「安否情報としての意義」を考慮し、公表しないことがある。

イ 公表事項

(ア) 死者、行方不明者

氏名・年齢・性別・住所（市区・町村名に限る。）

(イ) 負傷者

氏名・年齢・性別・住所（市区・町村名に限る。）、負傷程度、収容先医療機関

※ 死者、行方不明者の身元が特定できない場合は、その段階で判明している客観的な事実を提供する。

4 大規模救助・救急事案に係る消防活動

(1) 活動の原則

列車の脱線転覆等により、多数の負傷者等が発生した災害における活動の原則は、次のとおりとする。

列車事故等大規模救助・救急事案に係る消防活動要領の原則	1	救助・救急第2出場以上を指令するとともに、指揮隊を増強する。
	2	指揮体制を確立し、災害の把握と部隊を統括する。
	3	消防隊、救助隊、救急隊の集結場所及び活動拠点を早期に確保するとともに、消防・救助・救急・航空の各指揮部を設置する。
	4	搬送医療機関を多数選定するとともに、搬送手段を確保する。
	5	関係機関との連携と情報の共有化を図るとともに、役割分担を明確化する。

(2) 救助・救急配備基準

被害予想	現場最高指揮者
救助・救急配備第1 災害による傷病者が30人以上と予想されるとき	消防署長
救助・救急配備第2 災害による傷病者が50人以上と予想されるとき	警防部長
救助・救急配備第3 災害による傷病者が100人以上と予想されるとき	安全管理局長
救助・救急配備第4 災害による傷病者が200人以上と予想されるとき	安全管理局長

安全管理局

第4節 応援要請

安全管理部部長は、災害規模等の状況から判断して他都市の消防機関からの応援が必要と認めるときは、広域応援消防計画に基づき、応援要請を行う。

1 応援要請基準

- (1) 大規模火災又は災害の多発等により、災害の防ぎよが困難又は困難が予想される場合
- (2) 災害が拡大し、横浜市以外の区域に被害が及びおそれのある場合
- (3) 多数の要救助者があり、早期に多数の人員及び資機材が必要な場合
- (4) 特殊資機材を使用することが災害防ぎよに有効である場合
- (5) その他応援要請の必要があると判断される場合

2 応援要請の区分及び種別

応援要請の区分及び種別は、次のとおりとする。

- (1) 消防組織法第39条に基づくもの
 - ア 神奈川県下に関するもの
 - (i) 神奈川県下消防相互応援協定
 - (i) 東名高速道路消防相互応援協定書
 - イ 隣接都県に関するもの
 - (i) 東京消防庁横浜市消防相互応援協定
 - (i) 東京湾消防相互応援協定
 - (i) 東京消防庁横浜市川崎市千葉市航空機消防相互応援協定
- (2) 消防組織法第43条の規定に基づく神奈川県知事指示による応援
- (3) 消防組織法第44条の規定に基づくもの
 - ア 緊急消防援助隊
 - イ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援

3 要請消防力

安全管理局長は、災害の種別、規模等の状況及び推移予測等に応じて要請消防力を判断する。

また、自衛隊、広域緊急援助隊、医療救護隊等の応援が必要な場合には、速やかに本部長に報告する。

4 応援受入体制

安全管理部部長は、応援要請に基づき、応援派遣された部隊の受入れ及び部隊運用を有効に行うため、次により応援要請準備体制を確立するものとする。

区 分	受 入 地 点
陸 上 消 防 隊	鶴見消防署鶴見水上消防出張所
	青葉消防署・青葉区役所駐車場
	金沢自然公園駐車場
水 上 消 防 隊	鶴見消防署鶴見水上消防出張所
航 空 隊	横浜ヘリポート

第5節 消防団活動計画

1 都市災害対策消防団警戒本部等の設置

2号配備が発令された場合は、次により都市災害対策消防団警戒本部（以下「団警戒本部」という。）及び都市災害対策消防分団警戒本部（以下「分団警戒本部」という。）を設置する。

(1) 団警戒本部

消防団本部に設置し、消防団長が団警戒本部長となり、消防警戒地区本部長（署長）と綿密な連携を保ち消防団の警戒活動を指揮統括する。

(2) 分団警戒本部

前項に準じて設置する。

(3) 団警戒本部等の組織及び事務分掌

団警戒本部及び分団警戒本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

区 分	組織(要員等)	事 務 分 掌
団 警 戒 本 部	消 防 団 長	1 団警戒本部の庶務に関すること。 2 消防警戒地区本部との連携に関すること。 3 資機材の確保、調達に関すること。
	副 団 長	
	団長の指名者	
分団警戒本部	分 団 長 団長の指名者	4 警戒広報の実施

2 都市災害対策消防団本部等の設置

3号配備以上が発令された場合は、次により都市災害対策消防団本部（以下「団本部」という。）及び都市災害対策消防分団本部（以下「分団本部」という。）を設置する。

(1) 団本部

消防団本部に設置し、消防団長が団本部長となり、地区本部長（署長）と綿密な連携を保ち消防団の応急活動を指揮統括する。

(2) 分団本部

前項に準じて設置する。

(3) 団本部等の組織及び事務分掌

団本部及び分団本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

団本部及び分団本部の組織



団本部及び分団本部の事務分掌

団本部	消防団長	本部員	1 団本部の庶務に関すること。
	副団長		2 消防地区本部との連携に関すること。
	本部部長		3 資機材の確保、調達に関すること。
			4 消火活動に関すること。
分団本部	分団長	分団員	5 救助・救急活動に関すること。
	副分団長		6 避難誘導に関すること。
	部 長		7 関係機関への連絡に関すること。

3 消防団員の動員

消防団長は、2号配備以上が発令された場合、団員の動員を行う。

なお、各号配備の動員対象団員は、次のとおりとし、動員命令を受けた団員はあらかじめ定められた団本部、分団本部等に参集する。

配備体制	動 員 人 員
2号配備	分団長以上の団員及び団長の指名する者
3号配備	部長以上の団員及び団長の指名する者
4号配備	班長以上の団員及び団長の指名する者
5号配備	全団員

4 災害応急活動

消防団の災害応急活動の基本は、次のとおりとする。

- (1) 受令機等を活用し、消防地区本部からの情報収集に努めるとともに、消防団車両、消火、救助用資機材等を有効に活用して応急活動を実施する。
- (2) 消防地区本部、消防隊等と連携を密にして活動を実施する。
- (3) 活動範囲は、受持区域を優先する。

配備発令基準等

区 分	配備体制及び発令基準	統括指揮者	本部設置区分
警戒本部体制	1号配備	市本部の1号配備体制及び発令基準による	消防警戒本部 (警戒地区本部)
	2号配備	市本部の2号配備体制及び発令基準による	
本部体制	3号配備	市本部の3号配備体制及び発令基準による (「数区」を「当該区又は数区」と読み替える)	消 防 本 部 (地 区 本 部)
	4号配備	市本部の4号配備体制及び発令基準による (「数区」を「当該区又は数区」と読み替える)	
	5号配備	市本部の5号配備体制及び発令基準による	

() 内は、消防署の配備体制における体制を示す。

第5章 救援救護計画

第1節 医療救護活動の基本

安全管理局
健康福祉局

都市災害により、人的被害が発生したときの医療救護活動は、次により行う。

1 通常の医療体制で対応可能な場合

負傷者数、空ベッド数などの状況から通常の医療体制で対応可能なときは、救急隊による患者搬送を行い救急告示病院等における医療救護活動を実施する。

2 通常の医療体制で対応不能な場合

(1) 医療救護班の要請

安全管理部部長は、負傷者の多数発生により、患者搬送に支障をきたし、又は受け入れ可能病院が不足する事態が発生し、災害現場での医療救護活動が必要と判断した場合は、健康福祉部部長に医療救護班の派遣及び受入れ医療機関の確保を要請する。

健康福祉部部長は、必要とする医療救護班の班数を考慮し、市立病院、市立大学附属病院及びその他の災害医療拠点病院に医療救護班の派遣及び受入患者数の拡大を要請する。

被害が甚大な場合やさらなる拡大が見込まれる場合には、災害の概要を神奈川県知事に報告し、医療救護本部の立ち上げを要請する。健康福祉部部長は協定他都市へ医療救護要請を行うほか、県医療救護本部に全国への救援依頼の要請を行う。また、被害の状況に応じて、広域搬送の調整を行う。

市本部要請窓口	安全管理局危機管理室 TEL 671-2064
要請時伝達事項	1 負傷者数
	2 負傷の程度、原因
	3 必要とする医療救護班の班数

(2) 横浜救急医療チーム（YMA T）の要請

安全管理部部長は、災害現場において、複数の重傷者や多数の負傷者が発生し又は発生が予想され、緊急の医療活動が必要と判断した場合は、前記(1)による医療救護班の要請に先立ち、災害医療拠点病院の医師・看護師により編成される横浜救急医療チーム（YMA T）の出動を要請する。

第2節 医療救護班等の編成と配置

都市災害発生時の医療救護班の活動は、市立各病院の医療救護班による応急医療を第一とするが、これで不足するときは直ちに他の機関へ活動を要請する。

1 市立病院・災害医療拠点病院による医療救護班

災害の規模及び負傷者の発生状況に応じて、医療救護班を次により設置し、災害現場等に派遣する。

- (1) 健康福祉部部長は、病院経営部部長に対して、横浜市立市民病院及び横浜市立みなと赤十字病院の医療救護班の編成及び出動を要請する。
- (2) 健康福祉部部長は、公立大学法人横浜市立大学に対して、横浜市立大学附属病院及び同附属市民総合医療センターの医療救護班の編成及び出動を要請する。
- (3) 健康福祉部部長は、応急医療態勢が不足すると判断したときは、前記以外の災害医療拠点病院に対して医療救護班の編成及び出動を要請することができる。
- (4) 健康福祉部部長は、医療救護班の編成・配置要請状況について、県医療救護本部と情報の共有化を行う。

項目	医療救護班の編成基準			医療救護班の編成数	
	医師	看護師	事務		
市立病院による医療救護班	2人	5人	1人	1 横浜市立市民病院……………	1班
	(事務は病院職員)			2 横浜市立みなと赤十字病院……………	1班
横浜市大による医療救護班	2人	5人	1人	※ 日本赤十字社神奈川県支部が編成する救護班を充てる。	
	(事務は病院職員)			1 横浜市立大学附属病院……………	2班
災害医療拠点病院による医療救護班(市立病院・横浜市大以外)	各病院の編成基準による。			2 横浜市立大学附属市民総合医療センター ……	2班
				1 昭和大学藤が丘病院	
			2 横浜市北東部中核施設横浜労災病院		
			3 昭和大学横浜市北部病院		
			4 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院		
			5 けいゆう病院		
			6 横浜医療センター		
			7 済生会横浜市南部病院		
			8 横浜南共済病院		
			9 済生会横浜市東部病院		

2 横浜市医師会による各区救護隊支部救護班

- (1) 区本部長は、緊急の必要がある場合や仮設救護所の設置を決定した場合は、該当区医師会の長に対して、各区救護隊支部で編成する救護班の出動を要請することができる。
- (2) 区本部長は、上記要請をした場合は、健康福祉部部長に報告するものとする。

項目	区医師会救護隊支部救護班編成基準	救護班の編成数
横浜市医師会による救護班	班長以下最低5名以上の医師をもって編成。必要に応じて補助員を編入する。	区医師会救護隊支部による

資料編

- ・横浜市医師会救護隊規定
- ・横浜市医師会救護隊編成

3 日本赤十字社神奈川県支部による救護班

県内赤十字病院（みなと赤十字病院、秦野赤十字病院、津久井赤十字病院）は、入院患者の万全を期するとともに、負傷者の医療救護活動を行う。また、必要と認める時は、次の救護班を編成し派遣する。

項目	医療救護班の編成	救護班の編成数							
日本赤十字社 神奈川県支部 による救護班	救護班1個班の編成は、次のとおりとする。	1 みなと赤十字病院 7班 (内1班は再掲)							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>医師</th> <th>看護師長</th> <th>看護師</th> <th>主事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>	医師	看護師長	看護師	主事	1人	1人	2人	2人
医師	看護師長	看護師	主事						
1人	1人	2人	2人						

4 区役所（区本部）からの応援要請

区内で負傷者が多数発生した場合、区本部長は健康福祉部に医療救護の応援を要請する。

(1) 連絡窓口

健康福祉局保健政策課 TEL 671-2451

(2) 連絡必要事項

救護班対応傷病者の状況（負傷者数、負傷の状況等）

5 医療の範囲及び期間

(1) 医療救護班（隊）が行う医療等の範囲は、次のとおりとする。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への転送の手配
- オ 重傷度選別（トリアージ）

(2) 医療の実施期間

災害の程度に応じて市長が定める。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法に基づき県知事が行う。

第3節 仮設救護所の設置

区災害対策本部副本部長（区福祉保健センター長）は、医療救護活動を行うにあたり、必要と認めるときは、区本部各班、消防地区本部及び横浜市医師会等との協力のもとに、事前に定めた安全な場所のうちから災害現場及び避難所との距離等を考慮し、仮設救護所を設置する。

1 設置用器材

各区役所福祉保健センターに配置している次の仮設救護所設置用器材を活用し設置する。

大型テント	1張
簡易ベッド	20台
担架	2台
毛布	30枚
照明灯	2台
発電機	1台
酸素蘇生器	1台

区役所
健康福祉局

区役所
健康福祉局

2 設置報告

(1) 区災害対策本部副本部長（区福祉保健センター長）は、仮設救護所を設置した場合は、区本部長（区長）及び健康福祉部部長（連絡窓口：健康福祉局医療政策課 TEL 671-2466）に次の事項を報告する。

- ア 仮設救護所設置場所
- イ 活動人員（医師、看護師等の内訳）
- ウ 負傷者等の状況（人数、負傷の程度）
- エ 応援の要否

(2) 健康福祉部部長は、仮設救護所の設置状況及び活動状況を市本部長に報告する。

第4節 医療救護活動

1 医療救護班（隊）の出動

(1) 健康福祉部部長の出動要請

健康福祉部部長は、被害状況及び負傷者の発生状況に応じ、前記第2節1により市立病院、市立大学附属病院、その他の災害医療拠点病院に対し医療救護班の出動を要請するとともに、これらの医療機関は県が指定する災害医療拠点病院であることから、県の医療救護本部長に報告する。

また、必要に応じて横浜市医師会、日本赤十字社神奈川県支部に対して応援要請を行う。

(2) 区本部長の出動命令及び要請

区本部長は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急の必要があるときは、当該区医師会に対して区医師会救護班の出動を要請することができる。

2 医療救護班の任務

各医療救護班は、原則として健康福祉部部長の指揮のもとに、前記第2節5の医療救護の範囲で活動を実施する。

ただし、区本部長の指示があったときは、必要な措置を実施する。

3 応需体制

(1) 第一次応需体制

災害発生現場における医療活動の内容は、応急手当及び重傷度選別（トリアージ）を実施し、更に医療の必要な者は救急車及び市立病院所管の車両等を使用し、第二次応需医療機関へ移送する。

(2) 第二次応需体制

横浜市立市民病院、横浜市立みなと赤十字病院、市大附属病院及び市大附属市民総合医療センターのほか、地域中核病院（済生会横浜市南部病院、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、横浜市北東部中核施設横浜労災病院、昭和大学横浜市北部病院、済生会横浜市東部病院）を基幹病院として、空床利用により患者受入れにあたる。また、その他の災害医療拠点病院等の協力を得るほか、状況により神奈川県と調整し、市外の医療機関に受入れを依頼する。

4 区役所（区本部）からの応援要請窓口

(1) 健康福祉局：保健政策課 TEL 671-2451

(2) 各区医師会：各支部長

第5節 多数負傷者発生現場での医療救護活動

医療救護班の医師は、多数負傷者が発生した災害現場での医療救護活動において負傷者の重症度を選別（トリアージ）し、現場の救急隊、消防隊等に必要な指示を行い、効果的な搬送活動及び医療活動に配慮する。

- 1 重症度選別の結果、重傷と認める負傷者は、現場で一次応需後、優先して第二次応需医療機関への搬送を指示する。
- 2 比較的軽傷と認める負傷者は、応急手当を実施した後、医療機関に搬送又は自ら受診するよう指示する。

第6節 医薬品等の備蓄及び調達等

医薬品等を各福祉保健センター等に備蓄するとともに、災害発生の場合は、被害の状況に応じて横浜市薬剤師会及び関係業者に対して必要な医療器具、医薬品の調達を行う。

また、輸血用血液については、神奈川県赤十字血液センターに協力要請する。

1 医薬品等の備蓄

- (1) 災害時における負傷者に対する応急措置可能量を各福祉保健センターに備蓄します。

器材名	配置数	備考
医薬品セット	58セット	1セット 100人分
衛生材料セット	58セット	1セット 100人分
医療用具セット	30セット	

- (2) 地域医療救護拠点（中学校区に1か所）には、応急医療に必要な医薬品等を備蓄します。

2 医薬品の調達

仮設救護所等において、医療器具、医薬品等が不足した場合は、次により調達する。

- (1) 現場の医療救護班は、区本部医療調整班（福祉保健センター）に医薬品等の調達を依頼する。
- (2) 区本部医療調整班（福祉保健センター）は、市立病院、地域中核病院、市内の医薬品取扱事業者等からの医薬品等の調達の仲介をする。
- (3) 区本部医療調整班（福祉保健センター）は、連絡調整後、搬送機関、搬送業者へ連絡し仮設救護所等に搬送を依頼する。
- (4) 上記のほか、区本部医療調整班（福祉保健センター）は健康福祉部に医薬品等の調達を依頼することができる。健康福祉部部長は必要に応じて市薬剤師会に医薬品等の供給を要請する。

3 区役所（区本部）からの要請窓口

健康福祉局医療政策課 TEL 671-2465

4 搬送手段

「災害時における軽自動車輸送の協力に関する横浜市と赤帽首都圏軽自動車協同組合神奈川県支部との協定」などにより、業者に依頼し搬送する。

第7節 こころのケア対策

災害において、多数の市民が死傷したり、財産に損害を受けるなどの被害等を受け、心の動揺や生活の混乱をきたすことが考えられる。本市は関係機関等とも相互に協力して、被災した市民等の生活の早期回復を促進するための措置を講じ、もって早期安定と社会秩序の維持を図る。

1 情報の提供

応急対策の実施により、災害の収拾が図られた後は、市民の安心を図るために今後の対応などの情報を、順次、市民へ情報提供する。

特に、災害後の被災者は、様々なこころとからだの変化を体験し、不安な気持ちが増大することから、この不安な気持ちを柔らげ、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の発症を予防するためにも、適切な時期に適切な情報を提供することが重要である。また、この情報提供は、被災者本人はもちろん、家族、治療を行う医療関係者、職場、近隣住民等、被災者を取り巻く様々な人々に行われる必要がある。

2 被災者への支援等

(1) 早期介入の重要性

事故・災害は突然起こり、予想もしないものであり、支援の時期が遅れると、被災した住民は不安、混乱の中に取り残されることから、早急な対応が必要とされる。

従って、花火大会等での大規模な雑踏事故、放射性物質による臨界事故、あるいは大規模な脱線事故等の激しい衝撃を受けるような事故・災害においては、早期介入が重要であり、かなり早い段階からの「こころのケア」が求められる。

(2) 「こころのケア」の実施

市・区本部長は、災害の発生にともなう被災者等の心身の健康不安解消のため、区役所等における相談窓口の開設を指示する。

ア 区役所の対応

事故、災害等が発生した場合、市民が「こころのケア」について自ら支援を求めてくることは少ないといわれていることから、必要に応じて、関係区は迅速かつ適切に巡回訪問や相談活動等を行い、市民のこころの不安を軽減し、急性ストレス障害（ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の発症予防等を図るものとする。

区役所が巡回訪問や窓口相談を行う場合には、「こころのケア」を必要とする市民を見極めて、適切に対応していく。

イ 健康福祉局こころの健康相談センターの対応

こころの健康相談センターは、区役所に対して、「こころのケア」に関する技術的な支援や協力、職員への研修等を行う。

3 平時からの準備

(1) 区役所

区役所は、事前に「こころのケア」の対応を想定しておくとともに、平時から、区職員に対して「こころのケア」についての教育研修を図り、市民に対しては「こころのケア」についての普及啓発を行う。

また、市民・支援者ともに、地域ネットワークを災害時にも活用できるよう、平時から情報を共有化し、検討の材料として地域と話しあい、連携していく。

(2) 支援者

「二次的被災者」とも呼ばれる支援者は、深刻で衝撃的な災害等の話を聴くこと自体が精神的な打撃となるため、平時から知識の習得を積極的に行い、支援者自らの被災予防につとめる。

第8節 行方不明者の救出と遺体の取扱

安全管理局
健康福祉局

災害により、行方不明者や死者が多数発生し、通常の体制で対応できないときは、警察等関係機関と協力して、次により行方不明者の救出及び遺体の取扱を行う。

1 行方不明者の搜索及び救出

市本部長は、災害発生時において、被害状況等から判断して必要があると認めるとき、行方不明者の搜索及び救出を警察、海上保安庁、自衛隊など関係機関の協力を得て遅滞なく実施する。

2 救出活動の実施

市本部長及び区本部長は、行方不明者を搜索し、救出するため、迅速に必要な人員、車両、舟艇、重機等を投入し、救出活動に万全を期する。

(1) 対象者

災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者

(2) 届出の受理

ア 区本部長は、救出が必要とされる者の届出窓口を開設し、搜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録する。

イ 区本部長は、消防署、警察署等に職員（情報班）を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。

(3) 救出活動

ア 行方不明者の搜索、救出活動は、関係各部、区本部、安全管理部（消防団）、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし、迅速に実施する。

イ 健康福祉部部長は、災害救助法が適用された場合、本市の行う救出活動が円滑に行われるよう、神奈川県及び市本部各部との調整を行う。

(4) 後方活動

ア 区本部長は、防災関係機関の協力を得て、救出活動のための後方活動（警備、交通整理、広報等）を行う。

イ 区本部長は、行方不明者の搜索、救出活動又は後方活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、必要に応じて関係各部署長に対して、各種協定等に基づく関係機関・業者・団体等の協力を要請する。

ウ 市本部各部署長は、行方不明者の搜索、救出活動又は後方活動に関する情報を的確に把握し、状況に応じて所管する各種協定等に基づく協力の要請を行い、後方活動を支援する。

エ 大型クレーン・バックホー等の建設機械は、人命救助等に有効であり、その活用にあたっては、効率的に機能を発揮させるよう努める。

3 遺体の取扱

(1) 遺体の発見

災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察職員にその旨を通報する。

(2) 遺体の見分・検視

警察は、遺体の見分・検視を行う。

(3) 遺体の納棺等

ア 区本部長は、搜索により発見された遺体を遺体安置所に運び込む。

イ 区本部長は、「遺体処理票」及び「火・埋葬台帳」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。

資料編

災害時における他機関との協定・応援要請等の一覧（概要）

横浜建設業防災作業隊保有機材一覧表

横浜市重機災害救助隊クレーン保有台数等一覧表

災害時応急措置の協力に関する協定（神奈川県建設重機協同組合）

安全管理局
健康福祉局
県警察

資料編

遺体取扱票
火・埋葬台帳

区役所

健康福祉局

(4) 身元確認

区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

(5) 遺体の引渡

ア 警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。

なお、身元の確認ができない場合は、区本部長に引き渡す。

イ 区本部長と警察は遺体の引渡作業を協力して行う。

(6) 区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉部部長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請する。

(7) 火・埋葬許可証の発行

区本部長は、火・埋葬許可証を発行する。

4 遺体安置所の設置

(1) 遺体安置所の開設

区本部長は、遺体を安置するため職員を派遣し、各区のスポーツセンター等の公共建物で遺体安置に適切な施設を選定し、遺体安置所を開設する。

なお、必要に応じて他の施設を確保する。

(2) 納棺用品等の調達

区本部長は、遺体安置所の開設に併せて「災害時における棺等葬祭用品の供給などの協力に関する協定」に基づき、全日本葬祭業協同組合連合会神奈川県葬祭業協同組合及び（社）全日本冠婚葬祭互助協会に納棺用品等必要資材の調達を要請する。

5 火葬

(1) 実施体制

ア 健康福祉部部長（斎場班）は、区本部、遺族から搬送された遺体の火葬を行う。

イ 区本部長は、遺体安置所等から斎場等へ遺体を輸送する場合、「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、（社）全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による輸送を要請する。

(2) 火葬場

ア 健康福祉部部長（斎場班）は、速やかに斎場等の稼動状況を点検し、その機能の確保、維持を図る。

イ 健康福祉部部長（葬務班）は、斎場等の運転に必要な燃料等に不足を生じないように、必要な燃料等を確保する。

ウ 火葬場

区分	名称	所在地	炉基数	災害時最大可能件数（体／日）
市 営	久保山斎場	西区元久保町3番1号	12基	72
	戸塚斎場	戸塚区鳥が丘10番地の5	6基	36
	南部斎場	金沢区みず木町1番地	10基	60
	北部斎場	緑区長津田町5125番地1	16基	96
民 営	西寺尾火葬場	神奈川区松見町二丁目418番地	10基	60

(3) 焼骨の仮収蔵場所

名称	所在地
三ツ沢墓地	神奈川区三ツ沢上町20番6号
久保山霊堂	西区元久保町1番1号
久保山墓地	西区元久保町3番24号
根岸外国人墓地	中区仲尾台7番1号
日野公園墓地	港南区日野中央1丁目13番1号

(注) 上記の施設で処理できない場合は、区本部長等関係機関と協議を行う。

(4) 他都市・関係業者との連携

健康福祉部部長は、本市内において、速やかな遺体の火葬が困難と思われるときは、近隣都県下の市との広域応援協定等に基づき火葬協力を依頼する。

第9節 防災機関との相互連携

災害が発生した場合、災害の規模や被害状況から、自衛隊、他の地方公共団体等の協力が必要と認められるときは、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定により、速やかに協力を要請する。

1 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 要請方法

ア 神奈川県知事への要請

自衛隊の災害派遣を必要とするときは、神奈川県知事に対して、次の事項を記載した文書をもって依頼をする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電信又は電話等をもって依頼し、事後速やかに文書を送付する。

イ 直後通知

通信の途絶等により、神奈川県知事に対して自衛隊派遣要請の要求ができない場合は、最寄りの部隊の長にその旨及び災害の状況を通知する。この場合、事後速やかに所定の手続きをとる。

ウ 記載すべき要請事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となる事項

なお、上記事項のうち要請時に明らかでないものについては、判明後、速やかに行う。

エ 必要な手続き

安全管理局（危機管理室）が行う。

(2) 直接通知の相手先

区分	相手先	連絡先
陸上自衛隊 (優先順位)	第31普通科連隊長 (横須賀市武山駐屯地：横須賀市御幸浜1の1)	046(856)1291 連隊本部第3科長(内線630) 第3科警備幹部(内線634) 部隊当直指令(内線629)
海上自衛隊	横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室長 (横須賀市西逸見町1丁目無番地)	オペレーション当直幕僚 046(822)3500 内線 2222、2223 直通電話 046(822)3522(昼) 046(823)1009(夜)

(3) 要請を待ついとまのない場合の自衛隊出動

- ア 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、神奈川県知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、自衛隊法第83条2項により要請を待つことなくその判断に基づいて出動する。
- イ 要請を待たずに出動した後に、神奈川県知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。
- ウ 自衛隊が要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準
 - (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係わる情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - (イ) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係わる要請を行うことができないと認められる場合で、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - (ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(4) 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、おおむね次のような場合である。

- ア 被害状況の把握
車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による情報収集
- イ 避難の援助
避難者の救助、避難者の誘導・輸送等
- ウ 遭難者等の搜索救助
死者、行方不明者、負傷者等の搜索救助(通常他の救援活動に優先して実施)
- エ 消防活動
利用可能な消防車、防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関等への協力
- オ 道路又は水路の啓開
道路又は水路等交通路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
- カ 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び防疫(薬剤等は県又は市町村において準備)
- キ 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。)
- ク 炊飯及び給水
被災者に対する炊飯及び給水

ケ 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府第1号)による。(ただし、譲与は県市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物資の譲与を受けなければ生命自体が危険であると認められる場合に限る。)

コ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

サ 予防派遣

災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合

(5) 自衛隊との連絡調整

ア 情報の交換

安全管理部部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、陸上自衛隊第31普通科連隊と緊密な情報交換を行う。

イ 連絡班の派遣

事前に必要があると認められるときは、陸上自衛隊第31普通科連隊に対し神奈川県知事を経由して連絡班の派遣を要請し、迅速かつ円滑な部隊の派遣に努める。

ウ 連絡班事務所の設置

安全管理部部長は、連絡班の派遣に伴い状況に応じて市庁舎、又は自衛隊の指揮連絡に適した場所に連絡班事務所を設置する。

エ 通信系の設定

災害時において、自衛隊と本市との連絡業務を円滑かつ適切に実施するため、自衛隊は災害の状況に応じ通信系を設定し、連絡体制の確保を図るものとし、安全管理部部長は、これに伴う通信要員・機材の受入れ施設を提供する。

(6) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア 安全管理部部長は、派遣部隊の被災地への進入・移動や救援活動のための相互協力、必要な資材等の提供等について緊密な連絡調整に努める。

イ 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

安全管理部部長は、自衛隊の救援活動が他の防災機関の救援活動を競合重複することのないよう相互に調整する。

ウ 作業計画及び資材等の整備

安全管理部部長は、派遣された部隊に対して救援活動を依頼するにあたっては、必要な資材を整えるよう努める。

エ 自衛隊との連絡窓口

派遣された自衛隊との連絡窓口は、安全管理部本部運営班とする。

オ 派遣部隊の受入れ

安全管理部部長は、派遣された部隊が円滑に救援活動を行えるよう宿营地、ヘリポート等必要な施設を提供する。

自衛隊の救援活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保土ヶ谷公園 ・ 三ツ沢公園 ・ 根岸森林公園 ・ みなとみらい21耐震バース
------------	--

カ ヘリコプター発着場

災害時のヘリコプターの発着に適当と思われる場所は、自衛隊ヘリコプター発着場のとおり

資料編

自衛隊ヘリコプター発着場

(7) 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費は、原則として市が負担することとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係わるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等
- エ 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係わるものを除く）の補償
- オ その他救援活動の実施に要する費用で、負担区分に疑義がある場合は、神奈川県知事と派遣部隊長等との間で協議するものとする。

2 地方公共団体との相互応援

(1) 行政機関に対する応援要請

- ア 神奈川県知事に対する応援要請と応急措置要請
災害に係る応急措置に対する応援と、神奈川県が行うべき応急措置の実施について要請する。（災害対策基本法第68条）
- イ 他の市町村長に対する応援要請
応急措置を実施するため必要があるときは、他の市町村長に応援を求めることができる。（災害対策基本法第67条）
都及び政令指定都市間の「17大都市災害時相互応援に関する協定」、首都圏を構成する1都3県4政令指定都市間の「八都府県災害時相互応援に関する協定」及び関東地方7県の県庁所在市間の「災害時における相互援助に関する協定」により、災害時応援を求めることができる。

(2) 職員の派遣要請

- ア 指定行政機関、指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請
市本部長は、県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。（災害対策基本法第29条第2項）
- イ 県知事に対する職員の派遣のあつ旋要請
神奈川県知事に対し、職員の派遣についてあつ旋を求める。（災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17）
- ウ 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣あつ旋要請手続
指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣あつ旋を要請するときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。（災害対策基本法施行令第15条）
 - (ア) 派遣を要請する理由
 - (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (オ) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- エ 県知事に対する職員の派遣あつ旋要請手続
県知事に対し、指定行政期間、指定地方行政機関の職員の派遣のあつ旋を求めるときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。（地方自治法第252条の17、災害対策基本法施行令第16条）
 - (ア) 派遣のあつ旋を求める理由
 - (イ) 派遣のあつ旋を求める職員の職種別人員数
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (オ) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつ旋について必要な事項

資料編

17大都市災害時相互応援に関する協定・同実施細目

八都府県災害時相互応援に関する協定・同実施細目

災害時における相互援助に関する協定（首都圏県都）

災害時における相互援助にかかわる連絡先一覧（首都圏県都）

(3) 応援の受入体制

市本部長は、応援隊及び応援物資の受入のため、関係局長及び区長に対し、次の事項について必要な対応を指示する。

ア 情報の提供と応援手段の協議

災害の発生状況、被害状況、道路交通状況等応援を受けるにあたって必要な情報を要請先に連絡し、応援の受入方法について協議する。

イ 応援隊の誘導

応援を受け入れる部長は、応援隊の市内進入路及び集結地点、救援物資の受取場所等を選定し、応援隊を誘導する。

ウ 応援隊の活動

応援隊は原則として、関係各部署部長又は区本部長の指揮下に入って活動する。

表 法令に基づく災害応援要請の概要

根拠法令	応援要請の内容	連絡窓口		
		本市	相手	
災害対策基本法	第6条及び第21条	安全管理局 危機管理室	指定公 共機関	
	第29条	同上	指定地方 行政機関	
	第30条	同上	県知事	神奈川県安全防 災局災害消防課 210-3430
	第67条	同上	他市町村	
	第68条	同上	県知事	神奈川県安全防 災局災害消防課 210-3430
地方自治法	第252条の17	同上	他地方公 共団体	
自衛隊法	第83条	同上	県知事を 通じ要請	神奈川県安全防 災局災害消防課 210-3430
消防組織法	第39条	安全管理局 司令課	他市町村	
	第44条	同上	県知事経 由消防 庁長官	神奈川県安全防 災局災害消防課 210-3430

1 災害救助法

市本部長は、市域又は区域の被害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に該当すると見込まれる場合は、同法の適用を受けて、必要な救助を実施する。

この法律は、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急救助を実施し、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

救助にかかる費用は、都道府県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

2 災害救助法の適用

(1) 救助の種類及び実施機関

災害救助法に定める救助は、国からの法定受託事務として神奈川県知事（以下「県知事」という。）が実施する。

ただし、次の表に掲げる種類のうち「救助を県知事から委任された場合」は、市長が実施する。

なお、市長は、災害の事態が急迫しているため、県知事による救助に実施を待ついとまがないときに限り、災害救助法の規定による「県知事が実施の責任を負う救助」を実施する。

この場合は、事後速やかに県知事に情報提供する。

○救助の種類は次のとおりとする。

- ・ 避難所、応急仮設住宅の供与
- ・ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具その他の生活必需品の供与又は貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 災害にかかった者の救出
- ・ 災害にかかった住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 遺体の搜索
- ・ 遺体の取り扱い
- ・ 障害物の除去
- ・ 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

(2) 本市における災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市域又は区域単位に、原則として同一原因の災害による市又は区の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われる。

ア 適用基準

本市における災害救助法の適用基準は、表1「災害救助法適用基準」及び表2「災害救助法適用基準別表」のとおりである。

表1 災害救助法適用基準

災害救助法適用基準	基準1	住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯が150世帯以上の場合。ただし、1行政区に別表の「A欄」の世帯数以上の場合、その行政区にのみ適用する。
	基準2	滅失住家の世帯数が上記「基準1」に達しない場合でも、神奈川県下で2,500世帯以上で、しかも、本市又は本市の区における滅失住家の世帯数が別表の「B欄」の世帯数以上の場合、本市又はその行政区にのみ適用する。
	基準3	神奈川県下の滅失住家の世帯数が12,000世帯以上で、しかも、本市の各行政区における被災世帯が多数（滅失世帯数が別表の「B欄」に達していないが、救助が必要な程度の被害）の場合
	基準4	<p>① 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。</p> <p>② 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合（住家の被害には関係なく、直接多数の者の生命又は身体に危害を及ぼす事故等。）。</p> <p>（注 基準4については、これまで次のような災害について適用の例がある。）</p> <p>1 船舶の沈没又は交通事故により多数の者が死傷した場合</p> <p>2 火山爆発、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合</p> <p>3 パニックの発生により多数の者が死傷した場合</p> <p>4 山崩れ等により多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合</p>

表2 災害救助法適用基準別表

(単位：世帯)

区分	滅失世帯数		区分	滅失世帯数		区分	滅失世帯数	
	A	B		A	B		A	B
神奈川県		2,500	港南区	100	50	青葉区	100	50
横浜市	150	75	保土ヶ谷区	100	50	都筑区	100	50
鶴見区	100	50	旭区	100	50	戸塚区	100	50
神奈川区	100	50	磯子区	100	50	栄区	100	50
西区	80	40	金沢区	100	50	泉区	100	50
中区	100	50	港北区	150	75	瀬谷区	100	50
南区	100	50	緑区	100	50			

(注1) 滅失世帯数B欄は、県下において、2,500世帯の被害があった場合における適用基準

(注2) 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯を持って、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれの住家の滅失した1世帯とみなす。

なお、世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

資料編

被害の分類認定基準

イ 被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎となるばかりではなく、救助の実施にあたり、その種類、程度及び期間の決定に重大な影響を及ぼす。

このため、被害の認定にあたっては、区本部長は、消防地区本部、所轄警察署等との緊密な連携のもとに、適正に処理する。

なお、被害の認定上の基準の概要は、次のとおりである。

被害の区分		認定基準
死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもので、1か月以上の治療を要する見込みのもの
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもので、1か月未満で治療できる見込みのもの
住家の全壊 (全焼・全流失)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので
住家の半壊 (半焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので
住家の床上浸水		全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの
住家の床下浸水		浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもので
住家の一部損壊		住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもので

(注1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(注2) 「非住家」とは、住家以外の建築物をいうものとする。

なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注3) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注4) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注5) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

ウ 災害救助法の適用申請

(ア) 健康福祉部部長は、被害が災害救助法適用基準に該当したとき、又は該当すると予測されるときは、市本部長の承認を得て、県知事（安全防災局災害消防課）に対して、災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を要請する。

なお、県知事に対する報告は、おおむね次の表により行う。

(イ) 健康福祉部部長は、当該災害に災害救助法が適用されたときは、各部部长及び区本部長に、その旨を通知する。

項目	内容			
報告を必要とする災害	1 災害救助法の適用基準に該当する災害 2 災害による被害が当初は軽微であってもその被害が拡大するおそれがあり災害救助法の適用基準に該当する見込みのある程度の災害 3 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害 4 その他特に指示のある災害			
報告時期、内容、方法	災害報告は、災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告に区分し、次により行う。			
	区分	時期	内容	方法
	発生報告	災害発生直後	1 災害発生の日時及び場所 2 災害の原因 3 災害発生時における被害状況 4 法適用要請の見込み 5 既にとった措置及び今後の措置等	電話、FAX、伝令、 県防災無線 2201～2203 神奈川県災害消防課 電話 210-3430 内線 3430 (夜間) 210-3456 FAX 210-8829
	中間報告	災害救助法適用市町村の指定が完了した後、必要の都度、又は報告の要請があったとき	1 災害発生の日時及び場所 2 災害の原因 3 被害状況 4 法適用要請の有無 5 応急救助の実施状況等 6 救助費概算額等	文書（伝令）
決定報告	応急救助の完了後	1 災害発生の日時及び場所 2 災害の原因 3 確定した被害状況 4 応急救助の実施状況	文書	

3 救助の実施

(1) 実施の原則

関係各部部长及び区本部長は、災害救助法の適用決定後、県知事から政令で定めるところにより通知される災害救助法に基づく救助について実施する。

ただし、事態が急迫して、県知事が行う救助を待つことができないときは、県知事が実施の責任を負う救助について着手することができる。この場合は、速やかにその状況を県知事に情報提供する。

(2) 神奈川県との協力

関係各部部长及び区本部長は、県の行う救助のために必要な情報提供など、積極的に補助又は協力をする。

(3) 追加通知された場合の対応

健康福祉部部长は、県知事から、本市に新たに救助の委任の通知があったときは、救助基準や救助事項、役割分担について、詳細に調整し、相互の業務を明確にしたうえ、業務の執行を関係各部部长及び区本部長に要請する。

資料編

災害救助法による
救助の程度、方法
及び期間並びに実
費弁償

(4) 救助活動の記録及び報告

- ア 関係各部部長及び区本部長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」の範囲内で救助を実施する。
- イ 関係各部部長及び区本部長は、所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等によりまとめ、健康福祉部部長に報告する。
- ウ 健康福祉部部長は、本市の救助の実施状況を取りまとめ、県知事に報告する。
- エ 関係各部部長及び区本部長が行う救助の種類に応じた報告事項は、おおむね次表のとおりである。

救助の種類	報告事項
避難所の設置	箇所数、受入れ人員数、既支出額及び今後支出見込額
炊き出し、食品の給与	箇所数、給食数、給食人員、既支出額及び今後支出見込額
飲料水の供給	対象人員、給水車台数、既支出額及び今後支出見込額
被災者の救出	救出人員、行方不明者数、既支出額及び今後支出見込額
学用品の給与	小・中学校別対象者数及び給与点数、既支出額及び今後支出見込額
埋葬	埋葬数、既支出額及び今後支出見込額
遺体の搜索、処理	遺体処理数、既支出額及び今後支出見込額
生活障害物の除去	対象世帯数、既支出額及び今後支出見込額
応急仮設住宅	設置（希望）戸数、完成戸数、既支出額及び今後支出見込額
生活必需品の給与	主たる品目別給与点数及び給与世帯数、既支出額及び今後支出見込額
医療、助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数、既支出額及び今後支出見込額
住宅の応急処理	対象世帯数、既支出額及び今後支出見込額

(5) 繰替支弁に伴う予算措置

災害救助法適用が通知された場合、健康福祉部部長は行政運営調整部部長に対し、繰替支弁に伴う予算措置を講じるよう要請する。

第6章 避難と受入

人命への危険性が高まる事態が発生した場合、市民の生命と身体を災害から守るため、次により安全かつ迅速に避難活動を開始する。

第1節 避難計画

災害が発生した場合において、さし迫った危険から市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、避難の必要があると認めるときは、次により避難の勧告・指示を行う。

1 避難の勧告、指示

(1) 避難の勧告・指示の基準

避難の勧告・指示は、次のような状況が認められる時を基準として実施する。また、これらの状況が切迫し、急を要するときは、避難を指示する。

- ア 火災の延焼拡大又はガス等の流出拡大により、住民、滞在者、その他の者（以下、本章において「住民等」という。）に生命の危険が及ぶと認められる場合
- イ 不発弾等の処理に伴い必要と認められる場合
- ウ その他、災害の状況により市長等が必要と認めるとき

(2) 避難の勧告・指示の実施者

ア 避難の勧告又は指示の実施は、避難を必要とする現地の状況に応じて、区役所職員、消防署員等が行うものとし、警察署等の防災関係機関の協力を得て、人命の安全確保を最優先に実施するものとする。

イ 本市以外の機関の行う避難の勧告又は指示は、災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条等の規定に基づき、次により行う。

（ア）警察官及び海上保安官

警察官及び海上保安官は、市長等が勧告、指示等を行ういとまがないとき、又は市長等が要請したとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し避難の指示等を行う。

（イ）自衛官

災害派遣部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいらないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

(3) 避難の勧告・指示の内容

避難の勧告・指示を実施するときは、できる限り住民等に対し次の事項を明示し、安全かつ迅速に避難させる。

避難勧告・指示の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難を要する理由（他機関の実施する避難措置理由等） 2 避難勧告・指示の対象地域 3 避難先とその場所 4 避難経路 5 注意事項
------------	---

(4) 避難の勧告・指示の伝達

ア 避難の勧告・指示を実施した者又は機関は、当該区域の住民等に対して、広報車、ハンドマイク等により、その内容を伝達するとともに、被災施設の管理者、責任者、自主防災組織等の協力を得て、住民等への徹底を図る。

イ 放送機関による伝達

市長は、広域にわたって避難の勧告及び指示の伝達を行う必要があるとき、又は他の方法によっては伝達が困難な場合には、災害対策基本法第57条の規定に基づき、当該勧告及び指示の内容の放送を要請するものとする。この場合、本市との間に「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における放送要請に関する覚書」を締結している放送機関を主として放送による広報を行うものとする。

(5) 報告等

ア 市本部長への報告

区長（区本部長）は、避難の勧告・指示を実施したとき、又は警察官、海上保安官、自衛官等が避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、「区における避難受入等の措置に関する報告要領」の定めるところにより、必要事項を市長（市本部長）に報告する。

イ 県知事への報告

市長（市本部長）は、避難の勧告・指示を実施したとき、若しくは区本部長から避難の勧告・指示を行った旨の報告を受けたとき、又は警察官、海上保安官、自衛官等が避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、速やかに次の事項を県知事へ報告する。

県知事への報告事項	1 避難の勧告・指示の発令者
	2 発令日時
	3 発令の理由
	4 避難対象地域
	5 避難対象世帯数及び人員数
	6 避難先

ウ 関係機関への連絡

市長等は、避難の勧告・指示を実施したときは、警察等の関係機関に対して、その内容を通報する。

(6) 避難の勧告・指示の解除

市長等は、避難の必要がなくなったときは、本市及び防災関係機関が行った避難の勧告・指示を解除し直ちにその旨を公示する。又、市長は、その旨を県知事に報告する。

2 避難施設での受入

区長（区本部長）は、避難施設での受入について、次の事項を実施する。

(1) 避難の勧告又は指示を行った場合の避難者の受入は、災害の状況により、住民の生命に危険が及ばない適切な施設を選定する。

(2) 避難の勧告又は指示を行い、避難施設を指示したときは、速やかに、当該施設の管理者にその事実を通知するとともに、当該施設に職員を派遣し、避難者の受入に必要な措置を講じる。

(3) 避難人員等の掌握

避難施設における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項を確認し、「区における避難収容等の措置に関する報告要領」の定めるところにより、必要事項を市長（市本部長）に報告する。

資料編

区における避難収容等の措置に関する報告要領

資料編

区における避難収容等の措置に関する報告要領

3 避難誘導

区長（区本部長）は、避難誘導について、次の事項を実施する。

- (1) 消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう組織的な避難誘導に努める。
- (2) 避難誘導にあたっては、事前に安全な経路を検討し、必要に応じて誘導員を配置することで事故防止に努める。
- (3) 避難誘導を行う際には、要援護者に配慮して行う。

4 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定する。

- (1) 市長等は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 警察官又は海上保安官は、前項の業務を行使する市職員が現場にいないとき、又は市長等から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。
- (3) 警戒区域の設定に伴う措置は、区本部及び地区隊が連携し、警察等の関係機関の協力を得て実施する。

第2節 被災者の受入

災害により現に被害を受け、自己の居住場所を失った者を一時的に受入れる必要がある場合は、次により学校その他の公共施設へ受入し、保護する。

1 被災者の受入

- (1) 受入対象者
受入対象者は、住家を失い又は被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者とする。
- (2) 受入施設
受入施設は、学校施設又はその他の公共施設とする。
なお、学校施設を受入施設とする場合は、原則として震災時避難場所として指定している市立小・中学校を活用する。
- (3) 受入割当
受入に当たり、区長は、被災者の居住地域を勘案して適切な割当を行うものとする。
- (4) 受入期間
受入期間は、避難者のり災前の住宅を復旧、新築する等して住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とする。
この場合、教育施設等に関しては、教育の実施に支障のない範囲及び期間とする。

2 避難施設の維持管理

区長は、避難者への生活必需物資の供与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等避難施設の維持管理について、関係局に必要な協力を求めるものとする。

3 報告等

区長は、受入施設の開設時期、避難世帯・人員、避難者の状況、救援物資等の供給状況等について本部長に報告する。

4 県有施設の利用

被災者の一時的受入について必要があると認めた場合には、県に対し、県有施設の一部の利用を要請する。

(1) 開放する県有施設

ア 一時避難施設として利用に供する県有施設は、次の要件を備えるものとする。

県有施設の要件	1 災害後において、避難施設として使用可能であること。
	2 原則として、受入能力50人以上の施設であること。
	3 給水、給食等の救護活動が容易であること。

イ 対象施設の種類の種類

対象施設の種類の種類	1 県立高等学校教育施設、体育館
	2 青少年センター、青少年会館、図書館、労働福祉会館
	3 保養所、その他

(2) 利用期間

一時受入施設の利用期間は、災害救助法に定める期間とする。ただし、被災状況に応じ、県との調整により延長できるものとする。

なお、この場合、教育施設等に関しては、応急教育の実施に支障のない範囲において利用するものとする。

第7章 社会公共施設における対策

本章でいう社会公共施設とは、本市が管理又は運営する社会福祉施設、病院施設、公園及び会館等不特定多数の市民等が利用する公共的施設等をいう。

これらの施設は、要援護者を対象とする施設又は多数の人員を収容する施設等であり、災害時等においては、施設の置かれた状況に十分留意し、適切な対応を図ることが必要である。

本章では、これらの施設及び所管局における災害に備えた基本的な対応について定めるものとし、本計画に基づく各局、施設及び関係機関等における具体的な諸活動は、各局等の細部計画によるものとする。

また、社会公共施設を除く市内の関係施設においても、本計画で定めるところに準じ、それぞれ適切な対策の実施に努めるものとする。

第1節 基本的事項

社会公共施設及び施設を所管する各区局並びに区役所、消防署等の関係区局は、相互に緊密な連携をとるとともに、災害の発生等に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておくものとする。

また、社会公共施設の特長等を考慮し、情報の収集及び伝達、利用者の安全確保、施設の保全、指示の徹底、被害状況等の報告等、災害等の状況に即した最も適切な対応の実施を効果的かつ速やかに行うものとする。

第2節 応急活動

1 所管区局の活動

社会公共施設を所管する各区局は、災害情報について、所管施設に伝達するとともに、施設の特長等を考慮し、状況に即して必要な指示の伝達、被害報告等の取りまとめを実施するものとする。

(1) 所管区局

これらの施設を所管する各区局は、災害に関する情報等について関係施設に伝達するとともに、施設の特長等を考慮し、状況に即して必要な指示の伝達、被害報告等の取りまとめを実施するものとする。

(2) 区の所管施設に被害が発生した場合の情報受伝達

区の情報収集責任者（区役所総務課長）は、区の所管施設に被害が発生した場合、無線ファクシミリ、ホットライン等により、安全管理部本部運営班（安全管理局危機管理室）に速報するものとする。

通報伝達先	安全管理局危機管理室 TEL 671-2064
-------	-------------------------

2 社会公共施設の活動

社会公共施設の施設管理者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等の態様、施設所在地域における地象、水象等の異変等に十分注意し、所管区局、関係区局等に対し、必要な連絡報告等緊密な連携に努めるものとする。

特に、要援護者を対象とする福祉施設等においては、有事における避難、誘導及び保護者等に対する連絡等の活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を定めておくとともに、災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の実情に即して時機を失することなく、適切な対応を実施するものとする。

また、応急対策を実施した場合、被害が発生した場合等においては、速やかにその旨を所管区局並びに所轄区役所（区本部）に対し報告を行い、必要な措置等の指示を受けるものとする。

3 関係各区局、防災関係機関の活動

社会公共施設の存する地域の区役所、所管区局を除く防災関係業務を所掌する局及びその出先機関、防災関係機関（所轄警察署等）は、それぞれの所掌業務に応じて、社会公共施設等の実情に即した適切な対応を図るものとする。

なお、区役所（区本部）は、災害に係る被害等の区内における最終取りまとめ機関となるため、災害情報及び被害状況の収集に関しては、関係施設等と密接な連携を保ち正確な情報の把握に努めるものとする。

第3節 施設等が避難施設に指定された場合の対応

施設等が本計画による避難施設に指定された場合、避難者の受入体制を区本部等関係機関と緊密に連絡し、施設使用について適切な対応を行うものとする。

第8章 警備計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関が緊密な連携をとり、人命及び財産を災害から保護し、社会公共の秩序を維持することが極めて重要である。

第1節 警備対策

警察は、航空機事故、列車事故、爆発事故等各種大規模事故が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立して、総力を挙げて負傷者の救出・救助、住民の避難誘導、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施して住民の生命・身体及び財産を災害から保護し、災害地における治安の万全を期することとする。

1 警備体制の確立

- (1) 大規模事故等の災害が発生した場合は、直ちに、警察本部に警察本部長を長とする県警備本部を、関係警察署に警察署警備本部を、必要に応じて、被災地に警備部長を長とする現地指揮本部をそれぞれ設置して、指揮体制を確立する。
- (2) 県警備本部は、県、市及び関係機関と緊密な連携をとり、災害の概要把握、情報収集を実施するとともに、警察部隊の統括指揮にあたる。

2 災害応急対策の実施

- (1) 負傷者の救出・救助及び行方不明者の捜索
警察は、機動隊等警察部隊を迅速に被災現地に出動させ、県、横浜市及び防災機関と協力して、被災者の救出・救助、行方不明者の捜索及び遺体の収容を実施する。
- (2) 警戒線の設定及び避難誘導
警察官は、災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じて警察官職務執行法第4条により、避難の指示又は警告及び警戒線の設定を行う。
- (3) 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保
警察は、被害状況により、必要な道路の区間及び区域について通行を禁止し、又は制限する等の交通規制を実施し、緊急交通路や避難路及び迂回路を迅速に確保する。
- (4) 広報活動
発災時の広報については、他の広報機関と緊密な連携のもとに、的確な広報活動を実施する。
特に避難誘導、交通規制に関する広報については、隣接都県との整合性を考慮し、相互の広報内容に矛盾の生じないように努めるものとする。
- (5) 防犯対策
警察は、被災現場及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行い、各種災害の未然防止を図り、治安維持に万全を期する。

3 通信の確保

警察通信については、あらゆる態様の災害にも対処できるよう通信用資機材の整備及び復旧体制の強化を図っておくものとする。

4 保安対策

火薬類、高圧ガス、放射性物質、石油類貯蔵施設等大規模災害発生の要因となる施設に対しては、保安対策の強化を図り、危険物被害の予防及び被害拡大の防止に努める。

5 関係機関に対する協力体制

県警察は、県、市町村の応急対策・災害復旧部門との緊密な連絡を保つとともに、各種対策に対する協力体制を整備しておくものとする。

第4部：災害復旧と復興事業

第4部 目次

横浜市防災計画
都市災害対策編

第4部 災害復旧と復興事業

第1章 市民生活の安定・復旧

第1節 被災者の生活援護

- 1 生活相談97
- 2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給98
- 3 災害援護資金及び生活福祉資金の貸付け99
- 4 災害見舞金等の交付100
- 5 義援金の受付、配分100
- 6 り災証明101
- 7 市税の減免等101

第2節 災害復旧の推進102

第2章 検証

- 第1節 記録・分析103
- 第2節 再発防止策103
- 第3節 計画等の見直しと改訂103

第1章 市民生活の安定・復旧

災害により被災した市民の生活の立直しを援護し、市民の自力復興を促進し、もって市民生活の早期安定を図る。この計画は、本編に記載する都市災害において、本市が直接又は間接に関与して行う主な経済援護の種類について、その概要を記したものである。

第1節 被災者の生活援護

1 生活相談

関係各部署長及び区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問い合わせ、相談、要望等に対応する。

(1) 市民活力推進部・区本部における対応

ア 市民活力推進部部長及び区本部長は、第3部第3章第6節に定める臨時市・区民相談室を継続して開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係部署長、区本部長に提供する。

イ 専門相談員等の派遣

市民活力推進部部長は、専門知識を必要とする相談案件に対応するため、弁護士会、税理士会、司法書士会、宅地建物取引業協会等に、臨時市・区民相談室への弁護士、税理士等の派遣を要請する。

なお、派遣先は被害の状況に応じて変更する。

(2) 各部における対応

相談事項	担当部	相談内容	実施方法
外国人相談	都市経営部 市民活力推進部	外国人への生活情報の提供等	外国語のできるボランティアの臨時市民相談室などへの派遣
労働相談	経済観光部	賃金、解雇、社会・労働保険等相談	電話、窓口対応による相談
要援護者相談	健康福祉部	高齢者、障害者等の生活、福祉相談	避難所等への巡回相談の実施
保健・医療相談	健康福祉部	保健医療、生活衛生、動物保護等相談	避難所等への巡回相談の実施
消費者、中小企業経営等相談	経済観光部	消費生活、中小企業の経営・融資等相談	電話、窓口対応による相談
安全・安心住宅相談	まちづくり調整部	安全・安心住宅相談員による住まいに関する相談	市役所で実施
教育相談	教育部	児童・生徒、養護教育等相談	通常の相談体制の中で実施

市民活力推進局

2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

区本部長は、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、また、身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

本市が市民の生活援護のために行う災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給は、次のとおりである。

資料編

災害弔慰金の支給等に関する条例

種別	対象となる災害	支給限度額	支給対象者	支給の制限	根拠法令等
災害弔慰金	1 支給対象災害 (1) 一つの市町村の区域で住家の滅失世帯数が5以上発生した災害 (2) 被災市町村を含む都道府県の区域内の災害で、災害救助法による救助が行われた災害 (3) 上記と同等の災害と認められる特別の事情がある場合で市長が定める災害	1 生計維持者の死亡 1人につき500万円 2 その他の者の死亡 1人につき250万円	死亡した者の遺族(遺族の範囲等については、条例の定めによる。) ※災害に遭遇し、災害後3か月間その生死がわからない場合は、当該災害により死亡したものと推定する。	1 死亡が故意又は重大な過失による場合 2 警察表彰規則、消防表彰規程、賞じゅつ金に関する訓令等に基づく賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給された場合 3 市長が支給を不当と認めた場合	1 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号) 2 同施行令(昭和48年政令第374号) 3 同条例(昭和49年8月条令第53号) 4 同施行規則(昭和49年8月規則第95号) 費用負担 国：1/2 県：1/4 市：1/4
災害障害見舞金	上記に同じ	1 生計維持者が障害を負った場合 1人につき250万円 2 その他の者が障害を負った場合 1人につき125万円	1 両眼が失明した者 2 そしゃく及び言語の機能を廃した者 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 5 両上肢をひじ関節以上で失った者 6 両上肢の用を全廃した者 7 両下肢をひざ関節以上で失った者 8 両下肢の用を全廃した者 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者	上記に同じ	

3 災害援護資金及び生活福祉資金の貸付け

区本部長は、県内に災害救助法による救助が行われた災害により家財等に被害のあった者に対して、災害援護資金の貸付けを行う。

また、災害救助法の適用に至らない小災害時には、区社会福祉協議会において、低所得世帯を対象として、生活福祉資金の貸付けを行う。

種別	貸付対象者	貸付金額	貸付条件	根拠法令等
災害 援 護 資 金	1 貸付対象災害 県内において、災害救助法による救助が行われた災害	1 世帯主が療養期間おおむね1か月以上の負傷を負った場合 (1) 家財の損害がその価額のおおむね1/3未満であり、かつ住居の損害（住居の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積又は主要構造部分の損害をいう。以下同じ。）がその延面積又は価額のおおむね20%未満（家財及び住居の損害が無い場合を含む） 限度額 150万円	1 償還期間 10年（据置期間原則として3年） 2 利率 年3%（据置期間中は無利子） 3 償還方法 年賦又は半年賦（元利均等償還） 4 保証人 連帯保証人1人 5 違約金 延滞元利金額につき年10.75%	災害弔慰金の支給等に関する法律 同施行令 災害弔慰金の支給等に関する条例 同施行規則 財源 貸付原資の2/3 国庫貸付 貸付原資の1/3 市貸付
	2 貸付対象者 1 に定める災害で次の被害を受けた世帯の世帯主 (1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷 (2) 住居又は家財の損害が当該住居又は家財の価額のおおむね1/3以上のもの	(2) 家財の損害がその価額のおおむね1/3以上かつ住所の損害がその延面積又は価額のおおむね20%未満 限度額 250万円		
	3 貸付制限 世帯の総所得の合計額が次の額以上の世帯を除く (1) 同一の世帯に属する者が 1人の場合 220万円 2人の場合 430万円 3人の場合 620万円 4人の場合 730万円 5人以上の場合 730万円に加えて (世帯構成人数－4人) ×30万円 (2) その世帯の住居が滅失した場合 1,270万円	(3) 住居の損害がその延面積のおおむね20%以上70%未満又は価額のおおむね20%以上50%未満 限度額 270万円（※350万円） (4) 住居の損害がその延面積のおおむね70%以上又はその価額の50%以上 限度額 350万円 2 世帯主が負傷を負わない場合 (1) 家財の損害がその価額のおおむね1/3以上かつ住居の損害がその延面積又は価額のおおむね20%未満（住居の損害が無い場合を含む） 限度額 150万円 (2) 住居の損害がその延面積のおおむね20%以上70%未満又はその価額のおおむね20%以上50%未満 限度額 170万円（※250万円） (3) 住居の損害がその延面積のおおむね70%以上又はその価額のおおむね50%以上（(4)の場合を除く） 限度額 250万円（※350万円） (4) 住居の全体が焼失 限度額 350万円 ※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合の限度額		

資料編

災害弔慰金、災害障害見舞金の支給額及び災害援護資金の貸付限度額一覧表
生活福祉資金貸付限度額一覧表

第4部

第1章

市民生活の安定・復旧

健康福祉局

資料編

横浜市災害見舞金・
弔慰金交付要綱

種別	貸付対象者	貸付金額	貸付条件	根拠法令等
生活福祉資金	1 貸付対象者 (1) 低所得世帯（生活保護基準の1.7倍以内） (2) 他から融資を受けることが困難である者 (3) 担当民生委員の指導と援助を受けることにより、独立自活できると認められる者 *上記の条例による災害援護資金と重複することはできない	災害援護資金 1世帯 150万円以内 ただし、住宅資金と重複して 半壊、半焼 170万円 全壊、全焼 250万円 さらに、特別な事情がある場合350万円まで貸し付ける	1 据置期間 1年以内 2 償還期間 7年以内 3 利率 年3% 4 保証人 連帯保証人1人以上	生活福祉資金貸付制度要綱

4 災害見舞金等の交付

区本部長は、市内に居住する者及び市内で事業を営む者が災害による被害を受けたときは、被災者又はその遺族に対して、次により見舞金及び弔慰金を交付する。

ただし、災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合を除く。

種別	対象となる災害	支給額	支給対象者	根拠法令等				
災害見舞金等	1 支給対象災害 (1) 火災 自己の故意又は重大な過失によらない火事で、市内の住家に被害をもたらす災害 (2) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等により市内に被害をもたらす災害 (3) その他の異常な災害 爆発、船舶事故、航空機事故、鉄道事故、市外における火災、自然災害により集団的に被災した災害		1 市内に居住する者で災害により居住する住家に被害を受けた者、死亡者又は重傷者 2 市内に居住する者で、横浜市外で発生した災害により集団的に被害を受けた死亡者又は重傷者 3 市内で事業を営む者で、自然災害により事業を営む部分に被害を受けた者	横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱 横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱事務取扱要領				
					区分	単身世帯	2人以上世帯	非住家
					全壊家屋世帯	30,000円	50,000円	30,000円
					半壊家屋世帯	20,000円	30,000円	20,000円
					床上浸水世帯	10,000円	20,000円	20,000円
					冠水家屋世帯	10,000円	20,000円	10,000円
					死者	1人につき 100,000円		
重傷者	1箇月以上1人につき 30,000円							
	6箇月以上1人につき 10,000円							

健康福祉局

5 義援金の受付、配分

健康福祉部部長は、災害に伴い義援金を募集する必要があるとき、及び義援金配分方法を決定するときは、「義援金募集配分委員会」を開催する。

ただし、神奈川県単位で「義援金募集配分委員会」を設置する場合は、県と協議する。

(1) 義援金募集配分委員会の開催

健康福祉部部長は、横浜市義援金募集配分委員会設置要綱に基づき、「義援金募集配分委員会」を開催し、義援金の募集に関する事項を決定し、それを関係機関に周知する。

(2) 義援金の受入れ及び保管

義援金の受入れは、「地域福祉保健班活動マニュアル」に基づき健康福祉部で行う。

また、寄託された義援金は、会計部部長が保管する。

(3) 義援金の配分

- ア 義援金の配分は、「義援金募集配分委員会」が決定する。
- イ 配分計画は、被災者数、被災世帯数、被災状況等を勘案のうえ、世帯及び人員を単位とする。
- ウ 区本部長は、決められた義援金配分基準・方法に基づき、迅速かつ適正に配分する。
- エ 配分窓口は、区本部長が指定する場所とする。

6 り災証明

り災証明は、災害救助法による各種措置や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の救済を目的として発行する。

(1) り災家屋の調査は、次の分担で行う。

区分	担当部署
損壊家屋	区災害対策本部
火災・消火損	消防地区本部

(2) り災証明書の発行は次の分担により行う。

区分	証明権者
損壊家屋	区長
火災・消火損	消防署長

(3) り災証明書の対象

り災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明する。

- ア 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部損壊、床下浸水
- イ 火災による焼損及び消火損

なお、家屋以外のものが、り災した場合において必要があるときは、火災以外については区長が、り災届出証明書で対応し、火災については、消防署長が発行するり災証明及びり災届出証明書で対応する。

(4) 調査及びり災証明書の発行時期

家屋調査は、発災後10日目ごろから、「家屋損壊判定基準」に基づき実施する。

また、損壊家屋のり災証明書の発行は、発災後20日目ごろから「損壊家屋のり災証明要領」に基づき、火災・消火損の調査及びり災証明書の発行は、別に定める要領に基づき行う。

7 市税の減免等

(1) 災害により特に必要があると認められる場合は、横浜市市税条例第39条、第62条、第104条の10、第129条の13及び第135条に定めるところにより市税の減免を受けることができる。

ア 減免の範囲及び税額

市民税（県民税を含む。）、固定資産税及び都市計画税については次表により、その他の税目については、災害による被害の程度により減免を受けることができる。

イ 減免の手続

減免を希望する被災者は、区役所に備え付けの減免申請書により、その理由欄に被害状況を記載し、り災証明書（り災者名簿により確認できる場合は不要）を添えて区役所税務課に申請する。

市税減免の範囲及び税額

区 分	減免する範囲		減免する税額		
市 民 税 (県民税を含む)	災害によって死亡し、又は生死不明となった場合		災害後の納期分の全額		
	災害によって障害者となった場合		災害後の納期分の9/10の額以内		
	住宅又は家財の 5/10以上に被害 のあった場合	前年の合計所得金額が 500万円以下の方	本年度分の	全額以内	
		500万円を超え 750万円以下の方	//	5/10の額以内	
		750万円を超え1,000万円以下の方	//	2.5/10 //	
	住宅又は家財の 3/10以上に被害 のあった場合	前年の合計所得金額が 500万円以下の方	本年度分の	5/10の額以内	
500万円を超え 750万円以下の方		//	2.5/10 //		
750万円を超え1,000万円以下の方		//	1.3/10 //		
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	土 地	年間収穫高が平年収穫高に比し、 5/10以下になった農地	災害後の納期分の	全額以内	
		7/10 //	//	5/10の額以内	
		8/10 //	//	3/10 //	
	家 屋 償 却 資 産	災害により5/10以上の損害を受けた場合	災害後の納期分の	全額以内	
		// 2/10 //	//	5/10の額以内	
		// 1/10 //	//	2/10 //	

(2) 市税の延滞金の減免

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により損失を受けた場合、やむを得ない事情があると認められる場合は、延滞金の減免を受けることができる。

ア 減免の手続き

減免を希望する被災者は、区役所に備え付けの減免申請書により、その理由欄に被害状況を記入し、り災証明書（り災者名簿により確認できる場合は不要）を添えて区役所税務課に申請する。

(3) 納税証明書及び市民税課税証明書（所得証明書）の発行手数料の減免

横浜市災害緊急特別融資要綱等により、横浜市が行う融資事業の手続き及び災害救助法等の適用地域にあって災害復旧のための融資手続きを行う目的で、融資を受けようとする人が、融資事業の取扱金融機関に提出するために発行請求すると認められる場合は、手数料の減免を受けることができる。

ア 減免の手続き

減免を希望する被災者は、区役所に備え付けの減免申請書により、り災証明書（り災者名簿により確認できる場合は不要）を添えて区役所税務課に申請する。

(4) 市税の期限の延長

災害を受けたことによって市税に関する申告、申請、請求その他の書類（不服申立に関するものを除く。）または納付もしくは納入を、それぞれの期限までにできないと認められる場合は、90日（特別徴収義務者については30日）を限度として、その期限の延長を受けることができる。

ア 延長の手続き

延長を希望する被災者は、納期限延長申請書により、り災証明書（り災者名簿により確認できる場合は不要）を添えて区役所税務課に申請する。

第2節 災害復旧の推進

「災害復旧計画の策定」、「法律等により一部負担又は補助を受ける事業」については、〔震災対策編〕及び、〔風水害対策編〕第4部災害復旧と復興事業のとおり。

第2章 検証

災害の収拾後には、関連区局において必ず検証を行い、その結果を本計画や細部計画等に反映させ、危機管理の実効性を高める。このことにより、本市の災害に対する機能を向上させ、対応を万全なものとする。

第1節 記録・分析

災害の収拾後に、災害記録や事前対策等の意思決定、活動などの対応記録を収集、分析した後、活動結果としてまとめる。

第2節 再発防止策

災害の発生原因、被害拡大要因を分析、究明し、発生原因が同様な事案や類似する事案に対して再発防止を図る目的から、早急に再発防止策を定め、その実施に努める。

第3節 計画等の見直しと改訂

関係区局は、活動結果、再発防止策等に基づき既存の細部計画等の見直しを実施して、必要に応じて改訂等を行う。また、その結果を本計画に反映させる。

第5部：災害種別対応計画

第5部では、本市の組織名称、役職名などを平常時の名称で表記しています。

災害対策本部等の設置時には、「横浜市災害対策本部条例」、「横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程」などに定める名称に、それぞれ「読み替え」するものとします。

第5部 目次

横浜市防災計画
都市災害対策編

第5部：災害種別対応計画

第1章 大規模火災対策

第1節	想定災害	105
第2節	地下街火災対応計画	
第1	地下街等の現況	105
第2	事前対策	
1	地下街管理者の事前対策	105
2	安全管理局の事前対策	106
第3	応急対策	
1	災害応急活動の業務分担	107
2	災害対策本部等の設置	107
3	地下街関係者の応急対策	108
4	地下街火災消防活動計画	109
第3節	高層建築物火災対応計画	
第1	高層建築物の現況	110
第2	事前対策	
1	高層建築物の管理者の事前対策	110
2	安全管理局の事前対策	110
第3	応急対策	
1	災害応急活動の業務分担	111
2	災害対策本部等の設置	111
3	高層建築物関係者の応急対策	112
4	高層建築物火災消防活動計画	113
第4節	地下街ガス爆発災害対応計画	
第1	地下街等の現況	114
第2	事前対策	
1	地下街関係者の安全設備の設置義務	114
2	ガス供給事業者の事前対策	115
3	安全管理局の事前対策	117
第3	応急対策	
1	災害応急活動の業務分担	118
2	災害対策本部等の設置	118
3	地下街関係者の応急対策	119
4	ガス事業者の応急対策	120
5	地下街ガス爆発災害消防活動計画	121

第2章 危険物等災害対策

第1節	想定災害	124
第2節	都市ガス施設災害対応計画	
第1	施設の現況	
1	概要	124
2	ホルダー	124
3	管路	124
4	現況	125

5	需要家までのフロー	125
第2	事前対策	
1	ガス事業者の事前対策	126
2	安全管理局の事前対策	129
第3	応急対策	
1	災害応急活動の業務分担	130
2	災害対策本部等の設置	130
3	管理者の応急対策	131
4	都市ガス火災消防活動計画	133
第3節	危険物・火薬類・高圧ガス・毒劇物施設及び輸送時災害対応計画	
第1	事前対策	
1	取扱い及び取締りに関する法令	136
2	環境創造局の事前対策	136
3	安全管理局の事前対策	136
第2	応急対策	
1	災害応急対策の業務分担	137
2	災害対策本部等の設置	137
3	環境創造局の応急対策	138
4	安全管理局の応急対策	138
第4節	有毒物質漏洩災害対策	
第1	事前対策	
1	有毒物質調査体制の確立	143
2	医薬品等の保有状況	143
第2	施設の警戒	
1	施設管理者等の対策	143
2	本市各区局の活動	144
第3	応急対策	
1	施設管理者等の対策	145
2	災害対策本部等の設置	145
3	救助・救急・避難誘導等の消防活動	146
4	有毒物質の調査	147
5	健康相談の実施	147

第3章 海上災害対策

第1節	区域、施設等の現況	
1	横浜港港湾区域及び漁港区域	149
2	施設、輸送貨物等の現況	149
第2節	災害態様	
1	衝突事故の特徴	149
2	火災の特徴	150
3	爆発事故の特徴	150
4	海上への石油類の流出	150
第3節	事前対策	
1	情報受伝達体制	151
2	連携協力体制	151
3	資機材の備蓄	152
4	油回収技術の調査研究等	153

5	横浜海上保安部海上災害対策	153
第4節	大規模油等流出事故対策	
1	災害対策本部等の設置	154
2	情報の収集・伝達	155
3	大気汚染対策	156
4	オイルフェンスの展張、油等の処理・回収等	157
5	回収油等の処理	158
6	市民利用施設対策及び水産物対策	159
7	広報・広聴	160
8	ボランティアへの活動支援	161
9	野生動物の保護	161
10	活動経費の請求	161
第5節	火災爆発事故対策	
1	災害応急活動の業務分担	164
2	災害対策本部等の設置	164
3	港湾局の対策	165
4	安全管理局の対策	166

第4章 鉄道災害対策

第1節	横浜市高速鉄道（市営地下鉄）の対策	
第1	施設等の現況	168
第2	事前対策	
1	防災設備の概要	168
2	放送、通信設備の概要	168
3	防災施設、設備及び放送・通信設備の点検整備	168
4	火災予防対策	169
5	防災教育訓練の実施	169
6	民間との協力体制	169
第3	応急対策	
1	地下鉄施設内での災害の応急対策	170
第2節	JR及び私鉄各社の対策	
第1	施設等の現況	171
第2	JR東日本、東京急行、京浜急行、相鉄鉄道、横浜高速鉄道の事前・応急対策	
1	事前対策	171
2	応急対策	171
第3	JR東海における事前・応急対策	
1	事前対策	173
2	応急対策	173
3	運行中の火災等発生時の留意事項	174
第4	日本貨物鉄道（株）における対策	
1	総則	175
2	災害予防計画	175
3	化成品等輸送車両等の緊急措置	177
第3節	シーサイドラインの対策	
1	施設概要	178
2	事前対策	178

3	応急対策	179
第4節	災害応急活動の業務分担	180
第5節	本市の対策	
1	安全管理局が行う事前対策	181
2	災害対策本部等の設置	181
3	鉄道施設災害消防活動計画	182

第5章 道路災害対策

第1節	自動車専用道路の現況	184
第2節	事前対策	
1	道路管理者の事前対策	185
2	安全管理局の事前対策	185
第3節	応急対策	
1	災害応急活動の業務分担	186
2	災害対策本部等の設置	186
3	道路管理者の応急対策	187
4	道路災害消防活動計画	188

第6章 航空災害対策

第1節	横浜市付近の航空路等の現況	
1	空域と航空路	191
2	航空交通管制圏	191
3	航空路別の実態	191
第2節	航空機事故連絡体制	
1	民間航空機事故発生時の連絡体制	192
2	米軍機又は自衛隊機事故発生時の連絡体制	193
第3節	応急対策	
1	災害応急活動の業務分担	194
2	災害対策本部等の設置	194
3	航空機災害消防活動計画	195

第7章 放射性物質災害対策

第1節	基本対策	
1	防災体制の整備	197
2	放射性物質災害対策用の資機材の整備	197
3	職員に対する研修と訓練	197
4	市民への啓発	198
第2節	放射性物質災害対策のための組織体制	
1	災害対策警戒本部	199
2	災害対策本部	200
3	現地本部	201
4	放射性物質災害に関する事務分掌	202
第3節	原子力施設における災害発生に伴う対策	
1	観測体制の整備	203
2	緊急時の連絡体制の整備	203

3	組織体制	204
4	応急対策の業務分担	204
5	応急対策	204
6	原子力施設災害に関する消防活動計画	206
7	医療対策	207
第4節	核燃料物質等輸送中の災害対策	
1	事前対策	208
2	組織体制	209
3	応急対策の業務分担	209
4	輸送事業者の行う応急対策	209
5	本市の行う応急対策及び医療対策	209
6	核燃料物質等輸送中の災害消防活動計画	210
第5節	放射性同位元素保有施設災害対策	
1	事前対策	210
2	組織体制	211
3	応急対策の業務分担	211
4	事業者の行う応急対策	211
5	本市の行う応急対策	211
6	放射性同位元素保有施設災害消防活動計画	211
第6節	災害復旧対策	
1	原子力事業所の行う災害復旧計画の作成等	212
2	汚染の除去	212
3	各種制限措置の解除	212
4	災害地域住民に係る記録の作成等	212
5	被害等の影響の軽減	212

第8章 不発弾等の発掘及び処理対策

第1節	「埋没不発弾」等の発掘	
1	埋没不発弾等の確認	213
2	埋没不発弾等の発掘事前準備	214
3	埋没不発弾等の発掘	215
4	埋没不発弾等の処理	215
第2節	「偶発的発見不発弾」等の処理対策	
1	連絡の窓口等	215
2	処理対応	215
3	区災害対策本部の設置	216
4	警戒区域の設定	217
5	避難等の実施	217
6	情報の受伝達	217
7	報道対応等	217
8	その他の連絡調整	217
第3節	海上で不発魚雷等が発見された場合の対応	217

第9章 その他の災害対策

第1節	大規模情報通信ネットワーク事故対応計画	
第1	電気通信事業者の対策	
1	東日本電信電話(株)	223
2	(株)NTTドコモ	227
3	KDDI(株)	230
4	ソフトバンクモバイル(株)	231
第2	安全管理局における事前対策	
1	横浜市火災予防条例に基づく届出の促進	232
2	警防査察の実施	232
3	119番非常切替装置の運用訓練の実施	232
第3	安全管理局における応急対策	
1	洞道等の火災における防ぎよ活動	232
2	災害覚知体制の強化	233
第2節	地下工事等に伴う災害対策	
1	目的	233
2	関係法令等の順守	233
3	本市が施行する地下工事	234
4	道路工事に伴う対策	234
5	事故発生時の対応	234
第3節	群衆流動等による雑踏事故対策	
1	想定災害	235
2	大規模な行事等の対象	235
3	事前対策	235
4	応急対策	237

第1章 大規模火災対策

この章は、地下街・高層建築物等の火災等に対する防火対策及び消火活動計画等について定め、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第1節 想定災害

安全管理局

本章における想定災害の種別は、次による。

想定災害の種別	1 地下街火災 2 高層建築物火災（社会的に影響の大きい不特定多数の人が出入りする高層建築物） 3 地下街ガス爆発災害
---------	---

第2節 地下街火災対応計画

第1 地下街等の現況

安全管理局

市内の地下街は、昭和39年12月の横浜地下街（ザ・ダイヤモンド）の開設以来、桜木町ゴールデンセンター地下街（ぴおシティ）、横浜中央地下街（マリナード）、相鉄ジョイナスDブロック、横浜駅東口地下街（ポルタ）がオープンし、計5ヶ所の地下街となった。特に横浜駅をはさんだ東口、西口は、全国でも有数の地下街を形成している。

また、地下街に接続した防火対象物で、百貨店等不特定多数の者を収容する施設（特定防火対象物）が連続した対象は、消防庁の指定により「地下街と一体をなすもの」として扱っている。

本市における地下街等の現況は、次に掲げる巻末資料のとおりである。

巻末資料	1-1 地下街の現況及び消防用設備等の設置状況
	1-2 地下街と一体とみなした防火対象物一覧

第2 事前対策

1 地下街管理者の事前対策

地下街管理者

(1) 消防用設備等の設置

地下街の消防用設備等の設置状況は、巻末資料1-1に示すとおりである。

(2) 消防用設備等の点検整備

消防用設備等については、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法の各規定に基づき、保守点検業務を法定資格を有する専門業者に委託して点検整備を行うとともに、その他の防災諸設備についても、日常の点検、整備を実施するほか、年間の一斉休業日を利用した特別点検整備を実施する。

なお、消防用設備等の点検結果については、消防法第17条の3の3に基づき、消防長又は消防署長に報告する。

(3) 防火用無線通信設備の点検

消防法施行令第29条の3に基づく無線通信補助設備は、横浜市安全管理局による機能保持上必要な電波発射試験を所轄消防署において実施するとともに、関東管区警察局との協定に基づき、警察機関が活用できるようにした。

なお、電波法に定める定期検査にかかわる業務については、関東電気通信監理局の定期的検査を受けている。

(4) 火気使用設備等の点検

館内の火気使用設備及び電気設備についても、自主的な日常点検を行うとともに、保安課員による終業時点検を実施している。

(5) 防火訓練の実施

各地下街は、春秋の火災予防運動及び市民防災の日を中心に、消防法施行令第4条第3項に基づいた消火、通報及び避難の訓練を実施する。

(6) 防災教育の実施

消防法施行規則第3条に基づき、従業員に対する防災教育を実施している。

教育の内容	<ul style="list-style-type: none"> 1 従業員、警備員等に対する防災意識の高揚 2 閉店時における安全点検の励行 3 火気使用設備、器具の安全点検の励行 4 消防用設備等の維持管理の徹底 5 事故、災害時に対する心得 6 その他の必要事項
教育の方法	<ul style="list-style-type: none"> 1 春・秋の火災予防運動、市民防災の日、災害事例発生の際等、適当な時期に防災に関する映画、講演、ポスターの掲示等により実施する。 2 防火管理者資格取得講習、火災予防条令に基づく各種講習会及び所轄消防署の実施する火災予防に対する講演会、指導会に積極的に参加する。 3 消防法、建築基準法関連法規の改正に伴う内容周知のための指導会を開催する。 4 巡回及び立入検査等により防災教育を徹底する。

(7) 自衛消防組織の編成

防火管理者は、消防法第8条に基づく消防計画に、自衛消防組織を編成し、各組織員の任務を明確にし、合わせて技術的指導を実施するものとする。

(8) 共同防火管理協議会の設置

消防法第8条の2に基づき、共同防火管理協議会を設置し、防火管理上必要な業務に関する事項を協議して定めなければならない。

2 安全管理局の事前対策

(1) 警防計画の策定

消防署長は、警防計画等策定基準に基づき各地下街の警防計画を策定するものとする。

(2) 実態把握

消防隊等は、災害発生時に円滑な消防活動を行うため各地下街の警防査察を実施し、これらの施設の実態を把握しておくものとする。

(3) 災害出場計画の策定

安全管理局長は、地下街という特殊な活動環境を考慮して、特殊車両を含む地下街等災害出場計画を策定する。

第3 応急対策

1 災害応急活動の業務分担

地下街火災発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。
なお、災害の状況に応じて、関係区局が事務分掌に応じた活動を行う。

関係機関 主な活動	防災協議会 (事業所)	安全管理局	警 察	ガス事業者	電気事業者	区役所
通 報	◎	○				
初期消火・避難等	◎					
安 全 管 理 局 へ の 報 告	◎					
現 場 指 揮 本 部	○	◎	○	○	○	
情 報 収 集	○	◎	○	○	○	◎
警 戒 区 域 の 設 定	○	◎	○			
人 命 検 索 ・ 救 助	○	◎	○			
消 火 活 動 ・ 水 損 防 止	○	◎				
避 難 誘 導	○	◎	○			○
救 急 ・ 救 護 活 動	○	◎	○			
電 路 遮 断	○				◎	
ガ ス 緊 急 遮 断	○	○		◎		
排 煙 ・ 排 熱 活 動	○	◎				
現 場 広 報		◎	○			
群 衆 整 理		○	◎			
被 害 状 況 調 査 収 集	○	○	○	○	○	◎
本 部 等	○	◎ 市本部	○	○	○	◎
現 地 本 部	○	○	○	○	○	◎

◎：主務機関 ○：協力機関

2 災害対策本部等の設置

(1) 警戒体制の確立

危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）は、地下街において火災の発生を確認したときは、関係区局に発生の通報をし、警戒体制を確立する。

(2) 警戒本部の設置

ア 市警戒本部の設置基準及び構成局

設置基準	1 多数の人的被害が発生したとき 2 交通機関への多大な影響があるとき 3 その他危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき
構成局	1 都市経営局 2 健康福祉局 3 安全管理局 4 交通局（市営地下鉄等の交通機関への影響があるとき） 5 病院経営局 6 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が指定する局

イ 区警戒本部の設置

災害の状況により区警戒本部長が必要と認めたととき、又は、市警戒本部が設置されたとき、関係区は区警戒本部を設置する。

(3) 災害対策本部の設置

市本部及び区本部は、第3部第1章第4節により設置する。

(4) 警戒本部等の主な活動

構成区局	主 な 活 動
都市経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 1, 2については、本部設置時は安全管理部本部運営班において活動
健康福祉局	1 医療救護活動に関すること。
安全管理局	1 市本部等の設置、運営に関すること。 2 情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 消火、救助、救急活動に関すること。 4 ガス及び電気事業者への連絡に関すること。 5 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定に関すること。 6 現場広報に関すること。
(交通局)	1 地下鉄利用者の安全確保に関すること。
病院経営局	1 市立病院における医療救護活動に関すること。
関係区	1 区本部等の設置、運営に関すること。 2 地下街管理者の要請や現場の状況に応じた避難者の受入れに関すること。 3 仮設救護所の設置に関すること。

3 地下街関係者の応急対策

(1) 通報連絡体制

火災が発生したときは、ただちに消防機関に通報する。

また地下街内の滞留者に対して、非常放送設備により一斉に通報し、火災の発生を通報する。

(2) 応急活動計画

ア 火災時応急活動の原則

(ア) 火元各社の消防計画に基づき、応急活動を実施する。

(イ) 火元直近建物の隣接自衛消防隊は、消火、避難誘導等の活動に協力する。

(ウ) 防災組織の各社共同防火管理協議会は、火災の通報を受けた際には、協議会加入各社に連絡するとともに、指揮に便利な防災センターに対策本部を設置し、各社に応援出場、情報収集、伝達の要請等を実施する。

(エ) 協議会の対策本部は、火元自衛消防隊から応援要請があり、又はその必要があると認められたときは各社に対して応援要請を行う。

(オ) 火元各社の防火管理者等は、公設消防隊が現場到着した場合、情報の提供、出火点への誘導を行う。

(カ) パニック防止対策（非常放送の実施）

火災が発生した場合、防火シャッターが自動的に閉鎖されるので、まず火元ブロックに対し非常放送を実施し、次いで全館に放送を実施しパニック防止措置を講ずる。

(キ) 避難誘導

非常放送設備を活用して避難誘導するとともに、避難誘導を担当する従業員は、来街者の動揺、混乱の防止に努め、迅速かつ安全に屋外に通じる階段へ誘導・避難させる。

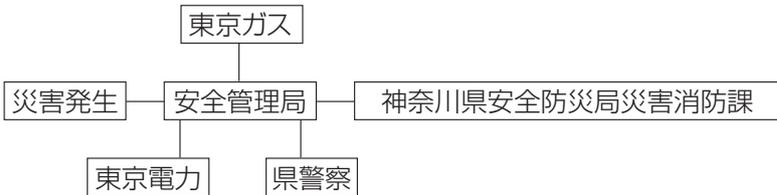
(ク) 人命救助

救護係員は、負傷者その他被救助者の応急救護にあたるとともに、公設救急隊との連絡を密にし、人命安全の確保にあたる。

4 地下街火災消防活動計画

限定された地域と建物に不特定多数の人の滞留、流動人口をかかえる地下街における災害は、他の一般災害と比較にならない人命危険と防御活動の困難性が伴い、さらにパニック現象による二次災害発生危険も高いことから、これらの危険性、困難性を排除し、防御活動における活動計画を定める

(1) 災害通報連絡系統

情報受伝達内容	1 災害の状況（防災センターからの情報） 2 要救助者情報
連絡系統	 <pre> graph TD TKG[東京ガス] --- AM[安全管理局] AM --- KEI[神奈川県安全防災局災害消防課] AM --- KEI[東京電力] AM --- KEI[県警察] AM --- AM[災害発生] </pre>

(2) 地下街火災出場計画

災害出場計画に基づき、火災の規模に応じて消防隊を出場させる。

以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。

(3) 現場指揮本部の設置

現場における指揮体制を確立するため、関係機関の参加を得て指揮命令の円滑と徹底を期すことを目的として、現場指揮本部を設置し、災害状況の把握、消防隊等の総合指揮、報告、連絡等の主要な任務を行う。また、災害の状況によっては、前進指揮所を設置し、指揮命令等の伝達体制の確立を図るとともに部隊間を有機的に連携させ、防御活動の効率化を図ることとする。

(4) 消防警戒区域の設定

災害状況に応じて、警戒区域を設定し、関係者以外の者及び車両等の出入りを禁止又は制限する。

(5) 消防活動の主眼

消防活動の主眼	1 情報収集（防災センター等関係者からの収集） 2 人命検索・人命救助 3 避難誘導 4 排煙・排熱活動 5 消火活動 6 水損防止 7 災害情報等の消防広報 8 群衆の整理
---------	--

第3節 高層建築物火災対応計画

安全管理局

第1 高層建築物の現況

市内の11階以上又は高さ31mを超える高層建築物の現況は、次の巻末資料のとおりである。

巻末資料	1-3	高層建築物の階数別対象物の現況
	1-4	高層建築物の用途別対象物の現況

第2 事前対策

高層建築物管理者
安全管理局

1 高層建築物の管理者の事前対策

高層建築物の管理者等は、消防法等関係法規に基づき、防災のための事前対策を講ずるものとする。

(1) 防火管理者の選任と届出

消防法第8条に基づき、防火対象物の管理者は、防火管理者を選任し、所轄消防署長へ届出る。

(2) 消防計画の作成・届出

防火管理者は、消防法第8条に基づき、消防計画を作成し、消防法施行規則第3条に基づき、所轄消防署長へ届出る。

(3) 消防用設備等の点検

防火管理者は、消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の4に基づき、消防用設備等を定期的（6か月毎）に点検し、所轄消防署長に届出なければならない。

(4) 消防訓練の実施

防火管理者は、消防計画に基づき定期的に通報・消火・避難訓練を実施するとともに、不特定多数の者を収容する施設については、消防法施行規則第3条第11項に基づき、年2回以上の通報、消火及び避難訓練を実施しなければならない。

(5) 防災教育の実施

防火管理者は、消防法第8条に基づき、消防計画に定められた従業員等に対する防災教育を、定期的実施するものとする。

(6) 自衛消防組織の編成

防火管理者は、消防法第8条に基づく消防計画に、自衛消防組織を編成し、各組織員の任務を明確にし、合わせて技術的指導を実施するものとする。

(7) 共同防火管理協議会の設置

消防法第8条の2に基づき、高層建築物でその管理権原が分かれているものは、共同防火管理協議会を設置し、防火管理上必要な業務に関する事項を協議して定めなければならない。

2 安全管理局の事前対策

(1) 警防計画の策定

消防署長は、警防計画策定基準に基づき高層建築物の警防計画を策定し、自衛消防隊の相互連携のもとにこの計画が有効、適切に活用されるよう努めるものとする。

(2) 実態把握

消防隊等は、災害発生時に円滑な消防活動を行うため高層建築物の警防査察を実施し、これらの施設の実態を把握しておくものとする。

(3) 災害出場計画の策定

高層建築物という特殊な活動環境を考慮した災害出場計画を策定する。

(4) 緊急離着陸場等の設置指導

高層建築物等の火災等の対応として、ヘリコプターによる消防活動用離着陸スペースを屋上部分に確保するため、「緊急離着陸場等設置指導基準」を定め、指導するものとする。

安全管理局

資料編

緊急離着陸場等設置指導基準

第3 応急対策

1 災害応急活動の業務分担

高層建築物火災発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。
なお、災害の状況に応じて、関係区局が事務分掌に応じた活動を行う。

関係機関 主な活動	防災協議会 (企業)	安全管理局	警 察	ガス事業者	電気事業者	区役所
通 報	◎	○				
初期消火・避難等	◎					
安 全 管 理 局 へ の 報 告	◎					
現 場 指 揮 本 部	○	◎	○	○	○	
情 報 収 集	○	◎	○	○	○	◎
警 戒 区 域 の 設 定	○	◎	○			
人 命 検 索 ・ 救 助	○	◎	○			
消 火 活 動 ・ 水 損 防 止	○	◎				
避 難 誘 導	○	◎	○			○
救 急 ・ 救 護 活 動	○	◎	○			
電 路 遮 断	○				◎	
ガ ス 緊 急 遮 断	○	○		◎		
排 煙 ・ 排 熱 活 動	○	◎				
現 場 広 報		◎	○			
群 衆 整 理		○	◎			
被 害 状 況 調 査 収 集	○	◎	○	○	○	◎
本 部 等	○	◎ 市本部	○	○	○	◎ 区本部
現 地 本 部						◎

◎：主務機関 ○：協力機関

2 災害対策本部等の設置

(1) 警戒体制の確立

危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）は、不特定多数の者が出入りする高層建築物において火災の発生を確認したときは、関係区局に発生の通報をし、警戒体制を確立する。

なお、災害の状況に応じてその他の関係局に連絡する。

(2) 警戒本部の設置

ア 市警戒本部の設置基準及び構成局

設置基準	1 多数の人的被害が発生したとき 2 多数の住家（室）が焼失したとき 3 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき
構成局	1 都市経営局 2 健康福祉局 3 安全管理局 4 病院経営局 5 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が指定する局

イ 区警戒本部の設置

災害の状況により区警戒本部長が必要と認めたととき、又は、市警戒本部が設置されたとき、関係区は区警戒本部を設置する。

(3) 本部の設置

市本部及び区本部は、第3部第1章第4節により設置する。

(4) 警戒本部等の主な活動

構成区局	主 な 活 動
都 市 経 営 局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※1, 2については、本部設置時は安全管理部本部運営班において活動
健 康 福 祉 局	1 医療救護活動に関すること。
安 全 管 理 局	1 市本部等の設置、運営に関すること。 2 消火、救助、救急活動に関すること。 3 ガス及び電気事業者への連絡に関すること。 4 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定に関すること。 5 現場広報に関すること。
病 院 経 営 局	1 市立病院における医療救護活動に関すること。
関 係 区	1 区本部等の設置、運営に関すること。 2 地下街管理者の要請や現場の状況に応じた避難者の受入れに関すること。 3 仮設救護所の設置に関すること。

3 高層建築物関係者の応急対策

(1) 通報

火災時の通報連絡は、119番通報による。

また建物内の通報は、非常放送設備により一斉に通報し、避難誘導体制をとる。

(2) 初期消火活動等

当該消防対象物の関係者等は、消防隊等が火災の現場に到着するまで、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行うものとする。

(3) 情報の提供

管理者・防火管理者等は、消防機関等が現場到着した場合は、次の情報を積極的に提供するものとする。

情 報 事 項	1 出火点の状況 2 初期消火の状況 3 人命危険の状況 4 避難の状況 5 消防用設備の作動状況 6 危険物等の状況 7 その他消防活動上必要な事項
---------	---

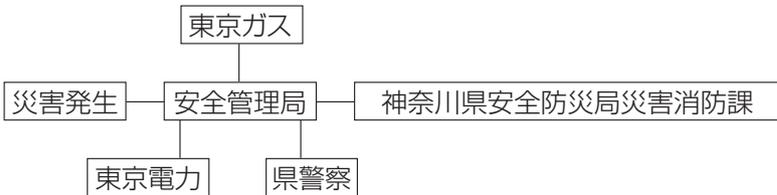
(4) 避難誘導

管理者等は、非常放送設備を活用し、館内滞留者及び従業員に対し災害の状況を放送し、併せて自衛消防隊の避難誘導を担当する従業員による安全な誘導を行わせるものとする。

4 高層建築物火災消防活動計画

限定された地域と建物に不特定多数の人の滞留、流動人口をかかえる高層建築物における災害は、他の一般災害と比較にならない人命危険と防御活動の困難性が伴い、さらにパニックによる二次災害発生危険も高いことから、これらの危険性、困難性を排除し、防御活動における活動計画を定める。

(1) 災害通報連絡系統

情報受伝達内容	1 災害の状況（防災センターからの情報） 2 要救助者情報
連絡系統	 <pre> graph TD DG[東京ガス] --- AM[安全管理局] AM --- KE[神奈川県安全防災局災害消防課] AM --- TP[東京電力] AM --- KP[県警察] AM --- DS[災害発生] </pre>

(2) 災害出場計画

災害出場計画に基づき、火災の規模に応じて消防隊等を出場させる。

以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。

(3) 現場指揮本部の設置

現場における指揮体制を確立するため、関係機関の参加を得て指揮命令の円滑と徹底を期すことを目的として、現場指揮本部を設置し、災害状況の把握、消防隊等の総合指揮、報告、連絡等の主要な任務を行う。また、災害の状況によっては、前進指揮所を設置し、指揮命令等の伝達体制の確立を図るとともに部隊間を有機的に連携させ、防御活動の効率化を図ることとする。

(4) 消防警戒区域の設定

災害状況に応じて、警戒区域を設定し、関係者以外の者及び車両等の出入りを禁止又は制限する。

(5) 消防活動の主眼

消防活動の主眼	1 情報収集（防災センター等関係者からの収集） 2 人命検索・人命救助 3 避難誘導 4 排煙・排熱活動 5 消火活動 6 水損防止 7 災害情報等の消防広報 8 群衆の整理
---------	--

第4節 地下街ガス爆発災害対応計画

横浜市内の都市ガスの普及率は89.7%にも達し、他の燃料に比べ非常に高い普及状況を示している。特に中心市街地である西区・中区ではほぼ100%の普及率を示している。

都市ガスは、使用方法や管理を誤り、密閉された空間に漏洩した場合は、火源により爆発を起こし大事故につながるおそれがある。

昭和55年8月、静岡駅前地下でガス爆発事故が発生し、多くの犠牲者を出し、また、多くの建物等の被害を生じたが、この教訓をもとに、地下街の爆発事故対策を確立するため、この計画を策定した。

第1 地下街等の現況

本市における地下街の現況は、次に掲げる巻末資料による。

巻末資料	1-1	地下街の現況及び消防用設備等の設置状況
	1-5	ガス漏れ火災警報設備の設置義務対象物の現況
	1-6	特定地下街等のガス監視盤等の設置状況

第2 事前対策

1 地下街関係者の安全設備の設置義務

静岡駅前ガス爆発事故を契機として、ガス保安対策の万全を期するため、ガス事業法及び消防法の関係政・省令が改正（昭和56.1、61.4改正）され、地下街等には、次の安全設備が義務づけられている。

- (1) 地下街及び準地下街（特定地下街等）
 - ア ガス漏れしないガス栓・接続具の使用
 - イ ガス漏れ火災警報設備及び緊急遮断装置の設置
- (2) 1,000㎡以上の特定用途地下街等（特定地下室等）
 - ア ガス漏れしないガス栓・接続具の使用
 - イ ガス漏れ火災警報設備の設置

（注）昭和61年4月以降、特定地下室等の新設建物には、緊急遮断装置の設置義務が追加

ウ 情報の提供

情報・技術提供内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種安全システムの説明や設置事例の紹介 2 法定調査検査時に連絡担当者に連絡して点検を実施し、その結果に基づきその建物の保安状況や改善策を説明する。 3 設備点検、調査の申し出に対し、省令に準じた検査、調査を実施し、結果を詳しく説明する。
-----------	---

エ 教育・啓発

教育・啓発内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの性状等、都市ガスに関する基本的事項 2 ガス使用時における保安上の注意事項 3 ガス設備の安全装置対策に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 需要家設備の安全システム (2) 東京ガス株式会社が行う調査、点検等の安全対策 4 ガス設備の保安管理に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) ガス設備の機能と点検方法 (2) 異常時の処置と補修方法 5 緊急時の安全確保と処置に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東京ガス株式会社の緊急体制 (2) 安全設備の操作方法
---------	---

(2) ガス設備、器具の保守管理

ア 定期点検の実施

ガス事業法に基づく本管から消費機器を含めた定期点検（法令規制：本管から消費機器まで、年1回）を、専任チームを編成して実施する。

イ 点検項目

定期点検の項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 漏洩検査（本管～引込み管ガス遮断装置） 2 引込み管ガス遮断装置の点検 3 屋外配管の状況点検 4 外壁貫通部配管状況の点検 5 緊急ガス遮断弁の機能確認 6 点火試験、圧力調査 7 その他法令規定事項
---------	---

(3) 関係者（管理者、使用者）の教育訓練

特定地下街関係者に対して使用上の注意事項のほか、次の各項について周知徹底する。

教育訓練内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス漏れ警報設備の位置及び発報時の措置 2 ガス漏れ時における緊急措置事項 3 ガス使用に関する諸注意事項
--------	---

(4) 安全管理局との協約

ガスの災害防止策の一環として災害予防活動のほか、「引込み管ガス遮断装置」の操作によるガス供給停止等について、完全管理局と次のように業務協約を締結している。

ア 締結時期 平成12年11月1日改定（平成3年7月17日締結）

イ 協約の内容

災害予防活動の実施事項	1 定期連絡会議の開催	4 災害防止広報の実施
	2 共同点検の実施	5 教育訓練の実施
	3 資料の提供	6 消防訓練の実施
災害防御活動の実施事項	1 通報連絡体制の確立	3 緊急遮断措置
	2 出動体制の確立	4 現場指揮本部

(5) 特定地下街等管理者との覚書

特定地下街等には、「引込み管ガス遮断装置」及び「緊急ガス遮断弁」の設置が法的に義務づけられているが、さらに、覚書を締結して、緊急時における確実な機能発揮を図っている。

覚書の内容は下記のとおりであるが、特に、緊急ガス遮断装置の弁の閉止については、その基準を明記して、ガス事業者以外の部外者に対し、ガス供給遮断を依頼している。

覚 書 の 内 容	1 緊急時の操作
	2 閉止操作に伴う措置
	3 開操作等
	4 日常点検
	5 定期点検
	6 点検時に対する協力体制
	7 その他

3 安全管理局の事前対策

(1) 協力体制の確立

ア 「横浜市安全管理局と東京瓦斯株式会社との業務協約」により、相互に協力体制を確立する。

イ 警察機関、ガス事業者、電気事業者及び施設関係者と相互に、災害の防止及び災害発生時における連絡、活動体制について業務調整を図るものとする。

(2) 防災指導等

地下街等の関係者に対しては、ガス災害に備え防災指導等あらゆる機会を活用し、事故防止対策の推進を図り、特に次の事項について強化促進を図る。

ア 立入検査及び共同点検の実施

消防法に基づく立入検査並びに東京ガス(株)との業務協約に基づく共同点検を実施する。

イ ガス漏れ火災警報設備の設置促進

消防法施行令及び関係法令に基づき、施設関係者にガス漏れ火災警報設備の設置指導を促進する。

第3 応急対策

1 災害応急活動の業務分担

地下街ガス爆発災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。
 なお、災害の状況に応じて、本市各局が活動に加わる。

関係機関 主な活動	防災協議会 (企業)	ガス事業者	安全管理局	警察	電気事業者	区役所
通報	◎	○	○			
初期消火・避難等	◎					
ガス需要家遮断	◎					
安全管理局への報告	◎					
現場指揮本部	○	○	◎	○	○	
情報収集	○	○	◎	○	○	◎
ガス検知	○	◎	○			
警戒区域の設定	○	○	◎	○		
避難誘導	○		◎	○		○
ガス導管遮断		◎	○			
電路遮断	○				◎	
人命検索・救助	○		◎	○		
消火活動	○		◎			
救急・救護活動	○	○	◎	○		
排煙・排熱活動	○		◎			
現場広報			◎	○		
群衆整理			○	◎		
被害状況調査収集	○	○	◎	○	○	◎
本部等	○	○	◎ 市本部	○	○	◎ 区本部
現地本部						◎

◎：主務機関 ○：協力機関

2 災害対策本部等の設置

(1) 警戒体制の確立

安全管理局危機管理担当理事は、地下街におけるガス爆発を覚知したときは、関係区局に発生通報をし、警戒体制を確立する。

(2) 警戒本部の設置

ア 市警戒本部の設置基準及び構成局

設置基準	1 多数の人的被害が発生したとき 2 交通機関への多大な影響があるとき 3 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき
構成局	1 都市経営局 2 健康福祉局 3 安全管理局 4 交通局（市営地下鉄等の交通機関への影響があるとき） 5 病院経営局 6 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が指定する局

安全管理局
関係区局

イ 区警戒本部の設置

災害の状況により区警戒本部長が必要と認めるとき、又は市警戒本部が設置されたとき、関係区は区警戒本部を設置する。

(3) 本部の設置

市本部及び区本部は、第3部第1章第4節により設置する。

(4) 警戒本部等の主な活動

構成区局	主 な 活 動
都市経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 1, 2については、本部設置時は安全管理部本部運営班において活動
健康福祉局	1 医療救護活動に関すること。
安全管理局	1 市本部等の設置、運営に関すること。 2 消火、救助、救急活動に関すること。 3 ガス及び電気事業者への連絡に関すること。 4 緊急ガス遮断措置に関すること。 5 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定に関すること。 6 現場広報に関すること。
(交通局)	1 地下鉄利用者の安全確保に関すること。
病院経営局	1 市立病院における医療救護活動に関すること。
関係区	1 区本部等の設置、運営に関すること。 2 地下街管理者の要請や現場の状況に応じた避難者の受入れに関すること。 3 仮設救護所の設置に関すること。

3 地下街関係者の応急対策

ガス漏洩及び爆発時には、各社消防計画に定めるところにより活動するものとする。

また、ガス監視盤に異常が表示された場合には、保安係員は速やかに現場に出向し、状況を確認して防災センターに報告し、次により措置する。

地下街関係者による ガス漏洩時の措置	1 ガス検知				
	2 火気の使用禁止				
	3 周辺シャッターの閉鎖				
	4 排煙機、自然排煙口による漏洩ガスの排出				
	5 避難誘導 漏洩ガス濃度が危険範囲（警報設定値）を越えるおそれがある場合は、速やかに次の措置をとる。 ・現場にある者、その他の来街者の立入禁止と緊急避難の指示 ・自衛消防隊員による緊急避難誘導				
	6 警戒線の設定を行い、立入禁止区域の設定を行う。				
	7 状況に応じた緊急遮断の閉鎖を行い、拡散防止を図る。				
	8 連絡通報				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>横浜市安全管理局</td> <td>119番</td> </tr> <tr> <td>東京ガス(株)保安指令センター</td> <td>03-4332-2426 (緊急連絡先)</td> </tr> </table>	横浜市安全管理局	119番	東京ガス(株)保安指令センター	03-4332-2426 (緊急連絡先)
	横浜市安全管理局	119番			
東京ガス(株)保安指令センター	03-4332-2426 (緊急連絡先)				
9 街内放送 防災センターから非常放送によりガス洩れ発生場所及び状況の伝達と併せて、「火気使用厳禁」及び「電気スイッチ等の点滅禁止」について徹底を図る。					

地下街関係者

4 ガス事業者の応急対策

(1) 災害活動体制

ガス事業者の特定地下街等に対する出動体制については、次のとおりである。

ア 出動までの措置

保安指令センターでは保安責任者、受付担当者、通信担当者が、そして各拠点では処理要員等が昼夜勤務しており、災害通報の受付、出動指示、緊急出動を行う。

各担当者の任務は、次のとおりである。

保安責任者	<ol style="list-style-type: none"> 1 通報に基づき、事故の状況に応じて、消防又は警察へ連絡し、協力を要請するとともに、道路等の掘さくを必要とする場合は、道路管理者等に連絡し、許可を得る。 2 通報の内容により出動区分を判断して、出動を指示する。ただし、特定地下街等の場合は原則として緊急出動となる。なお、現場の配管の種類、口径、圧力等については、当該地下街の配管図、導管図等により確認する。 						
受付担当者	<p>当該特定地下街等関係者より専用電話で通報を受け、内容を記録する。 また、通報の内容に応じて、あらかじめ定めた措置を講ずるよう協力要請する。</p>						
通信担当者	<p>処理要員から無線等により、連絡又は報告を受けるとともに、保安責任者の指示を受けて処理要員に必要な指示及び応援等の手配を行う。</p>						
処理要員	<p>緊急車で現場に出動する。現場には、次の図面を持参する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 本支管の位置図</td> <td style="width: 50%;">2 引込み管ガス遮断装置位置図</td> </tr> <tr> <td>3 緊急ガス遮断弁位置図</td> <td>4 同装置までの供給管、内管位置図</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5 その他必要と判断される図面</td> </tr> </table>	1 本支管の位置図	2 引込み管ガス遮断装置位置図	3 緊急ガス遮断弁位置図	4 同装置までの供給管、内管位置図	5 その他必要と判断される図面	
1 本支管の位置図	2 引込み管ガス遮断装置位置図						
3 緊急ガス遮断弁位置図	4 同装置までの供給管、内管位置図						
5 その他必要と判断される図面							

イ 緊急出動時の現場における措置

現場到着	<ol style="list-style-type: none"> 1 風上又は風横から進行する。 2 状況確認のうえ安全な場所に車を停車させる。
初動措置	<p>現場状況を把握して、次の各号のうち適切なものを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人身事故発生時は、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 2 漏洩箇所付近では、火気の使用を禁止し、関係者以外の立入を禁止する。 3 漏洩箇所が店舗内であることが明らかな場合又はガス臭が一つの店舗内に限られる場合で、かつ、当該店舗に近づくことが可能な場合は、当該店舗のガスメーターコックを閉止すること。 4 引込み管ガス遮断装置又はガス遮断装置による遮断は、次の場合に実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火災が延焼拡大中であること。 (2) 既に爆発事故があって、ガス導管が損傷している可能性があるとき。 (3) 広い範囲にわたってガス臭があり、多量のガス漏洩のおそれがある場合 (4) 漏洩箇所が不明で、ガス濃度測定の結果、爆発下限界（LEL）の30%に達し、又は達するおそれのあるとき。 5 状況等によりマンホールの開放を行うとともに、消防、県警察等に避難誘導、交通整理等の要請を行い、拡声器等で通行人、居住者の安全確保を図るため広報活動を行う。（消防機関に協力要請）
警戒区域	<p>警戒区域の設定については、消防機関等と協議し、その指示を受ける。</p>

ウ 特別出動時の現場における措置

緊急出動では、処理することが困難な事態に対して、これを処理するため特別出動体制を編成する。特別出動は、事故の内容に応じて第1次～第3次編成が行われるが、特定地下街等の爆発は、第3次編成となり、本修理作業、中圧管等の供給操作、圧力管理、事業所、消防機関等への連絡、被害状況の調査、広報、報道対応等の活動を行う。

巻末資料	1-7 通報に対する出動判断基準（東京ガス（株））
	1-8 東京ガス（株）の特別出動体制（本社地区）

(1) 防災機関への協力

事故現場には、消防・県警察が出動し、それぞれ指揮本部が設置される。

ガス事業者は、本部要員を派遣し、行政機関と緊密な連絡をとり、その指示に基づき災害活動を行う。

災害の拡大防止、原因の捜査、調査等でガス施設の資料の提供を求められた時は、積極的に関係図書を提出する。

5 地下街ガス爆発災害消防活動計画

安全管理局

(1) 災害出場計画

ガス爆発やガス漏れ事故を覚知したときは、災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊を出場させる。

以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。

(2) 現場活動

消防隊の現場活動は、地下街事業者及びガス事業者等と相互連携のもとに、次の任務について活動することを原則とする。

ア 情報収集

情報収集担当者は、次の項目について情報収集を行う。

情報収集項目	1 ガス流動範囲の把握
	2 ガス漏洩箇所の確認
	3 ガス漏洩経過時間の確認
	4 関係者等から事故発生箇所、電路及びガス遮断の状況、負傷者発生状況確認

イ 現場指揮本部の設置

現場における指揮体制を確立し、総合的判断のもとに消防活動を実施するため、地下街事業者及びガス事業者等を指揮本部要員に加え、現場指揮本部を設置する。

ウ 現場指揮体制の確立

消防署長は、現場指揮を統轄するため、あらかじめ消防活動に必要な業務別の分任指揮者を定め、指揮系統が円滑に運用できるよう警防計画を定めておくものとする。

また、計画対象外の災害についても必要に応じ、出場消防隊から分任指揮者を指名し、消防活動が統括できる指揮体制を確立する。

エ ガス濃度の検知

ガス濃度の検知は、ガス事業者と協力し、複数のガス検知器等により行うことを原則とする。

オ 火災警戒区域の設定

消防法第23条の2に基づく火災警戒区域の設定は、現場到着と同時に他の活動と併行して行い、付近住民の安全を図るため、次の事項に留意して行う。

(ア) 地下街、地下室及び耐火建物は、原則として施設全体を範囲に設定する。

(イ) 地上部分においては、ガス漏洩場所から原則として150メートルの範囲に設定する。

- (ウ) ロープ、標示板等で立入禁止、火気厳禁を明示する。
- (エ) 関係者の協力を得て、警戒区域内に車両の乗入禁止を住民・通行人等に指示する。
- (オ) 警戒区域は、安全を考慮して広めに設定し、風向等の変化に注意し、常時複数のガス検知器等で測定しながら状況に応じて区域の拡大、縮小をする。

カ 避難誘導

警察、ガス事業者及び自衛消防隊等の関係者と協議し、避難を必要と認める範囲にある者に対して指示する。避難指示は、ガス漏洩が認められる地下街等、その直上階、直下階及び隣接する店舗等の住民の避難を最優先とし、最も危険度の高い区域の避難誘導は、原則として消防隊が行う。また、爆風圧によるガラス等の飛散危険の高い施設に対しては、出入口、窓際等に近寄らないよう関係者に指示する。

キ 関係各機関との協議

現場最高指揮者は、関係機関と速やかに次のことを協議し、決断する。

協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 ガス遮断バルブの閉止等、付近建物へのガス流入防止策 2 住民への広報、避難指示方策 3 増強出場要請の有無 4 必要資機材の確保策 5 消防隊員の進入活動の保護安全策
------	---

ク ガス漏れ場所への進入

消防隊のガス漏れ場所への進入は、安全を第一として、次の事項に留意するものとする。

進入時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 警戒区域内への車両の進入は、絶対に避ける。 2 ガス濃度が爆発下限界の30%に達した地点を爆発危険区域とする。 3 防火衣等の着装を配備し、身体の露出部分を少なくし、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。 4 爆発に備えて低姿勢で進入し、窓、出入口、無筋パネル、ブロック壁は避ける。 5 火花を発生する資機材等の使用を厳禁する。
----------	--

ケ 緊急遮断措置活動

ガス遮断は、原則としてガス事業者等により行うものとし、現場最高指揮者は、爆発等のガス災害防止のため緊急にガス遮断を必要と認める場合は、ガス事業者に対してガスの遮断を要請するものとする。

なお、消防隊によるガス供給の緊急遮断及び事後措置については、次のとおりとする。

消防隊によるガス供給の緊急遮断	<p>消防隊等がガス事業者に先行して災害現場に到着し、かつ、ガス事業者等の到着が相当遅れることが予想される場合であって、しかも、火災が延焼拡大中のとき、爆発が大規模なとき又は広範囲にわたってガス臭がするとき等の状況を総合的に判断して必要があると認めた場合、現場最高指揮者は、事前の業務協約に基づき消防隊に指示し、緊急的にガスの供給停止措置を行う。</p>
ガス遮断装置閉止後の措置	<p>安全管理局でガス遮断装置を閉止した場合は、次の事項を東京ガス現場指揮者に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 対象施設名 2 閉止したバルブ位置 3 閉止した時間 4 災害状況 5 その他必要と認められる事項

コ 電路の遮断

電路の遮断は原則として電気事業者が行うものとし、現場最高指揮者は、ガス爆発等、災害防止のため電路遮断の必要を認めるときは、電気事業者に対し、電路遮断を要請する。

サ ガスの拡散・排出

ガスの拡散・排出は災害発生当初から地下街関係者等が行うものとするが、消防隊により実施する場合は、次の要領による。

(ア) 屋内の場合

窓、出入口、扉等の開口部を開放するとともに、噴霧注水によりガスの拡散・排出を行う。

(イ) 屋外の場合

漏れたガスが下水道等に滞留しているときは、可能な範囲でマンホールのふた、覆工板等を取り除き爆発時の危害防止を図る。

シ 噴出ガスに着火炎上している場合の措置

噴出ガスに着火炎上している場合は、ガスの遮断を優先とし、ガス燃焼に対する消火は、未燃ガスを発生させることとなるので、延焼防止を主眼とする。

ス ガス及び電路の復旧

ガス及び電路の復旧は、完全にガスの噴出が停止したことを確認した場合以外に行わないものとする。

セ ガス及び電路の復旧作業

ガス及び電路の復旧作業は、ガス事業者及び電気事業者において実施し、消防隊は、復旧後の安全確認を行う。

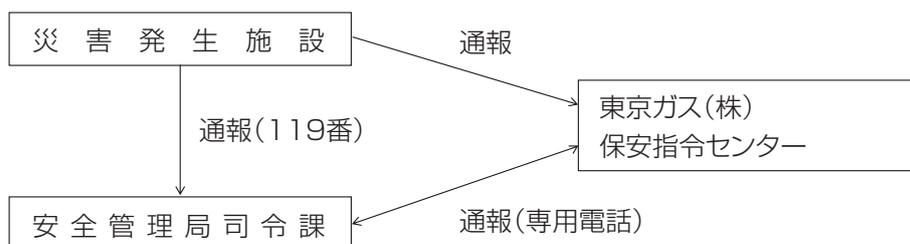
ソ 警戒区域の解除

現場最高指揮者は、警戒区域の設定の必要がなくなったと認めるときは、警戒区域を解除し、関係機関へ連絡するとともに、広報を行う。

(3) 人命救助、救急活動

人命の救助、救急活動については、第3部第4章第3節「救助・救急活動要領」を準用する。

都市ガス災害通報系統



第2章 危険物等災害対策

安全管理局

第1節 想定災害

本章における想定災害の種別は、次による。

想定災害の種別	1 都市ガス施設災害
	2 危険物、火薬類、高圧ガス、毒劇物施設及び輸送中の災害
	3 公衆の出入りする場所における有毒物質漏洩災害

第2節 都市ガス施設災害対応計画

東京ガス（株）

第1 施設の現況

1 概要

東京ガス（株）は、東京都23区、東京都下及び神奈川県、埼玉県、千葉県を中心にした需要家を持ち、ガスを供給している。

主要工場は、根岸、袖ヶ浦、扇島の3工場で、主な原料は、天然ガスである。工場からの輸送導管には、高圧、中圧があり、高圧は、1MPa以上で根岸工場、袖ヶ浦工場及び扇島工場から送出されている。中圧は、A、Bにわけられ、中圧Aは、0.3MPa以上1MPa未満、中圧Bは、0.1MPa以上0.3MPa未満となっている。中圧Aは、根岸・袖ヶ浦・扇島工場から送出される高圧輸送導管から減圧され、中圧A輸送導管に連絡されている。中圧Bは、中圧A輸送導管から減圧された中圧B輸送導管と連絡され、供給区域内に網状に分布している。

一般需要家には、中圧A又はB輸送導管からガバナにより減圧し、低圧1.0KPa～2.5KPa（水柱100～250mm）で供給される。なお、中圧ラインには、球型ホルダーを有する整圧所が各所にあり、製造、供給のバランスを保っている。

横浜市内のガス導管の新設及び維持管理は、神奈川導管事業部神奈川導管ネットワークセンターが行い、需要家対応業務は神奈川支社が担当している。また、横浜市には、根岸及び扇島に工場があり、整圧所が平沼にある。

2 ホルダー

ホルダーは、球型ホルダーがあり、ピーク時の補給用としてガスを貯えておくものであるが、オフピーク時には、余剰のガスを受入れる等製造・供給のバランスをとるために使用される。

ホルダーは、工場及び各地区の主要な箇所にある整圧所に設置されており、導管網全体のバランスをとるとともに、地区の需要量にあわせた補給容量をもっている。

3 管路

横浜市に埋設されているガス導管は、口径別には32mmから900mmのものがある。材質は圧力に応じて異なり、高圧及び中圧A輸送導管（0.3MPa以上）については、すべて鋼管を使用している。中圧B輸送導管（0.1MPa以上0.3MPa未満）は、鋼管を主体としているが、一部鋳鉄管が使用してある。低圧管（0.1MPa未満）については、鋳鉄管及び鋼管並びにポリエチレン管を使用している。

横浜市における高圧輸送導管は主として、根岸工場を起点として市ヶ尾方面に伸びる第一根岸幹線と、長津田方面に伸びる第二根岸幹線、及び扇島工場から根岸工場を結ぶ京浜幹線、京浜幹線から分岐して荏田まで伸びる横浜幹線がある。これらの高圧輸送導管には地点ごとにガバナステーションが設置されており、そこから減圧されたガスが中圧A輸送導管に送られる。

中圧A輸送導管は、高圧ラインの各ガバナステーションから枝状に延びており、ライン上の各所に中圧Aガバナが設置されている。これら各所のガバナから更に減圧されたガスは、中圧B輸送導管又は低圧管に送られ、一般需要家に供給されている。

中圧B輸送導管は、市内全域に網状に埋設されており、ライン上の各所に中圧B地区ガバナが設置されている。これら中圧B地区ガバナによって減圧されたガスが低圧管に送られ、一般需要家に供給されている。

4 現況

都市ガス施設の現況は、次に掲げる巻末資料による。

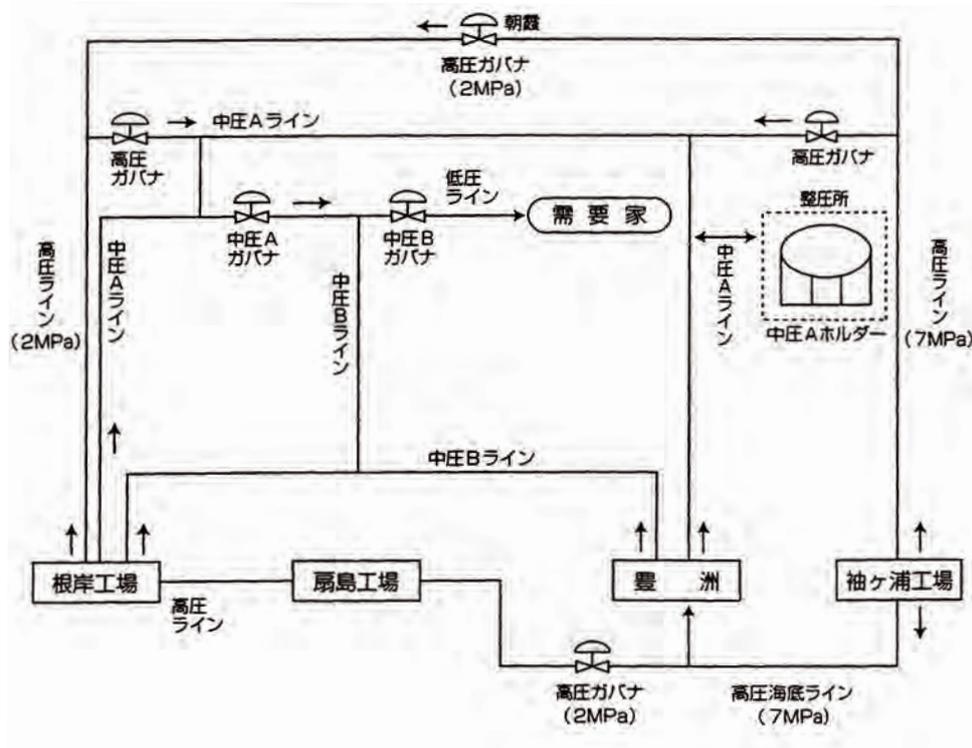
巻 末 資 料	2-1 都市ガス施設等の現況
	2-2 高中圧ガス導管系統図

5 需要家までのフロー

工場で製造した都市ガスは、高圧あるいは中圧で送出されるが、一般需要家へは、低圧に減圧して供給している。下図のホルダーは、オフピーク時にガスを貯蔵し、ピーク時に送出して製造、供給のバランスをとるためにある。また、ガバナは、高圧から低圧までそれぞれ一定の圧力に減圧するものである。

ラインの圧力は、高圧（1MPa以上）、中圧A（0.3MPa以上1MPa未満）、中圧B（0.1MPa以上0.3MPa未満）、低圧に区分される。

図1 需要家までのフロー図



第2 事前対策

東京ガス（株）

1 ガス事業者の事前対策

(1) 防災施設、設備の概要

東京ガス（株）では、集中管理方式により本社の供給指令センターで製造・供給全体の状況を把握し、調整しており、大規模な災害時においても、同方式により製造・供給停止を含む総合防災システムをとっている。

総合防災システムには、大規模な災害が発生した場合、製造所・整圧所の出口及び導管の必要な箇所をガス遮断し、必要に応じてガスを安全な場所へ放散する等の基本事項が定められており、これに関連する施設、設備は、次のようになっている。

ア 高・中圧導管の遮断装置と放散塔

大規模な災害が発生した場合、二次災害防止のため導管をブロック化し、ガスを安全な場所へ放散する。このための遮断設備、放散塔が、高・中圧導管の主要箇所（ガバナステーション、整圧所）に設置してある。

放散塔設置箇所	1 工場（根岸、扇島） 2 整圧所（平沼） 3 高圧ガバナステーション（平戸、二俣川、佐江戸、鶴見、市ヶ尾、阿久和、長津田、金沢、小机）
緊急遮断バルブ	1 工場（根岸、扇島） 2 整圧所（平沼） 3 高圧ライン（全ガバナステーション）

イ 低圧管の遮断装置

低圧管へ供給するためのガバナは、大規模な地震時にガスの供給を自動的に遮断する感震器を設置してあるが、地震以外の大規模な災害が発生した場合は、手動操作で遮断し、被災地域のガスの供給を停止する。この場合、ガバナ1基当りの対象件数が約2,000件となるため、局地的な災害発生時には、被災地域の状況、規模、隣接地域への影響等を充分把握した後に行わなければならない。

ウ その他の遮断装置

製造所、整圧所においては、貯油槽、ガスホルダーの遮断弁に自動又は遠隔操作による緊急遮断装置を設置している。

(2) 防災施設、設備の点検整備

ア 製造設備及びガスホルダー

ガス製造設備及びガスホルダーは、ガス事業法・高圧ガス保安法・消防法・建築基準法等の諸法規並びに各学会制定の設計基準及び当社設計基準に基づいて設計している。耐震性に関する設計も、これ等の法規又は設置基準に準拠している。

点検整備については、ガス事業法に基づく定期点検のほか、自主検査等を実施しているが、下記の保安設備については、特に重点をおいている。

重点をおく保安設備	1 危険物貯蔵槽、ガスホルダー並びにガス発生設備の緊急遮断（又は停止）装置及び安全装置 2 危険物の流出防止設備 3 消火装置及び自家発電設備
-----------	---

イ 導管設備

ガス導管の設備については、ガス事業法の技術上の基準に基づいており、肉厚については、かなりの余裕を見込んだものを使用している。

点検整備については、従来よりガス事業法に基づく定期点検及び自主検査を実施しているが、導管設備については、次の項目に特に重点をおいている。

重点項目	1	橋梁添架管
	2	共同溝内管
	3	大規模な他の工事による露出管
	4	専用橋（橋台・橋脚）
	5	整圧器（本体、弁、感震器、配管）

ガス導管及び整圧器の点検頻度	高圧	中圧A	中圧B	低圧	内管検査	整圧器
	1回/1年	1回/3年	1回/3年	1回/3年	1回/3年	1回/6年

ウ 通信設備（保安通信回線、非常用無線局等）

通信設備については、公衆電気通信法・電波法などに基づいて年1回程度の性能検査を受けるほか、日常の業務において性能及び機能の維持に努めている。

(3) 防災訓練

ア 製造所の防災教育訓練

ガス製造設備又はガス製造上の事故による2次災害防止に努めるため、非常災害対策規程及び地震など非常時の緊急措置要領に基づき、日常の業務を通じて関係者に教育訓練を行っている。

消防訓練については自衛消防隊の組織を通じて行い、地震時における防災訓練については、緊急時のプラントシャットダウンを標準作業に基づいて実施するほか、通信、パトロール等の教育訓練、避難訓練も行う。

製造所の 防災教育訓練	1	総合防災訓練	1回/年以上
	2	化学消防車乗員訓練	1回/月
	3	配置訓練	1回/月
	4	消防基本訓練、防災基本訓練	各3回/年（内各1回新入社員）

イ 事業所部門の防災教育訓練

ガス供給設備又はガス供給上の事故による2次災害の防止につとめるため、緊急事故対策要領及び地震など非常時の緊急措置要領について、平素から日常の業務を通じて関係者に対する教育を行なうほか、下記の訓練を計画的に実施している。

事業所部門の防災教育訓練	1	動員並びに出動訓練	1～2回/年
	2	通信連絡訓練	1～2回/年

(4) 総合訓練

公共機関が実施する大災害時を想定した総合訓練等に参加している。

(5) 管路の点検

ガス事業法に基づく漏洩検査のほか、次の事項について安全パトロールによる点検を行っている。

ア 整圧器管理

24時間、遠隔通信で監視をしている。

イ バルブ管理

高・中圧ガス導管の保安用バルブについては、高圧1回/年、中圧1回/3年の頻度で、開閉機能、漏洩の有無等の点検を行っている。

ウ 架管調査

主要導管の橋梁部分については、定期検査のほか、塗覆装及び腐食の状況並びに橋台及び橋脚の沈下の有無、架管取付金具の異状の有無などを調査している。

エ 他企業工事現場巡回

他企業工事によるガス導管事故を防止するため、大規模な路上工事を施工する横浜市交通局（高速鉄道関係）、環境創造局、NTT、東京電力等の企業者とは防護協定を締結しており、照会を受けた工事現場の巡回、防護工法の指導等事故防止対策を実施している。

オ 中圧路線巡回

中圧路線上を計画的に巡回し、路線上の他企業工事個所におけるガス導管の状態を調査するとともに、東京ガスへ連絡のない未照会工事の発見に努めている。

カ 高圧路線巡回

管内の高圧路線は、毎日無線車による巡回をしており、未照会工事の発見に努めるとともに、諸施設の異状の有無を調査している。

(6) 安全を守る24時間体制の組織（ガスライト24・保安指令センター）

お客さまに最も身近なところで24時間365日ガスの安全を見守り、万一のときは緊急出動を行って、都市ガスによる事故を未然に防止するのが「ガスライト24」である。最新のテクノロジーと優れたエキスパートを投入し、都市と暮らしの「安心・安全」を支えており、特徴は以下の通りである。

ア あらゆる事態に備えて万全の体制を整備

「ガスライト24」では、ガスの本支管から供給管、さらには各家庭のガス設備に至るまで、あらゆる事態に備えて万全の体制を整備している。

ガス漏れなどトラブルの種類や規模、状況に応じて常に最適な保安処置をとれるよう、各種出動・対応体制を整備している。

必要に応じて消防や警察とも緊密な連絡をとり、万一、広範囲で大規模な緊急事態が発生した場合でも、即時に特別出動体制を組んで保安の確保にあたる。

イ 約700名のプロフェッショナルを各拠点に配置

常に迅速で的確な対応を行うために、39ヶ所の拠点に約700名のプロフェッショナルを配置している。また、全員があらゆる事態に対応できる高度な知識や技術を身につけ、現場においては保安の確保から原因調査・究明、処置の指示・実行までを的確に行う。

なお、ガス漏れなどの対応処置に必要な各種機材を搭載した緊急工作車・一般工作車なども、処置要員数に合わせて配置し、スピーディな対処を可能にしている。

ウ 保安司令センターと各出動拠点が緊密に連携

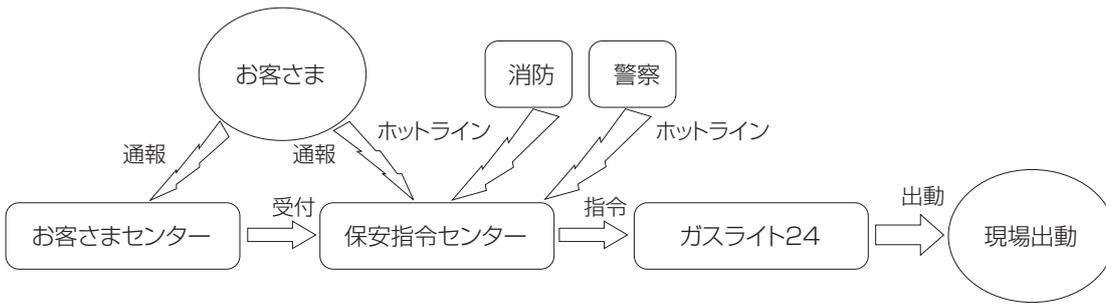
東京ガスお客さまセンターなどに通報が入ると、ただちに「保安指令センター」へ転送され、「保安指令センター」で、状況を実際にヒアリングしたうえで、各拠点からただちに現場に急行する。

こうした体制の要となるのが、緊密な情報ネットワークである。東京ガスでは、最先端情報技術の導入を図りながら、保安指令センターと拠点、さらには緊急車を通信回線で結びとともに、消防や警察、自治体などとの情報網を整備している。

エ 最新ITの導入により受付・指令の高度化・最適化を実現

さらに、東京ガスでは、従来の6つの「ガスライト24」で担当ブロックごとに実施していた緊急通報の受付・指令機能を、最先端ITを活用することによって「保安指令センター」に一元化し、ガス漏れなどの処置業務を、各「ガスライト24」の担当ブロックを超えて相互応援することで迅速な対応を可能に、受付から指令、処置までの効率化と最適化を実現している。

通報から現場出動までのフロー図



2 安全管理局の事前対策

安全管理局

(1) 防災指導等

都市ガス災害は、漏洩ガス量と経過時間に相乗して広範囲に及び、爆発火災の潜在危険があるので、災害を最少限度に食い止めるために次のような体制、対策を確立する。

ア 都市ガス供給事業の概要の把握

貯蔵タンクの構造設備及び高圧、中圧ガス導管の布設経路と所轄区域内の対象物の概況について把握しておく。

イ 都市ガスに関する知識の教育

都市ガスの特性、特に可燃性、爆発危険、拡散性、毒性等について調査研究するとともに、各職員に対し教育を実施する。

ウ 関係者との事前協議

市内のガス事業所、営業所等の責任者と協議し、災害防止措置及び災害発生時における応急対策及び緊急時連絡体制等必要事項について定め、対策を講じておく。

エ 土木工事等事業者に対する防災指導

都市ガス災害の発生は、土木工事等の施行にあたり、埋設導管に損傷を与え、ガスが漏洩したことによるものがほとんどであるため、各種工事の施行事業者から横浜市火災予防条例の規定に基づく届出があった際、又は消防隊の署所外活動等の機会を捉え、安全管理の徹底を期するよう防災指導を行うものとする。

オ 一般消費施設に対する防災指導

一般消費者には、平素からガス災害に備えての防災指導をあらゆる機会を捉えて行い、事故防止対策の推進を図る必要がある。

特に、一般家庭においては、ガス器具の機能不良、取扱い方法の不注意等が事故原因となっており、常に点検を行い、有事に際しては応急的な初期措置を行った後、関係機関に通報するよう指導することが重要であるとともに、次の点に留意し、徹底を期するものとする。

(ア) ガスの特性及びガス器具の取扱い等を熟知させ、目的以外に使用することを避ける。

(イ) ガス器具に異常が発生した場合には、直ちに使用を中止し関係機関に連絡する。

(ウ) 日頃からガス器具、ゴム管等について自主点検を行い、周囲を整理、整頓する。

(エ) ガス器具使用中は、空気の流通に注意し、使用後は、必ず元栓まで止める習慣をつける。

第3 応急対策

1 災害応急活動の業務分担

都市ガス施設災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。
 なお、災害の状況に応じて、健康福祉局、交通局等の本市各局が活動に加わる。

主な活動	関係機関	ガス事業者	安全管理局	警 察	電気事業者	区 役 所
通 報		◎	○			
初期消火・避難等		◎				
ガス需要家遮断		◎				
安全管理局への報告		◎				
現場指揮本部		○	◎	○	○	
情報収集		○	◎	○	○	◎
ガス検知		◎	○			
警戒区域の設定		○	◎	○		
避難誘導		○	◎	○		○
ガス導管遮断		◎	○			
電路遮断		○			◎	
人命検索・救助		○	◎	○		
消火活動		○	◎			
救急・救護活動		○	◎	○		
排煙・排熱活動		○	◎			
現場広報			◎	○		
群衆整理			○	◎		
被害状況調査収集		○	◎	○	○	◎
本 部 等		○	◎ 市本部	○	○	◎ 区本部
現 地 本 部						◎

◎：主務機関 ○：協力機関

2 災害対策本部等の設置

(1) 警戒体制の確立

危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）は、都市ガス施設（製造所、ホルダー、管路）における火災、爆発、広域的な漏洩等の災害を覚知したときは、関係区局に通報をし、警戒体制を確立する。

(2) 警戒本部の設置

ア 市警戒本部の設置及び構成局

設置基準	1 人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき 2 住家被害が多数発生したとき、又はそのおそれがあるとき 3 大量のガスが漏洩し、周辺住民の避難が必要なとき 4 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき
構成局	1 都市経営局 2 健康福祉局 3 安全管理局 4 病院経営局 5 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が指定する局

安全管理局
関係区局

東京ガス（株）

イ 区警戒本部の設置

災害の状況により区長が必要と認めたととき、又は市警戒本部が設置されたときは、区警戒本部を設置する。

(3) 本部の設置

市本部及び区本部は、第3部第1章第4節により設置する。

(4) 警戒本部等の主な活動

構成区局	主な活動
都市経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※1,2については、本部設置時は安全管理部本部運営班において活動
健康福祉局	1 医療救護活動に関すること。
安全管理局	1 市本部等の設置、運営に関すること。 2 情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 消火、救助、救急活動に関すること。 4 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定に関すること。 5 ガス漏洩時の避難誘導及び現場広報に関すること。
病院経営局	1 市立病院における医療救護活動に関すること。
関係区	1 区本部等の設置、運営に関すること。 2 避難者の受入れに関すること。 3 仮設救護所の設置に関すること。 4 現場広報に関すること。

3 管理者の応急対策

(1) 防災組織

大規模な非常災害が発生した場合、本社に非常災害対策本部が設置され、地域の各支部では、本部規程に基づく非常体制をとる。

巻末資料	2-3 東京ガス（株）の対策本部の種別・体制区分に関する適用条件
	2-4 東京ガス（株）の非常災害対策支部 初動措置時の支部組織と担当業務表

(2) 通報連絡体制

大規模な非常災害時には、有線による通信手段が使用不能になることが想定されるため、すべて無線による連絡体制をとり、情報の混乱をさけるため本社がスキャンニング方式により統括する。

巻末資料	2-5 無線通信の系統とその方法（東京ガス（株））
------	---------------------------

(3) 応急活動計画

ア 大規模な非常災害が発生した場合は、本社に非常災害対策本部が設置されるが、本部設置以前は、供給指令センターが情報を統括して工場、事業所等へ操作指示を与える。緊急措置としては、次の事項について判断処置を行う。

判断措置事項	1 災害地域の確認 2 導管鋼のブロック化の可否 3 製造所の製造量・送出量の調整・停止 4 整圧所の受入量・送出量の調整・停止 5 製造所・整圧所・高圧ラインの放散 6 ホルダー出入弁の遮断
--------	---

- イ 整圧所ホルダーの出入弁及び高圧ラインの遮断、放散については、必要に応じて供給指令センターが遠隔操作で行う。
- ウ 各導管事業部においては、事業部長を支部長として非常災害対策支部を組織し、次の事項について応急活動を行う。

応急活動事項	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害地域の遮断弁の閉止 2 導管損傷箇所よりのガス流出の阻止 3 その他本部の指示事項
--------	---

エ 大規模な非常災害以外の火災、爆発、漏洩等の処置については次のように行うが、各場合とも、人身事故の防止を最優先としたうえで処置にあたる。

なお、各場合における処置については、関係各所への連絡・通報が必要であり、指令室がこれを統括するが、出動車両との連絡は無線等で行う。

(ア) 火災の場合

ガス管の損傷をとまなう火災が発生した場合は、広報車等により付近住民にガス使用禁止の協力要請をするとともに、損傷したガス導管の遮断を行う。方法としては、被害地域を中心とした最小限の範囲で導管バルブを遮断する。

被害地域並びにガス導管の損傷が広範囲にわたっている場合は、地区整圧器でガスの供給を停止するとともに、他地区との連絡バルブを遮断し、被害地域を最小限にブロック化する。

なお、消火活動については、ガス流出中の消火は爆発につながるため、ガス遮断が先行することを徹底しておく。

(イ) 爆発の場合

ガスの爆発は、密閉空間で空気（酸素）と一定割合の混合気体となり、発火源のあることが条件なので、ガス導管の損傷による爆発が起きた場合は、ガスの遮断とともに、他に同一条件をもつ可能性のある所に注意し、これを排除する処置をとる。

市街地では、下水溝等に注意し、マンホール蓋を開放する。都市ガスは、比重が0.6程度であり、下水溝を逆流するので、高所からマンホールを開放していき、低位置の開放は、ガスの流れをよくする程度にとどめておく。（低位置から開放することは、空気と混合させることになり、かえって危険を招くおそれもある。）室内等の場合も、できるだけ高所を開放してガスを拡散させる。ガス検知器等による検査においては、風向きによるガスの流れ、滞留等の条件をよく見極めて行う。

損傷したガス導管に対する処置は、火災の場合と同様である。

(ウ) 漏洩の場合

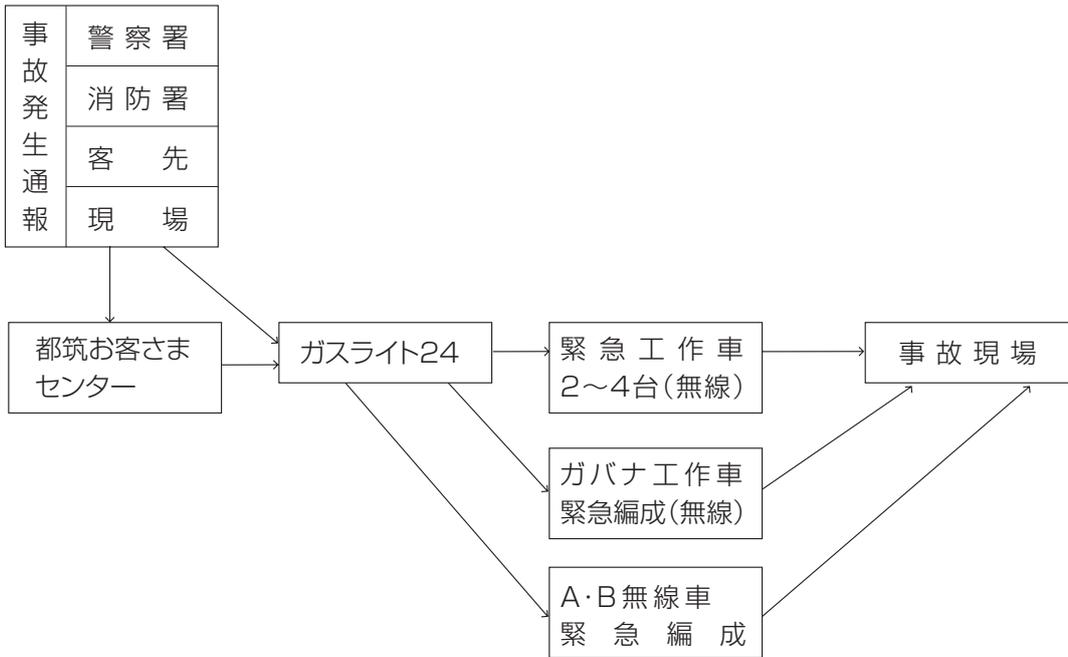
ガスが漏洩している場合は、広報車等で速やかに付近住民に火気使用禁止の協力要請を行うとともに、ガス導管の漏洩箇所を確認し、最寄りのバルブで遮断する。人身事故の危険がある場合は、最優先で避難の誘導にあたる。漏洩しているガスについては、風向き等に注意し、影響範囲や充満しやすい箇所をよく見極め、検知器等で確かめるとともに、できるだけはやく拡散させるようにする。マンホールの開放等については、前述と同様勾配を考慮して行う。

(エ) その他（大規模な非常災害時以外の出動及び連絡体制）

ガス導管の保安体制として、緊急班が昼夜交替勤務を実施しており、ガスライト24では、常時緊急車4台の出動体制をとっている。

また、支社とは緊急連絡体制を整備しており、ガスライト24と必要に応じて共同処理にあたる。事故発生時の受付連絡体制は、次のようになっている。

連絡系統図（横浜市管内）



4 都市ガス火災消防活動計画

安全管理局

都市ガス災害は、爆発危険、燃焼の熾烈性、流動拡散等の特性を有し、二次、三次災害へ進行するおそれがあり、多数の人命危険が予想される。この計画は、地下街等を除く都市ガス災害にかかわる応急対策について定め、この種の災害による被害の軽減を図るものである。

(1) 関係機関との連絡体制

ア ガス関係機関への連絡

都市ガス災害が発生した場合、漏洩ガスは、拡散して広範囲にわたり潜在危険を有するので、事故発生時には、消防隊の出場と同時にガス関係者の出動要請を速やかに行う。

その連絡先は、次表のとおりである。

基地名	所在地	基本的出動範囲
神奈川 ガスライト24 平沼基地	西区平沼町5-55	横浜市全域：各区 鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、 港北、緑、青葉、都筑、旭、戸塚、泉、 瀬谷、港南、磯子、金沢、栄
都筑基地	都筑区茅ヶ崎中央16-18	
洋光台基地	磯子区洋光台4-2	

イ 電気事業者への連絡

ガス爆発等の災害防止のため、電路遮断の必要があると認めるときは、電気事業者の出場要請を連絡する。

ウ 警察への通報

都市ガス災害時は、漏洩したガスが広範囲に拡散し、交通状況等により二次、三次へと発展する危険性がある。そのため、早期に交通機関の規制を確立すべく警察官の出動要請を速やかに行う。

エ その他の関係機関への通報

災害の規模・状況により必要機関へ速やかに通報する。

(2) 災害応急対策

都市ガス災害は、漏洩事故、漏洩火災に区分されるが、いずれの場合も、瞬時に多数の人命を損傷するおそれがあり、これに対処する警防活動の基本的事項は、次のとおりとする。

ア 災害出場計画

災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等を出場させる。
以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。

イ 災害の早期把握

都市ガス漏洩事故に対処して適正な警防活動を展開するには、事故概況を早期に把握する必要があるが、特に次の点に留意して状況を把握する。

(ア) ガス流動範囲の把握

爆発等、二次災害の防止の面からその流動範囲の把握を最優先とする。

(イ) ガス漏洩箇所の確認

ガス漏洩は、地上、地下に大別されるが、特に、地下配管の損傷による都市ガスの流動は、地下施設が媒介となり、屋内に流入して二次災害の原因となるので、地上のみにとらわれず、排水口等、地下の状況も早期に把握する必要がある。

(ウ) ガス漏洩時間の確認

都市ガスの規模の大小は、漏洩箇所の配管口径及び漏洩から着火までの時間に比例し拡散するので、経過時間を確実に把握する必要がある。

ウ 現場指揮本部の設置

都市ガス災害は、災害規模に大小を問わず、特異性、進行性を考慮し、統一した部隊行動と総合的な判断が要求されるので、現場に出場したガス事業者等の関係者を加え、直ちに現場指揮本部を設置する。

エ 現場指揮体制の確立

消防署長は、現場指揮を統括するため、あらかじめ消防活動に必要な業務別の分任指揮者を定め指揮系統が円滑に運用できるよう警防計画で定めておくものとする。また、計画対象外の災害についても、必要に応じて出場消防隊から分任指揮者を指名し、消防活動が統括できる体制を確立する。

オ ガス検知器による検知

漏洩範囲を決定するため、車載のガス検知器又はガス関係者の協力を求め、ガス検知を実施する。

カ 緊急遮断措置活動

ガス遮断は、原則としてガス事業者等により行うものとし、現場最高指揮者は、爆発等のガス災害防止のため緊急にガス遮断を必要と認める場合は、ガス事業者に対してガスの遮断を要請するものとする。

なお、消防隊によるガス供給の緊急遮断及び事後措置については、次のとおりとする。

消防隊によるガス供給の緊急遮断	消防隊等がガス事業者に先行して災害現場に到着し、かつ、ガス事業者等の到着が相当遅れることが予想される場合であって、しかも、火災が延焼拡大中のとき、爆発が大規模なとき又は広範囲にわたってガス臭がするとき等の状況を総合的に判断して必要があると認めた場合、現場最高指揮者は、事前の業務協約に基づき消防隊に指示し、緊急的にガスの供給停止措置を行う。
ガス遮断装置閉止後の措置	<p>安全管理局でガス遮断装置を閉止した場合は、次の事項を東京ガス現場指揮者に通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象施設名 2 閉止したバルブ位置 3 閉止した時間 4 災害状況 5 その他必要と認められる事項

(ア) 火災警戒区域の設定

ガスの流動範囲は、漏洩量と経過時間、気象状況、地形等によるが、原則として半径150メートルの範囲に早急に警戒区域を設定するとともに、引火、爆発の二次災害を防止する。

(イ) ガス会社の緊急出動要請及び協議

ガス災害の発生を覚知したときは、速やかに警報を発するとともに、ガス関係機関に対して災害応急措置を講ずるよう要請する。

現場指揮者は、ガス事業所作業隊が現場に到着したときは、ガス閉止策、付近建物への流動防止策、住民の避難指示方策等について協議し、相互に協力して早期に危険排除を行うとともに、必要な指示を与える。

(ウ) 現場広報

広報活動は、ガス事業関係者、警察官等と連携し実施する。

第3節 危険物・火薬類・高圧ガス・毒劇物施設及び輸送時災害対応計画

化学工場等の施設や輸送中の危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、爆燃及び危険物又は毒性ガス漏洩等の災害を予防し、また発災時においては、関係者に適切な技術的助言、情報の提供を要請すること等適切な対策を講ずることにより被害の軽減を図り、市民の生命、身体、財産を保護する。

安全管理局

第1 事前対策

1 取扱い及び取締りに関する法令

各種物質の取扱い及び取締りは、下記の法令によりそれぞれ定められている。

危険物	消防法、危険物の規制に関する政令
火薬類	火薬類取締法
高圧ガス	高圧ガス保安法
毒劇物	毒物及び劇物取締法

環境創造局

2 環境創造局の事前対策

市内の有毒物等の貯蔵・取締施設等に関し、環境創造局所有の資料を本市関係機関に提供する。

安全管理局

3 安全管理局の事前対策

(1) 危険物施設の対する事前対策

危険物施設の設置又は変更時に、設計図書の審査、完成時の検査等を実施し、位置、構造、設備が消防法に定められた技術上の基準に適合していることを確認するほか、次の対策を講じる。

ア 危険物施設からの災害発生を未然に防止するため、計画的に立入検査を実施する。

主な検査項目	1 危険物施設の位置、構造、設備が、技術上の基準に適合していること。
	2 施設の点検等を含めた防災管理体制が確立していること。

イ 危険物施設を有する事業所に対し、事故防止等に関し、防災指導を実施する。

(2) 消防法に定める危険物以外の危険性物質保有施設の実態把握

ア 消防法及び横浜市火災予防条例に基づく物質について、所轄消防署長への届出促進を図る。

イ 警防査察を通じ、これらの物質を保有する施設の実態及び保有状況の把握を図る。

ウ 次表の防災関係機関と随時連絡を行い、情報の交換を図る。

機 関 名	危険物	火薬類	毒劇物	高圧ガス
安全管理局	○	○	○	○
環境創造局（環境管理課、規制指導課）			○	
神奈川県安全防災局（災害消防課）	○			
神奈川県安全防災局（工業保安課）		○		○
神奈川県保健福祉部（薬務課）			○	
（社）神奈川県高圧ガス防災協議会				○

(3) 警防計画の策定

消防署長は、災害発生時に円滑な警防活動を行うため、警防計画等策定基準に基づく策定対象物に対し、警防計画を策定する。

第2 応急対策

1 災害応急対策の業務分担

危険物等施設災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。
なお、災害の状況に応じて、関係区局が事務分掌に応じた活動を行う。

関係機関 主な活動	企 業	安全管理局	警 察	県	高圧ガス 防災協議会	区役所	環境創造局
通 報	◎	○					
初期消火・避難等	◎						
安全管理局 への報告	◎						
現場指揮本部	○	◎	○		○		○
情報収集	○	◎	○	○	○	◎	○
警戒区域の設定	○	◎	○				
人命検索・救助	○	◎	○				
消火活動	○	◎					
避難誘導	○	◎	○			○	
救急・救護活動	○	◎	○				
処理等応急措置	◎	○			○		
処理剤の補給	◎	要請		○	○	要請	
現場広報	○	◎	○				
群衆整理	○	○	◎				
被害状況調査収集	○	◎	○	○	○	◎	○
本 部 等	○	◎ 市本部	○		○	◎ 区本部	○
現 地 本 部						◎	

◎：主務機関 ○：協力機関

2 災害対策本部等の設置

(1) 警戒体制の確立

危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）は、大規模な危険物等施設災害の通報を受け、出場隊が施設外や輸送車両周辺に影響を及ぼす漏洩を確認したときは、関係区局に災害発生の通報をし、警戒体制を確立する。

(2) 警戒本部の設置

ア 市警戒本部の設置

設置基準	1 人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき 2 危険物、毒劇物等の漏洩により、周辺住民の避難が必要なとき 3 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき
構成局	1 都市経営局 2 健康福祉局 3 環境創造局 4 道路局（横浜市が管理する道路上での輸送中の事故の場合） 5 安全管理局 6 病院経営局 7 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が指定する局

イ 区警戒本部の設置

災害の状況により区警戒本部長が必要と認めるとき、又は市警戒本部が設置されたときは、区警戒本部を設置する。

(3) 本部の設置

市本部及び区本部は、第3部第1章第4節により設置する。

(4) 警戒本部等の主な活動

構成区局	主な活動
都市経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 災害関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 ※ 1, 2については、本部設置時は安全管理部本部運営班において活動
健康福祉局	1 医療救護活動に関すること。
環境創造局	1 原因物質に応じた防除活動の助言に関すること。 2 規制対象事業所の大気汚染、水質汚濁等の拡大防止措置に関すること。
(道路局)	1 道路等の交通規制（県警と連携）に関すること。 2 災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 各地区隊（土木事務所）の指揮監督に関すること。
安全管理局	1 市本部等の設置、運営に関すること。 2 情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 消火、救助、救急活動に関すること。 4 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定に関すること。 5 原因物質に応じた関係機関への通報に関すること。
病院経営局	1 市立病院における医療救護活動に関すること。
関係区	1 区本部等の設置、運営に関すること。 2 避難者の受入れに関すること。 3 仮設救護所の設置に関すること。 4 現場広報に関すること。 5 道路等の交通規制（神奈川県警察と連携）に関すること。 6 災害情報の収集及び伝達に関すること。

環境創造局

3 環境創造局の応急対策

(1) 情報提供

ア 災害現場周辺の状況について規制対象事業所から情報収集に努め、安全管理局及びその他の関係機関にその情報を提供する。

イ 発災時における防ぎょ活動に際して、汚染物質等のデータを提供する。

ウ 発災施設の規模、工程、危険物等の種類、数量等の概要について、速やかに関係機関に情報提供する。

(2) 防除活動

災害により発生した大気汚染、水質汚濁等の拡大防止のため、事業者に対し指導又は要請を行う。

安全管理局

4 安全管理局の応急対策

(1) 警防活動の基本方針

爆発、爆燃、毒ガス施設における災害は、常にその態様が多種多様であり、瞬時にして大事故に進展するばかりか、二次、三次災害の発生危険も高く、その結果、周辺地域にまで危害の波及が予想される。そこで、これらの施設における災害発生時に安全管理局が行う警防活動は、人命の安全確保を最優先とし、活動の基本方針を次のとおりとする。

ア 災害拡大防止活動の優先

この種の災害においては、災害の連鎖的拡大及び二次災害の発生により消防力の不足をきたし、被害が大幅に増大するおそれがあることから、特に発災初期においては、消防の総力をあげて災害の拡大と二次災害発生の防止を図る。

イ 人命の救助・救急活動

一時災害発生に伴う負傷者、中毒者等に対しては、早期の救命処置が必要であることから、必要に応じた資機材を活用し、人命の救助救急活動を実施する。

ウ 住民の安全確保

災害の発生又はその災害の拡大により、住民の生命・身体に危険を及ぼすおそれがあることから、周辺住民に対する避難の勧告、指示等を実施し、住民の安全確保を図る。

エ 現場指揮本部の設置

現場における指揮体制を確立するため、関係機関の参加を得て指揮命令の円滑と徹底を期することを目的として、現場指揮本部を設置し、災害状況の把握、消防隊等の総合指揮、報告、連絡等の主要な任務を行う。また、災害の状況によっては、前進指揮所を設置し、指揮命令等の伝達体制の確立を図るとともに部隊間を有機的に連携させ、防ぎよ活動の効率化を図る。

オ 消防警戒区域の設定

延焼等のない場所を考慮した警戒区域の早期設定、また災害の推移により区域の拡大、縮小に配慮する。

(2) 災害出場計画

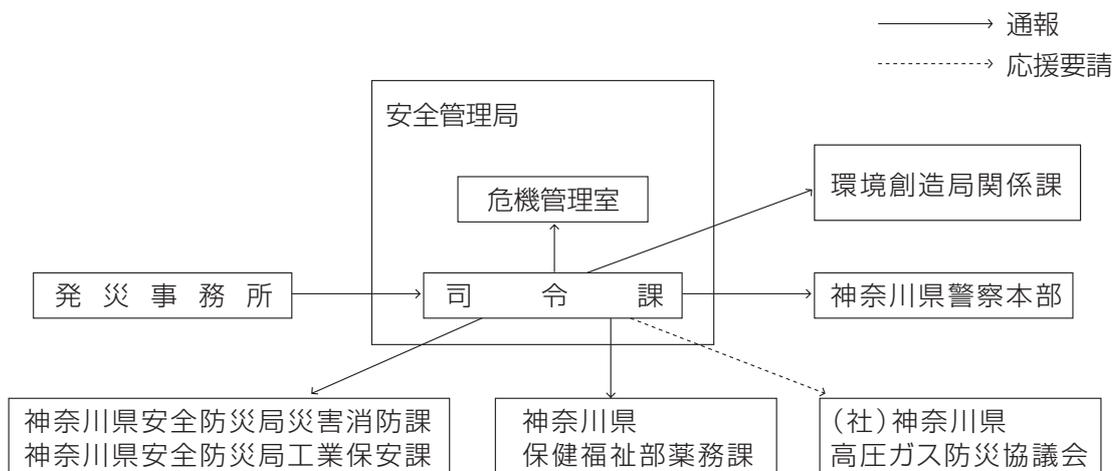
災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等を出場させる。
以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。

(3) 関係機関への通報・連絡

災害を覚知した場合は、次の関係機関に通報・連絡を行い、協力体制の確保を図る。

関 係 機 関	1 安全管理局（危機管理室） 2 環境創造局（環境管理課） 3 神奈川県安全防災局（災害消防課・工業保安課） 4 神奈川県保健福祉部（薬務課） 5 神奈川県警察本部 6 神奈川県高圧ガス防災協議会
---------	---

通報・連絡系統図



TEL 212-1454
※高圧ガス災害に関する場合

(4) 危険物災害消防活動計画

危険物災害は、他の一般災害と異なり、多数の消防隊による集中運用・活動が要請されることから、その災害実態を確実に把握し、最善の防ぎょ活動を展開しなければならない。

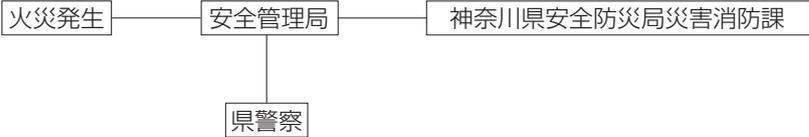
本市域において危険物を大量に製造し、貯蔵し、又は取扱っている石油コンビナート施設に対する防災計画については、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部において策定されているので、本編においては、これら施設を除く市域内の危険物施設を対象とし、一般的な活動要領について定める。

ア 災害出場計画

災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等を出場させる。

以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。

イ 情報受伝達内容及び連絡系統

情報受伝達内容	1 要救助者情報 2 災害の状況（関係者からの情報）
連絡系統	 <pre> graph LR A[火災発生] --- B[安全管理局] B --- C[神奈川県安全防災局災害消防課] B --- D[県警察] </pre>

ウ 消防活動の主眼

出場した各消防隊は、次の事項を主眼として消防活動を行う。

消防活動の主眼	1 情報収集（関係者からの収集、危険物の種別、数量、引火、爆発等危険性の有無等） 2 人命検索・人命救助 3 消火活動（火薬類の除去、移動又は冷却を含む） 4 増強の判断、要請（化学車、耐熱救助隊、無人放水隊等） 5 延焼防止活動 6 自衛消防隊との連携 7 固定消火設備の活用 8 避難誘導 9 災害情報等の消防広報
---------	---

(5) 火薬類災害消防活動計画

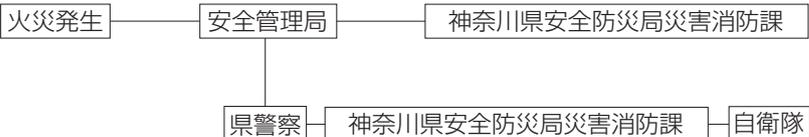
火薬類、火工品等を製造する工場又は大量に取扱う場所で爆発、火災等が発生した場合、誘爆の危険があると判断して防ぎょ行動をすることを原則とし、次によるものとする。

ア 災害出場計画

災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等を出場させる。

以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。

イ 情報受伝達内容及び連絡系統

情報受伝達内容	1 要救助者情報 2 災害の状況（関係者からの情報）
連絡系統	 <pre> graph LR A[火災発生] --- B[安全管理局] B --- C[神奈川県安全防災局災害消防課] B --- D[県警察] C --- E[自衛隊] </pre>

ウ 消防活動の主眼

出場した各消防隊は、次の事項を主眼として消防活動を行う。

消防活動の主眼	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集（関係者からの収集、危険物の種別、数量、引火、爆発等危険性の有無等） 2 人命検索・人命救助 3 消火活動（火葉類の除去、移動又は冷却を含む） 4 増強の判断、要請（化学車、耐熱救助隊、無人放水隊等） 5 延焼防止活動 6 自衛消防隊との連携 7 固定消火設備の活用 8 避難誘導 9 災害情報等の消防広報
---------	---

(6) 高圧ガス災害消防活動計画

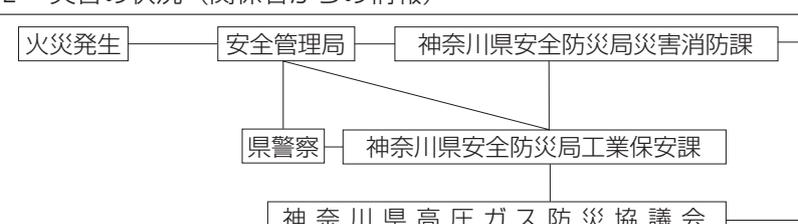
高圧ガス保安法に基づく、製造、販売、貯蔵施設及び輸送時に災害が発生した場合の消防活動は、次による。

ア 災害出場計画

災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等を出場させる。

以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。

イ 情報受伝達内容及び連絡系統

情報受伝達内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 要救助者情報 2 災害の状況（関係者からの情報）
連絡系統	 <pre> graph LR A[火災発生] --> B[安全管理局] B --> C[神奈川県安全防災局災害消防課] B --> D[神奈川県安全防災局工業保安課] C --> E[神奈川県高圧ガス防災協議会] D --> E E --> F[神奈川県警察] </pre>

ウ 消防活動の主眼

出場した各消防隊は、次の事項を主眼として消防活動を行う。

消防活動の主眼	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集（関係者からの収集、危険物の種別、数量、引火、爆発等危険性の有無等） 2 人命検索・人命救助 3 消火活動（ボンベの除去、移動又は冷却を含む） 4 増強の判断、要請（化学車、耐熱救助隊、無人放水隊等） 5 延焼防止活動 6 避難誘導 7 災害情報等の消防広報
---------	---

(7) 毒劇物災害消防活動計画

毒物・劇物保有施設、輸送の災害は多種多様であり、品名により千差万別であるが、基本的な活動は、次によるものとする。

ア 災害出場計画

災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等を出場させる。

以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。

イ 情報受伝達内容及び連絡系統

情報受伝達内容	1 要救助者情報 2 災害の状況（関係者からの情報）
連絡系統	 <pre> graph LR A[災害発生] --- B[安全管理局] B --- C[神奈川県安全防災局災害消防課] B --- D[県警察] B --- E[神奈川県保健福祉部薬務課] </pre>

ウ 消防活動の主眼

出場した各消防隊等は、次の事項を主眼として消防活動を行う。

消防活動の主眼	1 情報収集（関係者からの収集、危険物の種別、数量、引火、爆発等危険性の有無等） 2 人命検索・人命救助 3 消火活動（ボンベの除去、移動又は冷却を含む。） 4 増強の判断、要請（化学車等） 5 延焼防止活動 6 避難誘導 7 災害情報等の消防広報 8 発災施設関係者との相互連携 9 漏洩または拡散防止策 10 必要資機材の確保策
---------	---

第4節 有毒物質漏洩災害対策

鉄道、駅、デパート等不特定多数の人の集まる場所等において、青酸ガス、塩素ガス等の有毒物質、刺激物等の漏洩により、多数の人的被害が発生した場合及び発生するおそれがある場合の対応について定める。

第1 事前対策

1 有毒物質調査体制の確立

災害発生時に、的確な医療救護活動が早期に行えるよう、次により有毒物質の調査のための体制を整備する。

(1) 連絡体制の確立

健康福祉局、環境創造局及び安全管理局は、有毒物質の調査のため、(財)日本中毒情報センター、民間検査機関との連絡体制を確保する。

(2) 文献等の資料整備

健康福祉局、環境創造局及び安全管理局は、人的被害の予防、患者の症状に応じた治療が迅速に行えるよう、有毒物質に関する文献等資料を整備する。

2 医薬品等の保有状況

市立病院等における有毒物質等による中毒症状に使用する薬品の保有状況は、次の巻末資料のとおりである。

巻末資料	2-12 有毒ガス等による中毒症状に使用する薬品の保有状況
------	-------------------------------

第2 施設の警戒

有毒ガス等の漏洩による災害が発生するおそれがある場合の警戒措置について定める。

1 施設管理者等の対策

本市各区局の庁舎管理者、鉄道の管理者、地下街、デパート等不特定多数の者が集まる施設の管理者は、次により施設の警戒を行う。

施設の巡回警戒	<ol style="list-style-type: none">1 職員及び警備委託機関による施設の巡回警戒を強化する。2 トイレ、ゴミ箱の点検を徹底する。3 特にコインロッカー、階段下、自動販売機裏などの死角に十分注意する。4 清掃職員等へ不審物発見時の対応を徹底する。
利用者への広報	<p>次の事項を放送設備、広報板などで広報する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 不審物を発見した際は、必ず届ける。2 不審物を不用意に開けたり、触れたりしない。3 避難路、避難口を確認しておく。4 避難の際は、あわてずに従業員などの指示にしたがう。

健康福祉局
環境創造局
安全管理局

健康福祉局
病院経営局

施設管理者

2 本市各区局の活動

本市各区局は、次の事務分掌により、有毒物質漏洩災害に対する警戒活動を実施する。

関係区局	事務分掌
都市経営局	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 災害関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 3 公立大学法人横浜市立大学との連絡調整に関する事。 ※1、2については、本部設置時は安全管理部本部運営班において活動
行政運営調整局	1 市庁舎の警戒強化及び来庁者への注意の呼びかけに関する事。
市民活力推進局	1 所管施設に関する情報の収集、伝達、集約に関する事。 2 市民利用施設における避難等の安全確保対策実施に関する事。 3 避難所としての受入体制の確保に関する事。
こども青少年局	1 所管施設に関する情報の収集、伝達、集約に関する事。
健康福祉局	1 所管施設に関する情報の収集、伝達、集約に関する事。 2 連絡体制の強化に関する事。
環境創造局	1 試験検査体制の確立に関する事。 2 連絡体制の強化に関する事。
都市整備局 (横浜高速鉄道(株) との連絡調整)	1 不審物の発見、職員への不審物取り扱い要領の徹底に関する事。 2 ごみ箱、コインロッカー等の使用制限、禁止に関する事。 3 乗客、駅利用客への広報に関する事。
道路局 (シーサイド ライン関係)	1 不審物の発見、職員への不審物取り扱いの徹底に関する事。 2 ごみ箱、コインロッカー等の使用制限、禁止に関する事。 3 乗客、駅利用客への広報に関する事。
港湾局	1 所管施設に関する情報の収集、伝達、集約に関する事。 2 所管施設内における巡回警備等の保安体制強化に関する事。 3 海上保安部等関係機関との情報交換及び連絡体制の確認に関する事。
安全管理局	1 各区局への情報伝達に関する事。 2 活動情報の収集、伝達、集約に関する事。 3 県警、自衛隊との連絡体制の確保に関する事。 4 多数の人が集まる場所の巡回警戒に関する事。 5 防護服、防毒衣等資機材の点検整備に関する事。
水道局	1 水源地、浄水場、配水池等の警戒強化に関する事。 2 不審物の発見、職員への不審物取扱いの徹底に関する事。
交通局 (市営地下鉄関係)	1 不審物の発見、職員への不審物取扱いの徹底に関する事。 2 ごみ箱、コインロッカー等の使用制限、禁止に関する事。 3 乗客、駅利用客への広報に関する事。
病院経営局	1 市立病院における薬品などの在庫数の把握に関する事。
教育委員会事務局	1 児童生徒の安全指導に関する事。
その他の区局	1 庁舎の警戒強化及び来庁者への注意の呼びかけに関する事。 2 関係施設、企業等への連絡、協力の要請、注意の呼びかけに関する事。

第3 応急対策

多数の人が集まる場所において、有毒物質などが漏洩し、人が倒れたり不快感を訴えている場合の対応について定める。

1 施設管理者等の対策

本市各区局の庁舎管理者、鉄道の管理者、地下街、デパート等不特定多数の者が集まる施設の管理者は、有毒物質によると思われる災害が発生したときは、ただちに119番及び110番に通報するとともに、次の事項を実施する。

なお、本市各区局の庁舎等で災害が発生したときは、併せて安全管理局危機管理室に通報する。

通報、連絡事項	次の事項を通報、連絡する。 1 事故発生日時、場所、事故の概要 2 被害者の人数 3 被害者の状態 4 避難誘導した人数 5 その他必要な事項
避難誘導等	1 危険と思われる範囲への立ち入りを制限し、利用者、職員等を安全な地上に避難誘導する。 2 必要と認めるときは、施設の使用を禁止する。 3 落ち着いて避難するよう放送設備等を用いて広報する。
不審物の取扱い	1 不審物、液体、煙等にふれないよう放送設備等を用いて広報する。

・倒れている、けいれんしている ・嘔吐している、鼻血を流している ・せき込んでいる ・その他の症状
--

2 災害対策本部等の設置

(1) 警戒体制の確立

危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）は、有毒物質による災害を覚知したときは、関係区局に通報し、警戒体制を確立する。

(2) 警戒本部の設置

ア 市警戒本部の設置基準及び構成局

設置基準	1 多数の人的被害が発生したとき 2 周辺住民の避難が必要なとき 3 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき
構成局	1 都市経営局 2 健康福祉局 3 環境創造局 4 安全管理局 5 病院経営局 6 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が指定する局

イ 区警戒本部の設置

災害の状況により区警戒本部長が必要と認めたととき又は市警戒本部が設置されたときは、区警戒本部を設置する。

(3) 本部の設置

市本部及び区本部は、第3部第1章第4節により設置する。

(4) 警戒本部等の主な活動

警戒本部等の構成局の主な活動は、「有毒物質漏洩災害発生時の関係局事務分掌」による。

施設管理者

安全管理局
関係区局

3 救助・救急・避難誘導等の消防活動

有毒物質による災害が発生したときの安全管理局の応急活動は、次による。

(1) 情報の収集伝達

ア 事故発生の情報受理

火災や一般的な救急事故と同様に、発生場所や負傷者の有無、程度を把握するが、さらに次のような負傷者や現場の情報が伝達されたときは、有毒物質等による災害と判断し、毒劇物災害に準じた必要消防隊等を出場させる。

判 断 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 次のような症状を訴えている者が多数いるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・気分が悪い ・目がチカチカする ・喉がいたい 2 付近に有色の気体が漂っている。
---------	--

(2) 救助、救急活動及び避難誘導

有毒物質災害時には、本章第 3 節第 2、4（7）の毒劇物施設等災害対応計画に準じた活動を実施するものとし、毒性の強い物質による災害については、次の事項に配慮して対応する。

救 助 活 動	<ol style="list-style-type: none"> 1 交代要員を確保して、特殊災害対応隊は化学防護服及び空気呼吸器、救助隊は防毒衣及び空気呼吸器を着装して人命検索、救助活動を行う。 2 活動範囲は、危険度の高い範囲は特殊災害対応隊、危険度の低い範囲は救助隊が担当することを基本とする。 3 負傷者の救出には、簡易呼吸器を活用する。
救 急 活 動	<ol style="list-style-type: none"> 1 エア TENT 等を活用して仮救護所を設置し、救護機能を確保するとともに、負傷者のプライバシーを保護する。 2 仮救護所は、負傷者の症状、聴取した事項などを指揮本部に伝達する。 3 救出された負傷者は、トリアージを行い、程度の重い負傷者から医療機関に搬送する。 4 搬送時には、救急車内の換気に注意する。
避 難 誘 導	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者の発見・救出場所から災害の広がり、範囲を判断して、避難を呼びかける範囲を決定する。 2 避難の呼びかけは、車載マイクやハンドマイクを活用して実施するとともに、発災施設等の現場の警察官に協力を要請する。

(3) 救出人数、搬送者数などの消防活動の集約

集 約 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害覚知日時 2 発生場所 3 被害の程度（人的被害） 4 消防活動隊（出場消防隊数、人員等） 5 搬送者数、搬送先
---------	--

(4) 消防警戒区域の設定

消防警戒区域は、ガス検知活動、負傷者の発生位置、隊員の活動などを考慮して設定する。

(5) 処理・除洗作業の実施

有毒物質が特定され、処理作業の実施が必要なときは、所有する処理剤、提供された処理剤等を活用した除洗等の必要な措置を実施する。

4 有毒物質の調査

県警察、その他関係機関と協力し、負傷者の治療方法を確立するため、次により有毒物質を調査する。

(1) 安全管理局の対応

ア 特殊災害対応隊及び救助隊は、ガスクロマトグラフやガス検知器等を活用してガス検知を行い、有毒物質の調査、範囲及び濃度を測定し、危険度を把握する。ガス検知活動により、危険性が判明したときは、直ちに活動各隊に連絡するとともに、市民に広報する。

また、有毒物質が不明なときは、環境創造局に調査を要請する。

イ 健康福祉局及び環境創造局からの有毒物質に関する情報を集約するとともに、必要に応じて、県警察、自衛隊から情報を収集する。

ウ ガス臭、異臭のときは東京ガスから、その状況の連絡を受ける。

(2) 環境創造局の対応

ア 安全管理局、区福祉保健センター等との連絡調整を行う。

イ 必要に応じて、環境科学研究所は、物質の分析を行う。

ウ 神奈川県環境計量協議会に有毒物質の検査を依頼する。

エ 財日本中毒情報センターと有毒物質の調査に関する連絡体制を確立し、情報収集を行う。

(3) 健康福祉局の対応

ア 患者の治療方針を早期に確立するため、環境創造局、安全管理局等から情報を収集するとともに、患者の症状などから文献、インターネット等を参考とし、有毒物質を推定する。

イ 必要に応じて、衛生研究所は、物質の分析を行う。

(4) 関係区の対応

健康福祉局及び環境創造局と調整して、必要に応じて現場の調査を行う。

5 健康相談の実施

(1) 健康相談への対応

福祉保健センターは、健康福祉局からの情報に基づき、健康相談に対応するとともに、症状に応じて受診を勧める。

(2) 市民からの相談への対応指示

健康福祉局は、有毒物質に関する情報を文献、インターネット等で調査するとともに、環境創造局、安全管理局等から入手して、福祉保健センターに提供する。

情報事項	1 予想される原因物質
	2 汚染範囲
	3 患者の症状
	4 治療可能な医療機関

安全管理局

環境創造局

健康福祉局

関係区

区福祉保健センター
健康福祉局

有毒物質漏洩災害発生時の関係区局事務分掌

関係区局	事務分掌
都市経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 公立大学法人横浜市立大学との連絡調整に関すること。 ※ 1、2については、本部設置時は安全管理部本部運営班において活動
健康福祉局	1 市立病院・災害医療拠点病院における医療活動及び患者数など医療関係情報の集約に関すること。 2 患者の症状による中毒物質等の情報収集に関すること。 3 災害発生現場の仮設救護所への医師の派遣及び応急医療に関すること。 4 福祉保健センターへの苦情、相談等対応の指示に関すること。 5 医療機関への協力依頼に関すること。 6 人体への影響の把握に関すること。 7 必要な薬品、資機材などの調達に関すること。
環境創造局	1 大気中の有毒物質の分析に関すること。 2 環境への影響の把握に関すること。 3 必要な資機材などの調達に関すること。
安全管理局	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 災害情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各区局間の総合調整及び統制に関すること。 4 現地への情報収集要員派遣に関すること。 5 災害発生の通報受理及び伝達に関すること。 6 救助、救急活動及び避難誘導に関すること。 7 救出人数、搬送者数などの消防活動の集約に関すること。 8 ガス検知活動に関すること。 9 消防警戒区域の設定に関すること。 10 物質に対応した中和剤の確保、中和作業の実施に関すること。 11 消防広域応援要請に関すること。
病院経営局	1 市立病院における医療救護活動及び患者数など医療関係情報の集約に関すること。 2 患者の症状による中毒物質等の情報収集に関すること。
教育委員会事務局	1 児童生徒の安全指導及び健康被害の把握に関すること。
災害発生区	1 区本部等の設置、運営に関すること。 2 市本部への情報収集要員派遣に関すること。 3 災害発生現場での仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 4 区民からの相談、苦情等の対応に関すること。 5 区医療関係団体への協力依頼に関すること。 6 避難誘導及び警戒区域の設定に関すること。 7 住民への広報に関すること。
その他の区局	1 区民からの相談、苦情等の対応に関すること。
災害発生施設の管理区局	1 施設利用者、乗客等の避難誘導及び職員の安全避難に関すること。 2 市本部への情報連絡要員の派遣に関すること。 3 消防、警察への協力に関すること。

第3章 海上災害対策

横浜港港湾区域、漁港区域及びその周辺（以下「港湾区域等」という。）において発生が予想される船舶の火災、衝突、沈没、大量の流出油災害は、多くの人命危険を伴い、また、流出油による海上火災は陸上施設にも重大な影響を及ぼす。この章は、港湾区域等における海上災害又は港湾区域等に影響を及ぼすおそれのある海上災害の発生に際し、本市及び関係機関のとるべき事前対策並びに応急対策を定め、災害の防除と災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

港湾局
環境創造局

第1節 区域、施設等の現況

1 横浜港港湾区域及び漁港区域

(1) 横浜港港湾区域は、「港湾法に基づく横浜港の港湾区域」（平成4年8月25日公告第448号）による次の区域で平成18年12月時点の面積は7,315.9haである。

横浜市鶴見区安善町と川崎市川崎区大川町との境界運河（境運河）河口中央地点、同地点から151度30分5,960メートルの地点、同地点から219度4,920メートルの地点、同地点から203度50分7,230メートルの地点、同地点から226度30分1,450メートルの地点と横須賀市夏島町地先最北端を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに市域内の一部の河川及び運河水面。但し、漁港法により指定された柴漁港及び金沢漁港の区域を除く。

(2) 漁港法により指定された本市の漁港は、柴漁港（昭和27年1月12日農林水産省告示第13号）及び金沢港（昭和27年12月29日農林水産省告示第682号）である。

巻末資料 3-1 横浜港港湾区域及び漁港区域

2 施設、輸送貨物等の現況

港湾施設、輸送貨物等の現況は、次の巻末資料のとおりである。

巻末資料 3-2 港湾施設等の現況

第2節 災害態様

災害の発生場所を地理的に分類すると、陸地に直接影響を及ぼす沿岸線水域とこれ以外の海上に大別できる。災害種別としては、火災（爆発）及び石油類等危険物の流出が考えられる。

なお、過去の災害事例等から各種災害の特徴をみると、次のとおりである。

1 衝突事故の特徴

横浜海上保安部

- (1) 事故発生場所は、船舶の交通環境と関連して港内及び沿岸水域に集中している。
- (2) 事故発生と同時に油の流出を伴ったもの、爆発を起こして全損したものもあり、後者の場合は、多くの死傷者が発生している。
- (3) 衝突した船舶が引火性の高い危険物積載の中小型タンカーの場合は、爆発、火災又は危険物の流出による海面火災の併発も予想される。

2 火災の特徴

- (1) 火災には、航行中の火災と停泊中の火災があるが、入渠係留中の火災は、海上のそれと比較し、周辺へ及ぼす影響は大きい。
- (2) 発生部位は、船倉関係が最も多く、次いで甲板施設、船室、機関室関係等の順となっているが、荷役中に発災した事例も多く、爆発事故が発生すると、状況によっては、大規模災害が予想される。
- (3) 水平の開口部が少なく、ほぼ密閉された状態で燃焼が続くため、船内に熱気、濃煙が充満し、消火、救助活動に支障をきたす。
- (4) 船内は、複雑に区画され、通路、階段が狭い等、船員、作業員、乗客等の避難行動及び消防隊の消火、救助活動への制約が多く多数の死傷者を伴う危険性がある。

3 爆発事故の特徴

- (1) 爆発事故の場合は、船舶全般に被害が及ぶことが多く、従って死傷者も多い。
- (2) 爆発発生部位は、機関室、タンク、ポンプ室等で、タンク清掃中、整備作業中、積荷中等に発生している。
- (3) 爆発のみで終わる場合は少なく、引き続いて火災となることが多い。
- (4) 事故例としては、荷役中爆発→火災、航行中衝突→爆発という重複ケースもある。

4 海上への石油類の流出

海面上に石油類が流出する形態としては、次の2つに大別される。

一つは、タンカーの衝突等により大量の油が一挙に水面に流出する場合であり、もう一つは、タンク配管等からゆっくり流出する場合である。

さらに、この2つの場合は、それぞれの場合において着火した場合とに分類できる。

(1) 流出油の拡散範囲

流出油の拡散範囲を種々の態様に分け、厳密に測定することは難しいが、下記の場合の油の拡散範囲は、次のとおりである。

ア 三基のタンクから約10,000キロリットルの軽油が海上に流出した場合

(計算上の値)

経過時間	流出油面半径	油の厚み	経過時間	流出油面半径	油の厚み
5分	216m	6.5cm	30分	470m	1.4cm
10分	306m	3.3cm	60分	521m	1.1cm
20分	425m	1.7cm	10時間	694m	0.63cm

(2) 一時に流出し、直ちに着火した場合

(実験結果)

燃料	容量 (ℓ)	最大半径 (m)	最大火災になるまでの時間 (min)	油面拡大速度 (m/min)
ガソリン	3,900	13.3	2	6.5
//	5,300	17.4	2.5	11.8
原油	78,500	65.0	3.25	21.6

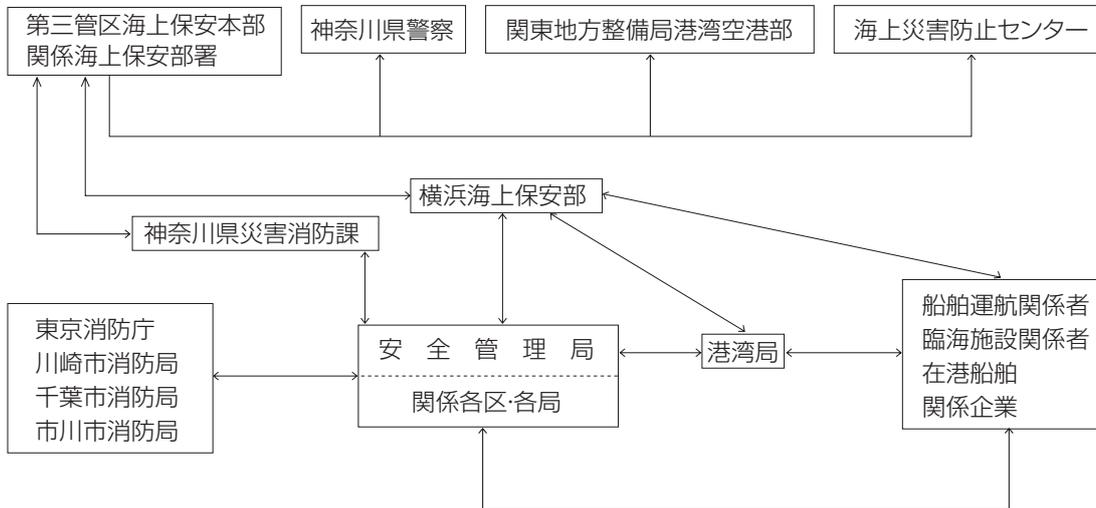
前表から10,000キロリットルの原油が流出したときの最大半径を推定すると、約700mとなり、最大火災規模に達する時間は、約3分であるとしている。

第3節 事前対策

1 情報受伝達体制

海上災害対策における関係機関の情報受伝達は、次の系統により実施する。

海上災害情報伝達系統図



2 連携協力体制

(1) 排出油等防除協議会

横浜港及びその周辺海域において大量の油又は有害液体物質の排出事故が発生した場合の排出油等防除活動について必要な事項を協議し、連携し、かつ、その実施を推進するため、排出油等防除協議会を組織している。

対象区域と協議会の区分	1 東京湾全体 東京湾排出油等防除協議会 2 横浜管内（横浜港及びその周辺海域） 横浜管内排出油等防除協議会
協議会の業務	1 次に掲げる項目を含む排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成 (1) 連絡系統 (2) 排出油等の防除作業が実施可能な人員及び資機材等の数量 (3) 船艇及び油防除資機材による防除作業の実施内容 (4) 人員による防除作業の実施内容 (5) 出動船艇とその所属する機関、団体等の相互間の通信方法 (6) 回収した排出油等の保管場所 2 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究 3 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施 4 その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
連絡系統	巻末資料3-3 横浜管内排出油等防除協議会連絡系統
調整本部構成員	巻末資料3-4 横浜管内排出油等防除協議会総合調整本部構成員

資料編

横浜管内排出油等
防除協議会会則

(2) 「横浜海上保安部と横浜市安全管理局との業務協定」

横浜港港湾区域内における消火活動の分担範囲は、下記のとおり定められており、分担外の範囲についても相互に協力することになっている。

横浜市安全管理局の分担範囲	1 ふ頭、さん橋又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶 2 河川、運河（京浜運河を除く）内の船舶
横浜海上保安部の分担範囲	1 横浜市安全管理局の分担以外の船舶

(3) 「東京湾消防相互応援協定」

協定都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合、締結各都市の消防機関は、相互に応援協力することとしている。

応援指定都市	東京都（東京消防庁）
	川崎市（川崎市消防局）
	千葉市（千葉市消防局）
	市川市（市川市消防局）

3 資機材の備蓄

油流出時の応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、必要な資機材を備蓄する。

資機材	数量	備考
着脱式油回収装置	2基	港湾局所有の港務艇2隻に設置する。
オイルフェンス	港湾局 3,520m	港湾局は、次の展張予定箇所に基づき整備する。 鶴見航路 約1,500m 横浜航路 約1,000m 八景島 約1,000m
	安全管理局 740m	
	環境創造局 60m	
油吸着材	港湾局 1,411kg	港湾局、環境創造局、安全管理局にそれぞれ備蓄する。
	安全管理局 1,870kg	
	環境創造局 216kg	
油処理剤	港湾局 3,384ℓ	
	安全管理局 15,852ℓ	
	環境創造局 126ℓ	

なお、関係局は、油処理剤、ドラム缶、汚濁防止膜、防臭マスク等のその他の資機材を備蓄するものとする。

資料編

東京湾消防相互応援協定

港湾局
環境創造局
安全管理局

4 油回収技術の調査研究等

関係局は連携して、油回収に係る次の事項の調査研究等を推進していく。

(1) 流出油拡散シミュレーション

流出量、潮流、風向・風速等に応じたリアルタイム流出油拡散シミュレーションについて、情報の収集及び調査研究を進める。

(2) 油回収用資機材

より効果的なオイルフェンス、油吸着材、油処理剤、防臭マスク等の調査研究、情報収集、整備及び回収技術の向上を進める。

(3) 研修会等の開催

学識経験者を交えた、調査研究を実施する。

巻末資料	3-5	横浜市海上流出油処理対策研究会
------	-----	-----------------

5 横浜海上保安部海上災害対策

(1) 予防対策

ア 海上防災に関する各種講習会の開催、訪船指導等による海上防災思想の普及

イ 大規模な災害を想定した関係機関等との連携による防災訓練の実施

ウ 船舶に対する安全運航の励行指導及び危険物積載船舶に対する安全対策指導

エ 危険物専用岸壁の安全施設の整備及び自衛防災体制の整備に関する点検指導

オ 船舶交通・危険物の荷役及び貯蔵場所、はしけ溜り、在港船舶等港湾の状況把握

カ 災害発生の場合に必要な資機材、船舶その他施設の状況把握と緊急調達方法

(2) 災害応急体制の確立

災害の発生又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を統一かつ強力に推進するため、予想される災害又は発生する災害の態様に応じて、内部的に定める規則に基づき、組織の編成及び職員の動員を行う。

第4節 大規模油等流出事故対策

本節では、港湾区域等に影響のあるタンカー等船舶の事故や沿岸部の貯油施設の事故などによる大規模な油等流出事故に伴う海洋汚染や沿岸部への漂着による環境破壊を防止又は軽減するために、本市が行う情報収集・伝達、流出油の回収、処理等の応急活動について定める。

1 災害対策本部等の設置

(1) 災害発生のお知らせ

港湾局長は、港湾区域等に影響を及ぼすおそれのあるタンカー等船舶の事故や沿岸部の貯油施設等における事故のお知らせを受けたときは、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）に通報する。

通報伝達先	安全管理局危機管理室 TEL671-2064
-------	------------------------

(2) 警戒体制の確立

危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）は、港湾区域等に影響を及ぼすおそれのあるタンカー等船舶の事故や沿岸部の貯油施設等における事故を覚知したときは、関係局及び沿岸6区に発生のお知らせをし、警戒体制を確立する。また、災害状況に応じて、その他関係局に連絡する。

(3) 警戒本部の設置

危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）は、流出油等が港湾区域等に影響があると認めるときは、市警戒本部を設置し、応急活動体制を確立する。また、市警戒本部が設置されたときは、沿岸6区の区長は、区警戒本部を設置する。

ア 市警戒本部構成局

市警戒本部構成局	都市経営局、行政運営調整局、市民活力推進局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、経済観光局、港湾局、安全管理局、教育委員会事務局
----------	--

イ 職員の派遣

- (ア) 市警戒本部構成局は、安全管理局（危機管理室）に情報収集員を派遣する。
- (イ) 安全管理局（危機管理室）及び港湾局は、横浜海上保安部に職員を派遣し、情報収集する。
- (ウ) 港湾局及び安全管理局は、排出油等防除協議会に総合調整本部（第三管区海上保安本部及び横浜海上保安部）が設置される時は、職員を派遣し活動の調整を図る。
- (エ) 資源循環局事務所長、土木事務所長及び消防署長は、区長の要請に応じて、区警戒本部に情報収集員を派遣する。
- (オ) 安全管理局は、国の警戒本部が設置されたときは、必要に応じて現地連絡調整本部（第三管区海上保安本部）に關係職員を派遣し、情報収集及び連絡調整を行う。

(4) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

次の場合、市・区本部を設置し、応急活動体制を確立する。

設置基準	1 港湾区域等に流出油による大きな被害が発生したとき又は予想されるとき 2 大量の油が漂着し、沿岸部における大規模な油回収、処理活動の必要があるとき
------	---

イ 職員の派遣

市本部各部及び区本部は、警戒本部設置時に準じて職員を派遣し、情報収集・伝達を行う。

(5) 警戒本部及び災害対策本部の主な活動

市警戒本部又は市本部の構成局及び区警戒本部又は区本部は、「大規模油等流出事故対策関係区局事務分掌」に定める活動を実施する。

2 情報の収集・伝達

(1) 初期情報の収集・伝達

大規模油等流出事故発生又は発生のおそれのある事故の発生の連絡、通報を受けたときは、港湾局及び安全管理局は、次により情報の収集・伝達を行う。

また、神奈川県、(神奈川県警察)、及び川崎市へのテレビ等の映像情報を収集するとともに、本市の収集した映像情報を提供する。

港湾局が行う初期情報の収集・伝達	<ol style="list-style-type: none"> 1 横浜海上保安部との連絡体制の確立 2 港務艇による情報収集 3 横浜海上保安部への事故情報の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生日時、場所及び事故の概要 ・ 船籍、船名、種別、規模、船会社及び荷主 ・ 流出油の種類、成分及び流出量 ・ 火災発生の有無、人的被害の有無 4 安全管理局(危機管理室)への初期情報の伝達
安全管理局が行う初期情報の収集・伝達	<ol style="list-style-type: none"> 1 神奈川県との事故情報の受伝達 2 横浜海上保安部との連絡体制の確保 3 関係各区局への初期情報の伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係局:行政運営調整局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、港湾局 ・ 全区 4 市長及び危機管理監、副市長への報告 5 横浜海上保安部、その他関係機関からの事故情報の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生日時、場所及び事故の概要 ・ 船籍、船名、種別、規模、船会社及び荷主 ・ 流出油の種類、成分及び流出量 ・ 火災発生の有無、人的被害の有無 6 航空隊による事故現場及び油拡散状況の情報収集 7 水上消防隊による情報収集

(2) 危険情報の通報

安全管理局は、初期情報により流出油等に毒性があることが判明したときは、本市各区局及び防災関係機関に通報する。

なお、その場合は、空気呼吸器、防毒衣等の身体保護具を装備しない者の現場活動を禁止する。

(3) 流出油及び海面の監視

初期情報から、流出油等の影響が港湾区域等にあると認めるときは、次により関係各区局は、流出油の監視を行う。

ア 港湾局及び安全管理局は、港務艇・パトロール艇、航空隊及び水上消防隊による情報収集を継続して行う。

なお、安全管理局は、流出油の動向に応じて、必要な沿岸部に陸上消防隊を派遣して海面監視を行う。

イ 沿岸施設所管局は、流出油の動向に応じて、必要な施設において海面監視を行う。

環境創造局	海の公園、山下公園、野島公園
港湾局	水再生センター等 ふ頭事務所等

ウ 沿岸6区は、流出油の動向に応じて、必要な区域において海面監視を行う。

3 大気汚染対策

流出油等の気化、海上油火災による大気汚染に対しては、初期情報に基づき、次により対応する。

(1) 臭気調査

ア 前記1(3)の海面監視の実施者は、それぞれの監視箇所の臭気を調査する。

イ 沿岸6区は、各区役所の周辺、屋上などにおいて、臭気の調査を行う。

ウ 環境創造局は、臨海部の事業場に臭気に関する通報を依頼し、状況の把握に努める。

(2) 臭気確認時の通報

ア 臭気調査により臭気が確認されたとき、区総務課長(防災担当課長)は、安全管理局(危機管理室)に通報する。

イ 沿岸6区以外の区及び本市の各事務所において、臭気が確認されたときは、それぞれの所属する区局の総務課を通じて安全管理局(危機管理室)に通報する。

(3) 大気汚染の分析及び対応の指示

ア 環境創造局は、臭気の確認状況に応じた大気の監視及び汚染物質の分析を行い、汚染の状況に応じた対応を安全管理局(危機管理室)に通報する。

イ 健康福祉局は、流出油の成分及び大気の分析結果から汚染物質による人体への影響を調査し、汚染の状況に応じた対応を安全管理局(危機管理室)に通報する。

ウ 安全管理局(危機管理室)は、環境創造局及び健康福祉局からの通報内容に基づき、各区局への対応を指示するとともに、協定に基づき、報道機関に対し「市民の注意すべき事項」について放送を要請する。

対応指示内容	1 外出を自粛する
	2 窓、扉を閉める
	3 外出時には、マスクを着用する
	4 注意を要する地域
	5 その他必要な事項

(4) 広報

ア 各区及び消防署は、連携して、臭気及び大気汚染に関する情報及び区民の注意すべき事項について広報車等により広報する。

イ 臭気及び大気汚染に関する区民の相談窓口は、各区役所とする。

なお、区総務課長は、相談の件数及び内容を集約し、危機管理統括責任者(安全管理局危機管理担当理事)に報告する。

4 オイルフェンスの展張、油等の処理・回収等

初期情報から、流出油等による被害が甚大になると予想される時は、次により情報を収集し、オイルフェンスの展張、油等の処理・回収作業を行う。

なお、油の防除にあたっては、環境への影響を配慮して行う。

また、オイルフェンスの展張、油等の処理・回収作業にあたっては、排出油防除協議会において関係機関と連絡調整し、本市の活動方針を決定するとともに、同協議会と連絡調整を行いながら活動する。

(1) 情報の収集

ア 航空隊による情報収集

安全管理局長は、航空隊による情報収集を継続して行う。関係区局は、災害対策本部室等において、油等の拡散状況を把握する。

イ 衛星画像、航空写真等の入手

安全管理局長及び関係局長は、油等の拡散状況の衛星画像、航空写真等の入手に努める。

ウ 映像情報の相互提供

油等の拡散状況の把握のため、神奈川県、(神奈川県警察)及び川崎市のヘリTV等の映像情報を収集するとともに本市が収集した映像情報を提供する。

エ 荷主からの油等の成分、性質等の聴取

必要に応じて、荷主等の関係職員、学識経験者等から油等の成分、性質等を聴取するとともに、効果的な回収、処理方法についての意見を聴取する。

(2) オイルフェンスの展張、油等の処理・回収作業の実施

港湾局、安全管理局及び環境創造局は、横浜海上保安部等の関係機関と連携し、活動方針に基づき、次の活動を実施する。

ア 港湾局

オイルフェンスの展張	1 「災害時応急措置に関する協定」に基づき横浜港災害対策支援協議会の協力を得て、作業を実施する。 2 「災害時における曳船の協力に関する協定」に基づき、横浜川崎曳船に対し曳船及び人員を要請し、展張作業の支援を実施する。 3 鶴見航路、横浜航路、八景島、本牧船だまり、河川河口部を展張箇所とする。
油処理・回収作業	1 (社)横浜清港会に対し清掃船(港湾局所有船舶を含む)及び人員を要請し、作業を実施する。 2 「災害救援応急措置の協力に関する協定」に基づき、横浜港運協会の協力を得て、作業を実施する。 3 「災害時における交通船等の協力に関する協定」に基づき、(株)ポートサービス、京浜フェリーボート(株)の協力を得て、作業を実施する。 4 「災害時応急措置に関する協定」に基づき、横浜港災害対策支援協議会の協力を得て、作業を実施する。
航走による拡散	航走による拡散作業が必要と認められたときは、港務艇・パトロール艇により拡散作業を実施する。

イ 安全管理局

油処理及び油吸着マット散布	災害の状況に応じ油吸着マット等の資機材を水上消防出張所に集積するとともに、活動方針に基づき、作業を実施する。
火災への対応	横浜海上保安部等の関係機関と連携し、流出油等による火災の警戒措置及び火災が発生した場合の消火活動を実施する。
放水・航走による拡散	放水・航走による拡散作業が必要と認められたときは、消防艇により放水・拡散作業を実施する。

ウ 環境創造局

海の公園に漂着する油等の回収を、各関係機関の協力を得て実施する。

(3) 油吸着マット等回収・処理資機材の調達

油吸着マット等が関係局の保有資機材で不足するときは、次により調達する。

ア 環境創造局は、保有する油吸着マットを提供する。

イ 行政運営調整局は、大量の油吸着マット等が必要と判断されるときは、早期に関係業者の在庫量を調査し、調達に備える。

ウ 安全管理局は、都市間協定に基づき、油吸着マット等の提供を関係都市に要請する。また、関係区局は、関係業者等から調達する。

(4) 回収油等の陸揚げ

港湾局長は、港湾管理者等と協議して、回収油等の陸揚げ場所、ストックヤードを決定し、回収油等の量、性状、回収の方法等、回収油等の処理に必要な情報とともに、資源循環局及び環境創造局等関係機関に連絡する。

(5) 関係機関への協力要請

安全管理局は、オイルフェンスの展張、油等の処理・回収作業にあたっては、必要に応じて、国及び他の市町村、自衛隊等関係機関に協力を要請する。

(6) 道路の交通規制

必要に応じ、県警察により道路の交通規制を行う。

5 回収油等の処理

回収油等の処理は、原因者が実施することが原則であるが、原因者が特定されない等、やむを得ないときは、次により回収油等の処理を行う。

(1) 回収油処理計画の策定

資源循環局長は、警戒本部が設置されたときは、次により回収油処理計画を策定する。

ア 資源循環局長は、回収油が所管の焼却工場で焼却可能か、また、動員可能な人員、運搬車両、機材などについて調査する。

イ 資源循環局長は、産業廃棄物処理業者等と連絡をとり、流出油の量等の情報を提供し、受入れ可能量等の把握に努める。

ウ 資源循環局長は、ア、イの調査結果、その他運搬、処理に必要な事項を検討して、回収油処理計画を策定し、関係機関に連絡する。

(2) 協力要請

資源循環局長は、必要に応じて産業廃棄物処理業者が組織する団体や他の自治体に協力を要請する。

(3) 回収油等の運搬・処理

ア 資源循環局長は、回収油処理計画に基づき、回収油等の運搬及び処理に必要な体制を組織する。

イ 資源循環局及び産業廃棄物処理業者等は、回収油処理計画に基づき、関係機関と情報を交換しながら陸揚げされた回収油等を運搬し、資源循環局所管の焼却工場や産業廃棄物処理施設で処理する。

ウ 作業の実施にあたっては、資源循環局が中心となり、次の事項について周知する。

確認事項	1	回収油等の陸揚げ日時・場所
	2	回収量
	3	回収形態
	4	運搬先
	5	実施期間

(4) 処理状況の把握

資源循環局長は、所管の焼却工場及び産業廃棄物処理業者等からの報告により、処理状況を把握するとともに、処理に要した人員、車両、資機材及びその経費等を集計する。また、処理状況について、安全管理局長へ報告する。

6 市民利用施設対策及び水産物対策

(1) 水質検査

ア 海水浴場の監視及び水質検査

健康福祉局長は、関係区長（福祉保健センター）と協力し、海水浴場の監視及び水質検査を実施する。

また、水質汚染の度合いに応じて、関係者に対して、海水浴場の閉鎖、利用者への広報の実施などの指導を行う。

イ その他の水域の監視及び水質検査

環境創造局長は、流出油等の動向に応じて、必要な水域の監視及び水質検査を行い、水質の汚染の度合いに応じた関係局の対応を要請する。

(2) 本市が管理する市民利用施設対策

ア 海の公園における対策

環境創造局長は、海の公園に漂着油による被害が予想される場合や水質検査結果等に基づき、環境創造局現地本部を海の公園管理センター内に設置し、次の対策を実施する。

環境創造局現地本部は、環境創造局職員及び（財）横浜市臨海環境保全事業団職員により構成する。

海の公園における対策	1	海の公園の海面監視
	2	閉鎖、海水浴禁止等の措置
	3	利用者に対する広報
	4	海の公園海域に漂着する油の回収
	5	長浜水路の水門閉鎖

イ 山下公園、野島公園における対策

環境創造局長は、流出油等による臭気、毒性の揮発成分などによる健康被害が予想されるときは、利用者への広報、公園の閉鎖等の措置をとる。

ウ 海釣り施設、親水公園等における対策

港湾局長は、ふ頭事務所、「指定管理者」を通じて、流出油等による臭気、毒性の揮発成分などによる健康被害が予想されるときは、利用者への広報、施設の閉鎖等の措置をとる。

また、水質検査結果に応じて、利用者に対して、釣りの禁止、釣り魚を食べないなどの広報を実施する。

健康福祉局
環境創造局
経済観光局
港湾局
沿岸6区

(3) 漁業協同組合及び民間施設への情報提供等

ア 漁業協同組合への情報提供等

環境創造局長は、漁業協同組合に対して、次の情報の提供及び収集を行う。

漁業協同組合への情報提供等	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故概要、油等の影響・動向 2 漁港被害状況の収集 3 水質検査の結果 4 大気汚染の状況 5 漁業協同組合のとのる措置
---------------	--

イ 民間施設への情報提供等

港湾局、経済観光局等の関係局及び沿岸6区は、沿岸部の関連する民間施設に対して、必要に応じて前記の漁業協同組合に準じて情報の提供及び必要な情報の収集を行う。

(4) 汚染水産物対策

ア 汚染水産物の排除

健康福祉局長及び区長（福祉保健センター長）は、市場、市内監視指導を強化徹底することで、流出油等による汚染が疑われる水産物の流通を防止する。

汚染水産物の排除	<ol style="list-style-type: none"> 1 本場検査所、南部市場検査所において、水産荷受け会社、仲卸し業者等に対して、汚染水産物の排除を指導 2 福祉保健センターにおいて、魚介類販売店、スーパー等に対して汚染水産物の排除を指導
----------	--

イ 市民等からの相談対応

健康福祉局長及び区長は、汚染水産物に対する市民からの相談については、福祉保健センター及び食品衛生検査所に対応する。

ウ 水産物の汚染の実態把握

健康福祉局長は、汚染の実態を把握するため、衛生研究所において、厚生労働省から事故時に示される汚染指標物質の実測値の把握に努める。

7 広報・広聴

大規模な油等流出事故における広報、広聴活動は、次により行う。

(1) 広報事項

広 報 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故の概要 2 油等、揮発成分の人体への影響 3 油等の漂着状況 4 沿岸市民利用施設等の状況 5 汚染水産物への注意 6 市の対応状況
---------	---

(2) 広報手段

ア 報道機関への情報提供及び放送要請

市警戒本部長又は市本部長は、報道機関へ情報提供する。

このうち、市民への伝達が特に必要と認める事項については、「災害時における放送要請に関する協定（覚書）」の締結機関等に対して報道を依頼する。

イ 区役所の広報

広報車等を活用して、住民へ広報を行う。

ウ 横浜市ホームページによる広報

横浜市ホームページの防災関連情報ページにより、広報する。

(3) 広聴

ア 健康被害に関する広聴・相談

各区福祉保健センターは、区総務課を通じて災害に関する基本的情報を入手するとともに、健康福祉局及び環境創造局から提供される油等及び揮発成分の分析、大気分析結果及び水質検査結果に基づく対応の指示により、健康被害に関する広聴・相談を実施する。

また、中毒症状などに対する治療可能病院の問い合わせがあったときは、健康福祉局に確認する。

イ 水産物に関する広聴・相談

福祉保健センター及び各市場食品衛生検査所は、水産物に関する広聴、相談を実施する。

8 ボランティアへの活動支援

本市沿岸部に油等が漂着した場合は、横浜災害ボランティアネットワーク会議等との連携を図りながら、ボランティアへの活動支援を行う。

9 野生動物の保護

流出油等による海鳥などの野生動物への被害が発生したときは、ボランティア、関係機関の協力を得て、これを保護する。

10 活動経費の請求

各区局は、活動経費の請求のため必要な活動資料を整え、安全管理局に報告する。

また、活動全般にかかる物件費、人件費等の経費は、油濁損害賠償補償法に基づき請求する。

大規模油等流出事故対策関係区局事務分掌

関係区局	事務分掌
都市経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 公立大学法人横浜市立大学との連絡調整に関すること。 ※ 1、2については、本部設置時は安全管理部本部運営班において活動
行政運営調整局	1 流出油等の処理資機材の調達等に関すること。
市民活力推進局	1 ボランティアとの協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関すること。 2 沿岸6区及び横浜災害ボランティアネットワーク会議との連絡調整に関すること。
健康福祉局	1 海水浴場の監視、水質検査に関すること。 2 汚染水産物の市場検査所・福祉保健センターでの監視強化指示及び営業者への周知に関すること。 3 各区福祉保健センターへの苦情、相談等対応の指示に関すること。 4 市立病院等におけるの医療活動及び患者数など医療関係情報の集約に関すること。 5 人体への影響の調査及び魚介類の汚染の実態把握に関すること。 6 社協（他都市含む）の物資等応援の窓口に関すること。
環境創造局	1 大気汚染の監視及び大気中の汚染物質分析に関すること。 2 大気汚染の状況に応じた対応を各区局へ要請に関すること。 3 海面、水質の監視及び汚染物質分析に関すること。 4 水質汚染の状況に応じた対応を各区局へ要請に関すること。 5 海の公園等所管施設の海面監視に関すること。 6 漁港被害の集約及び漁業協同組合との連絡調整、協力依頼に関すること。 7 海の公園における油回収に関すること。 8 野生動物の保護に関すること。 9 河川、水路及び公共下水道への流入防御に関すること。 10 大気中の有毒物質の分析に関すること。 11 有毒物質の拡散の状況に応じた対応を各区局へ要請に関すること。 12 環境への影響の把握に関すること。
資源循環局	1 回収油等の運搬、焼却処分に関すること。 2 回収油等の処理に関する情報収集及び回収油等処理計画の策定に関すること。
経済観光局	1 工業会等関連団体への情報提供に関すること。
港湾局	1 事故発生の通報受理及び安全管理局(危機管理室)への伝達に関すること。 2 横浜海上保安部等への情報収集要員派遣に関すること。 3 港務艇・パトロール艇による海面監視に関すること。 4 オイルフェンス展張に関すること。 5 船舶などによる油処理・回収に関すること。 6 港湾施設における漂着油の回収に関すること。

安全管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部（警戒本部）の運営に関する事。 2 災害情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関する事。 3 横浜海上保安部等への情報収集要員派遣に関する事。 4 報道対応に関する事。 5 他都市、自衛隊等への応援要請に関する事。 6 排出油等防除協議会との連絡調整に関する事。 7 油濁損害賠償補償法に基づく経費の請求に関する事。 8 活動の総合調整に関する事。 9 事故発生の通報受理及び伝達に関する事。 10 航空隊、消防艇、消防隊による油拡散状況の把握及び海面監視に関する事。 11 消防艇による油吸着材による防除活動に関する事。 12 消防艇によるオイルフェンスの展張による防除活動に関する事。
(病院経営局)	(1 市立病院における医療活動及び患者数など医療関係情報の集約に関する事。)
教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の安全指導及び健康被害の把握に関する事。
沿岸6区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び運営に関する事。 2 臭気の確認、海面監視及び区民からの相談、苦情等の対応に関する事。 3 汚染海産物の福祉保健センターでの監視強化に関する事。 4 沿岸企業との情報交換に関する事。 5 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する事。 6 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関する事。
その他の区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民からの相談、苦情等の対応に関する事。

第5節 火災爆発事故対策

1 災害応急活動の業務分担

海上における火災・爆発災害発生時の主な防災関係機関の業務分担は、次表による。
また、災害の状況に応じて、関係区局が事務分掌に応じた活動を行う。

関係機関 主な活動	船主等	安全管理局	海上保安庁	港湾局	警察	関係区・局
通報	◎	○	○			
初期消火・避難等	◎					
消防・保安庁への報告	◎					
現場指揮本部設置	○	◎(陸上)	◎(海上)			
情報収集	○	◎(陸上)	◎(海上)	○	○	○
警戒区域の設定	○	◎(陸上)	◎(海上)		○	
人命検索・救助	○	◎(陸上)	◎(海上)		○	
消火活動	○	◎(陸上)	◎(海上)			
避難誘導	○	◎(陸上)	◎(海上)	○	○	○(区)
救急・救護活動	○	◎(陸上)	◎(海上)		○	
海上汚染防止	◎	○	○	○		
中和剤等資機材調達	◎	○	○	○		
消火原液調達	◎	○	○			
現場広報	○	◎(陸上)	◎(海上)	○	○	
群衆整理	○	○	○	○	◎	
被害状況調査収集	○	◎(陸上)	◎(海上)		○	◎(まとめ)
災害対策本部の設置	○	◎	○	○	○	
現地本部の設置		◎				

◎：主務機関 ○：協力機関

陸上：ふ頭、棧橋又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶で災害が発生したとき
海上：海上で災害が発生したとき

2 災害対策本部等の設置

(1) 災害発生のお知らせ

港湾局長は、大規模な船舶火災、爆発等の通報を受けたときは、安全管理局長に通報する。

通報伝達先	安全管理局危機管理室 TEL671-2064
-------	------------------------

(2) 警戒体制の確立

安全管理局長は、前記の通報を受けたときは、健康福祉局及び関係区に発生のお知らせをし、警戒体制を確立する。

なお、災害状況に応じて、その他関係局に連絡する。

安全管理局
港湾局
関係区局

(3) 警戒本部の設置

ア 市警戒本部の設置基準及び構成局

設 置 基 準	1 災害の状況から、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき
構 成 局	1 健康福祉局 2 港湾局 3 安全管理局 4 病院経営局 5 その他危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が指定する局

イ 区警戒本部の設置

災害の状況により区長が必要と認めたととき、又は、市警戒本部が設置されたとき、関係区は区警戒本部を設置する。

(4) 災害対策本部の設置

市本部及び区本部は、第3部第1章第4節により設置する。

(5) 警戒本部等の主な活動

構 成 区 局	主 な 活 動
関 係 区	1 市警戒本部長の指示による活動に関すること。
健 康 福 祉 局	1 医療救護活動に関すること。
港 湾 局	1 港務艇等による情報収集・伝達に関すること。 2 海上交通規制の要請に関すること。 3 関係機関への協力要請に関すること。
安 全 管 理 局	1 市警戒本部又は市本部の設置及び運営に関すること。 2 情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 消火、救助、救急活動に関すること。 4 現場広報に関すること。
病 院 経 営 局	1 市立病院における医療救護活動に関すること。

3 港湾局の対策

港湾局の実施する船舶火災及び爆発事故対策は、次によるものとする。

(1) 情報の収集・伝達

港湾区域等において、船舶火災及び爆発事故の発生に際し、迅速、正確な情報収集、連絡活動を実施するため、次の事項を実施する。

ア 横浜海上保安部等の関係機関から、次の情報の収集を行う。

情報収集内容	1 災害発生日時、発生場所、災害内容 2 船名、船籍、総トン数、船会社、本船の動静 3 積み荷の情報（内容、量、危険性）
--------	--

イ 港務艇・パトロール艇を災害現場に派遣し、災害規模等の情報収集を行う。

ウ 収集した情報を海上災害情報伝達系統図に従い、伝達する。

エ 災害指揮本部（海上災害時：横浜海上保安部長、沿岸災害時：安全管理局長）との連絡体制の確立

(2) 応急措置対策

港湾区域等における船舶の火災及び爆発事故の軽減と安全を確保するため、次の事項を実施する。

- ア 京浜港長に対し、入出港船の停止等の海上交通規制を要請する。
- イ 横浜海上保安部等の関係機関と協力し、火災の延焼防止等につとめる。
- ウ ふ頭に影響を及ぼす場合、各ふ頭事務所は、ふ頭利用者に対し協力を要請する。

4 安全管理局の対策

船舶の火災、爆発時における港湾施設等への二次災害防止のため、関係機関の有機的な連携活動を実施し、被害の軽減を図るものである。

(1) 災害出場計画

災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊を出場させる。
以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。

(2) 現場指揮本部の設置

発災地直近の陸上に設置し、常時消防艇等からの状況把握に努め、必要消防力の判断及び関係機関との連絡を密にした活動方針の決定、対応を図る。

(3) 情報受伝達内容

海上災害情報伝達系統図により、次の事項を受伝達する。

情報受伝達内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 要救助者情報 2 災害の状況（関係者、関係機関からの情報） 3 積載物の情報（量、種類、危険性） 4 設置消火設備の状況 5 船舶の構造情報
---------	--

(4) 消防警戒区域の設定

二次災害に配慮した警戒区域の早期設定、また災害の推移に基づく区域の拡大、縮小に配慮する。

(5) 消防活動の主眼

海上災害、港湾施設災害時における消防活動は、次の事項を主眼に行う。

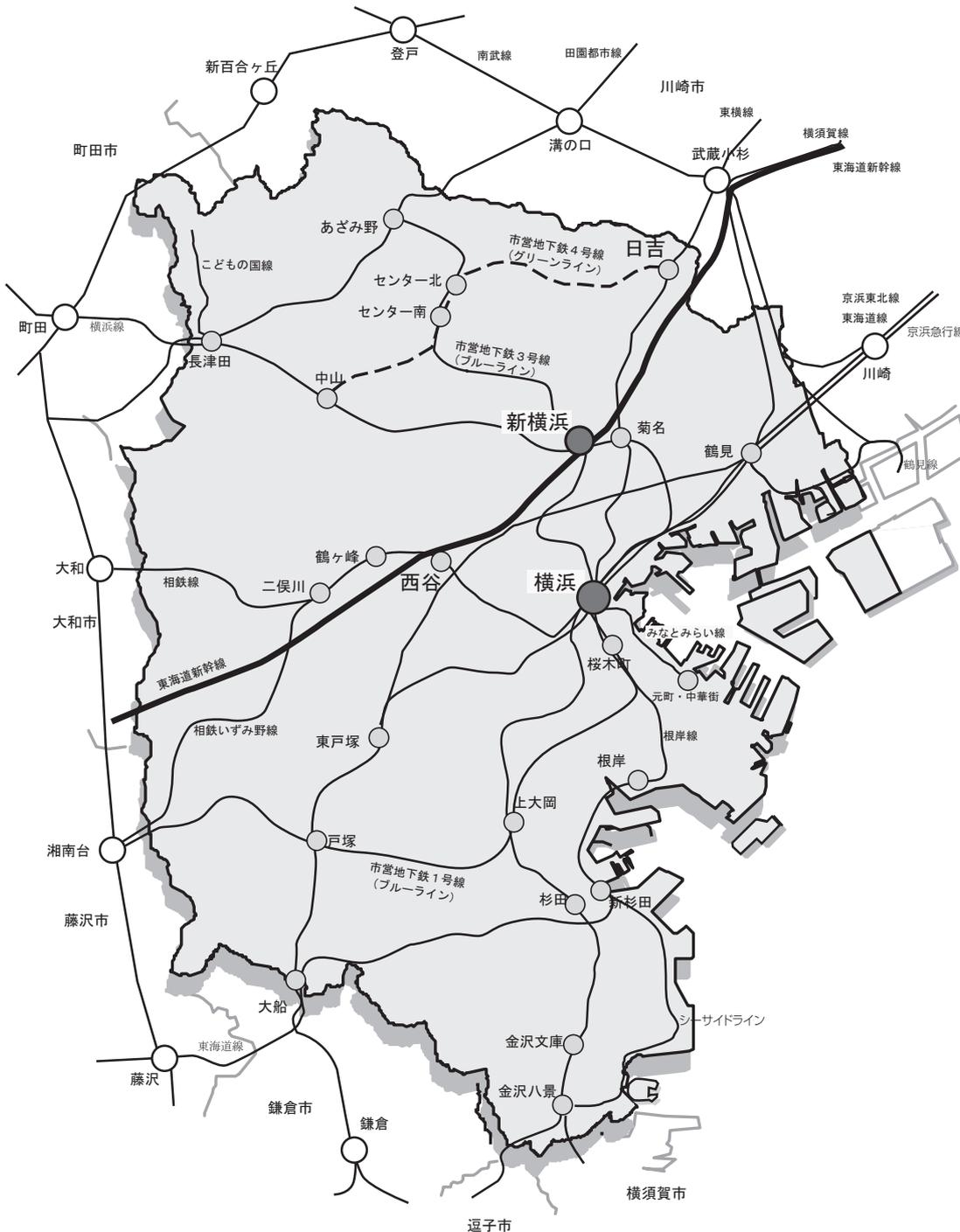
消防活動の主眼	<ol style="list-style-type: none"> 1 人命救助最優先活動 2 流出油拡大防止活動 3 他船舶、港湾施設への延焼防止活動 4 外国船舶火災消火に伴う免責証書の受理 5 水損防止活動 6 関係機関との連携確保 7 油処理剤、オイルフェンス等必要資機材の要請配慮
---------	---

第4章 鉄道災害対策

本章は、市内に運行される鉄道施設において発生が予想される衝突、火災及び化成品等輸送車両の事故について、管理者のとるべき事前、応急対策並びに本市の対策について定めるものとする。

本市内を通る鉄道は、営業路線だけで東海道新幹線を始めJR各線と東京急行、京浜急行、相模鉄道、横浜高速鉄道と市営地下鉄及びシーサイドラインが運行されており、その路線現況は次図のとおりである。

市内鉄道施設運行路線現況図



第1節 横浜市高速鉄道（市営地下鉄）の対策

第1 施設等の現況

横浜市高速鉄道（地下鉄）は、ブルーライン（あざみ野～湘南台）の1路線が敷設されている。構造物は、耐震設計されたずい道が主で、安全性が高く、さらに、地震計、非常用自家発電装置、集中防災監視盤、浸水防止装置、き電停止をするための非常発報装置（列車、駅）、消火防煙装置、列車緊急停止装置（列車、駅）等を設備し、安全性を高めている。

また、列車の運行に対しては、ATC装置（自動列車制御装置）、CTC装置（列車集中制御装置）、列車無線装置等の採用によって列車の安全運行及び災害防止に努めている。

巻末資料	4-1 横浜市高速鉄道（市営地下鉄）の現況
------	-----------------------

第2 事前対策

地下鉄は、いったん災害が発生すると被害が甚大になるおそれがある。したがって、旅客の安全を確保するため各種防災施設、設備を施し、かつ関係職員に対しては、平素から防災に関する教育を実施するとともに、駅防火管理体制を組織して万全を期している。

巻末資料	4-2(1)市営地下鉄駅防火管理体制組織図
------	-----------------------

1 防災設備の概要

旅客の安全輸送及び災害時の安全避難等を確保するため、駅防災システムを設備している。

巻末資料	4-2(2)市営地下鉄駅防災システム構成図
------	-----------------------

2 放送、通信設備の概要

旅客には案内放送、現業各所間及び本庁には加入電話、業務電話等により、また、列車と運輸司令部との間は誘導無線装置により、通信連絡が可能である。さらに、気象情報については、日本気象協会と年間契約を締結しており、その情報を関係機関に連絡することとしている。

巻末資料	4-2(4)通信設備主要設置箇所及び連絡網一覧表
------	--------------------------

3 防災施設、設備及び放送・通信設備の点検整備

「消防用設備等の点検の基準」及び「横浜市高速鉄道通信施設整備心得」に基づき、定期的に点検整備を行っている。

4 火災予防対策

(1) 消防設備等

各駅施設における防火施設等は、自動火災報知設備、排煙設備、消火栓、避難誘導灯等を関係法令の基準により設置している。また、集中防災監視盤を設置し、駅構内の災害の早期発見を容易にしている。さらに、地下各駅の施設については、すべて不燃材を用いている。

なお、地下の各駅において使用する熱源は、電気を使用している。

(2) 防火管理

地下鉄施設全般の防災設備については設備点検担当が、また、各駅においては防火管理者のもとに火災予防担当、自主点検担当を配置し、災害の防止を図っている。火災予防担当、自主点検担当及び設備点検担当の業務は、次のとおりである。

火災予防担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 火気の管理点検及び駅構内の火災発生の予防活動 2 災害時を想定した訓練計画の作成、実施 3 消防機関との調整及び広報活動
自主点検担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 駅防災設備等の定常的な点検作業 2 消防法関係設備（有資格者による点検整備の義務がある設備）の点検整備に関する設備点検担当部門との連絡調整
設備点検担当	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災設備の整備点検作業

(3) 列車

列車の運行は、CTCシステム及び運行管理システムにより総合指令所が全列車を集中管理しており、全列車には列車無線装置が設置されている。

5 防災教育訓練の実施

関係職員に対する防災教育訓練は、平素より職場教育の一環として実施する。また、消防署など関係機関との合同訓練についても随時実施をしている。

6 民間との協力体制

地下街、ビル等の民間施設と接続している駅については、接続施設と相互防災のため、防災協定を締結している。

第3 応急対策

1 地下鉄施設内での災害の応急対策

(1) 防災管理体制

人命の尊重を第一に考え、駅における円滑な防災活動を実施するため、次の体制で活動する。

通報連絡班	駅防災管理室を拠点として、内外関係機関との情報交換及び旅客への案内、通報活動を行う。
避難誘導班	災害発生時に、駅構内における旅客または列車内の乗客を安全地帯へ避難誘導する。特に負傷者、老人、幼児等を優先して誘導し、混乱を招かないようにする。
初期消火班	駅構内で発生した火災に対する初期消火活動を実施するとともに、消防隊の現場到着以後は、その指揮下において消火活動等に従事する。
警戒班	災害発生時に、旅客の混乱防止に努めるとともに、盗難等の防止活動をする。
救護班	負傷者を安全な場所に収容し、応急救護活動をする。

(2) 配備体制

隔日勤務者等が災害発生との連絡を受けた時は、直ちに上司に連絡し、指示を受けて別に定める配備計画に基づき配備につくものとする。また、直ちに、消防機関、警察署及び必要に応じて各関係機関（道路管理者、埋設物管理者等）に連絡し、初動体制の万全を図る。

(3) 防災関係設備

災害に対処するために、防災関係設備を設置する。

設備の動作状況	<p>駅防災管理室</p> <p>当該駅の防災設備及びずい道換気設備等関係駅間設備の動作状況は、防災監視盤及び動力監視盤に表示され常時監視が可能であり、火災発生時には警報が発せられる。また、駅に設置したスプリンクラーや煙感知器の作動状況も防災監視盤に表示される。</p>
設備の遠隔操作	<p>駅防災管理室からも設備の遠隔操作が可能のため、防災活動をより効果的にしている。</p>

(4) 防災関係設備の維持管理体制

防災関係設備の維持管理については、消防関係法規を基にして管理分担している。

巻末資料	4-2(5)防災設備の運用・維持管理分担一覧表
------	-------------------------

(5) 通報連絡体制

緊急時の通報連絡体制は、次の巻末資料のとおりである。

巻末資料	4-2(3)災害発生時の通報連絡体制
------	--------------------

第2節 JR及び私鉄各社の対策

この節は、横浜市高速鉄道（市営地下鉄）及びシーサイドライン（新交通システム）を除くJR東日本、JR東海、JR貨物、東京急行、相模鉄道、京浜急行、横浜高速鉄道各社における鉄道施設の防災計画について掲げるものとする。

東日本旅客鉄道(株)
東海旅客鉄道(株)
日本貨物鉄道(株)
東京急行電鉄(株)
京浜急行電鉄(株)
相模鉄道(株)
横浜高速鉄道(株)

第1 施設等の現況

各社の駅、路線等の現況は、次の巻末資料のとおりである。

巻末資料	4-3 鉄道各社の現況
------	-------------

第2 JR東日本、東京急行、京浜急行、相模鉄道、横浜高速鉄道の事前・応急対策

1 事前対策

- (1) 自動列車制御装置（ATC）又は自動列車停止装置（ATS）の設置
衝突事故を防止し、走行中の列車を安全に運行するため、自動列車制御装置又は自動列車停止装置を設置している。
- (2) 防災施設等の点検整備
防災施設の点検整備については、内部規定に基づく定期的な点検を実施するものとする。
- (3) 防災教育及び訓練
職員に対しあらゆる機会を通じて防災教育を行うとともに、消防法及び内部規程等により、災害時の防災組織の確立並びに初期消火、救急活動等応急措置について、年一回以上の訓練を行うものとする。

2 応急対策

- (1) 本部等の設置・運営
事故等が発生した場合、災害に対応するための本部等防災組織を、本局、本社等に設置し、また、事故発生現場においても、公設消防隊の設置する現場指揮本部に組織的に参加、協力していくものとする。なお、各管理者の連絡体制は次のとおりである。

巻末資料	4-4 (1) 東日本旅客鉄道(株)（JR東日本）の連絡体制 (2) 東海旅客鉄道(株)（JR東海）の連絡体制 (3) 東京急行電鉄(株)の連絡体制 (4) 京浜急行電鉄(株)の連絡体制 (5) 相模鉄道(株)の連絡体制 (6) 横浜高速鉄道(株)の連絡体制
------	--

(2) 応急措置

鉄道施設において事故等が発生したときの応急措置は、次のとおりとする。

ア 情報の収集

発災時においては、的確な情報の収集を行うとともに収集した情報については、関係機関に提供するものとする。

イ 消防機関等への出動要請

事故等を覚知したときは、速やかに消防機関等に対し、事故の態様等を確認し、救急・消火活動について出動要請を行うものとする。

ウ 後続列車等の停止措置

二次的被害を防止するため、後続列車等について適切な停止措置を行い、また、輸送指令、運輸司令、運転司令長等に連絡するものとする。

エ 自衛消防隊による応急活動

消防機関等の到着以前にあっては、自衛消防隊等により応急救急及び初期消火活動を行うものとする。なお、自衛消防隊は、消防機関の到着後その指導により、応急活動を行うものとする。

オ 乗客等の避難誘導

乗客等の避難については、対向列車等の進行及び架線の切断箇所等に注意し、安全な場所に誘導するものとする。

カ 乗客等に対する広報等

乗客等に対し、事故の態様、被害の状況及び今後とるべき措置等の広報を行い、動揺、混乱等の発生を防止する。

キ 運行中の火災等発生時の留意事項

運行中に火災等の発生を覚知したときは、乗務員は速やかに停止措置をとるものとするが、トンネル内、橋梁上等の場合は、できる限り安全な場所まで走行し、停車させるものとする。

第3 JR東海における事前・応急対策

横浜市内を運行する新幹線鉄道施設において発生が予想される事故、災害等について、管理者のとるべき事前、応急対策について定める。

1 事前対策

(1) 自動列車制御装置（ATC）の設置

列車を運転するときは、ATCを使用して、先行列車との間隔及び進路の条件に応じて列車の速度を制御する速度制御式を常用保安方式として施行する。

(2) 防災施設等の点検整備

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進を図ることとする。

(3) 防災教育

社員に対して防災知識の普及に努めるとともに、災害応急業務又は災害復旧業務に従事する職員に対しては、必要な技術、技量を高度に発揮できる教育・訓練を実施することとする。また、社員に対しては、より実践的で効果的な合同訓練を実施することとする。

(4) コレダスの設置

地震を早期に検知するように地震計を設置し、列車を停止させるシステム（地震動早期検知警報システム：コレダス）を導入している。

地震計の設置	西茨城、富津、丹沢、下田、静岡ほか9箇所
中央情報処理装置	地震情報を集中監視する装置を東京に設置する。
コレダスの開発	(財) 鉄道総合技術研究所が研究・開発している。

2 応急対策

(1) 本部等の設置・運営

発災時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要により対策本部を設置する。また、発災後に復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要により復旧本部を設置することとする。これら本部については、設置要件、構成、運営要領及び責任者が出勤できない場合の代行順位等を整備しておくこととする。

なお、連絡体制は、次の巻末資料のとおりとする。

巻末資料	4-4(2) 東海旅客鉄道（JR東海）の連絡体制
------	--------------------------

(2) 応急措置

鉄道施設において事故又は災害等が発生したときの応急措置は、次のとおりとする。

ア 情報の収集

発災時等に旅客・施設の被災状況及び列車の運行状況等の情報を収集するとともに、関係箇所に対して情報を伝達することとする。

イ 消防機関等への出動要請

事故又は災害等を覚知したときは、事故の態様等を確認し、速やかに消防機関等に対し、救急、消火活動について出動要請を行うものとする。

ウ 後続列車等の停止措置

二次災害を防止するため、輸送指令等は後続列車等について適切な停止措置を行うものとする。

エ 自衛消防隊による応急活動

火気管理、指導の徹底等出火防止対策について必要な措置を講じておくこととする。消防計画に基づき、消防設備を点検整備し、消防体制をあらかじめ定めておくこととする。

オ 消防機関の出動要請

消防機関の出動要請を行い、消防機関の到着後、その指導により応急活動を行う。

カ 乗客等の避難誘導

駅における旅客等の避難誘導	1 鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な整理、誘導の方法を定め、発災時等における混乱を防止し、秩序の維持に努めることとする。 2 必要により旅客等に対し列車の運行状況を案内することとする。 3 発災時に旅客を安全な場所に避難させることとする。
列車における旅客等の避難誘導	1 必要により旅客等に対し列車の運行状況を案内することとする。

キ 乗客等に対する混乱防止

鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な整理、誘導の方法を定め、発災時等における混乱を防止し、秩序の維持に努めることとする。

3 運行中の火災等発生時の留意事項

(1) 列車停止措置

列車に火災が発生したことを認めるときは、直ちに関係列車を停止させる手配をとるものとする。火災が発生した列車を停止させる箇所が、トンネル内又は橋りょう上となる場合は、これらの箇所を避けて停止させる手配をとるものとする。ただし、火災が発生した列車を停止させる箇所が、別に指定されているときは、その箇所に停止させる手配をとるものとする。

列車停止後は、乗務員により初期消火等の措置を行う。

(2) 送電停止措置

新幹線の架線には、25,000Vの電圧が流れているため、火災等の消火活動を行う場合は、送電停止措置を行った後、消火活動を行う。

(3) 難燃性の措置

新幹線車両の外板、内張り、床、座席、カーテン等は、不燃性又は難燃性の材料及び同様の加工処理をしたものが使用されており、燃えないようあらかじめ措置されている。

(4) 柵内への立入

柵内への立入は、斜路（軌道内作業用資機材搬入口）及び門扉を活用する。

また、高架、橋梁、切取部等軌道施設の形状に応じ、はしご車、携帯はしご、ロープ等を臨機に活用する。

(5) トンネル内で火災が発生した場合

人命救出、避難誘導にあたっては、トンネル出口までの距離と風向を対比して、安全が確保でき、かつ速やかに脱出できる方向を決定して行う。

ア 救出作業に支障のないように、昼間であっても照明器具を確保している。

また、トンネル内壁面に500m間隔で距離表示を設置してある。

イ トンネル内には、沿線電話機を500m間隔に、照明灯を15m間隔で両側に設置してある。

第4 日本貨物鉄道(株)における対策

1 総則

(1) 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項の規程に基づいて定める防災業務計画であって、日本貨物鉄道株式会社が管理運営する貨物鉄道事業に係る車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ有機的な促進を図ることを目的とする。

(2) 実施の方針

この計画は、輸送業務を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を発揮しうよう、線路、施設等が自然現象からうける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、各旅客鉄道株式会社並びに国及び地方公共団体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

(3) 防災に関する組織、業務（要領）及び活動体制

巻末資料	4-5 (1) 事故発生時の伝達経路及び緊急連絡表 (2) 関東支社防災対策本部及び災害警戒本部 (3) 災害対策体制 (4) 事故発生時緊急連絡要領 (5) 化成品等積タンク車応急措置要領
------	---

(4) 運転事故防止対策委員会

関東支社に運転事故防止対策委員会を設置して、発生が予想される事故の防止対策を樹立する。

2 災害予防計画

(1) 建築物等の点検並びに耐震性の確保

災害の発生に対処するため、諸般の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進をはかるものとする。

(2) 危険物施設等の点検整備

ア 発生時危険が予想される建物等危険区域への立入禁止のため、柵、ロープ等で区画するとともに必要な掲示を行うものとする。

イ ボイラー等の機械類は、最も安全な状態で停止処置をとるとともに必要な掲示を行うものとする。

ウ 作業現場においては、列車の運行や旅客公衆の安全確保のための所要の安全措置を施したうえ、作業を中止するものとする。

エ 工事現場においては、列車の運行や旅客公衆の安全確保のため必要により仮設物等の撤去を行ったうえ、工事を中止するものとする。

(3) 火気使用設備等の点検整備

建物、施設、車両等についての火気使用箇所安全規則は、消防法第8条第1項に基づく消防計画及び車両関係規程によって、自主点検、検査、管理を完全を実施するものとする。火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護に必要な措置を講じておくものとする。

(4) 電気施設の点検整備

災害時における電力確保のため、非常用予備発電装置及び予備電源設備の利用方策を定めしておくものとする。

- (5) 消火設備等の点検整備
 - ア 火気管理、指導の徹底等出火防止対策について必要な措置を講じておくものとする。
 - イ 消防計画に基づいて、消防設備を点検整備し、消防体制を定めておくものとする。
 - ウ 火災から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を点検整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておくものとする。
- (6) 車両の非常停止装置等の設置
 - 車両の運転、整備については、旅客会社担当であり対策基準による。
 - 貨物会社においては、災害時における輸送の円滑を期するため、貨物の引受及び輸送の制限等の輸送対策を策定しておくものとする。また、異常時における連絡船事業についても、客貨輸送の円滑を期するための輸送対策を策定しておくものとする。
- (7) 通信施設の点検及び耐震性の確保は、旅客会社担当であり、その対策基準による。
- (8) 浸水防止設備の点検整備
 - 地下鉄道施設等は、旅客会社担当でありその対策基準による。

- (9) 防災教育、訓練
 - 防災業務に従事する社員に対し、平常業務を通じて災害に関する教育を行い、知識の普及をはかる とともに、施設の機能の保全に必要な技術を高度に発揮しうようその体制を整備し、防災対策の計画的推進をはかるものとする。防災関係業務に従事する社員に対しては、防災対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成し、迅速かつ適切な災害復旧活動を遂行しうよう所要の訓練を行うものとし、総合共同訓練等に積極的に参加させるとともに、情報連絡、予防措置等災害防止に関する知識の吸収に努めさせるものとする。
 - ア 関係社員に対して、地震防災応急対策及び地震災害応急対策に必要な次の各号に掲げる内容の訓練を行うとともに、地方自治体等が実施する総合共同訓練に積極的に参加し、必要な知識の吸収に努めるものとする。

訓練の種類	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達訓練 2 非常参集訓練 3 列車の運転規制及び運転再開の訓練 4 復旧体制及び災害復旧訓練 5 防災訓練 6 消防訓練 7 その他必要な訓練
-------	--

- イ 地震防災総合訓練を関係地方機関の参加のもとに、年1回以上実施する。
- ウ 関係社員に対し講習会・説明会の開催、パンフレットの配布等を行うとともに、平常業務を通じて、次の各号に掲げる事項について必要な教育を行うものとする。

教育事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 注意報及び警戒宣言の性格並びにこれに基づきとられるべき措置 2 予想される地震及び津波に関する知識 3 地震防災応急対策に関する知識 4 地震災害応急対策に関する知識 5 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 6 被教育者が果たす役割 7 その他必要な事項
------	--

- (10) 非常災害用資器材、用品等の準備
 - 応急資材の供給については、緊急調達制度の活用、災害予備用貯蔵品の適正な保有及び配置、緊急配給体制の確立等により迅速な供給の確保をはかるものとする。当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設器材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうよう、その方法及び運用について、定めておくものとする。
- (11) その他災害予防に必要な事項
 - ア 災害が発生した場合において、被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表しうよう、その体制を定めておくものとする。

イ 災害業務に従事する技術者及び技能者の技術及び技能の程度、人員、配置状況等を的確に把握しておくとともに、緊急時における従事命令の発動方法、手順等を定めておくものとする。

ウ 警戒宣言が発せられた場合の地震防災応急対策の実施に必要な要員、資材及び機器等の輸送については、緊急輸送用自動車によるものとする。

なお、関係業務機関は運行計画を定め、必要台数について緊急輸送用自動車の承認をとるものとする。

3 化成品等輸送車両等の緊急措置

化成品等積タンク車等の緊急措置は、「化成品貨物異常時応急処理ハンドブック」によつて行うほか、次による。化成品等タンク車の事故が発生し、貨物の漏えいその他による火災、爆発、中毒又はそのおそれのあるとき管轄現業機関の長は、化成品貨物応急措置要領によるほか次の処置をとる。

(1) 通報

速報、連絡系統図によつて消防、県警察に通報するとともに関係業務機関及び協力化学企業等に対して速やかに次の事項を通報する。

通 報 事 項	1 事故発生場所及び発生の時刻 2 貨車種別及び化成品等の品名、数、容量 3 事故車両の状況、化成品等の流出、噴出、火災、爆発、中毒の発生危険の有無、又は発生の状況 4 事故発生場所付近の状況、延焼危険及び住民避難の必要の有無 5 死傷者発生の状況
---------	--

(2) 救護

関係の駅区長は、医師及び看護師からなる救護班と救急車の出動を要請するとともに、負傷者を安全な場所に収容して応急手当にあたる。

(3) 出火防止

引火性液体、石油類等が流出したときは、土砂等をもって下水及び低地への流入を防止し、周辺の火気使用を禁じるとともに、消火設備を整えて出火に備える。

ア タンク車が横転又は亀裂などが生じ化成品等の流出のおそれがあるときは直ちに連結車両を切り離して安全な箇所に移す。

イ 事故タンク車に残留油のある場合は、消火対策に万全の手配をしたのち、速やかにタンクローリー車に移し替える等の措置をとる。

(4) 避難

可燃性ガス、有毒ガス等が噴出して周辺及び風下等に危険発生のおそれあるときは、直ちに危険範囲にある関係者及び住民の避難手配をとる。

(5) 化成品等の収容措置

化成品等積タンク車に事故が発生したときは、出荷企業又は関係者に通報して速やかに応急の措置をとるよう要請する。

(6) 初期消火

駅、区長は、化成品等積タンク車その他の事故により火災が発生したときは、自衛消防隊を指揮して流出防止の措置と併せ公設消防隊の到着するまで消火器、乾燥砂等によって初期消火作業を行うものとする。

(7) 隔離

災害を発生した化成品等積タンク車両等が運行可能の場合は、切り離して他の安全な場所に隔離する等の措置をとる。

(8) 立入の禁止

緊急措置要員のほかは、すべて立入りを禁止する。

第3節 シーサイドラインの対策

1 施設概要

新交通システムシーサイドラインの路線は、新杉田～金沢八景暫定駅間の10.6kmである。

構造物は、耐震設計された高架構造物が主で、安全性が高い。また、地震計、非常用自家発電装置、防災監視盤、き電停止をするための非常用発報装置（列車、駅）を設備し、安全性を高めている。列車の運行に対しては、ATO装置（自動列車運転装置）、ATC装置（自動列車制御装置）、CTC装置（列車集中制御装置）、列車無線等の採用によって列車の安全運行及び災害防止に努めている。

構造物の概要	構造物の概要は、次の巻末資料のとおりである。 巻末資料4-6 シーサイドラインの施設現況
車両の概要	材料はすべて難燃性のものを使用し、発熱時には特別の防護対策を施している。車体は全金属製で、保有車両は80両である。
駅の概要	駅数は、14駅（有人駅3、無人駅11）で、自動機器（自動券売機、自動改集札機、継続定期券発売機、自動精算機）を採用し自動化している。 また、机等の器具は難燃性のものを主に使用し、防災監視卓により災害の早期発見を容易にしている。
電気設備の概要	災害時の照明及び最小限度必要な動力（信号機器、防災設備等）用電源を確保するため、幸浦受電変電所に、非常用自家発電装置を設けている。
建設計画	金沢八景暫定駅から金沢八景駅間の早期完成に全力を傾けている。

2 事前対策

駅は有人駅と無人駅とがあるため、通常の防災設備に加えITV装置、非常発報装置等を設備しており、有人駅（新杉田駅・並木中央駅・金沢八景駅）については、自駅にて監視を行い、無人駅については、並木中央駅にて集中監視を行っている。司令所では全設備を総合的に監視している。また、関係職員に対しては、平素から防災に関する教育を実施するとともに、図1の駅防災管理体制を組織して万全を期している。

防災設備の概要	災害時における旅客の安全を確保するため、駅防災システムを設備している。 巻末資料4-7（3）シーサイドライン駅防災管理体制組織図 巻末資料4-7（4）シーサイドライン駅防災システム構成図
通信設備の概要	旅客には案内放送、インターホン、現業各所間及び本社には運転指令電話、加入電話、業務電話等により、また、列車と司令所との間は、列車無線装置により通話連絡できる。また、司令所で統括してその通報を受信し、関係機関に連絡する。 巻末資料4-7（1）シーサイドライン通信設備主要設置箇所及び連絡網一覧
非常発報装置	駅職員又は旅客が列車の運行を停止しなければならないと判断したとき非常発報押釦を操作することにより列車停止手配がされる。

I T V装置等		並木中央駅及び司令所から駅の状態を監視するためコンコース及びホームにはI T V装置を設備するとともに、旅客の走行路への転落の事故等を防止するためホームドアを設けている。	
火災 予防 対策	1 消防設備等	各施設における避難等防火設備は、避難誘導灯、自動火災報知装置等を関係法令の基準により設置し、無人駅の情報是有入駅及び司令所に送られ、異常時に対処することとしている。	
	2 防火管理	各施設においては防火管理者の下に防災責任者を置き、火災予防の徹底を期すとともに、シーサイドライン施設全般の防災設備については定期的に整備点検作業を実施し、災害の防止を図る。	
		防災責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・火気の管理点検を行い駅構内の火災発生予防活動 ・災害時を想定した訓練計画の作成、実施 ・対消防機関との折衝及び広報活動 ・駅防災設備等の定常的な点検 ・消防法関係設備（有資格者による点検、整備の義務がある設備）の点検整備に関する保守部門との折衝
3 列車	列車の運行は、運行管理システムにより、司令所で全列車を集中制御しており、全列車には列車無線装置が設置されている。		
防災教育訓練の実施		関係職員に対する防災教育訓練は、平素より職場教育の一環として実施する。また、消防署など関係機関との合同訓練についても随時実施する。	
隣接施設との協力体制		ビル等の施設と隣接している駅については、隣接施設と相互防災のため防災協定を締結する。	

3 応急対策

(1) 防災管理体制

人命の尊重を第一に考え、駅における円滑な防災活動を実施するため、次の体制で活動する。

通 報 連 絡 班	有人駅を拠点として、内外関係機関との情報交換及び旅客への案内、通報活動を行う。なお、その通報連絡体制は、次のとおりである。 巻末資料4-7(5)シーサイドライン通報連絡体制
避 難 誘 導 班	災害発生時に、駅構内における旅客又は列車内の乗客を安全な場所へ避難誘導する。特に負傷者、老人、幼児等を優先して誘導し、混乱を招かないようにする。
初 期 消 火 班	駅構内で発生した火災に対する初期消火活動を実施するとともに、消防隊の現場到着以後はその指揮下において消火活動等に従事する。
救 護 班	負傷者を安全な場所に収容し、応急活動をする。

(2) 配備体制

災害発生の連絡を受けた職員は、直ちに上司に連絡するとともに、別に定める配備計画に基づき配備につくものとする。また、必要に応じて消防署、警察署及び各関係機関（道路管理者、埋設物管理者等）に連絡し、初動体制の万全を図る。

(3) 防災関係設備

災害に対処するために、防災設備を設置する。

巻末資料 4-7 (4) シーサイドライン駅防災システム構成図

(4) 設備の動作状況

有人駅の防災設備の動作状況は、防災監視卓に表示されて常時監視が可能であり、状況の変化によって警報が発せられる。また、駅に設置した自動火災報知装置による検知も防災監視卓に表示される。

(5) 通報連絡体制

緊急時の通報連絡体制は、次のとおりである。

巻末資料 4-7 (5) シーサイドライン通報連絡体制

第4節 災害応急活動の業務分担

鉄道災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

なお、災害の状況に応じて、関係区局が事務分掌に応じた活動を行う。

主な活動	関係機関	交通局 鉄道機関	安全管理局	警察	区役所
通 報		◎	○		
初期消火・避難等		◎			
安全管理局への報告		◎			
現場指揮本部設置		○	◎	○	
情報収集		○	◎	○	◎
警戒区域の設定		○	◎	○	
人命検索・救助		○	◎	○	
電路遮断		◎	○		
排煙・排熱活動		◎	○		
消火活動		○	◎		
避難誘導		○	◎	○	○
救急・救護活動		○	◎	○	
現場広報			◎	○	
群衆整理			○	◎	
被害状況調査収集		○	◎	○	◎
本部等		○	◎市本部	○	◎区本部
現地本部					◎

◎：主務機関 ○：協力機関

1 安全管理局が行う事前対策

消防署長は、管轄区域内の鉄道等施設における災害防止と発災時における応急対策について、次の点に留意し、その対策を講じておくものとする。

(1) 鉄道等施設の状況の把握

把握する事項	1 駅舎の構造形態及び流動人員の概要 2 周辺の地勢 3 軌道施設の形状（高架、橋梁、トンネル、盛土、切取部、平坦部等の別 4 トンネル部分については、長さ、道床退難所、勾配、出入口の地形等 5 軌道内への進入地点、方法等（踏切等で一般道路との交差部門鎖の設置場所、防護柵、防護フェンス、ガードレール等の設置状況） 6 周辺の水利状況及び医療機関 7 列車の交通量及び危険物品等輸送量の概要
--------	---

(2) 警防計画の策定

ア 鉄道及びシーサイドラインにおいて、警防活動上、消防署長が必要と認めるものについては、「特別警防計画」を策定するものとする。

イ 地下鉄にあっては、「地下鉄警防計画」を策定するものとする。

(3) 実態把握

消防隊等は、警防査察を行い、鉄道等施設の実態を把握するものとする。

(4) 関係者との協議

鉄道等施設の関係者と災害予防又は発災時における協力体制について、協議しておくものとする。

(5) 訓練の実施

鉄道等施設側の行う総合的な防災訓練を積極的に指導協力し、又は必要に応じ警防計画に基づく総合的な訓練を実施するものとする。

2 災害対策本部等の設置

(1) 警戒体制の確立

安全管理局長は、列車の衝突、脱線等を覚知したときは、関係区局に通報し、警戒体制を確立する。

(2) 警戒本部の設置

ア 市警戒本部の設置基準及び構成局

設置基準	1 多数の人的被害が発生したとき 2 危険物、毒劇物等の漏洩により、周辺住民の避難が必要なとき 3 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき
構成局	1 健康福祉局 2 都市整備局（横浜高速鉄道の路線で災害発生するとき） 3 道路局（シーサイドラインで災害発生するとき） 4 安全管理局 5 交通局（市営地下鉄で災害発生するとき） 6 病院経営局 7 その他危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が指定する局

イ 区警戒本部の設置

災害の状況により区長が必要と認めたととき、又は、市警戒本部が設置されたとき、区警戒本部を設置する。

(3) 本部の設置

市本部及び区本部は、第3部第1章第4節により設置する。

(4) 警戒本部等の主な活動

構成区局	主 な 活 動
健康福祉局	1 医療救護活動に関すること。
道 路 局	1 横浜新都市交通(株)の応急対策の把握（シーサイドラインで災害が発生したとき）に関すること。
都市整備局	1 横浜高速鉄道(株)の応急対策の把握に関すること。
安全管理局	1 市警戒本部又は市本部の設置及び運営に関すること。 2 情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 消火、救助、救急活動に関すること。 4 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定に関すること。 5 現場広報に関すること。
交 通 局	1 地下鉄利用者の安全確保（市営地下鉄で災害が発生したとき）に関すること。 2 初期消火、関係機関への連絡等の措置に関すること。
病院経営局	1 市立病院における医療救護活動に関すること。
関 係 区	1 滞留者、避難者の受入れ（鉄道事業者による実施が困難なとき） 2 仮設救護所の設置 3 現場広報

3 鉄道施設災害消防活動計画

鉄道、地下鉄及びシーサイドライン（以下「鉄道等」という。）の施設において、火災、衝突事故、その他の事故の災害が発生した場合は、多数の人的被害と二次災害発生による被害の拡大も予想される。

この計画は、鉄道等の施設における災害発生時に迅速かつ確かな消防活動を展開し、人命の保護と被害の軽減を図るものである。

(1) 災害出場計画

災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等を出場させる。

以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。

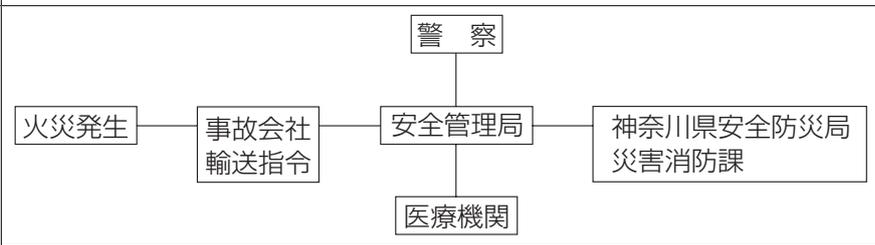
(2) 現場指揮本部の設置

災害及び地勢の特異性を考慮し、災害種別に関係なく現場指揮本部を設置し、鉄道関係者と協議し、次の任務を行うものとする。

なお、災害現場が現場指揮本部又は消防車両から遠隔となる場合は、災害現場直近に前進基地を設置し、これを拠点として活動するものとする。

現場指揮本部の任務	1 災害の種別、規模、人的被害等災害状況の把握 2 活動方針の決定 3 必要消防隊等の早期要請並びに資機材の集結 4 関係方面への連絡及び応急措置の要請 5 消防水利の確保
-----------	--

(3) 情報受伝達内容及び連絡系統

情報受伝達内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 要救助者・受傷者情報 2 災害の状況（関係者、関係機関からの情報） 3 軌道電源等活動危険要因の確認、排除 4 受入可能病院情報の確認 5 地形等の確認
連絡系統	 <pre> graph LR A[火災発生] --> B[事故会社 輸送指令] B --> C[安全管理局] C --> D[警察] C --> E[医療機関] C --> F[神奈川県安全防災局 災害消防課] </pre>

(4) 消防警戒区域の設定

二次災害の未然防止のため、警戒区域を早期に設定する。また災害の推移に応じて区域の拡大、縮小に配慮する。

(5) 消防活動の主眼

出場した各消防隊等は、次の事項を主眼として消防活動を行う。

消防活動の主眼	<ol style="list-style-type: none"> 1 人命救助最優先とし、避難誘導、人命検索等の実施 2 災害状況の早期把握 3 駅務員、乗務員等関係者と連絡を密にした活動 4 設置消防設備を活用した消火活動の実施
---------	---

1 道路管理者の事前対策

各道路管理者は、道路施設内における事故等に対処するため、次により事前対策を確立するものとする。

(1) 関係機関との事前協議

災害発生時における救急、消火活動、通行の禁止制限及び広報活動等に関し、あらかじめ本市及び関係各機関と協議しておくものとする。

(2) 職員等に対する防災教育及び訓練

ア 職員等に対する防災教育

防災に関する一般的知識、関係機関等の防災計画及び緊急時の措置等について、所属職員及び管理業務委託会社、請負会社の従業員を対象として講習会等による防災教育を実施するものとする。

イ 防災訓練の実施

発災時における円滑な防災活動を実施するため、原則として年一回以上の防災訓練を行うものとする。

(3) 防災設備及び資機材の整備点検

ア 防災設備の点検

防災設備の点検については、道路法等関係法規の定めるところによるもののほか、内部規定等による日常点検を行うものとする。

イ 防災資機材の整備点検

応急、復旧用資機材については、日常的に整備点検を行うほか、関連業者についても整備点検を指導するものとする。

2 安全管理局の事前対策

(1) 消防活動上の特性

次のような自動車専用道路災害の特性を考慮して、事前対策を確立する。

消防活動上の特性	1 道路の特徴から進入路が限定されるため、現場到着が遅延する。 2 消防水利不足のため消火活動が遅延する。
トンネル内の活動の困難性	1 トンネル内の風向によって、進入口が一方に限定される。 2 濃煙、熱気及び爆発危険等のため内部進入、火点への接近が困難又は不能である。 3 急激な燃焼と爆発等により、消火活動が困難である。 4 不特定多数の要救助者が発生する。 5 消防活動が広範囲にわたるため、出場消防隊等の指揮統制及び情報収集が困難である。 6 後続車両の交通渋滞等で災害活動に制約を受ける。

(2) 事前対策

ア 警防計画の策定及び訓練等

消防署長は、管轄区域内の自動車専用道路等の実態を把握し、次の対策を講じておくものとする。

㍑ 警防計画の策定

自動車専用道路トンネル部分については、警防計画等策定基準に基づく「自動車専用道路トンネル警防計画」を策定するものとする。これ以外の道路部分についても警防活動上特に必要と認めるものについては「特別警防計画」を策定するものとする。

(イ) 警防査察及び訓練の実施

道路施設の実態把握と警防計画再確認のため、必要に応じ警防査察を実施するとともに、道路管理関係者及び県警察と連携して応急対策訓練を実施するものとする。

イ 道路沿線関係都市との消防相互応援体制

自動車専用道路は一般的に一定の場所に設けられたインターチェンジ以外からは出入できない。また、進行方向が統一されていて、インターチェンジの途中では方向を変えられないものが多く、現場到着の遅延により消防活動に支障を来すことが予測される。

このような特性から県下の消防相互応援協定により、相互に消防力を結集して被害を軽減するため、消防相互応援体制を確立している。

第3節 応急対策

1 災害応急活動の業務分担

道路災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

なお、災害の状況に応じて、関係区局が事務分掌に応じた活動を行う。

主な活動	関係機関	道路管理者	安全管理局	警察	区役所
通 報		◎	○	○	
初期消火・避難等		◎			
安全管理局への報告		◎			
現場指揮本部		○	◎	○	
情報収集		○	◎	○	◎
交通規制		○	○	◎	
人命検索・救助		○	◎	○	
消火活動		○	◎		
消火剤等資機材調達		◎	○		
避難誘導		○	◎	○	○
救急・救護活動		○	◎	○	
排煙・排熱		○	◎		
現場広報		◎	○	○	
群衆整理		○	○	◎	
被害状況調査収集		○	◎	○	◎
本部		○	◎市本部	○	◎区本部
現地本部					◎

◎：主務機関 ○：協力機関

2 災害対策本部等の設置

(1) 警戒体制の確立

安全管理局長は、自動車専用道路等で大規模な道路災害発生を覚知したときは、関係区局に発生の通報をし、警戒体制を確立する。

(2) 警戒本部の設置

ア 市警戒本部の設置

設 置 基 準	1 多数の人的被害が発生したとき 2 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき
構 成 局	1 健康福祉局 2 道路局（シーサイドラインで災害発生するとき） 3 安全管理局 4 病院経営局 5 その他危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が指定する局

イ 区警戒本部の設置

災害の状況に応じて区長が必要と認めたととき、又は、市警戒本部が設置されたときは、区警戒本部を設置する。

(3) 本部の設置

市本部及び区本部は、第3部第1章第4節により設置する。

(4) 警戒本部等の主な活動

構 成 区 局	主 な 活 動
健 康 福 祉 局	1 医療救護活動
道 路 局	1 災害発生道路の管理者との連絡調整
安 全 管 理 局	1 市警戒本部又は市本部の設置及び運営 2 情報の収集、伝達、集約 3 消火、救助、救急活動 4 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定 5 現場広報
病 院 経 営 局	1 市立病院における医療救護活動に関すること。
関 係 区	1 滞留者、避難者の受入れ（道路管理者による実施が困難なとき） 2 仮設救護所の設置 3 現場広報

3 道路管理者の応急対策

各道路管理者は、道路施設内における事故等に対処するため、次により応急対策を確立する。

(1) 本部等の設置

管理区域内において大規模な事故、火災等が発生した場合、災害に対応するため本部等を設置し、これに対処する。

(2) 連絡体制の確立

ア 連絡体制の確立

本部等が設置されたときは、本部内はもとより、本市及び関係各機関と密接な連絡をとる。

イ 情報の収集、提供

発災時においては、的確な情報の収集を行うとともに、収集した情報については、関係機関に提供する。

- (3) 応急活動
 - ア 消防機関等への出場要請
通報等により災害を覚知したときは、速やかに関係消防機関に対し、消火、救急活動についての出場要請を行う。
 - イ 初期消火及び応急活動
各管理者は、防災用資機材を活用し、初期消火を実施するとともに、応急救急活動に努める。
 - ウ 避難誘導
発災現場付近の車両等に対しては、安全な場所への誘導を行う。
- (4) 発災時における通行の禁止、制限等
 - ア 通行の禁止、制限
緊急時は、通行の禁止、制限を行う。また、県警察に要請するとともに、これに協力する。
 - イ う回路の確保
発災時における交通の混乱を防止し、又は、災害応急活動の実施を円滑に行うため、う回路の確保に努める。このため、あらかじめ関係機関と協議しておく。
 - ウ 利用者への広報
通行の禁止、制限等が実施された場合、道路利用者への広報を実施する。
- (5) 応急復旧作業
道路施設等の損壊については、関係業者等への出動を要請し、速やかに復旧を図る。

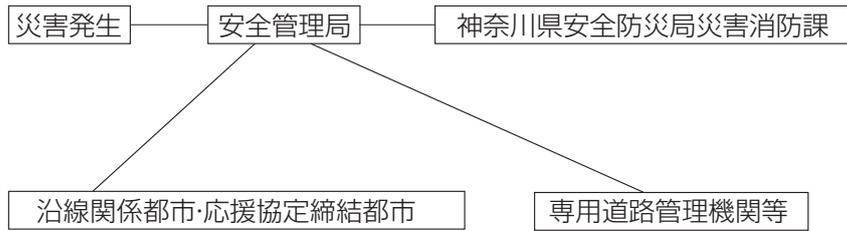
4 道路災害消防活動計画

この計画は、自動車専用道路等において大規模災害が発生した場合の防御活動の基本を定め、人命の保護と被害の軽減を図るものである。

- (1) 災害出場計画
災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等を出場させる。
以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。
- (2) 現場指揮本部の設置
消防隊の効果的運用を図るため、現場最高指揮者は災害状況に応じ、現場指揮本部を設置し、道路管理者等の関係者と連携を保ち、災害の総合的判断に基づき、指揮系統を明確にし防御活動の万全を期するものとする。
消防署長は、現場指揮を統括するため、あらかじめ消防活動に必要な業務別の分任指揮者を定め、指揮系統が円滑に運用できるよう警防計画で定めておくものとする。また、計画対象外の災害についても必要に応じ、出場消防隊から分任指揮者を指名し、消防活動が統括できる指揮体制を確立する。
- (3) 情報受伝達内容及び連絡系統
 - ア 情報受伝達内容
正確な状況把握は、その後の消防活動の成否を左右するので、次の事項について関係機関等から十分な情報収集を行う。

情 報 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害の種別、規模 イ 人命危険及び有害物発生の有無 ウ 車種別、危険物又は毒劇物等の種別、数量、引火爆発及び毒劇物の流出危険の有無 エ トンネルの場合火点の位置（上下線の別、トンネル入口からの距離）及びトンネル内の風向（煙の流動）等 オ トンネル構造及びその他の特性 カ 交通規制の状況
---------	--

イ 連絡系統



専用道路管理機関	国土交通省 関東地方整備局	1 国道16号（保土ヶ谷バイパス）
	中日本高速道路(株)	1 東名高速道路
	東日本高速道路(株)	1 横浜新道
		2 第三京浜道路
3 横浜横須賀道路		
首都高速道路(株)	1 首都高速道路 (神奈川1号横羽線、神奈川2号三ツ沢線、神奈川3号狩場線、神奈川5号大黒線、湾岸線)	

(4) 消防警戒区域の設定

二次災害に配慮した警察、高速道路株式会社等による交通規制の早期実施、また災害の推移により拡大、縮小に配慮する。

(5) 消防活動の主眼

出場した各消防隊等は、次の事項を主眼として消防活動を行う。

消防活動の主眼	1 人命救助最優先の活動
	2 避難誘導
	3 災害状況の把握
	4 水利の確保
	5 専用道路外からの中断放水体制の確立
	6 交通規制及び道路啓開活動及び要請の配慮
	7 防災関係機関等の協議、調整
	8 二次災害防止措置の配慮
	9 耐熱服等必要資機材の要請

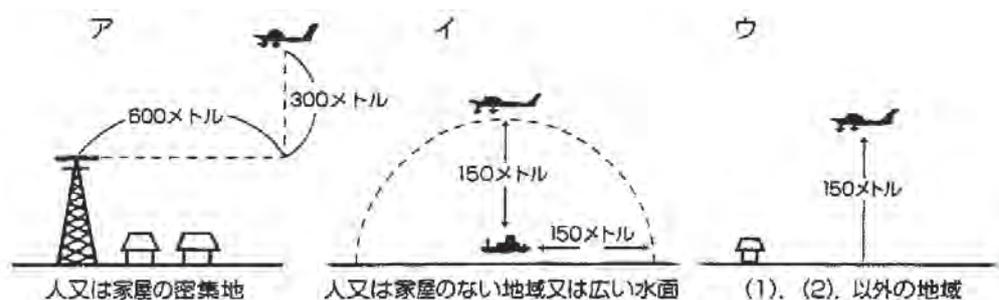
第6章 航空災害対策

航空機事故の発生率は、少ないとはいえ、いったん事故等が発生した場合は特異な様相を呈するため、状況判断がしにくいこと、また人命危険を伴う災害であり、迅速な行動と高度な技術により対処しなければならず、状況によっては多数の生命及び財産を損傷し、社会的にも大きな影響がある。本章は、航空機に係る事故等が発生した場合における関係機関との連絡体制及び緊密な連携活動、消火活動等について定める。

本章で用いる用語

1 航空交通管制区	地表又は水面から200メートル以上の高さの空域であって、航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。		
2 航空交通管制圏	航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される飛行場並びにその付近の上空の空域であって、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。 通常、飛行場の標点から半径9キロメートルの円形区域で、上限高度は飛行場によって異なるが概ね900メートル以下のものが多い。		
3 計器飛行方式 (IFR)	管制機関から飛行高度、経路等の許可を得て出発し、常時管制機関の指示に従い、航空路等を経由して目的の飛行場に進入及び着陸を行う飛行方式をいう。		
4 有視界飛行方式 (VFR)	計器飛行方式 (IFR) 以外の飛行方式で、パイロット (機長) の判断で飛行高度、経路を選んで飛行する方式をいう。ただし、飛行場及び飛行場周辺においては、管制機関の指示に従わなければならない。		
5 航空路	航空機の航行に適する空中の通路であって、国土交通大臣が告示で指定するものをいう。 通常、特定の位置を結んだ区域で14～18Kmの幅が多い。		
6 最低安全高度	(1) 有視界飛行方式 (VFR) では、飛行中発動機のみが停止した場合に、地上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸出来る高度又は次の高度よりも、いずれか高い高度をいう。(図1参照) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>・都市上空では、機体を中心に半径600メートル以内にある最も高い障害物から300メートルの高度</td> </tr> <tr> <td>・家屋のない地域又は広い水面では150メートル・上記以外では150メートル以上の高度</td> </tr> </table> <p>(2) 計器飛行方式 (IFR) により飛行する航空機にあつては、告示で定める高度</p>	・都市上空では、機体を中心に半径600メートル以内にある最も高い障害物から300メートルの高度	・家屋のない地域又は広い水面では150メートル・上記以外では150メートル以上の高度
・都市上空では、機体を中心に半径600メートル以内にある最も高い障害物から300メートルの高度			
・家屋のない地域又は広い水面では150メートル・上記以外では150メートル以上の高度			

図1 有視界飛行方式 (VFR) 時、航空法で定められている高度



第1節 横浜市付近の航空路等の現況

横浜市周辺には、羽田、厚木、座間、立川、調布、横田、入間等の飛行場及び米軍、自衛隊関連の施設があるほか、ヘリコプターの一時的な飛行場外離着陸場所（国土交通省の許可、認可を受けているもの。）がある。

1 空域と航空路

横浜市付近は広く米軍が管制する空域となっており、市内北部には航空路も通っている。

2 航空交通管制圏

横浜市の周辺には、厚木航空交通管制圏と羽田航空交通管制圏が設定され、半径9kmの円筒型で地表面から告示で示された上空までとなっている。

厚木、羽田両管制圏は、横浜市の一部（厚木管制圏は、泉区、瀬谷区、戸塚区の一部、旭区の一部、緑区の一部が含まれる。羽田管制圏は、鶴見区の一部が含まれる。）が圏内となっており、飛行にあたっては、管制官の許可を必要とする

3 航空路別の実態

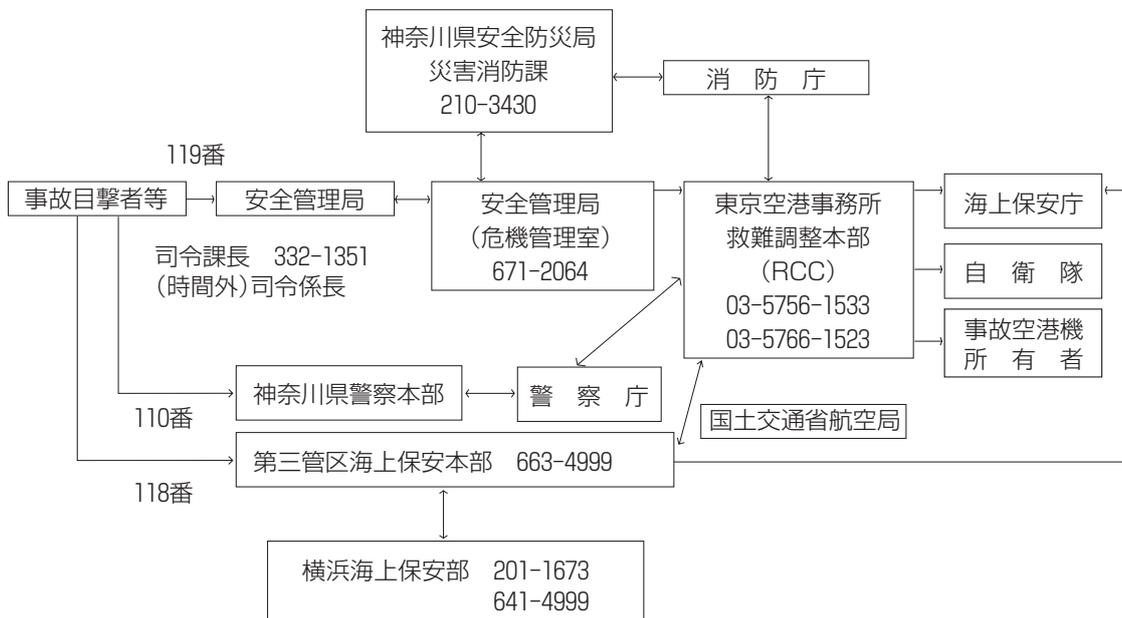
大宮から荏田を結ぶ幅18Kmの区域が航空路（W14）に指定されている。また、荏田から横須賀方面へも飛行経路が設定されている。これらの経路を計器飛行方式で飛行する航空機間にあっては、安全運航のための間隔が管制機関により設定される。

第2節 航空機事故連絡体制

航空機事故が発生した場合の連絡体制は、次によるものとする。

1 民間航空機事故発生時の連絡体制

(1) 連絡系統



(2) 緊急連絡事項

航空事故が発生した場合は、「航空事故・墜落（又は不時着等）発生」と告げ、前述の連絡系統により次の事項を連絡する。

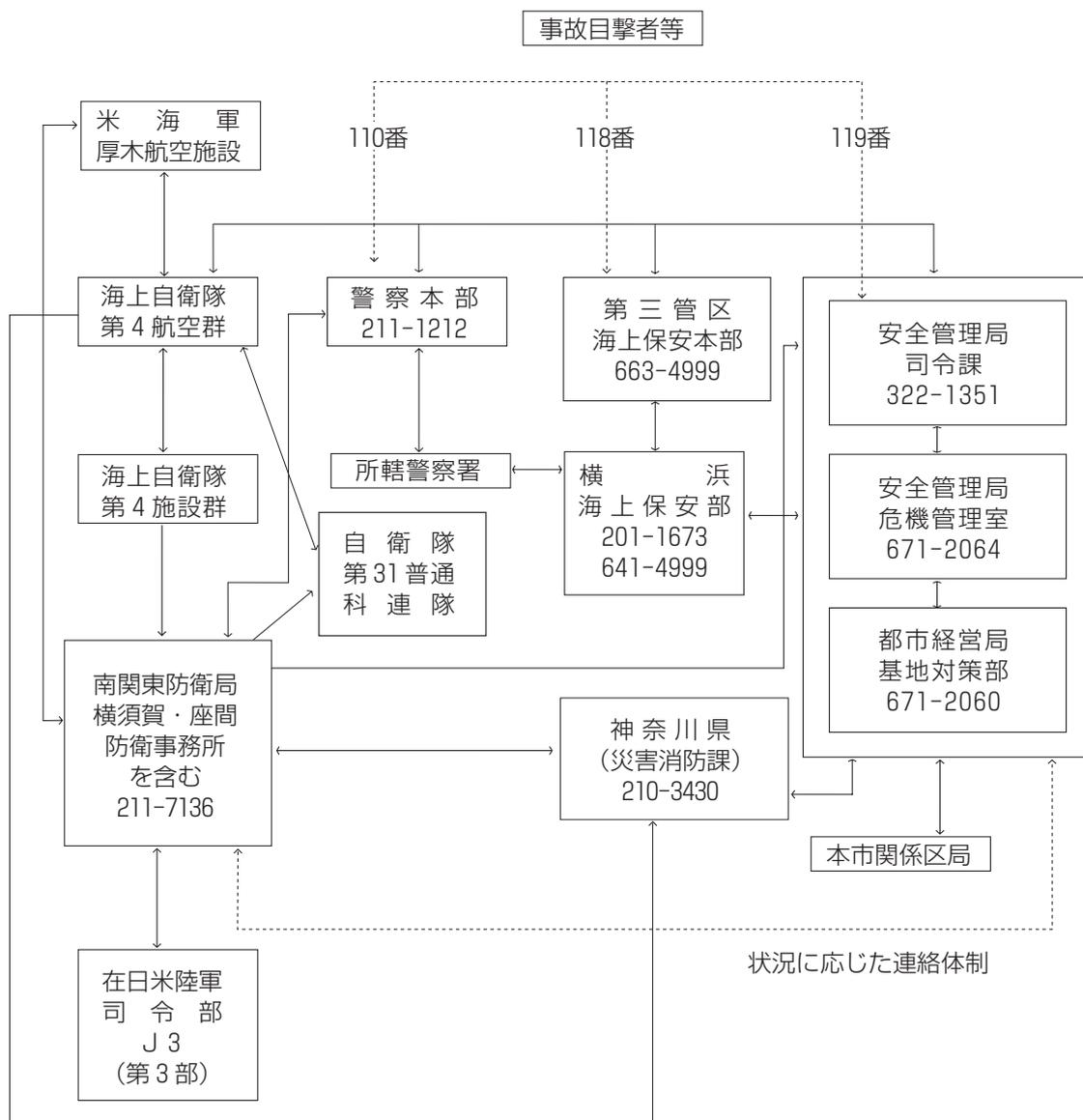
なお、第一報においては、不明な事項は「不明」と連絡し、判明次第連絡する。

緊急連絡事項	1 時刻
	2 場所
	3 事故機の国籍
	4 事故機の型式
	5 乗員数
	6 積載燃料量（約〇〇キロリットルで表示）
	7 積載物の概要
	8 事故の態様・被害の概要
	9 その他必要な事項

2 米軍機又は自衛隊機事故発生時の連絡体制

昭和52年9月、横浜市緑区に発生した米軍機墜落事故を契機として、米軍による航空事故等が発生した場合に備えての協定が締結されるまで連絡体制を暫定的に運用するため、神奈川県内の関係機関及び横浜防衛施設局、海上自衛隊第4航空群司令部との間で、昭和54年7月9日「暫定申し合わせ」が決定された。その後、昭和62年1月20日、関係機関相互の連絡調整体制を整備し、応急対策の実施を協議するため国等の関係機関及び県下関係市町等で構成する航空事故等連絡協議会（事務局は横浜防衛施設局）が発足したことにより、昭和63年1月29日に決定した「航空事故等にかかる緊急措置要領」に基づき、次により連絡体制の運用を図るものとする。

米軍機又は自衛隊機等に係る航空機事故等緊急連絡系統図



第3節 応急対策

1 災害応急活動の業務分担

航空機災害発生時における主な防災関係機関の業務分担は、次表による。
 なお、災害の状況に応じて、関係区局が事務分掌に応じた活動を行う。

主な活動	関係機関	事故機 関係機関	安全管理局	警察	区役所
通 報		◎	○		
現 場 指 揮 本 部		○	◎	○	
情 報 収 集		○	◎	○	◎
警 戒 区 域 設 定		○	◎	○	
人 命 検 索 ・ 救 助		○	◎	○	
消 火 活 動		○	◎		
避 難 誘 導		○	◎	○	○
救 急 ・ 救 護 活 動		○	◎	○	
現 場 広 報			◎	○	
群 衆 整 理			○	◎	
被 害 状 況 調 査 収 集		○	◎	○	◎
本 部		○	◎市本部	○	◎区本部
現 地 本 部					◎

◎：主務機関 ○：協力機関

2 災害対策本部等の設置

(1) 警戒体制の確立

安全管理局長は、市内において航空機事故の発生を覚知したときは、関係区局に発生のお知らせをし、警戒体制を確立する。

(2) 警戒本部の設置

ア 市警戒本部の設置

設 置 基 準	1 多数の人的被害が発生したとき 2 多数の住家被害が発生したとき 3 その他危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき
構 成 局	1 健康福祉局 2 安全管理局 3 病院経営局 4 その他危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が指定する局

イ 区警戒本部の設置

災害の状況により区長が必要と認めるとき、又は、市警戒本部が設置されたときは、区警戒本部を設置する。

(3) 本部の設置

市本部及び区本部は、第3部第1章第4節により設置する。

安全管理局
関係区局

(4) 警戒本部等の主な活動

構成区局	主な活動
都市経営局	1 南関東防衛局との連絡調整（米軍機又は自衛隊機の事故のとき）に関すること。
健康福祉局	1 医療救護活動に関すること。
安全管理局	1 市警戒本部又は市本部の設置及び運営に関すること。 2 情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 関係機関（神奈川県警、横浜海上保安部、自衛隊等）との連絡調整（米軍機又は自衛隊機の事故のとき）に関すること。 4 消火、救助、救急活動に関すること。 5 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定に関すること。 6 現場広報に関すること。
病院経営局	1 市立病院における医療救護活動に関すること。
関係区	1 避難者の受入れに関すること。 2 仮設救護所の設置に関すること。 3 現場広報に関すること。

3 航空機災害消防活動計画

安全管理局

航空機に係る事故は、多くの犠牲者が発生し、社会的にも多大な影響を与えることから、第一線で活動する消防機関の基本的な活動を定め、被害の軽減を図るものである。

(1) 災害出場計画

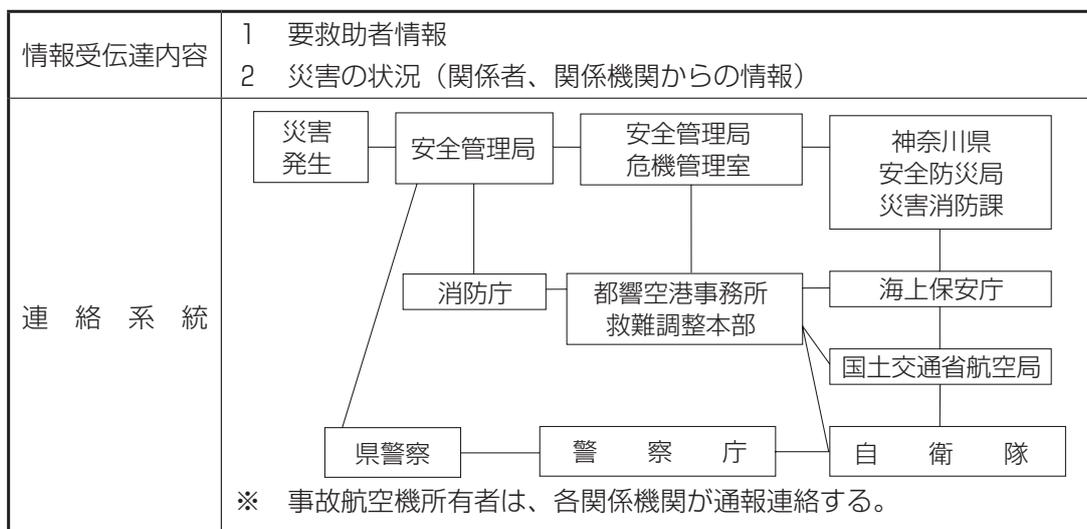
災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等を出場させる。

以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。

(2) 現場指揮本部の設置

現場における指揮体制を確立するため、関係機関の参加を得て指揮命令の円滑と徹底を期すことを目的として、現場指揮本部を設置し、災害状況の把握、消防隊等の総合指揮、報告、連絡等の主要な任務を行う。また、災害の状況によっては、前進指揮所を設置し、指揮命令等の伝達体制の確立を図るとともに部隊間を有機的に連携させ、防御活動の効率化を図ることとする。

(3) 情報伝達内容及び連絡系統



(4) 消防警戒区域の設定

二次災害の防止に配慮し、警戒区域を早期に設定、また災害の推移に基づく区域の拡大、縮小を行う。

(5) 消防活動の主眼

消防活動の主眼	1	情報収集（関係者等からの収集）
	2	人命検索・人命救助
	3	現場仮救護所の設置及び搬送体制の確立
	4	必要消防力の早期要請
	5	消防隊の集結場所指定
	6	泡消火活動及び搬送体制の確立
	7	前進指揮所の設置
	8	医療機関及び防災関係機関への通報連絡及び要請
	9	現場広報の実施
	10	二次災害防止措置及び警戒区域の設定
	11	合同指揮本部設置に伴う連絡調整指揮者

関係区局
安全管理局
環境創造局
健康福祉局

第7章 放射性物質災害対策

この章は、放射性物質に係る災害について、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）等の関係法令のほか、国や神奈川県防災計画及び原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」（以下、「防災指針」という。）等に規定する内容を踏まえるとともに、本市の地域特性を十分に考慮し、必要な対策を定める。

想定災害	1 原子力施設における災害
	2 核燃料物質等輸送中の災害
	3 放射性同位元素保有施設における災害等

第1節 基本対策

1 防災体制の整備

原子力施設における災害、核燃料物質等輸送中の災害及び放射性同位元素保有施設における災害（以下「放射性物質災害」という。）に関し、共通して本市が行う対策を、次のとおり定める。

- (1) 関係区局は、放射性物質による災害対策を迅速・的確に実施するため、相互に協力し、平常時から放射性物質災害に係る防災体制の整備に努めるものとする。
- (2) 安全管理局は、防災体制の充実強化に必要な情報について、国及び県、原子力事業者等との情報交換に努めるとともに、県及び原子力施設所在市、原子力施設所在市に設置される緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）等との協力体制の確保に取り組む。

また、消防活動計画の策定を行い、円滑な防災活動の確保、消防職員の被ばく防止及び放射能汚染の防止等、活動体制の整備に努める。

- (3) 環境創造局は、平常時から市域における環境放射線の水準を把握するとともに、測定体制の整備に努める。
- (4) 健康福祉局は、放射線の被ばく者等に対応するため、あらかじめ被ばく者等を収容する医療機関を把握し、不測の事態に備える。

2 放射性物質災害対策用の資機材の整備

- (1) 災害活動に係る本市の関係部署は、放射性物質による災害の特殊性を考慮し、必要に応じた放射線測定機器等の整備を行う。
- (2) 災害活動に従事する職員の安全と円滑な防災活動を確保するため、放射線防護服等の資機材を整備する。

3 職員に対する研修と訓練

(1) 研修

放射性物質による災害の特殊性を考慮し、必要に応じて次の事項について研修等を実施する。

研修内容	1 放射線、放射性物質の特性に関すること。
	2 放射性物質災害に関する防災体制及び組織に関すること。
	3 放射線防護に関すること。
	4 その他必要な事項

(2) 訓練

不測の事態に備え、関係機関と連携して緊急時に対処するための訓練を実施する。

4 市民への啓発

本市は、県及び原子力事業者と協力して市民に対し、必要に応じて次の事項について啓発を実施する。

市民啓発内容	<ol style="list-style-type: none">1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。2 屋内退避、避難等に関すること。3 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること。4 その他必要な事項
--------	---

第2節 放射性物質災害対策のための組織体制

安全管理局
関係区局

放射性物質災害対策に係る本市の組織体制は、次のとおりとする。

1 災害対策警戒本部

放射性物質災害の発生に伴い、市域に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、横浜市災害対策本部及び区本部を設置するまでに至らないときは、市警戒本部及び区警戒本部を設置する。

市警戒本部及び区警戒本部の設置又は廃止等については、次表のとおりとし、想定災害に応じた具体的な対策等については、本章の各節に定める。

	市 警 戒 本 部	区 警 戒 本 部
本部長	安全管理局危機管理担当理事	副区長（総務部長）
事務局	安全管理局危機管理室	区総務課
組織構成	<ul style="list-style-type: none"> * 都市経営局、市民活力推進局、健康福祉局、環境創造局、経済観光局、道路局、港湾局、安全管理局、水道局、交通局、病院経営局 * 市警戒本部長は、災害の発生状況に応じ、組織構成を拡大又は縮小する。 	<ul style="list-style-type: none"> * 区警戒本部長が、警戒活動上必要と認め指名する職員 * 土木事務所、消防署等 * 区警戒本部長は、災害の発生状況に応じ、組織構成を拡大又は縮小する。
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当するとき * 原災法第10条第1項に基づく通報を受けたとき * 原災法第15条第2項に基づく内閣総理大臣の「原子力緊急事態宣言」を覚知したとき * 上記に掲げるもののほか、以下に該当するとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 横須賀市又は川崎市に存する原子力施設において災害が発生したことを覚知したとき ・ 市域における核燃料物質等輸送中の災害の発生を覚知したとき * 放射性同位元素保有施設における災害の発生を覚知したとき * その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当するとき * 市警戒本部長から、設置に係る指示を受けたとき (例示) <ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市又は横須賀市の原子力施設で災害が発生した場合は、鶴見区又は金沢区は警戒本部を設置する。 ・ 核燃料物質等輸送中の災害発生場所の区（区境の場合は隣接区を含む）は区警戒本部を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> * 上記の指示を受ける以前に、原子力施設等における事故の発生、又は市域における核燃料物質等輸送中の災害発生を覚知したとき
設置に伴う手続き	<ul style="list-style-type: none"> * 市警戒本部を構成する局及び防災関係機関に対する通知 * 「横浜市災害対策警戒本部」の標示の掲示 * 報道機関に対する発表 	<ul style="list-style-type: none"> * 区警戒本部を構成する署所等に対する通知 * 市警戒本部長に対する区警戒本部の設置報告
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当するとき * 市本部が設置されたとき * 市域に被害の発生するおそれが解消したと認められるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当するとき * 区本部が設置されたとき * 区域に被害の発生するおそれが解消したと認められるとき

2 災害対策本部

放射性物質災害の発生に伴い、市域に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策活動の推進を図る必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、市本部を設置する。

また、区の区域において、災害対策活動の推進を図る必要があると認めるときは、横浜市災害対策本部条例第4条に基づき、区本部を設置する。

市本部及び区本部の設置又は廃止等については、次表のとおりとし、想定災害に応じた具体的な対策等については、本章の各節に定める。

	市 本 部	区 本 部
本部長	市長	区長
事務局	安全管理局危機管理室	区総務課
組織構成	<ul style="list-style-type: none"> * 市本部長が指定する部（局） * 市警戒本部を構成する部（局） * 市本部長は、災害の規模、被害状況に応じ、組織構成を拡大又は縮小する。 	<ul style="list-style-type: none"> * 区警戒本部を構成する職員 * 土木事務所等の地区隊、消防地区本部 * 区本部長は、災害の規模、被害状況に応じ、組織構成を拡大又は縮小する。
設置基準	次のいずれかに該当するとき <ul style="list-style-type: none"> * 原災法第15条第2項に基づき、内閣総理大臣から「原子力緊急事態宣言」が発令され、かつ、市域内のいずれかの場所が、同上第2項第1号に規定する「緊急事態応急対策を実施すべき区域」に含まれたとき * 市本部長が必要と認めるとき 	次のいずれかに該当するとき <ul style="list-style-type: none"> * 市本部長から、設置に係る指示を受けたとき * 上記の指示を受ける以前に、甚大な被害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあるとき
設置に伴う手続き	<ul style="list-style-type: none"> * 各部及び各区、防災関係機関に対する通知 * 「横浜市災害対策本部」の標示の掲示 * 報道機関に対する発表 	<ul style="list-style-type: none"> * 区本部を構成する署所等に対する通知 * 市本部長に対する区本部の設置報告
廃止基準	次のいずれかに該当するとき <ul style="list-style-type: none"> * 原災法第15条第4項に基づき、内閣総理大臣から「原子力緊急事態解除宣言」が発令されたとき * 被害が拡大するおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了し、市本部長が、市警戒本部への縮小が適当と判断したとき 	次のいずれかに該当するとき <ul style="list-style-type: none"> * 原災法第15条第4項に基づき、内閣総理大臣から「原子力緊急事態解除宣言」が発令されたとき * 被害が拡大するおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了し、区本部長が、区警戒本部への縮小が適当と判断したとき

3 現地本部

市本部長は、次により現地本部を設置することができる。

設置基準	市域内の特定地域において組織的な現場対応が必要と認めるとき
組織構成	・都市経営局、健康福祉局、環境創造局、安全管理局、病院経営局の職員 ・当該区の職員（地区隊等を含む。） ・その他市本部長が指名する職員
廃止基準	災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき

4 放射性物質災害に関する事務分掌

表1 放射性物質災害に関する事務分掌

関係区局	事務分掌
都市経営局	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 災害関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 公立大学法人横浜市立大学との連絡調整に関すること。 ※1, 2については、本部設置時は安全管理部本部運営班において活動
市民活力推進局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策活動に関する市民組織との連絡調整に関すること。 2 災害関連情報の広報に関すること。
健康福祉局	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 2 被ばく者に対する救急医療に関すること。 3 医療機関との連絡調整に関すること。 4 健康相談、健康診断の実施に関すること。 5 食品及び農作物等の放射線測定に関すること。
環境創造局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域の環境放射線量の観測に関すること。 2 災害発生時の放射線量の観測に関すること。 3 環境に関する情報の収集・伝達に関すること。 4 汚染農水畜産物の採取又は漁獲及び出荷の制限等の指導に関すること。 5 下水道施設に関する情報提供に関すること。 6 水再生センター流入水及び処理水の放射線量の測定に関すること。
経済観光局	<ol style="list-style-type: none"> 1 汚染農水畜産物の売買制限等の措置に関すること。
道路局	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集・伝達の支援活動に関すること。 2 道路の交通規制、神奈川県警察との連携及び連絡調整に関すること。
港湾局	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害情報の収集・伝達及び調査活動に関すること。 2 応急措置及び海上関係機関との連絡調整に関すること。
安全管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部等の設置、運営に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 災害活動に関する総合調整に関すること。 4 災害対策消防本部の設置、運営に関すること。 5 消火、救助、救急活動に関すること。 6 災害現場における防災機関との連携及び連絡調整に関すること。
水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道原水の放射線量の測定に関すること。
交通局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下鉄及びバスの運行に関する調整に関すること。 2 駅構内及び車両内等における乗客等に対する情報提供に関すること。
病院経営局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被ばく者に対する救急医療に関すること。 2 健康相談、健康診断の実施に関すること。
その他の局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事項に関する必要な措置に関すること。 2 上記の局の支援に関すること。
区役所	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部等の設置、運営に関すること。 2 情報の収集、伝達及び被害状況の調査に関すること。 3 住民等の避難誘導及び広報に関すること。 4 避難所の開設、運営に関すること。 5 健康相談、健康診断の実施に関すること。

第3節 原子力施設における災害発生に伴う対策

本市周辺の原子力施設における災害が発生した場合又は県外の原子力施設における災害が発生した場合、市民の安全と生命を守るため、本市が行う対策を次のように定める。

1 観測体制の整備

平常時の放射線量を観測するとともに、原子力施設における災害に伴う異常値等を早期に把握し、迅速な応急活動が行えるよう観測・測定体制を整備する。

- (1) 環境創造局は、空气中及び雨水等、水再生センター流入及び処理水の放射線量の測定を行う。
- (2) 健康福祉局は、飲料水及び食品、農作物等の放射線量の検査を行う。
- (3) 水道局は、水道原水の放射線量を測定する。

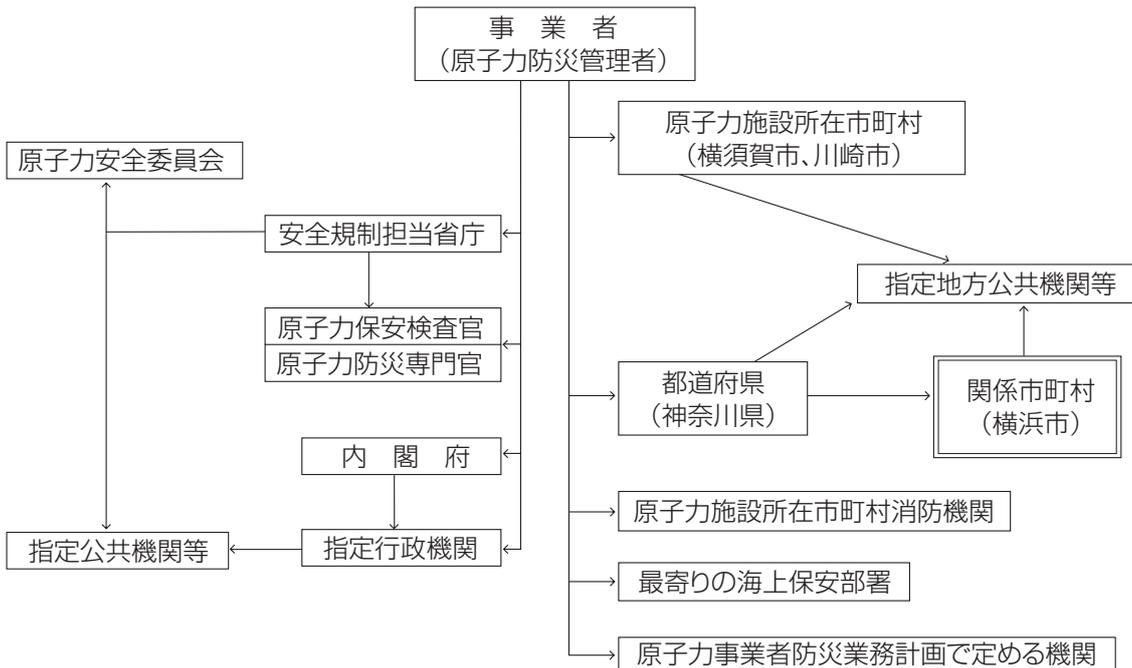
2 緊急時の連絡体制の整備

原子力施設における災害発生等の緊急時の連絡については、原災法の規定に基づき、下図のとおり行うことが基本となる。

本市では、こうした原災法に基づく連絡体制のほか、それぞれの原子力施設管理者と協議し、あらかじめ、直接的な連絡体制について整備しておくものとする。

また、県外の原子力施設に係る緊急情報をすみやかに入手できるよう、日頃から国・県及び関係機関との連携に努める。

【図：県内の原子力施設における災害発生等の連絡体制】



環境創造局
健康福祉局
水道局

3 組織体制

災害の発生状況及び放射線量の観測結果等に応じ、第2節に定める組織体制（災害対策警戒本部、災害対策本部、現地本部）をとり、その構成区局は、第2節の表1「放射性物質災害に関する事務分掌」に基づき、業務を遂行する。

4 応急対策の業務分担

本市周辺の原子力施設における災害が発生した場合又は県外の原子力施設における災害が発生した場合の主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

なお、災害の状況に応じて、関係区局が事務分掌に応じた活動を行う。

主な活動 \ 関係機関	国	県	都市経営局	市民活力推進局	健康福祉局	環境創造局	安全管理局	水道局	区役所	その他の本部構成局
日常観測	◎	◎			◎	◎		◎		
情報収集	◎	◎			○	○	◎	○	◎	○
放射線検出	◎	◎			◎	◎	◎	◎		
警戒区域設定					○	○	○	○	◎	○
避難勧告							○		◎	○
被害状況調査	○	○			○	○	○	○	◎	
広報	◎	○	◎	◎	○		○		○	○
汚染者の措置					◎		○		○	○
汚染物の措置	◎	○			○	○		○	○	
健康相談	◎	◎			◎				◎	○
災害対策本部			○	○	○	○	◎市本部	○	◎	○区本部
現地本部					○	○	○		◎	○

◎：主務機関、○：協力機関

5 応急対策

(1) 防災関係機関の情報の共有化

本市周辺の原子力施設における災害が発生し、緊急事態宣言が行われたときに開催される「原子力災害合同対策協議会」（緊急事態宣言に至らない場合は「現地事故対策連絡会議」）等に職員を派遣し、国及び県、防災関係機関及び事業者との情報の共有化に努めるとともに、応急対策の実施に向け協力体制を確保する。

なお、県外における原子力施設における災害が発生した場合については、国及び県から情報を収集するとともに、防災関係機関との連絡体制の確保に努め、必要な措置が講じられる体制を整える。

(2) 観測体制の強化

ア 環境創造局、健康福祉局及び水道局は、平常時の観測体制を強化する。

イ 環境創造局は、国及び県等のモニタリングデータとの共有化に努める。

(3) 災害広報

五感で感じ取れない放射性物質の特殊性を踏まえ、事故発生場所周辺地区から、順次、早期に広報を開始し、効果的な広報の継続に努める。なお、広報は次により行う。

ア 広報の内容

本市の情報収集活動や原子力災害合同対策協議会等を通じて得た情報を整理し、広報の実施時期を踏まえた適切な内容の広報を行う。

事故概要に関する事項	場所、日時、原因、事業者名、事故の状況等
応急活動の実施状況	本市の対応、事業者及び関係機関の活動、専門家の支援体制等
周辺への影響等	モニタリングの結果、環境監視（観測）の実施状況等
住民への呼びかけ	事故現場周辺への立入及び外出の制限、飲食に係る制限等
避難措置に関する事項	屋内退避、避難所への避難及び避難対象範囲、避難所開設状況等
制限の解除等	避難及び飲食等、日常生活の制限や自粛等の解除連絡等

イ 広報の実施手段

迅速な情報伝達のため、効果的な手段を複合的に活用し、広報を実施する。

- ・ 各区局が所有する広報車、消防ヘリコプターの活用
- ・ 協定を締結した放送機関に対し、テレビ・ラジオを通じた広報を要請
- ・ インターネットの活用
- ・ 自治会・町内会等の自主防災組織との連携
- ・ その他、災害広報誌の発行等

ウ 広報実施時の留意事項

- ・ 優先実施区域を選定すること（事故現場周辺及び病院等の重要施設）
- ・ 広報文案をあらかじめ作成しておき、迅速性及び画一性を確保しておくこと。
- ・ 応急対策等の推移を踏まえた定期的な広報に努めること。
- ・ 事故の特性（特殊性、専門性）を考慮し、人体や飲食物への影響等について、平易な表現で解りやすい内容とすること。

(4) 避難措置（屋内退避及び避難勧告等）

原子力災害合同対策協議会等において、総合的な状況判断のもとに避難措置の実施方針が決定されることから、この方針を受けて必要な措置を講じる。

ただし、状況に応じ、市本部長（区本部長）の判断で避難措置を行うこととする。

ア 屋内退避及び避難等に関する指標（防災指針）

外部被ばく実効線量	種類	行動内容等
10～50ミリシーベルト	屋内退避	自宅等の屋内に一時退避、窓を閉鎖し機密性を保持
50ミリシーベルト以上	避難	コンクリート建物への退避又は避難対象区域外への避難

イ 伝達方法

前記（3）の「災害広報」に基づき、重要情報として、複合的な手段により、迅速かつ確実に伝達する。

ウ 避難場所の開設

避難対象者の人数及び要援護者数を把握し、避難対象地域からの移動距離等を考慮し、本市所有施設を避難場所として開放する。

エ 避難場所の運営業務

- ・ 避難者の名簿作成、避難スペースの割り振り
- ・ 事故及び応急対策の推移状況、今後の見通し等の情報伝達
- ・ 食糧、生活必需品等の提供
- ・ 臨時相談員等のスタッフの配置
- ・ その他避難場所の運営上必要な業務

(5) 汚染飲食物の摂取制限

飲料水及び飲食物等の汚染状況の調査結果に基づき、次の措置を講ずる。(防災指針に定める「食料物の摂取制限に関する指標」を超え、又はその恐れがある場合の措置)

汚染飲食物の 摂取制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止措置 2 汚染飲食物の摂取制限又は禁止措置 3 農畜水産物の生産者、集荷機関の責任者等に対して汚染農畜水産物の採取又は漁獲及び出荷の制限等必要な指導 4 農畜水産物を取り扱う本市市場の責任者に対し、汚染農畜水産物の売買の制限等必要な措置
----------------	---

(6) 相談体制

区役所及び避難場所のほか、必要と認められる公共施設に、臨時相談室を開設する。臨時相談室には、相談業務の実施に必要な関係区局職員のほか、放射線量の人体への影響、健康状態の相談等に対応できる専門家（原子力施設関係者、医療関係者等）を派遣する。

安全管理局

6 原子力施設災害に関する消防活動計画

この計画は、本市周辺の原子力施設における災害が発生した場合又は県外の原子力施設における災害が発生した場合の防御活動の基本を定め、人命の保護と被害の軽減を図るものである。

(1) 災害出場計画

災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等を出場させる。以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。

(2) 現場指揮本部の設置

各種の被ばく、汚染形態を想定し、すみやかに風上側の高台で、現場活動に支障のない範囲で遠方に設置する。

(3) 消防警戒区域の設定

災害に係わる漏洩放射線の影響のない付近の自然放射線と比較し、明らかに高い数値が検出された区域に対して設定する。

(4) 消防活動の主眼

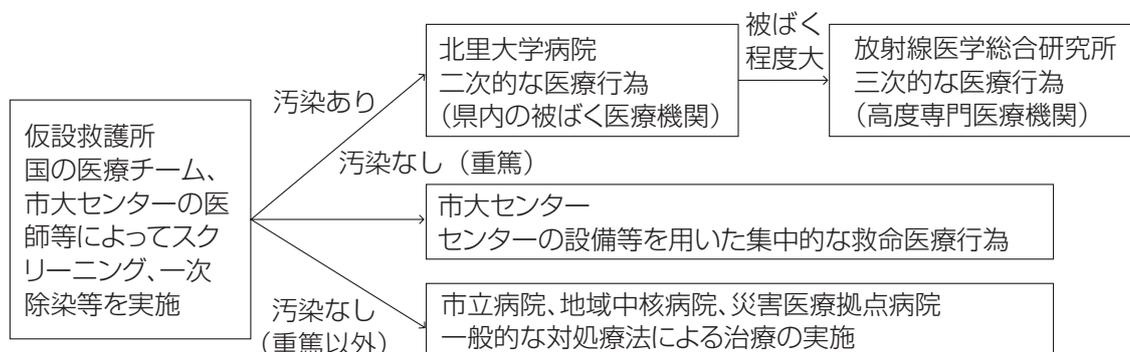
出場した各消防隊等は、次の事項を主眼として消防活動を実施する。

消防活動の主眼	<ol style="list-style-type: none"> 1 放射線防護基準及び防護要領の順守 2 放射線危険区域の設定と区域内活動隊員の指定 3 活動拠点の設置と必要資機材の集積 4 救助活動 5 消防活動交代要員の確保 6 広報活動の実施 7 避難誘導の実施 8 関係省庁の専門官等及びオフサイトセンター職員の要請 9 防災関係機関との協議・調整
---------	--

7 医療対策

災害発生に伴い、被ばく者又は被ばくした可能性のある住民等に対する救急医療は、次により実施する。

【救急医療の基本的なフロー】



(注：市大センターは、「横浜市立大学附属市民総合医療センター」の略)

(1) 現場における救急医療

ア 仮設救護所の設置

設置場所	現場付近の医療関係施設、公共施設、高速道路のパーキング等
構成員	国の緊急被ばく医療派遣チーム、市大センター医師、福祉保健センター職員、救急隊等
業務内容	問診、スクリーニング（被ばく線量及び程度の確認）、一次除染、現地本部及び医療機関との連絡調整、被ばく者搬送等
資機材	表面汚染検査用サーベイメーター（ α 線、 β 線）、ヨウ素剤等

イ 簡易計測による被ばく量の測定

次の事項の確認により総合的な被ばく量を推定し、必要な応急処置及び医療機関の選定等を判断する。

- ・ 放射線を放出する物質の種別、量、事故の状況
- ・ 事故現場付近の空間線量と汚染区域
- ・ 症状（意識、皮膚の状況、嘔吐の有無等）
- ・ 身体、所持品等の表面における放射線量
- ・ 汚染区域内における滞在期間

ウ 除染の実施

被ばくが確認された場合、被ばく者の身体に対する除染を、次の例を参考に実施する。
なお、衣服及び所持品等は隔離保管すること。

被ばく程度が大 (症状あり)	酸化チタンをラチノンと混ぜて使用するか、粉末状にして散布
	KMnO ₄ (過マンガン酸カリウム) 飽和溶液で洗浄後、NaHSO ₃ (亜硫酸水素ナトリウム) 5%で洗浄
被ばく程度が小 (症状なし)	石鹼又は中性洗剤で、温水を用いて2分間皮膚を洗浄 (3 ~ 4回)
	クエン酸ナトリウム水溶液 (24%) で皮膚を洗浄 (3 ~ 4回)
【留意事項】	<ul style="list-style-type: none"> * 被ばくが明らかな場合は、早期に水など手短な手段で実施する。 * 傷がある場合、大量の水で傷口を洗い流し、血液を絞り出すこと。 * 除染により皮膚を傷付けないようにし、洗浄水はできるだけ回収する。

エ 救急搬送の実施

仮設救護所の医療関係者、安全管理局司令センター救命指導医等と調整し、被ばく程度に応じ医療機関への搬送を行う。

(2) 横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける医療活動

次の事項を基本に、医療活動を実施する。

ア 仮設救護所に派遣された医師と連絡調整を図り、放射線による汚染の状況を確認しつつ、受入体制を整える。(救命救急医のほか、放射線科及び血液内科の医師による医療チームを編成する。)

イ 精密な医学的診断、被ばく量の推定に基づく、やけど、脱水、血液・輸液の管理、臓器の保護等、当面の救急措置を講じ、その後、免疫不全や血液疾患の治療に移行する。

ウ 医療従事者は、専用防護服・防護マスク・ゴーグル等を着用し、被ばく者と一般患者との病室を区別するなどにより、病院施設内の二次的な汚染を防止する。

(3) 健康診断

被ばくしたおそれのある住民や、被ばくに対する不安感を持っている住民に対し、区役所を中心に開設された臨時相談室と連携しながら、市立病院及び地域中核病院等を健康診断会場に指定し、健康診断を実施する。

なお、被害の状況に応じ、巡回健康診断の派遣体制を確立する。

第4節 核燃料物質等輸送中の災害対策

核燃料物質等の輸送の安全対策は、原子力関係法令に基づき、国の規制と監督のもとに行われているが、市域での輸送車両及び横浜港港湾区域内の海上における輸送船の、衝突、火災等による不測の事態により放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の安全と生命を守るため、次の対策を実施する。

1 事前対策

(1) 輸送事業者の行う事前対策

核燃料物質等の輸送事業者（以下「輸送事業者」という。）は、原子力関係法令を遵守し、安全管理に最大の努力を払い、災害発生防止のため必要な措置をとるものとする。

ア 通報・連絡体制の整備

輸送事業者は、核燃料物質等の輸送中の不測の事態によって、放射性物質の漏洩等の緊急時に迅速な対応措置がとられるよう、事故発生時の連絡体制及び防災体制の強化に努めるものとする。

イ 教育・訓練

輸送事業者は、安全輸送を確保するため、その職員に対して、防災に関する教育・訓練を実施するものとする。

(2) 本市の行う事前対策

ア 輸送に関する事前情報の取り扱い

神奈川県から県内の原子力施設に係る輸送に関する事前情報の連絡を受けた場合、その情報の漏洩等、取り扱いに十分留意し、災害発生に備えた体制を整える。

なお、県外の原子力施設に係る輸送情報の取り扱いについても、国及び県等と協議を行う。

イ 情報受伝達体制の強化

輸送中の災害発生等の緊急時に、必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から情報受伝達体制の充実、強化に努めるものとする。

輸送事業者

安全管理局

2 組織体制

災害の発生状況等に応じ、第2節に定める組織体制（災害対策警戒本部、災害対策本部、現地本部）をとり、その構成区局は、第2節の表1「放射性物質災害に関する事務分掌」の規定のとおりとする。

3 応急対策の業務分担

核燃料物質等輸送中の災害が発生した場合の、主な防災関係機関の業務分担は、次表による。なお、災害の状況に応じて、関係区局が事務分掌に応じた活動を行う。

関係機関 主な活動	輸送業者	国	県	県警察	安全管理局	区役所
通 報	◎					
初期消火・避難等	◎					
安全管理局への報告	◎					
情報収集	◎	◎	◎	○	◎	◎
放射線検出	◎	◎	◎		◎	
警戒区域の設定	○			○	○	◎
人命検索・救助	○			○	◎	
避難誘導	◎			○	◎	○
救急・救護活動	◎			○	◎	○
資機材調達（防護服等）	◎	◎	◎		◎	
汚染者の措置	◎				○	○
汚染物の措置	◎	◎	○			○
広 報		◎	○	○	○	◎
群衆整理				◎	○	○
被害状況調査収集		○	○	○	○	◎

◎：主務機関、○：協力機関

4 輸送事業者の行う応急対策

輸送事業者

輸送中の不測の事態により災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合の防災活動は、第一次的には、次により輸送事業者が実施する。

- (1) 輸送事業者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、状況を迅速、的確に把握し、法令等に規定する連絡体制に従い、関係機関に通報・連絡する。
- (2) 輸送事業者は、災害が発生した場合には、すみやかに次の措置を実施する。

輸送事業者の措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 異常事態発生に伴う放射線測定 2 消火及び輸送物への延焼防止 3 輸送物の移動 4 立入制限区域の設定及び立入制限 5 汚染の拡大防止及び除染 6 放射線障害を受けた者及び受けるおそれのある者の救出 7 その他放射線障害防止のために必要な措置
----------	---

5 本市の行う応急対策及び医療対策

核燃料物質等輸送中の災害発生に伴う応急対策及び医療対策は、第3節5及び7の規定のとおりとする。

6 核燃料物質等輸送中の災害消防活動計画

この計画は、市域を走行中の輸送車両による災害及び横浜港湾内を航行中の輸送船舶による災害が発生した場合の防護活動の基本を定め、人命の保護と被害の軽減を図るものである。

(1) 災害出場計画

災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等を出場させる。以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。

(2) 現場指揮本部の設置

各種の被ばく、汚染形態を想定し、速やかに風上側の高台で、現場活動に支障のない範囲で遠方に設置する。ただし、海上における場合、水上消防隊は風上側に部署し艇内に設置する。

(3) 消防警戒区域の設定

災害に係わる漏洩放射線の影響のない付近の自然放射線と比較し、明らかに高い数値が検出された区域に対して設定する。

(4) 消防活動の主眼

出場した各消防隊等は、次の事項を主眼として消防活動を実施する。

消防活動の主眼	1	放射線防護基準及び防護要領の順守
	2	放射線危険区域の設定と区域内活動隊員の指定
	3	活動拠点の設置と必要資機材の集積
	4	救助活動
	5	消防活動交代要員の確保
	6	広報活動の実施
	7	避難誘導の実施
	8	関係省庁の専門官等及びオフサイトセンター職員の要請
	9	防災関係機関との協議・調整

第5節 放射性同位元素保有施設災害対策

放射性同位元素保有施設に災害が発生し、また、災害が発生するおそれのある場合の対応は、次による。

1 事前対策

(1) 事業所の行う事前対策

ア 防災体制の整備

放射性同位元素を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）は、関係法令を遵守し、放射性同位元素に係る安全管理に最大の努力を払い、災害発生防止のため必要な措置をとるものとする。また、事業者は、その職員等に対して、防災に関する教育、訓練を積極的に実施するとともに、放射性同位元素に関する防災体制の整備に万全を期すものとする。

イ 緊急時体制の整備

事業者は、取扱事業所における火災及びその他の災害発生等の緊急時に、円滑かつ迅速な対応措置が図れるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めるものとする。

整備事項	1	法令に定める機関への通報、連絡体制
	2	事故発生時における応急措置
	3	放射線防護資機材の整備
	4	その他必要な事項

事務所

(2) 本市の行う事前対策

ア 放射性同位元素保有施設の安全確認等

安全管理局は、横浜市火災予防条例第77条に基づく届出があった場合は、貯蔵、取扱状況を調査し、保安管理体制、従業員に対する防災教育・訓練の実施及び自主防災組織の状況等その安全性について確認を行う。

イ 実態把握

安全管理局は、放射性同位元素保有施設の実態を把握し、警防計画の策定及び警防査察を行う。

2 組織体制

災害の発生状況等に応じ、第2節に定める組織体制（災害対策警戒本部、災害対策本部、現地本部）をとり、その構成区局は、第2節の表1「放射性物質災害に関する事務分掌」に基づき、業務を遂行する。

3 応急対策の業務分担

放射性同位元素保有施設災害が発生した場合の主な防災関係機関の業務分担は、第3節4の規定のとおりとする。

4 事業者の行う応急対策

事業者は、放射性同位元素保有施設に火災が発生し、又は延焼のおそれがある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を119番通報するほか、次の措置を実施する。

事業者の行う応急対策	1 放射線施設の内部に居る者等の避難措置 2 放射線障害を受けたものの救出措置 3 放射性同位元素の汚染拡大の防止措置 4 その他必要な措置
------------	---

5 本市の行う応急対策

放射性同位元素保有施設災害発生時の応急対策は、第3節5の規定のとおりとする。

6 放射性同位元素保有施設災害消防活動計画

この計画は、放射性同位元素保有施設における災害及び漏洩、飛散事故の災害が発生した場合の防御活動の基本を定め、人命の保護と被害の軽減を図るものである。

(1) 災害出場計画

災害出場計画に基づき、災害の規模に応じて消防隊等を出場させる。以下、災害の状況により、増強隊を出場させ消防活動の万全を図る。

(2) 現場指揮本部の設置

各種の被ばく、汚染形態を想定し、速やかに風上側の高台で、現場活動に支障のない範囲で遠方に設置する。

(3) 消防警戒区域の設定

陸上災害のときは、災害に係わる漏洩放射線の影響のない付近の自然放射線と比較し、明らかに高い数値が検出された区域に対して設定する。

(4) 消防活動の主眼

出場した各消防隊等は、次の事項を主眼として消防活動を実施する。

消防活動の主眼	1 放射線防護基準及び防護要領の順守 2 放射線危険区域の設定と区域内活動隊員の指定 3 活動拠点の設置と必要資機材の集積 4 救助活動 5 消防活動交代要員の確保 6 広報活動の実施 7 避難誘導の実施（陸上） 8 関係省庁の専門官等及びオフサイトセンター職員の要請 9 負傷者等搬送体制の確立（海上） 10 防災関係機関との協議・調整
---------	--

事業所

第6節 災害復旧対策

1 原子力事業所を行う災害復旧計画の作成等

災害発生に係る原子力事業者は、原子力緊急事態解除宣言発出後、速やかに、災害復旧対策についての計画を作成し、安全規制担当省庁、県に提出し、横浜市に協議を求めるとともに、同計画に基づき、直ちに災害復旧活動を実施するものとする。

2 汚染の除去

本市は、災害発生に係る原子力事業者に対し、放射性物質による汚染を除去させるものとする。

3 各種制限措置の解除

本市、県及びその他関係機関は、環境放射線モニタリング、放射性物質による汚染状況等の調査結果及び国が派遣する専門家の判断を踏まえ、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限、農水産物等の採取・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

4 災害地域住民に係る記録の作成等

(1) 災害地域住民等の記録

本市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在したこと、避難場所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

(2) 災害対策措置状況の記録

本市及び県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置図及び事後対策措置図を記録しておくものとする。

(3) 原子力事業者の措置

災害発生に係る原子力事業者は、原子力緊急事態解除宣言発出後、速やかに、被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置するなど、必要な体制を整備するものとする。

5 被害等の影響の軽減

(1) 心身の健康相談体制の整備

本市（区）及び原子力事業者は、国、県とともに、災害発生現場周辺地域の住民等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

(2) 風評被害等の影響の軽減

本市、県及びその他関係機関は、国と連携して、必要に応じ原子力災害による風評被害等を未然に防止又は軽減するための広報活動を行う。

第8章 不発弾等の発掘及び処理対策

本章は、原則として、関係者の証言や記録等の調査により、不発弾の埋没が予測され、具体的な発掘工事が予定される場合の発掘手順を定めるとともに、発掘された不発弾等並びに工事現場などから偶発的に発見された不発弾等に関する処理対策を定める。(不発弾等発掘手順及び不発弾等処理手順は、図1-1及び図1-2のとおり)

第1節 「埋没不発弾」等の発掘

1 埋没不発弾等の確認

区役所

(1) 相談の窓口及び連絡

- ア 市民等届出者からの不発弾の埋没情報などに関する相談窓口は、原則として区役所総務課とする。
- イ 相談を受けた区役所総務課は、安全管理局危機管理室及び所轄警察署に連絡する。

連 絡 窓 口	安全管理局危機管理室 TEL671-2064
---------	------------------------

(2) 埋没不発弾等の情報収集等

- ア 区長は、市民等の届出者からの具体的な相談を受けた場合、安全管理局長と協力し、次の内容について情報収集し、又は記録に基づく史実等の調査を行う。
但し、区局にまたがる総合的な調整が必要なとき及び国、県が所有し又は管理する施設や場所に関する相談については、安全管理局が行うものとする。

〔主な収集情報〕

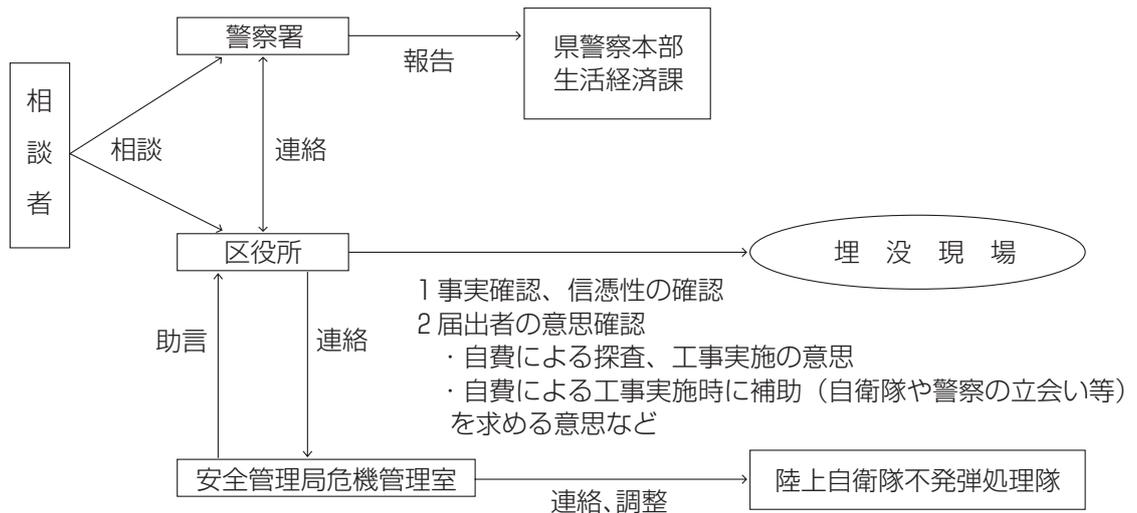
1 空襲（艦砲射撃）の年月日
2 推定埋没位置
3 空襲時（艦砲射撃）の目撃状況
4 推定埋没位置の現在の状況
5 他の目撃者の状況
6 土地所有者の確認
7 その他必要な情報

〔主な史実等の調査〕

1 情報提供場所周辺の住民聞き取り調査
2 地史資料等の活用による事実関係調査
3 過去の不発弾発見情報調査（爆撃機移動参考基準として周辺5km程度）
4 旧軍の陣地・施設の情報調査

- イ 市長は、安全管理局長の報告に基づき、埋没の可能性が高まれば、不発弾の発掘の実施を決定する。

埋没が予測される不発弾等相談時対応フロー図



2 埋没不発弾等の発掘事前準備

事実確認等により不発弾等の埋没が確認され、本市による発掘の実施が決定された場合、以下により発掘に伴う事前準備を行う。

(1) 発掘日程等の作成

本市による発掘の実施が決定された後の、具体的な発掘日程については、概ね図2に掲げるところによる。

(2) 交付金の申請

安全管理局長は、「不発弾等交付金交付要綱」に基づき、神奈川県（安全防災局災害消防課）を通じて内閣府に交付申請を行う。

〔参考〕昭和48年10月30日 総管第524号の2 都道府県知事あて総理府総務副長官通達

(3) 関係区局調整会議

不発弾等の発掘地点の属する区の区長は、埋没した不発弾等の探査を行うため、関係区局と調整会議を行う。

(4) 事前調整会議

不発弾等の発掘地点の属する区の区長は、不発弾の探査終了後、概ね次の内容を協議するため、本市関係区局及び自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による事前調整会議を開催するものとする。

事前調整事項	1 各機関相互の発掘方針等の調整
	2 各事務分掌に応じた役割分担の調整
	3 発掘当日の行動等についての調整

(5) 発掘計画の作成等

事前調整を踏まえ、不発弾等の発掘に際し、本市関係区局及び関係機関は、事務分掌に応じて、次による発掘計画を作成する。

発掘計画項目	1	工事計画
	2	発掘に伴う構造物の移転計画
	3	交通機関の運行計画
	4	交通規制計画
	5	広報計画
	6	警備計画
	7	警戒区域設定と避難計画
	8	救急・救護計画
	9	発掘日までの保安計画
	10	その他必要な各機関別の行動計画

(6) 地元説明

区役所総務課は、事前調整会議を踏まえ発掘計画に基づき地元説明を行う。

3 埋没不発弾等の発掘

本市は発掘計画にもとづき、確認された不発弾等の埋没予測地点において発掘を行う。

発掘にあたり住民避難・交通規制等の判断には、自衛隊等専門家の意見収集分析が必要であり、状況に応じて本市から自衛隊へ相談を行い、必要に応じ立会を要請する。

〔自衛隊の相談・要請先〕

陸上自衛隊朝霞駐屯地 第102不発弾処理隊

4 埋没不発弾等の処理

発掘後の処理については、以下に定める「偶発的発見不発弾」等の処理対策に準じる。

第2節 「偶発的発見不発弾」等の処理対策

関係区

工事現場などにおいて、偶発的に発見された不発弾等の処理対策について、次に定める。

1 連絡の窓口等

- (1) 工事現場などから偶発的に発見され、処理作業に関する対応については、その発見された場所の属する区役所総務課を窓口とする。
- (2) 相談を受けた区役所総務課は、安全管理局危機管理室及び所轄警察署に連絡する。

通報伝達先 安全管理局危機管理室 TEL671-2064

- (3) 安全管理局危機管理室は、神奈川県警察本部生活経済課に連絡する。
また、関係区及び危機管理室は、生活経済課の行う調査に立ち会うものとし、状況により、災害発生に備え、安全管理局に消防隊の派遣を依頼する。

2 処理対応

不発弾等処理の対応については、不発弾等そのものの除去と処理は、国（自衛隊）の責務によって実施されるが、処理にいたるまでの発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去、保護、市民の安全対策等の対応については、一般的に市町村の責務とされている。

本市による発掘後の不発弾等もしくは偶発的に発見された不発弾等の処理については、県警察立会いのもと自衛隊が行う。

但し、処理作業に伴い爆発のおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合については、自衛隊と本市との役割分担を事前に確認するため、両者との間で協定を締結する。

また、処理にあたっての本市における体制等について3以下に定める。

(1) 不発弾処理要請

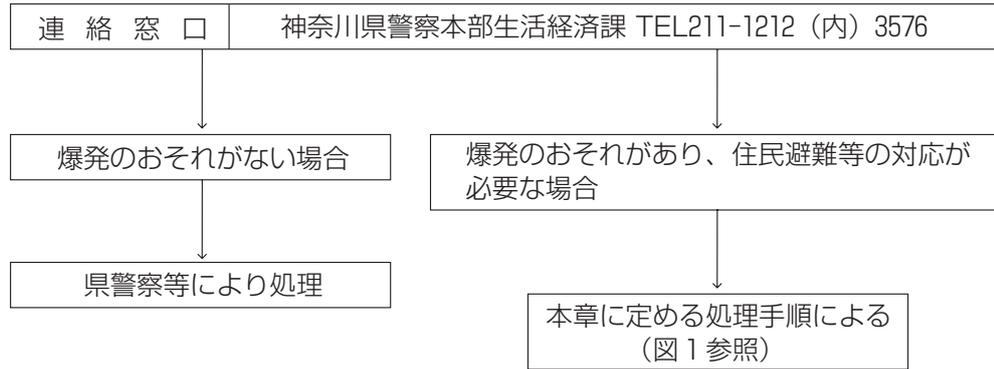
神奈川県警察本部長が自衛隊に不発弾処理要請を実施する。

(2) 関係区局調整会議及び不発弾処理調整会議

不発弾等の発見地点の属する区の区長は、爆発のおそれがあり処理を必要とする場合、必要に応じ処理用防護工事等を行うため、関係区局と調整会議を行う。

また、関係区局調整会議をふまえ、本市関係区局及び自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による不発弾処理調整会議を開催するものとする。

【不発弾等の処理】



(3) 自衛隊との協定締結等

不発弾処理調整会議を踏まえ、不発弾等の処理にあたって、本市と自衛隊において取り結ぶ主な協定内容は以下のとおりである。

協定の内容	1 自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等） 2 本市が行う安全管理の対応（処理作業に伴い実施する住民退去等） 3 不発弾等処理を実施する期間等 4 その他処理に際して必要な事項
-------	---

〔参 考〕昭和33年7月4日付4省庁事務次官通達の概要（防衛・警察・自治・通産）

- 不発弾の処理は、自衛隊が実施する。
- 都道府県警察は、不発弾を発見し、又は発見の届出を受けたときは、自衛隊に処理を要請し、処理完了までの間、公共の安全のために必要な警戒措置をとる。
- 不発弾の処理に関しては、公共の安全を図る見地から、自衛隊及び都道府県の関係機関は相互協力する。

3 区災害対策本部の設置

- (1) 不発弾等の処理地点の属する区の区長を本部長とし、不発弾等処理に伴う住民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、区本部を設置する。この場合において、不発弾等を処理するために必要な警戒区域の設定が複数区に及ぶときは、各区長は相互に連携協力して円滑な対応ができるよう努めるものとする。
- (2) 区本部は、処理当日に設置し、自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに廃止する。
- (3) 区本部の組織及び構成は、図3「不発弾処理に伴う区本部の組織及び構成」に掲げるところによる。

4 警戒区域の設定

市長は、不発弾等処理に伴い、住民等の生命と安全を確保するため、災害対策基本法第63条に基づく「警戒区域」を設定し、すべての住民及び車両等の退去と立入を禁止する。

5 避難等の実施

区本部長は、事前に作成した避難計画に基づき、次により住民等を避難させる。

実施事項	1 避難誘導班の配置 2 住民等に対する避難広報の実施 3 避難所の開設と運営
------	---

6 情報の受伝達

区本部長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係する場所へこれらの情報を伝達する。

受伝達事項	1 不発弾等の処理作業の進行状況 2 避難所における避難者の状況 3 交通機関停止及び道路交通規制等の状況 4 駅等における乗客等の滞留状況 5 その他必要な情報
-------	---

7 報道対応等

区本部長は、取材報道機関に対し、随時状況を説明する。

8 その他の連絡調整

国土交通省東京航空局東京空港事務所長に対し、各航空会社及び航空機所有者等の飛行について安全対策上の措置を依頼する。

〔参考〕危険空域は、不発弾処理現場の中心から、爆発想定規模に応じ設定される。

第3節 海上で不発魚雷等が発見された場合の対応

海上における機雷その他の火薬類の除去及び処理については、自衛隊法第99条に基づき、海上自衛隊が行うことと定められているが、処理に伴う危険区域の範囲が陸上に及ぶため避難が必要である場合は、本章を準用する。

図1-1 不発弾等発掘手順

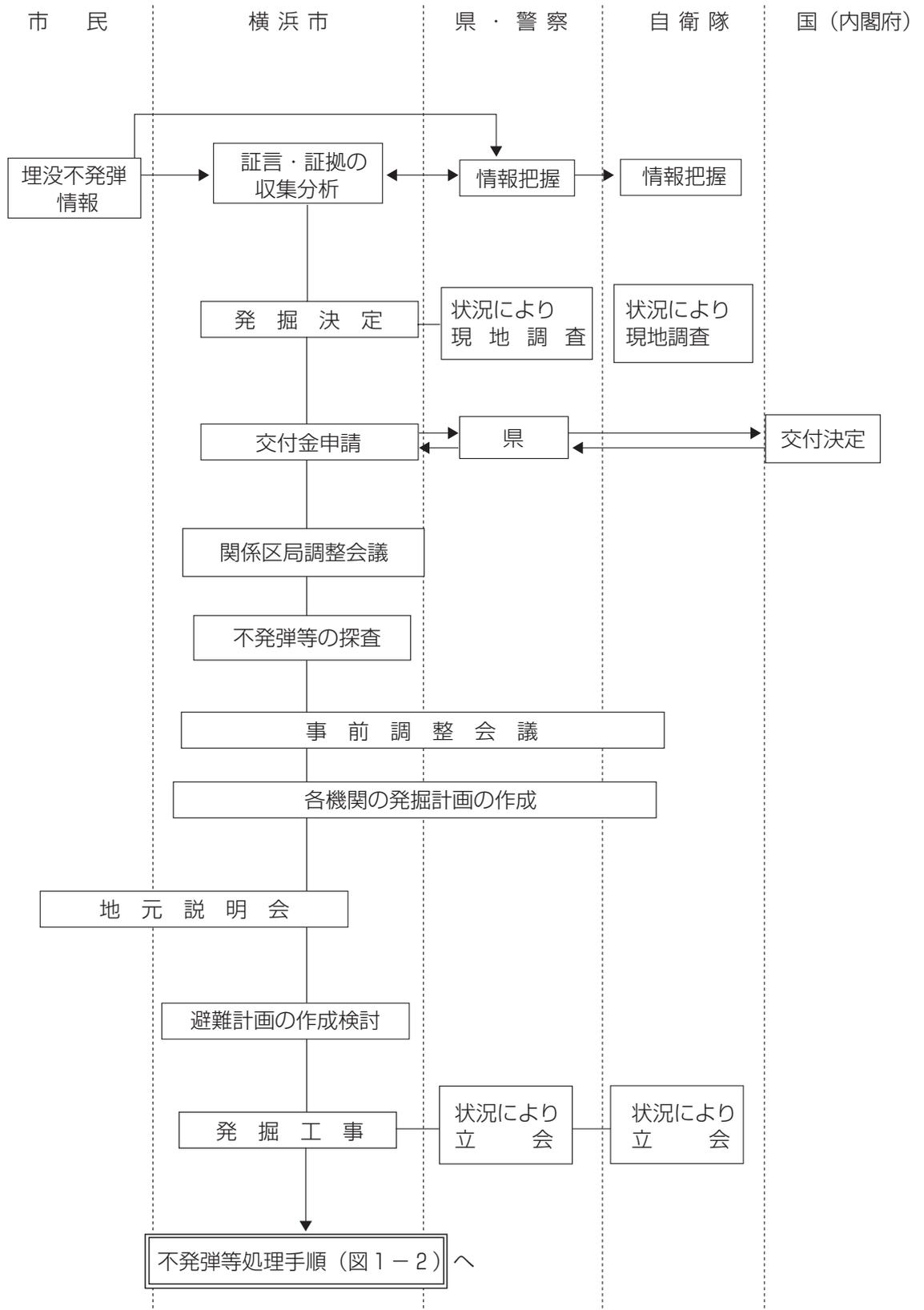


図 1 - 2 不発弾等処理手順

図 1 - 2

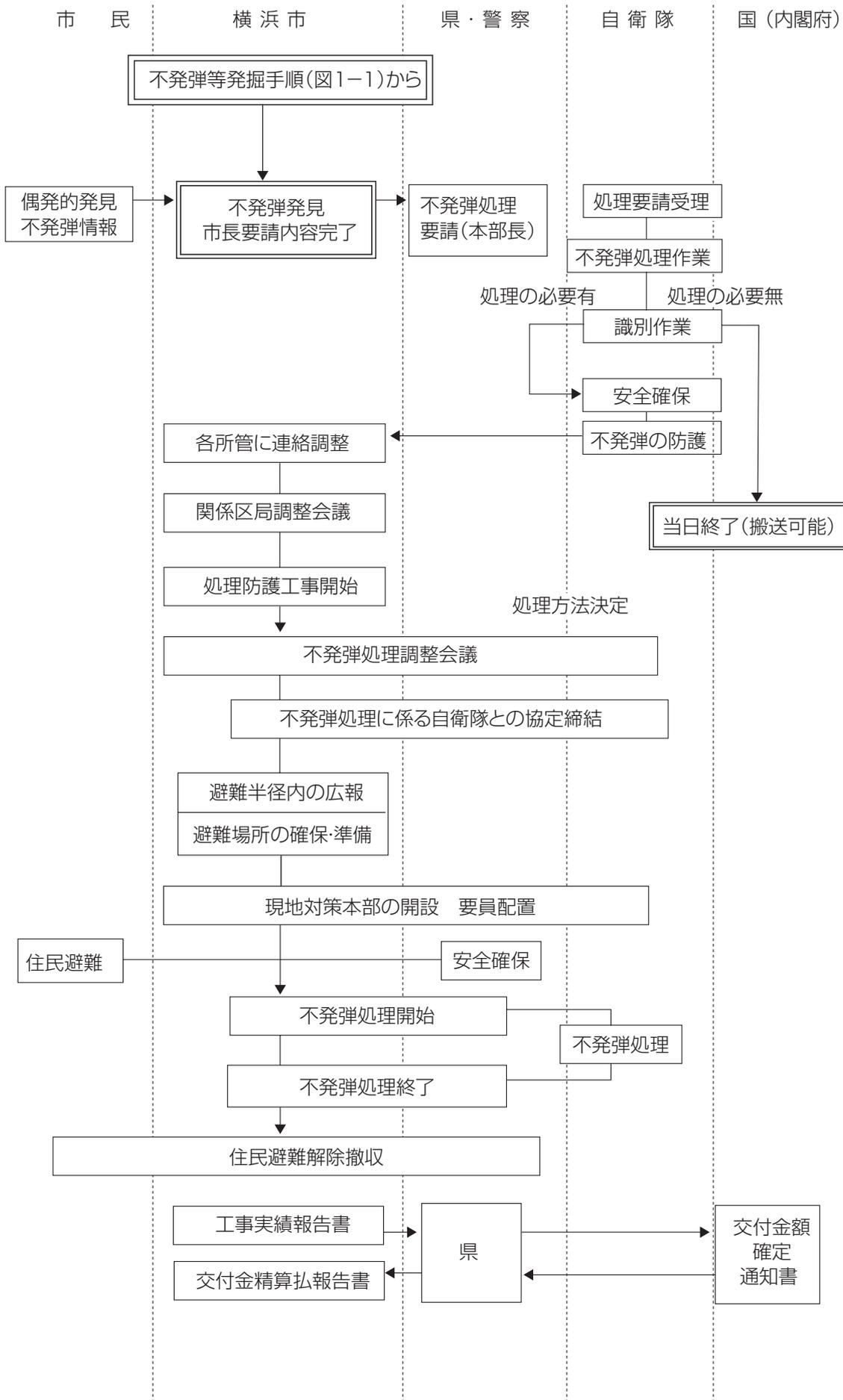
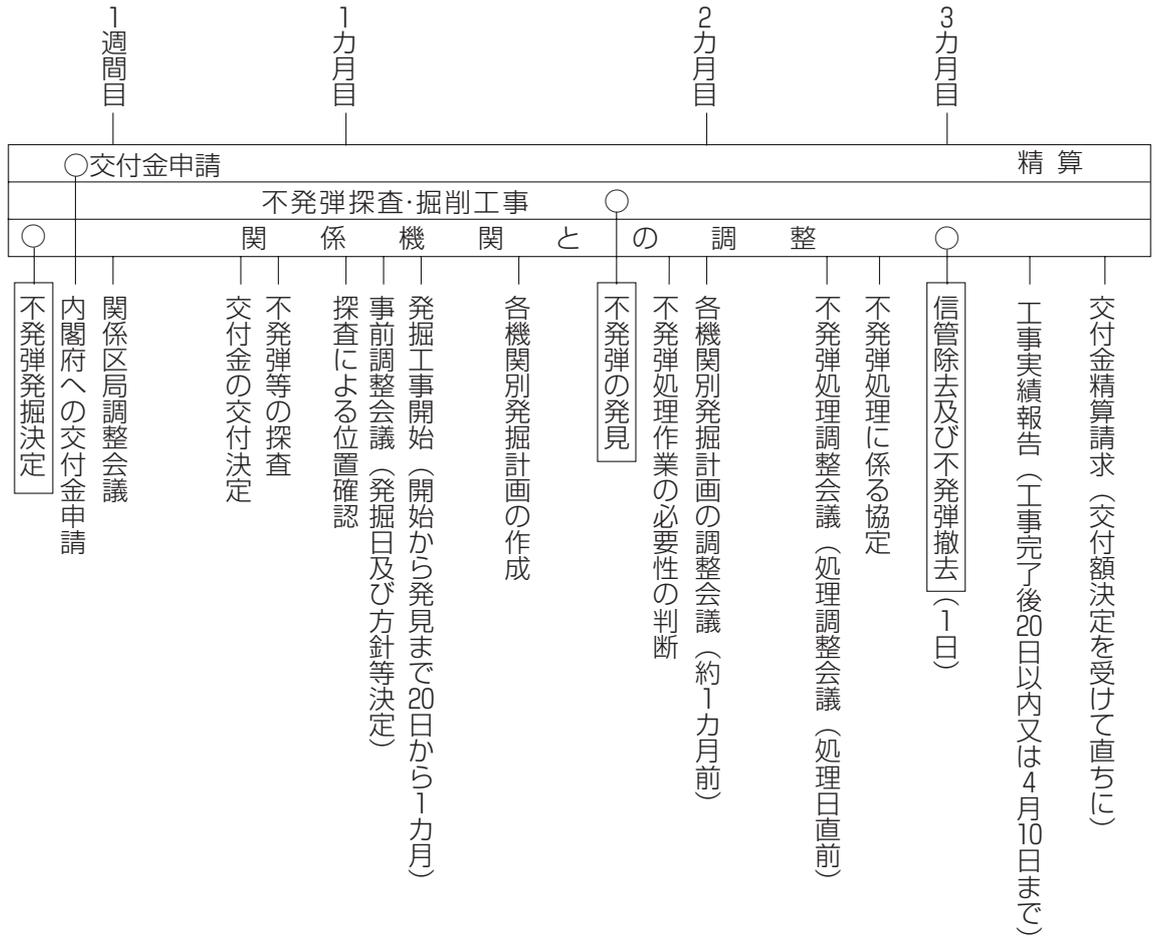
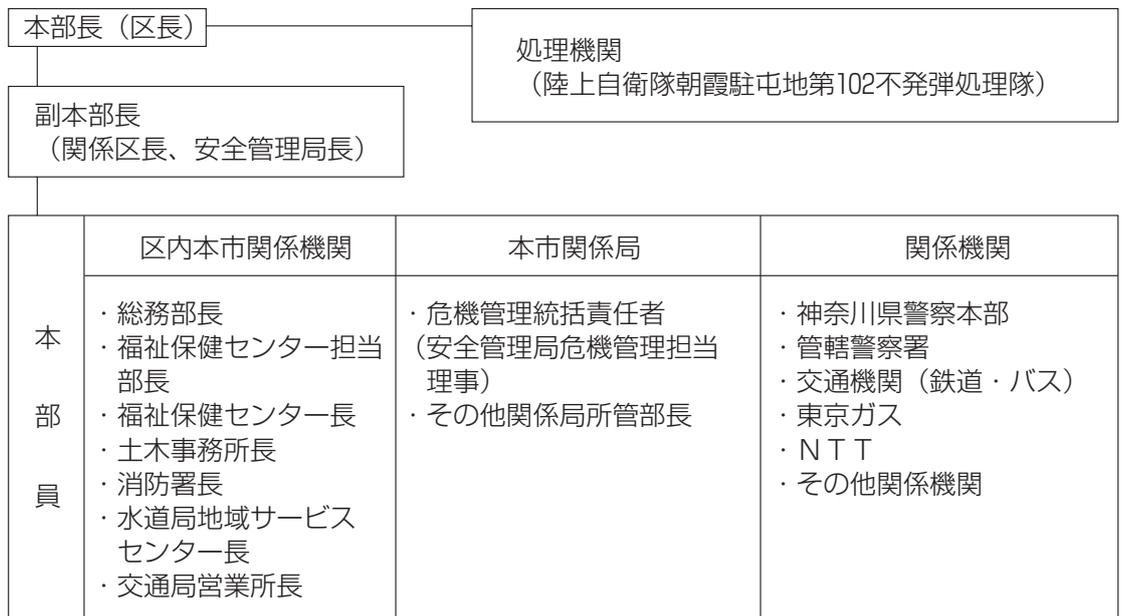


図2 偶発的不発弾等の発掘及び処理日程



- (注) 1 処理日程は、発掘工事の期間等を考慮し、信管除去日を自衛隊と調整して決定のうえ、その日を基準として作成する。
 2 信管除去は、信管の状況等によって様でないため、不発弾の発見と自衛隊の信管確認までは、不確定な要素が残ることもある。

図3 不発弾処理に伴う区本部の組織及び構成



【横浜市】

機関名及び所属	役割分	担
区 役 所	1 処理日程等の立案・処理計画に関すること。 2 地元説明・折衝及び広報（事業所等機関・住民）に関すること。 3 避難計画の立案に関すること。 4 現地対策本部の設置及び運営に関すること。 5 警戒区域からの避難対応に関すること。 6 避難所の開設・運営・閉鎖に関すること。 7 区本部における報道対応に関すること。 (複数区にわたる場合) 不発弾等処理地点の属する区以外の区は、 上記の2～6の業務を担当する。	
福 祉 保 健 セ ン タ ー	1 応急救護所の開設に関すること。 2 救護活動に関すること。	
土 木 事 務 所	1 交通規制の調整に関すること。 2 広報掲出物の作成と設置に関すること。 3 施設の発災対応に関すること。	
区 内 関 係 機 関	安 全 管 理 局 (消 防 署)	1 消防特別警備の実施に関すること。 2 救急活動の実施に関すること。
	水 道 局 地 域 サ ー ビ ス セ ン タ ー	1 施設の発災対応に関すること。 2 本部への応急給水に関すること。
健 康 福 祉 局	1 主要病院医療施設の確保、入院患者の保護に関すること。 2 関係福祉保健センターとの連絡調整に関すること。	
ま ち づ くり 調 整 局	1 処理工事の見積・設計に関すること。 2 探査・発掘・建物等の移転に関すること。	
道 路 局	1 交通規制の調整に関すること。 2 関係土木事務所との調整に関すること。	
安 全 管 理 局	1 事前調査及び処理決定に関すること。 2 自衛隊との連絡調整に関すること。 3 県警察との連絡調整に関すること。 4 鉄道機関・バス機関との連絡調整に関すること。 5 内閣府との連絡調整及び交付金申請事務に関すること。 6 処理に伴う予算執行に関すること。 7 報道機関対応に関すること。 8 関係消防署との連絡調整に関すること。 9 その他処理に伴う総合調整に関すること。	
交 通 局	1 市営バス等の運行計画に関すること。 2 関係営業所・駅等との連絡調整に関すること。	
そ の 他 の 関 係 局	1 処理の内容に応じた事務に関すること。	

【関係機関】

機関名及び所属		役割分担
自衛隊		1 処理の実施に関する事。
警察		1 自衛隊に対する処理要請に関する事。 2 交通規制に関する事。 3 警戒区域内の防犯・警備に関する事。
交通機関		1 鉄道・バス等影響路線の運行計画に関する事。
その他の機関	東京電力	1 施設の発災対応と広報に関する事。 2 現地対策本部等の電源設備確保に関する事。
	東京ガス	1 施設の発災対応と広報に関する事。
	N T T	1 施設の発災対応と広報に関する事。 2 現地対策本部等の通信設備確保に関する事。

※ このほか、不発弾の埋没が予想される施設や場所又は不発弾が発見された施設や場所に関係する国や県の機関、その他の機関については、処理の内容に応じた事務を担当する。

※ 海上における処理の場合は、自衛隊に対する処理要請は海上保安庁（横浜海上保安部）が行うなど本表の機関構成及び業務等の分担と異なる場合があるが、概ね本表に準じた体制とする。

第9章 その他の災害対策

近年の都市機能の集中、高度情報化社会の進展等の急激な変化に伴い、都市は著しく変貌し、従来では考えられなかったような災害の発生やその要因の増大を招いている。

この章は、個々の事象が複合して発生し、他に連鎖的に波及することなどによって、当初予想もしなかった大災害に拡大するおそれがある事故等についての対応を定めるものとする。

想定災害	1 大規模情報通信ネットワーク事故 2 地下工事等に伴う災害 3 群衆流動等による雑踏事故
警戒本部等設置基準	1 災害の状況に応じて、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認めるとき 2 雑踏事故により、相当の被害が発生したとき

第1節 大規模情報通信ネットワーク事故対応計画

この節は、復旧に長期を要し、社会的に大きな影響を与えることが予想される大規模な情報通信ネットワーク事故における必要な対策を定めるものとする。

第1 電気通信事業者の対策

1 東日本電信電話(株)

(1) 施設の状況

ア 概要

神奈川支店は、神奈川県（相模原市の一部を除く）全域の電気通信サービスを所管している。横浜エリアでは、横浜市の一部（扇島、奈良町の一部）を除く全域の電気通信サービスを所管している。

イ 建物施設等

神奈川支店（横浜エリア）には、支店、電話交換センタ等の施設があり、耐震構造となっている。

ウ 屋内設備

（ア）電力設備

支店及び電話交換センタ等の電力設備は、商用電源を受電しており、蓄電池あるいは長時間停電に備えて非常用発動発電機等を配備している。

なお、災害及び故障等に備え、神奈川支店・NTTコミュニケーションズに移動電源車を配備している。

（イ）交換機

横浜管内には、市内交換機、市内中継交換機を設備している。

また、NTTコミュニケーションズに市外交換機を設置しており、横浜市と全国都市相互間の市外通話を接続している。

巻末資料	8-1 電話交換センタ施設等配置図
------	-------------------

エ 屋外設備

（ア）地中設備

市外ケーブル、市内中継ケーブル及び加入者ケーブルの基幹線等は、洞道、共同溝及び管路等の地中設備により、敷設されている。

(イ) 線路設備

電気通信の線路設備は、地下線路と架空線路からなり、地下線路は主に都市相互の市外回線、電話交換センタ相互間の中継ケーブル及び加入者多対ケーブルに使用されている。

また、架空線路は主に加入者配線のための電柱、架空ケーブルからなっている。

(2) 予防計画

電気通信の果たす社会的役割の重要性を十分認識し、災害対策基本法に基づく防災業務計画を公告するとともに、災害等対策規程やその実施要領など社内標準を定め、各種災害による通信設備の被災経験をもとに全社的防災対策を進めている。

ア 防災設計上の被災想定

通信網を災害等に対し強くするため、可能な限り防災業務計画策定時から各種災害等に耐えるよう配意してきた。しかしながら、通信網のすべての構成要素を強化することは困難であり、次の災害規模を想定した防災計画を立てている。

災害の種類	災害規模の想定
地震	震度7・・・通信網の大幅な機能低下を防ぐ。 震度6弱、6強・・・通信の質の劣化は有っても途絶しない。 震度5弱、5強・・・運用上支障を生じない。
風水害	洪水、高潮、津波にたいしては、建物の立地条件、周辺環境の変化等に起因する被災を次のとおり想定する。 建物・・・一部の交換センタ等で浸水する。 設備・・・一部の交換センタで浸水による被害を受ける。 暴風・・・60m/s（特殊地域では90m/s）の設計耐力があり被災しない。
火災	1フロアのみ被災、他に延焼しない。

イ 具体的な防災対策

(ア) 通信網の信頼性向上対策

対策項目	内容
伝送路の多ルート化、2ルート化	伝送路を複数ルート設定し、万一1つのルートが故障しても他のルートに自動的に切り換える多ルート化及び2ルートに回線を分散し、1つのルートが故障しても他のルートによって重要通話を確保する2ルート化を図り、サービスに支障を来たさない対策を講じている。
市外交換機の分散設置	市外通話用の中継交換機を設置した重要センタが被災した場合、そこを經由する通話は途切れてしまうため、重要センタは分散設置し、危険分散を図っている。
重要呼のそ通確保対策	災害や事故などにより、電話網にそ通能力を上回る異常なトラヒックが加わると、通信のそ通が困難となり、しかも、その影響は急速に波及して電話網全体を混乱状態にするおそれがある。この対策として、一般通信に対しては利用制限を行い、重要通信のそ通確保を図っている。

(イ) 通信の途絶防止対策

対策項目	内容
長時間停電対策	災害等により長時間停電した場合に備え、全ての電話交換センタに発電装置を設置し、常に予備電源を確保している。また、発電装置のバックアップとして移動電源車を配備している。
孤立対策	災害により、通常の通信手段が失われても、地域が孤立することを防止するための移動無線車等を配備している。

(ウ) 早期復旧

対 策 項 目	内 容
ハード面の対策	1 大規模かつ高度化する電気通信網に対して、これまで被った災害を教訓として、幾多の施策が検討実施され、資機材も通信網の多様化、高度化に対応して新たな機器を加えてきている。 2 大規模災害が発生した場合は、近隣支店及び全国から広域応援体制をとり、衛星車載車、移動無線車、移動電源車等を出動させ、通信サービスの一刻も早い復旧を図ることにしている。
ソフト面の対策	1 被災時の措置計画の作成 異常事態発生時には、短時間のうちに適切な網の回線の切替措置及び通話規制等がとり得るようあらかじめ措置方法を定めた措置計画を作成している。 2 復旧応援体制の確立 広域災害が発生した場合、被災施設等の迅速な復旧を図り通信サービスの確保に万全を期すため、広域応援体制をあらかじめ定めておき、災害発生時必要に応じて直ちに適用できるような体制の整備を図っている。

ウ 災害等に対する事前体制

(ア) 準備警戒体制

災害対策は、被災してから体制を整えていては、復旧活動が遅れることになる。そこで、台風豪雨などのように予測できる災害に対しては、事前に神奈川支店に情報連絡室を設置して警戒体制を取り、情報収集・連絡体制の確立・電気通信設備等の点検整備・措置計画の点検確認・資機材等の点検確認・防護措置及び復旧体制の確立を実施する。

(イ) 特別保守体制

選挙、国賓の来日等の国家的・社会的重要行事に際しては、これにかかわる通信サービスの途絶は大きな社会的・国際的問題に発展するおそれがある。このため、東日本電信電話株式会社をはじめ、関係支店等に対策本部等を設置し、通信の確保に向けた万全の策を講ずる体制を取るため次の項目を実施する。

実 施 事 項	① 情報収集	② 情報連絡	③ 交換機の運転状況監視
	④ 機器の点検	⑤ 工事等の規制	⑥ 復旧体制の確立

エ 防災訓練

防災訓練は、本社が計画する訓練、若しくは各支店等が独自に実施する訓練等があり、神奈川支店においても、災害対策本部要員を中心に呼び出し訓練等を年一回以上計画している。

また、中央防災会議が主催する訓練並びに横浜市等各自治体及び各区が主催する訓練に指定公共機関として積極的に参加実施している。

(3) 応急復旧対策

ア 応急復旧の考え方

大規模災害時には、電気通信設備だけでなく、道路、鉄道、電力、水道、ガス等の公共施設も相当の被害を受ける。このような状況下では、防災関係機関等の重要通信の確保を優先し、その後、公共施設の回復、住民の復帰状況等を見定め、当社の復旧要員の確保、資材の調達状況をも勘案しながら、一般通信の復旧を進める必要がある。このため、応急復旧は次の2つの段階に分けて効果的に実施する。

第1段階の復旧	<p>発災後の初期段階においては、警察、消防あるいは市、区及び報道関係機関等の重要通信については、必要最小限の通信手段を早急に復旧する。</p> <p>また、孤立地域の早期解消及び避難場所への特設公衆電話の設置等も速やかに実施する。</p>
第2段階の復旧	<p>被災支店及び本部は、引続いて被害状況の詳細調査により復旧計画をより具体化し、部門別の復旧要員や災害対策機器等について全国から必要な応援を受けるとともに、復旧用資材も調達して緊急性の高い通信の復旧を拡大する。また、住民の復帰、家屋の復旧状況等、社会一般の復興に合わせて一般電話の復旧を逐次実施する。</p>

イ 広域応援体制

大規模災害により被災した支店は、被害状況を把握し、復旧計画をたて、自支店管内で対処できない場合は、近隣支店あるいは全国から応援を求め、有機的に連携を図りながら応急復旧を実施する。応援を要請する内容は、次の3項目である。

要 請 項 目	<p>① 復旧要員</p> <p>② 復旧用資材</p> <p>③ 災害対策用機器</p>
---------	---

ウ 横浜市災害対策本部との連絡体制

横浜市災害対策本部との連絡は、神奈川支店災害対策本部が行う。

(4) 災害に強い通信サービスの提供

東日本電信電話(株)では「通信網の信頼性向上」「重要通信の確保」「サービスの早期復旧」を災害対策の基本方針として、さまざまな対策に取り組んでいる。

また、大規模な災害時には、お客様にご利用いただける安否確認手段を提供している。

ア 通信網の信頼性向上

NTTでは過去に経験した大きな災害を教訓として、通信網の信頼性を高めるためのさまざまな対策を実施している。たとえば、中継交換機が設置される通信センタや中継伝送路が被災しても、サービスが途絶しないように、通信センタの分散や伝送中継路の多ルート化を図っている。さらに、建物や鉄塔、屋内外の通信設備に対しても、地震対策をはじめ、風水害対策、火災対策を実施している。

また、平常時より24時間体制で全国に通信網の監視を行い、万一の異常発生に備えている。

イ 重要通信の確保

災害発生時には、被災地へ問い合わせや見舞いの電話が殺到し、電話が掛かりにくい状態になる。このような場合、一般の通話の規制を行い、災害の救助・復旧活動や、公共の秩序を維持するなどのために必要な重要通信や110・119番などの緊急通話を確保する。

また、一般のお客様には被災地との安否確認の連絡手段として、「災害対策用伝言ダイヤル171」を提供している。

さらに、被災地においては、被災者の通信を確保するために、避難所等に特設公衆電話の設置などを行っている。

ウ サービスの早期復旧

被災地における迅速な復旧および通信の確保を目的として、移動電源車、衛星車載車、移動無線車など、機動性に優れた災害対策機器を配備している。災害などで通信サービスに支障が生じたときには、これらの災害対策機器をもちいて迅速な復旧に努める。

また、大規模な災害発生時には、速やかに災害対策本部などの非常体制を構築するとともに、被害の規模に応じて全国のグループ会社や協力会社などによる広域支援体制を構築し、サービスの復旧にあたる。

表 1-1 横浜市災害対策本部との連絡窓口

横浜市 災害対策本部	東日本電信電話(株) 神奈川支店 災害対策本部	中区山下町198
---------------	-------------------------------	----------

2 (株)NTTドコモ

(株)NTTドコモ

(1) 施設の状況

ア 概要

(株)NTTドコモ神奈川支店は、神奈川県（相模原地区の一部を除く）全域の自動車電話、携帯電話等の電気通信サービスを所管している。

イ 建物施設等

神奈川支店（横浜エリア）には、支店等、インフォメーションセンタ等の施設があり、耐震構造となっている。

ウ 屋内設備

㍑ 電力設備

支店及びインフォメーションセンタ等の電力設備は、商用電源を受電しており、蓄電池あるいは長時間停電に備えて非常用発動発電機等を配備している。

なお、災害及び故障等に備え、(株)NTTドコモ神奈川支店に移動電源車を配備している。

㍑ 交換機

横浜管内には、市内交換機、市外中継交換機等を配備している。

エ 屋外設備

市外ケーブル、市外中継ケーブルの基幹線等は、洞道、共同溝及び管路等の地中設備により、敷設されている。

(2) 予防計画

電気通信の果たす社会的役割の重要性を十分認識し、災害対策基本法に基づく防災業務計画を公告するとともに、災害等対策規程やその実施要領など社内標準を定め、各種災害による通信設備の被災経験をもとに全社的防災対策を進めている。

ア 防災設計上の被災想定

通信網を災害等に対し強くするため、可能な限り防災業務計画策定時から各種災害等に耐えるよう配慮してきた。しかしながら、通信網のすべての構成要素を強化することは困難であり、次の災害規模を想定した防災計画を立てている。

災害の種類	災害規模の想定
地震	震度7・・・通信網の大幅な機能低下を防ぐ。 震度6弱、6強・・・通信の質の劣化は有っても途絶しない。 震度5弱、5強・・・運用上全く支障を生じない。
風水害	洪水、高潮、津波にたいしては、建物の立地条件、周辺環境の変化等に起因する被災を次のとおり想定する。 建物・・・一部の交換機設置ビル等で浸水する。 設備・・・一部の基地局、交換交換機設置ビルで浸水による被害を受ける。 暴風・・・60m/s（特殊地域では90m/s）の設計耐力があり被災しない。
火災	1フロアのみ被災、他に延焼しない。

イ 具体的な防災対策

(ア) 通信網の信頼性向上対策

対策項目	内 容
伝送路の多ルート化、2ルート化	伝送路を複数ルート設定し、万一1つのルートが故障しても他のルートに自動的に切り換える多ルート化及び2ルートに回線を分散し、1つのルートが故障しても他のルートによって重要通話を確認する2ルート化を図り、サービスに支障を来たさない対策を講じている。
市外交換機の分散設置	市外通話用の中継交換機を設置した重要センタが被災した場合、そこを経由する通話は途切れてしまうため、重要センタは分散設置し、危険分散を図っている。
重要呼のそ通確保対策	災害や事故などにより、電話網にそ通能力を上回る異常なトラフィックが加わると、通信のそ通が困難となり、しかも、その影響は急速に波及して電話網全体を混乱状態にするおそれがある。この対策として、一般通信に対しては利用制限を行い、重要通信のそ通確保を行う。

(イ) 通信の途絶防止対策

対策項目	内 容
停電対策	災害等により停電した場合に備え、全ての電話交換機設置ビルに発電装置を設置している。また、発電装置のバックアップとして移動電源車を配備している。
孤立対策	災害により、通常の通信手段が失われても、地域が孤立することを防止するための移動無線車を配備している。

(ウ) 早期復旧

対策項目	内 容
ハード面の対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模かつ高度化する電気通信網に対して、これまで被った災害を教訓として、幾多の施策が検討実施され、資機材も通信網の多様化、高度化に対応して新たな機器を加えてきている。 2 大規模災害が発生した場合は、近隣支店及び全国から広域応援体制をとり、移動無線車、移動電源車等を出動させ、通信サービスの一刻も早い復旧を図ることにしている。
ソフト面の対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時の措置計画の作成 異常事態発生時には、短時間のうちに適切な網の回線の切替措置及び通信規制等がとり得るようあらかじめ措置方法を定めた措置計画を作成している。 2 復旧応援体制の確立 広域災害が発生した場合、被災施設等の迅速な復旧を図り通信サービスの確保に万全を期すため、広域応援体制をあらかじめ定めておき、災害発生時必要に応じて直ちに適用できるような体制の整備を図っている。

ウ 災害等に対する事前体制

(ア) 準備警戒体制

災害対策は、被災してから体制を整えていては、復旧活動が遅れることになる。そこで、台風豪雨などのように予測できる災害に対しては、事前に神奈川支店に情報連絡室を設置して警戒体制を取り、情報収集・連絡体制の確立・電気通信設備等の点検整備・措置計画の点検確認・資機材等の点検確認・防護措置及び復旧体制の確立を実施する。

(イ) 特別保守体制

選挙、国賓の来日等の国家的・社会的重大行事に際しては、これにかかわる通信サービスの途絶は大きな社会的・国際的問題に発展するおそれがある。このため、(株)NTTドコモ神奈川支店をはじめ、関係支店等に対策本部等を設置し、通信の確保に向けた万全の策を講ずる体制を取るため次の項目を実施する。

実 施 事 項	① 情報収集	② 情報連絡	③ 交換機の運転状況監視
	④ 機器の点検	⑤ 工事等の規制	⑥ 復旧体制の確立

エ 防災訓練

防災訓練は、本社が計画する訓練、若しくは各支店等が独自に実施する訓練等があり、神奈川支店においても、災害対策本部要員を中心に呼び出し訓練等を年一回以上計画している。

また、中央防災会議が主催する訓練並びに横浜市等各自治体及び各区が主催する訓練に指定公共機関として積極的に参加実施している。

(3) 応急復旧対策

ア 応急復旧の考え方

大規模災害時には、電気通信設備だけでなく、道路、鉄道、電力、水道、ガス等の公共施設も相当の被害を受ける。このような状況下では、防災関係機関等の重要通信の確保を優先し、その後、公共施設の回復、住民の復帰状況等を見定め、当社の復旧要員の確保、資材の調達状況をも勘案しながら、一般通信の復旧を進める必要がある。このため、応急復旧は次の2つの段階に分けて効果的に実施する。

第1段階の復旧	発災後の初期段階においては、警察、消防あるいは市、区及び報道関係機関等の重要通信については、必要最小限の通信手段を早急に復旧する。 また、孤立地域の早期解消及び避難場所への特設公衆電話の設置等も速やかに実施する。
第2段階の復旧	被災支店及び本部は、引続いて被害状況の詳細調査により復旧計画をより具体化し、部門別の復旧要員や災害対策機器等について全国から必要な応援を受けるとともに、復旧用資材も調達して緊急性の高い通信の復旧を拡大する。また、住民の復帰、家屋の復旧状況等、社会一般の復興に合わせて自動車電話、携帯電話等の電気通信サービスの復旧を逐次実施する。

イ 広域応援体制

大規模災害により被災した支店は、被害状況を把握し、復旧計画をたて、自支店管内で対応できない場合は、近隣支店あるいは全国から応援を求め、有機的に連携を図りながら応急復旧を実施する。応援を要請する内容は、次の3項目である。

要 請 項 目	① 復旧要員 ② 復旧用資材 ③ 災害対策用機器
---------	--------------------------------

ウ 横浜市災害対策本部との連絡体制

横浜市災害対策本部との連絡は、神奈川支店が行う。

- (4) 災害に強い通信サービスの提供
- ・電気通信システムとしての信頼性向上
 - ・重要通信の確保
 - ・サービスの早期復旧

を基本方針として、災害対策に取り組んできた。

また、大規模な災害時には、お客様にご利用いただける安否確認手段を提供している。

ア 通信網の信頼性向上

過去に経験した大きな災害を教訓として、通信網の信頼性を高めるためのさまざまな対策を実施している。

たとえば、中継交換機が設置される通信センタや中継伝送路が被災しても、サービスが途絶しないように、通信センタの分散や伝送中継路の多ルート化を図っている。

さらに、建物や鉄塔、屋内外の通信設備に対しても、地震対策をはじめ、風水害対策、火災対策を実施している。

また、平常時より24時間体制で全国の通信網の監視を行い、万一の異常発生に備えている。

イ 重要通信の確保

災害発生時には、被災地へ問い合わせや見舞いの電話が殺到し、電話が掛かりにくい状態になる。このような場合、一般の通話の規制を行い、災害の救助・復旧活動や、公共の秩序を維持するなどのために必要な重要通信や110・119番などの緊急通話を確認している。

また、一般のお客様には被災地との安否確認の連絡手段として、「iモード災害用伝言板」を提供している。

さらに、被災地においては、被災者の通信を確保するために、避難場所への災害対策用移動機の貸出などを行っている。

ウ サービスの早期復旧

被災地における迅速な復旧および通信の確保を目的として、移動電源車、移動無線基地局車など、機動性に優れた災害対策機器を配備している。災害などで通信サービスに支障が生じたときには、これらの災害対策機器をもちいて迅速な復旧に努める。

また、大規模な災害発生時には、速やかに災害対策本部などの非常体制を構築するとともに、被害の規模に応じて全国のグループ会社や協力会社などによる広域支援体制を構築し、サービスの復旧にあたる。

表 横浜市災害対策本部との連絡窓口

横浜市 災害対策本部	(株)NTTドコモ 神奈川支店	横浜市西区みなとみらい 4-7-3 横浜メディアタワー
---------------	--------------------	-----------------------------------

KDDI(株)

3 KDDI(株)

神奈川県を通じて以下の業務を実施する。

(1) 災害予防

ア 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行う。

イ 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、通信網の整備を行う。

ウ 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、または災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線または臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬車両等を配備する。

エ 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等についてあらかじめその措置方法を定めておく。

(2) 災害応急対策

ア 防災に関する組織

災害が発生し、または、発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは社内に災害対策本部等を設置し、災害対策に関する業務を行う。

イ 通信の非常疎通措置

通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等による臨機の措置をとり、重要な通信の確保を図る。

ウ 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して速やかに実施する。

エ 災害用伝言板サービスの提供

災害発生直後は相当電話が混み合い、被災地との安否確認等が困難になる場合が考えられるため、携帯電話災害用伝言板サービスを提供する。

(3) 設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施する。

4 ソフトバンクモバイル(株)

大規模事故等に対応し、以下のとおり実施する。

(1) 活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害の発生し、もしくは発生する恐れがある事象が認められ、且つ必要と判断された場合において、災害対策本部を設置する。

同本部では状況に応じて、下記災害対策等の活動の指揮・統制を行う。

- ・通信の疎通確保のための点検、保全、復旧作業等の必要な措置
- ・顧客救済措置及び被災地支援
- ・監督官庁、報道機関、緊急機関の他、社外への情報展開

イ 要員体制の確保

災害の規模、被害状況に応じて、あらかじめ定めておく社内要員に非常招集すると共に、現地対応要員の確保を行う。

ウ 情報伝達

あらかじめ定めておく情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 応急対策

ア 通信の確保、制御等

災害時において、通信の疎通・輻輳状態の監視を行うとともに必要に応じ下記措置を行う。

- ・通信の疎通確保を第一優先し、必要に応じて通信の制御、迂回等の措置を早急に行う。
- ・災害の状況により著しく通信の疎通が困難な状態になった場合は、利用制限の措置を行う。

- イ 災害対策支援等の対応
現地被災支援対策として、移動無線基地局、移動電源車、可搬型発電機等の配備、携帯電話端末の貸出等を実施する。
- (3) 復旧対策
 - ア 暫定応急措置
被災した通信設備等に対して、通信の疎通確保・サービス復旧を優先として、機能回復・維持に必要な措置を行うものとする。
 - イ 原状復旧措置
被災した通信設備等に対して、被災前の原状復旧工事等の措置を行うものとする。
 - ウ 再発防止等の措置
災害時に被った被害状況の分析を行い、必要に応じて設備補強、増強および機能改修等の措置を行い、未然防止および再発時における最小限の被災となるよう施すこととする。

第2 安全管理局における事前対策

1 横浜市火災予防条例に基づく届出の促進

世田谷電話局接続洞道内火災を契機として、洞道火災対策の万全を期するため、横浜市火災予防条例が改正され、指定洞道等に通信ケーブル等を敷設する者は、あらかじめ、次に掲げる事項を消防署長に届け出なければならないこととなった。(通信ケーブル等を敷設する区域が2以上の消防署の管轄区域にわたるときは、安全管理局長に届け出る。)

なお、届出時には、工事又は作業を行う場合の火気管理、喫煙管理等の出火防止と職員、作業員に対する防火上必要な教育訓練に関する指導を行うものとする。

- (1) 指定洞道等の経路、出入口、換気口等の位置
- (2) 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

2 警防査察の実施

横浜市火災予防条例に基づく届出があったときは、警防査察を実施し、指定洞道等の実態を把握するものとする。

3 119番非常切替装置の運用訓練の実施

通信回線の障害等により安全管理局で119番通報が受信不能となった場合、最寄の消防署に切替えて受信できる119番非常切替装置の運用訓練を実施する。

第3 安全管理局における応急対策

安全管理局における応急対策としては、災害防ぎょ活動及び119番電話不能地域に対する災害覚知体制の強化を図ることとする。

1 洞道等の火災における防ぎょ活動

火災発生時は早期に関係者を招集し、内部構造、火点及び延焼範囲を把握するとともに、大部隊運用により、大量注水による水没又は消火剤による窒息消火活動を実施する。

なお、消防活動上の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 洞道等の火災は、早期に関係者(管理者等)を確保して緊密な連携を図り、構造、深さ、規模、傾斜及び収容物を把握し、延焼範囲と延焼方向を確認又は予測して活動方針を決定する。
- (2) 洞道等の火災は、進入口が広範囲に設置してあるマンホール、換気口等に限定され消火力が分断されるので、活動拠点となる進入口には、指揮隊を指定して前進指揮所を設置する。
- (3) 状況の急変に対する緊急時の避難口を確保し、進入及び活動は現場指揮本部が統括する。

- (4) 直接注水による消火活動は、高温の熱気及び注水による強烈な熱風の噴き返しに対応するため、冷却用及び排熱用援護注水筒先を配備する。

2 災害覚知体制の強化

洞道等の火災又はその他の事故等により電話回線に障害が発生した場合は、119番非常切替装置により対応するとともに、電話の通話不能区域に対し、災害覚知体制の強化と災害の未然防止等を図るため、次の応急対策を実施する。

(1) 災害覚知体制の強化

- ア 消防機動二輪隊を派遣し、災害の早期発見及び市民等からの通報に備える。
- イ 高所見張員を自署所の屋上等へ派遣し、災害の早期発見に努める。
- ウ 航空隊による上空からの災害の早期発見に努める。
- エ 災害監視カメラによる災害の早期発見に努める。

(2) 連絡体制の強化

消防系、救急系、署系等の無線局を開局し、出場指令及び通信連絡体制を確保する。

(3) 広報の実施

- ア 実施隊等
 - (ア) 消防機動二輪隊
 - (イ) 広報車
 - (ウ) 航空隊
 - (エ) 消防団
- イ 広報内容
 - (ア) 出火防止に関すること。
 - (イ) 火災・救急等の通報手段に関すること。
 - a 最寄の消防署、消防出張所等への通報
 - b 巡回中の消防機動二輪隊、広報車への通報

第2節 地下工事等に伴う災害対策

1 目的

都市空間の高度利用化に伴い、市街地における大規模な地下工事は、今後ますます増加していく傾向を示している。とくに、路面の開さく等を伴わないシールド工法による地下工事は、都市の実態に即した工法として多く採用されてきている。

人家等の過密地区や輸送・交通輻輳地域等における施工、近接工作物や既設埋設物と錯さうする施工などは、ひとたび事故が発生した場合、人的・物的損傷を含む大きな被害となるばかりでなく、広域的な災害への拡大が懸念されている。

この節は、市域におけるこれらの地下工事において、災害の防止を図るため、本市及び本市以外の公益企業者が講ずべき基本的な対策について掲げるものとする。

2 関係法令等の順守

地下工事の施工に関しては、労働安全衛生法、道路交通法、建設工事公衆災害対策要綱（国土交通省）等により安全対策が定められている。また、本市においても下記に掲げる関係局による規程、要領等が定められていることから、地下工事を実施する起業者及び施工者は、これらの関係法令等を順守し、必要な安全対策を図るものとする。

道路局
港湾局
水道局
交通局

3 本市が施工する地下工事

地下工事を実施する関係局は、「横浜市工事安全管理規則」及び各局で定めている「環境創造局工事安全管理実施要領」、「横浜市交通局工事安全管理規程」、地下鉄建設工事現場での点検項目をまとめた「安全点検手帳」等の要領や規程により災害の防止に努めるものとする。

また、本市では、発注する工事等における公衆災害及び労働災害を防止するため、「横浜市工事安全管理規則」において、特に公衆災害を引き起こすおそれのあるものを「安全管理指定工事」に指定している。この指定工事の場合、通常の工事監理業務に加えて、工事安全担当員による安全管理計画の審査、工事現場の安全点検等を行うこととしている。

4 道路工事に伴う対策

道路工事や占用工事については、従来から道路の掘り返しが頻繁なために道路交通の障害になるばかりでなく、著しく不経済となるため、主にこれら諸工事の施工時期及び施工方法の調整に重点をおいて、対策を講じている。本市では、道路管理者の立場において事故防止を図る観点から、主に次のような対策を講じている。

(1) 工事に関する一般的な対策

一般的な対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 横浜市道路工事調整連絡協議会による道路工事と占用工事の施工時期、施工方法についての調整 2 当該協議会の工事安全対策部会による事故防止講習会、工事施工方法の改善、ガス事業者との協議 3 地下占用物件の実態把握 4 占用物件埋設後の維持管理の徹底
--------	---

(2) ガス爆発事故対策

ガス爆発事故防止に関する措置については、次の内容により「ガス爆発事故の防止に関する措置について（昭和45年建設省通達）」の基本対策が発せられており、これに基づき対応するものとする。

ガス爆発事故対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路工事と道路占用工事の長期計画の策定と調整 2 共同溝の建設促進 3 占用物件台帳等の整備 4 ガス導管の監視、保安確保にかかる責任体制の明確化
----------	--

5 事故発生時の対応

事故発生時には、人命尊重を最優先とし、全力をあげて災害の拡大防止に努めるものとする。

- (1) 地下工事等を実施する起業者及び施工者は、事故等が発生した場合は、速やかに関係機関等に対して的確な通報及び連絡を行うとともに、必要な措置を実施しなければならない。
- (2) 関係各区局長は、事故の発生を覚知したときは、事業所及び警察署等の防災関係機関と連携をとり、直ちに事故の状況等を調査・把握するものとする。
- (3) 関係各区局長は、事故が周辺施設及び住民などに深刻な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合、災害の態様に応じて本編の他の各章節で定める状況に即した必要な応急対策を実施するとともに、情報を整理・集計し、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）に報告するものとする。

第3節 群衆流動等による雑踏事故対策

大規模な行事等によっては、会場（関連施設を含む。）やその周辺、利用駅等に一時的に大量の人々が滞留することにより、混乱やパニックなど、様々な危険が潜在しており、状況によっては大規模な人的被害の発生が予測される。

行事等の雑踏事故については、その主催者（運営支援を含む。）が中心となって、事故防止対策を確立することが原則である。

この節では、大規模な行事等において、不特定多数の群衆が滞留、流動することにより混乱等が予測される場合、又は雑踏事故が発生した場合に、被害の軽減を図るため、本市及び関係機関等が実施すべき事項を定める。

1 想定災害

想定災害の種別	大規模な行事等における群衆流動等による雑踏事故
---------	-------------------------

※ 雑踏事故…雑踏事故とは、群衆心理の影響を大きく受けながら、雑踏によって発生する人身事故、物的破損事故、来場者の紛争等をいう。

2 大規模な行事等の対象

この節で対象とする大規模な行事等は、次のとおりとする。

本市で開催される大規模な行事のうち、特定の時間帯において、一定の区域に来場者が集中することにより混乱等の発生が予測され、かつ、雑踏事故が発生した場合、被害の拡大の危険性が高いと見込まれるもので、市長が必要と認めるもの（例：国際花火大会等）

3 事前対策

(1) 主催者（実行委員会等を含む。）の事前対策

ア 危険要因等の調査・分析

主催者は、行事等の内容、規模、開催時間、天候等を踏まえ、事前に様々な危険要因等の調査・分析を実施し、これらの危険要因等を警備対策に反映させる。

イ 検討会の設置

主催者は、会場等の警備担当事業者、警察、横浜市、関係公共交通機関、施設管理者等で構成する検討会を設置し、警備対策について協議検討する。

ウ 警備計画の作成

主催者は、会場等の実地踏査や検討会での協議内容等を踏まえ、行事全体の警備計画を作成するとともに、関係機関への周知を図る。

警備計画に定める事項は、概ね次のとおりとする。

- ・会場等の設営に関すること
- ・警備本部の設置・運営に関すること
- ・情報受伝達体制及び方法に関すること
- ・会場及び周辺の警備並びに警備員等の配置に関すること
- ・避難経路、避難口等の避難誘導に関すること
- ・仮救護所の設置及び医師、看護師等による救護措置の実施に関すること
- ・会場及び周辺地域の交通整理並びに公共交通機関への誘導に関すること
- ・事故発生時の医療機関との連携に関すること
- ・警察、本市関係区・局等への報告に関すること
- ・その他、行事等の内容・規模、開催時間等に応じて、必要な事項に関すること

安全管理局

主催者

県警察

公共交通機関

経済観光局
開港150周年・創造
都市事業本部
安全管理局
健康福祉局
環境創造局
道路局
港湾局
交通局
関係区局

エ 事前広報

主催者は、行事等の開催にあたり来場者の混乱を防止するため、次項について事前広報を実施する。

- ・ 行事等の概要
- ・ 車両の交通規制と迂回路
- ・ 駐車場の有無及びその場所
- ・ 公共交通機関の案内
- ・ 会場周辺における歩行者等の動線及び迂回路
- ・ その他雑踏事故を防止する上で必要な事項

(2) 警察の事前対策

ア 警察は、公共の安全と秩序の維持を図るため、雑踏警備実施の必要があると認められた時は、自主警備態勢等、行事の内容を総合的に判断し、警察警備計画を策定する。

イ 主催者が作成する警備計画について、指導、助言を行う。

(3) 公共交通機関の事前対策

公共交通機関の事業者は、行事等に関係する所管の駅舎等において、必要に応じて駅員等による乗降客の誘導など、雑踏事故の防止に備える。

また、主催者からの要請に基づき、可能な範囲で、増便によるダイヤの変更等必要な措置について、協力するものとする。

(4) 施設管理者等関係機関の事前対策

行事等が開催される会場等の管理者は、群衆流動等による雑踏事故を防止するため、主催者、警察、安全管理局、関係機関等と事前に協議するとともに、連絡体制などの確立に努める。

(5) 本市の事前対策

ア 経済観光局・都市経営局（開港150周年・創造都市事業本部）・行事等を主催共催する区局主催もしくは共催する行事等の開催に際しては、事前に開催概要等を関係区局等に周知するとともに、共催する場合は主催者との連絡調整を行う。

イ 安全管理局

行事等の開催に際しては、区局及び関係機関と情報連絡体制を確立し、群衆流動等による雑踏事故発生時に迅速かつ的確な応急活動を早期に行えるようにする。

また、主催者あるいは所管区局から要請がある場合については、警備計画等について、指導、助言等を行う。

ウ 健康福祉局

医療関係機関と緊密な連携を図り、発災時における受入体制や医療救護班の派遣等に関して事前に調整するとともに情報連絡体制を確立する。

エ 環境創造局

環境創造局で所管する施設等において行事等が開催される場合、施設等の管理上の対策について、主催者、警察、関係機関等と事前に協議するとともに、情報連絡体制を確立する。

オ 道路局・関係土木事務所

道路局で所管する施設の管理上の対策について、主催者、警察、関係機関等と事前に協議するとともに、情報連絡体制を確立する。

カ 港湾局

港湾局で所管する施設等において行事等が開催される場合、施設等の管理上の対策について、主催者、警察、関係機関等と事前に協議するとともに、情報連絡体制を確立する。

キ 関係区局の事前対策

関係区局は、群衆流動等による雑踏事故発生時に迅速かつ的確な応急活動を早期に行えるよう、必要に応じて、関係機関等との事前協議を行うとともに情報連絡体制を整備する。

4 応急対策

(1) 行事等の開催当日の対策

ア 主催者の対策

警備計画に基づき、次の事項を実施する。

(ア) 警備本部の設置

災害情報等の一元化と警備全般を指揮するため、警備本部を設置するとともに、警備責任者を配置する。

(イ) 情報連絡体制の確立

各警備員並びに警察、安全管理局、関係機関等と通信試験の実施などにより情報連絡体制を確立する。

(ウ) 会場等の警備

警備員等による会場及びその周辺の警備並びに公共交通機関への誘導を実施する。

(エ) 来場者の整理

放送設備、案内板、ロープ等の資機材を活用して、無秩序な人の往来や滞留を防止する。来場者が過密となった場合には、来場規制、迂回誘導等適切な措置をとり、群衆の分断・整理を行い、雑踏事故の発生を未然に防止する。

(オ) 来場者への広報

放送設備、広報板等を活用して次項の広報を行う。

- ・避難経路・避難口の確認
- ・避難時の注意事項
- ・仮救護所の位置

イ 警察の対策

警察警備計画に基づき、群衆流動等による雑踏事故を未然に防止する。

(ア) 情報連絡体制の確立

主催者、安全管理局、関係機関等との情報連絡体制を確立する。

(イ) 会場等の警備

主催者、安全管理局、関係機関等と連携し、会場等の警備を実施する。

ウ 本市の対策

(ア) 警戒体制の確立

関係区局は、状況に応じて職員を動員できるように迅速な情報連絡体制を確保するとともに、警戒活動等を実施するため警戒体制を確立する。

主催者

県警察

安全管理局
関係区局

統括者	危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）
事務局	安全管理局危機管理室
組織構成	健康福祉局、環境創造局（所管する施設等において行事等が開催される場合）、経済観光局・都市経営局（開港150周年・創造都市事業本部）（行事等を主催・共催する場合）、道路局、港湾局（所管する施設等において行事等が開催される場合）、安全管理局、危機管理統括責任者が指定する区局
設置基準	1 大規模な行事等が開催される場合（行事開催の概ね3時間前から） 2 その他、危機管理統括責任者が必要と認めるとき
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 行事終了後、事故発生のおそれなくなったと判明した場合

(イ) 警戒体制時の主な活動

関係区局	主な活動
健康福祉局	1 医療機関との連絡調整に関する事
環境創造局	1 所管する施設等の管理上の対策に関する事 2 災害情報等の情報の収集・伝達に関する事
経済観光局・都市経営局（開港150周年・創造都市事業本部）	1 行事等の進行状態等の把握に関する事 2 主催者との連絡調整に関する事
道路局	1 所管する施設等の管理上の対策に関する事 2 災害情報等の情報の収集・伝達に関する事
港湾局	1 所管する施設等の管理上の対策に関する事 2 災害情報等の収集・伝達に関する事
安全管理局	1 主催者、警察、関係区局等からの行事等に関する情報収集及び伝達に関する事 2 災害情報等の収集・伝達に関する事 3 会場等の警備に関する事 4 救急業務に関する事 5 その他、警備上必要な措置に関する事
統括者が指定する区局	1 災害情報等の収集・伝達に関する事 2 その他、警備上必要な措置に関する事

主催者

(2) 災害応急活動時の業務分担

大規模な行事等において、群衆流動等による雑踏事故が発生した場合の主催者及び主な防災関係機関の業務分担は、次表による。

主な活動	関係機関	主催者	安全管理局	警察	関係区局
通 報		◎	○	○	
避 難 誘 導		◎	○	○	○ (区)
消 防・警 察 等 へ の 報 告		◎			
現 場 指 揮 本 部 の 設 置		○	◎		
情 報 収 集		◎	○	○	○
警 戒 区 域 の 設 定		○	◎	○	○
人 命 検 索・救 助		○	◎	○	
救 急・救 護 活 動		○	◎	○	
現 場 広 報		○	◎	○	○
群 衆 整 理		○	○	◎	
被 害 状 況 調 査 収 集		○	◎	○	◎ (まとめ)
災 害 対 策 本 部 の 設 置		○	◎	○	○

◎：主務機関 ○：協力機関

(3) 雑踏事故発生時の対策

ア 主催者の対策

(ア) 通報

群衆流動等による雑踏事故が発生した場合は、直ちに事故発生日時、場所等必要事項を警察及び消防に通報する。

(イ) 関係機関への報告

主催者は、雑踏事故が発生した場合には、事故概要及び負傷者の状況等について、警察、消防、市・区本部等の関係機関に随時、報告する。

(ウ) 負傷者の救出・救護及び避難誘導

警察、消防等と連携し、負傷者の救出・救護の支援を実施するとともに、周辺の混乱を防止するため、群衆等の避難誘導を行う。

(エ) 現場広報

安全管理局、警察、関係機関等と協力し、混乱の制止と人心の安定を図るため、速やかに次項の広報を行い、事故の拡大防止に対する協力を得る。

- ・ 事故発生と現在の状況に関すること
- ・ 避難誘導の実施状況に関すること
- ・ 迂回路、避難場所及び立ち入り・停滞等の禁止区域の設定等に関すること
- ・ その他必要な事項に関すること

(オ) 行事等の中断（中止）措置

主催者は、関係機関と協議し、状況に応じて行事等の中断、中止措置をとる。

イ 警察の対策

(ア) 情報収集及び共有

事故の概要、負傷者の人数、負傷者の状態等の情報収集に努め、関係機関との情報共有を行う。

(イ) 負傷者の救出・救護及び避難誘導

安全管理局等との連携を図りながら速やかに負傷者等を救出・救護するとともに、群衆の避難誘導を行う。

(ウ) 警戒区域の設定

負傷者等を救出・救護するとともに二次災害を防止するため、安全管理局等と連携して、警戒区域を設定する。

(エ) 現場広報

主催者等との連携により、必要な広報を実施する。

ウ 本市の対策

(ア) 事故発生のお知らせ

行事等に関係する各区局は、会場等における事故を覚知した場合は、直ちに警察、消防に通報するとともに、遅滞なく安全管理局危機管理室に通報する。

通報連伝達先	安全管理局危機管理室 TEL671-2064
--------	------------------------

また、雑踏事故発生後の被害状況により、「警戒体制」から以下の「(イ)災害対策警戒本部」または、「(ウ)災害対策本部」に移行する。

(イ) 災害対策警戒本部

区 分	市警戒本部	区警戒本部
警戒本部長	危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）	危機管理責任者（副区長）
事務局	安全管理局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	都市経営局、健康福祉局、環境創造局（所管する施設等において行事等が開催される場合）、経済観光局・都市経営局（開港150周年・創造都市事業本部）（行事等を主催・共催する場合）、道路局、港湾局（所管する施設等において行事等が開催される場合）、安全管理局、病院経営局及び危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が指定する局	区警戒本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 雑踏事故により、相当の被害が発生し、市災害対策本部の設置にいたらない場合 2 その他、危機管理統括責任者（安全管理局危機管理担当理事）が必要と認める場合	1 区域に相当の被害が発生し、区災害対策本部の設置にいたらない場合 2 市警戒本部長から設置の指示を受けた場合 3 その他、区警戒本部長が必要と認める場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 行事終了後、事故発生のおそれなくなったと判明した場合	1 市警戒本部体制が廃止された場合

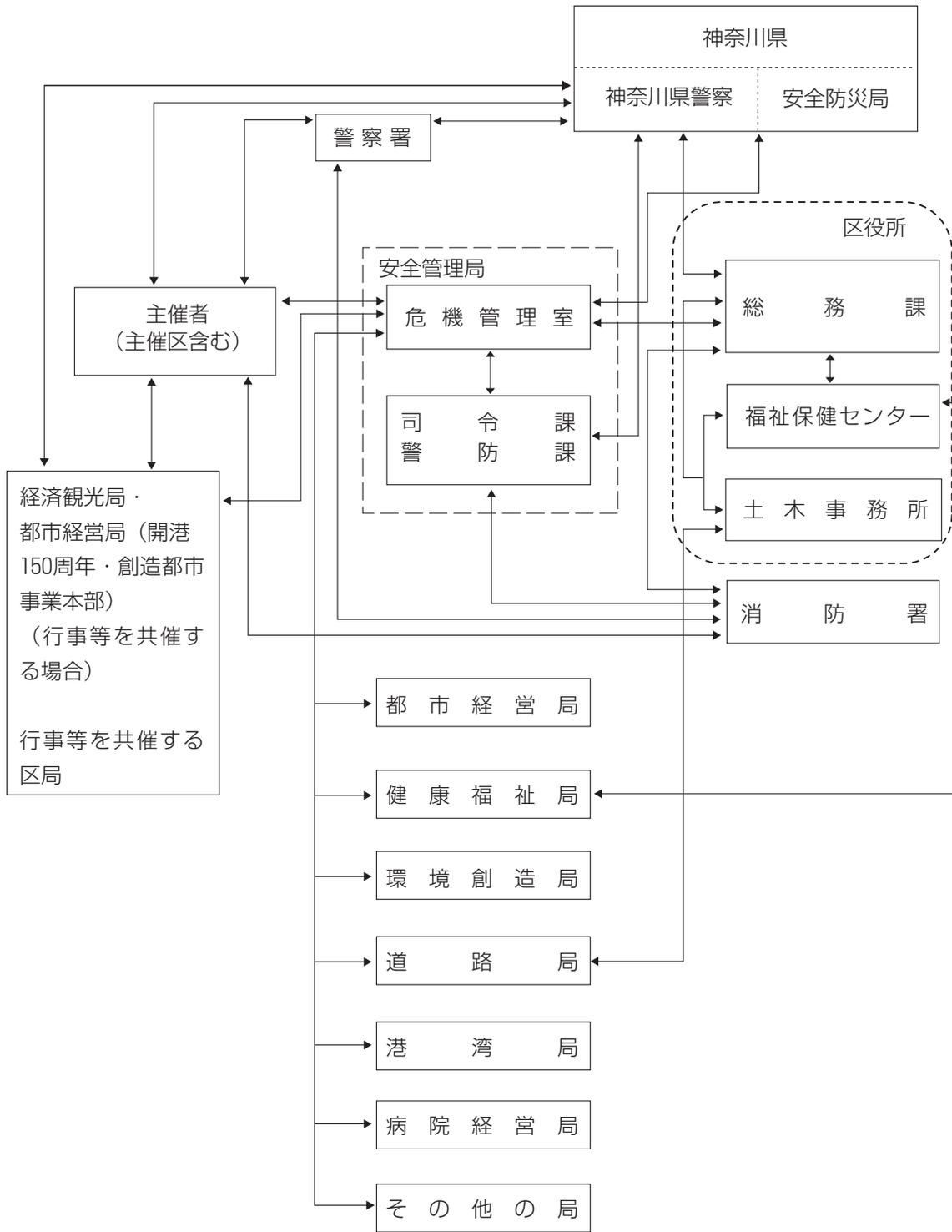
(ウ) 災害対策本部

区 分	市本部	区本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	安全管理局危機管理室	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	市警戒本部構成局を原則とし、必要に応じて市長が追加する。	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 雑踏事故により、災害救助法の適用基準を上回る人的被害の発生または発生すると予想される場合 2 その他、市本部長が必要と認める場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 雑踏事故により、区内で災害救助法の適用基準を上回る人的被害の発生または発生すると予想される場合 2 市本部長から設置の指示を受けた場合 3 その他、区本部長が必要と認める場合
廃 止 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 他の体制へ移行する場合 2 行事終了後、事故発生のおそれなくなったと判明した場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部体制が廃止された場合

(二) 関係区局事務分掌

対策の中心となる8局及び区	
関係区局	事務分掌
都市経営局 (開港150周年・ 創造都市 事業本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 横浜市立大学との連絡調整に関すること。 ※1、2については、本部設置時は安全管理部本部運営班において活動 4 主催者との連絡調整に関すること。 5 所管する施設等での被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。 6 所管する施設等における管理上の保安体制強化に関すること。 7 施設管理者等との連絡調整に関すること。
健康福祉局	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関における医療活動及び医療関係情報の集約に関すること。 2 発生現地の仮設救護所への医師の派遣及び応急医療に関すること。 3 医療救護班等の派遣要請に関すること 4 医療機関への協力依頼に関すること。 5 災害救助法の適用及び実施に関すること。 6 必要な薬品、資機材などの調達に関すること。
環境創造局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する施設等での被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。 2 所管する施設等における管理上の保安体制強化に関すること。 3 施設管理者等との連絡調整に関すること。
経済観光局	<ol style="list-style-type: none"> 1 主催者との連絡調整に関すること。 2 所管する施設等での被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。 3 所管する施設等における管理上の保安体制強化に関すること。 4 施設管理者等との連絡調整に関すること。
道路局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する施設等での被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。 2 所管する施設等における管理上の保安体制強化に関すること。 3 シーサイドラインとの連絡調整に関すること。
港湾局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する施設等での被害情報等の収集、伝達、集約に関すること。 2 所管する施設等における管理上の保安体制強化に関すること。 3 海上保安部等関係機関との情報交換及び連絡体制の確認に関すること。 4 港湾関係事業所等との連携に関すること。
安全管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 災害情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関すること。 3 各区局間の総合調整及び統制に関すること。 4 救助・救急活動等の災害対応に関すること。
病院経営局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立病院における医療救護活動に関すること。 2 市立病院における必要な薬品資機材などの調達に関すること。
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 市本部への情報収集要員派遣に関すること。 3 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 避難誘導等に関すること。 6 区民への広報に関すること。 7 消防、警察への協力に関すること。
雑踏事故等発生 施設の所管局	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者等の避難誘導及び職員の安全避難に関すること。 2 市本部への情報連絡要員の派遣に関すること。 3 消防、警察への協力に関すること。

(カ) 連絡系統図



資料

巻末資料 目次

横浜市防災計画
都市災害対策編

巻末資料

第5部 第1章 大規模火災対策関係資料

1-1	地下街の現況及び消防用設備等の設置状況	245
1-2	地下街と一体とみなした防火対象物一覧	246
1-3	高層建築物の階数別対象物の現況	247
1-4	高層建築物の用途別対象物の現況	248
1-5	ガス漏れ火災警報設備の設置義務対象物の現況	249
1-6	特定地下街等のガス監視盤等の設置状況	250
1-7	通報に対する出動判断基準（東京ガス株）	251
1-8	東京ガス株の特別出動体制（本社地区）	252
1-9	都市ガス等の性状	253

第5部 第2章 危険物等災害対策関係資料

2-1	都市ガス施設等の現況	254
2-2	高中圧ガス導管系統図	255
2-3	東京ガス株の対策本部の種別・体制区分に関する適用条件	256
2-4	東京ガス株の非常災害対策支部 初動措置時の 支部組織と担当業務表	258
2-5	無線通信の系統とその方法（東京ガス株）	259
2-6	消防法に定める危険物の類別ごとの一般的性質と応急措置	260
2-7	危険物製造所等の現況	262
2-8	毒物、劇物の主な特性	263
2-9	塩素ガスの拡散予測	264
2-10	塩素ガス漏洩時の避難区域の設定	268
2-11	政令等により届出が必要な毒物及び劇物	269
2-12	有毒ガス等による中毒症状に使用する薬品の保有状況	271

第5部 第3章 海上災害対策関係資料

3-1	横浜港港湾区域及び漁港区域	272
3-2	港湾施設等の現況	273
3-3	横浜管内排出油等防除協議会連絡系統	276
3-4	横浜管内排出油等防除協議会総合調整本部構成員	277
3-5	横浜市海上流出油処理対策研究会	278

第5部 第4章 鉄道災害対策関係資料

4-1	横浜市高速鉄道（市営地下鉄）の現況	279
4-2	横浜市高速鉄道（市営地下鉄）の予防体制及び応急活動体制	282
4-3	鉄道各社の現況	287
4-4	鉄道各社の事故発生時連絡体制	291
4-5	日本貨物鉄道株の連絡体制等	297
4-6	シーサイドラインの施設現況	302
4-7	シーサイドラインの連絡体制等	303

第5部 第5章 道路災害対策関係資料

- 5-1 自動車専用道路等の現況306
- 5-2 主なトンネル部の概況307

第5部 第6章 航空災害対策関係資料

- 6-1 航空燃料の種別と性質310

第5部 第7章 放射性物質災害対策関係資料

- 7-1 放射線に関する基礎知識311

第5部 第9章 その他の災害対策関係資料

- 8-1 電話交換センタ施設等配置図314
- 8-2 横浜市工事安全管理規則315

1-1 地下街の現況及び消防用設備等の設置状況

平成19年4月現在

名 称		ザ・ダイヤモンド	ジョイナス Dブロック	ポルタ	マリナード 地下街	桜木町ゴールデン センター地下街
会 社 名		横浜地下街 株式会社	相模鉄道 株式会社	横浜新都市セン ター株式会社	横浜中央地下街 株式会社	株式会社 横浜協進産業
所 在 地		西区南幸1-4	西区南幸1-5-1	西区高島2-16	中区港町5-24-2	中区桜木町1-1
規模等	延面積（平方メートル）	63,049	2,608	40,336	5,272	9,607
	店 舗 数	172	13	120	36	47
消火設備	消 火 器	○	○	○	○	○
	屋 内 消 火 栓	○	○	○	○	○
	スプリンクラー消火設備	○	○	○	○	○
	泡 消 火 設 備	○	○	○	-	-
	二酸化炭素消火設備	○	-	○	-	-
	ハロゲン化物消火設備	○	-	○	○	○
	採 水 口	-	○	-	○	○
警報設備	自動火災報知設備	○	○	○	○	○
	漏電火災警報器	-	-	-	-	-
	消 防 通 報 設 備	○	○	○	○	○
	非 常 放 送 設 備	○	○	○	○	○
	ガス漏れ火災警報設備	○	○	○	○	○
設 避 難 備	誘導灯（避難口・通路）	○	○	○	○	○
	避 難 階 段	○	-	○	○	○
消 防 用 水		○	-	○	○	○
消 防 活 動 上 必 要 な 施 設	排 煙 設 備	○	○	○	○	○
	連 結 送 水 管	○	○	○	○	○
	スプリンクラー送水口	○	○	○	○	○
	ドレンチャー送水口	-	-	-	-	-
	非常コンセント設備	○	○	○	○	○
	無線通信補助設備	○	○	○	○	○
そ の 他	自 家 発 電 設 備	○	○	○	○	○
	蓄 電 池 設 備	○	○	○	○	○
	防 災 セ ン タ ー	○	○	○	○	○
	監視用テレビカメラ	○	○	○	○	-
	非常電話（センター直通）	○	○	○	○	○
	非常電話（隣接センター）	○	○	○	-	-
	停電自動放送装置	○	-	-	-	-
	地震自動放送装置	○	○	-	-	-
	消 防 隊 進 入 口	○	-	○	○	-
	消 防 隊 専 用 栓	○	○	○	○	○
	自 然 採 光 塔	-	-	○	○	-
	避 難 広 場	-	-	○	○	-
	防 火 区 画	○	○	○	○	-
	火気使用店舗配置	○	○	○	○	○
共同防火管理協議会	○	○	○	○	○	
統括防火管理者	○	○	○	○	○	
消 防 計 画	○	○	○	○	○	

1-2 地下街と一体とみなした防火対象物一覧（消防法施行令第9条の2）

平成19年4月現在

名 称	場 所	用 途	地下階層	地下延面積 (㎡)	接続地下街
横浜ステーションビル (シアル)	西区南幸1-1-1	物 品 販 売 飲 食 店	B 2	4,056	ザ・ダイヤモンド
新 相 鉄 ビ ル (高島屋、ジョイナス)	西区南幸1-5-1	百 貨 店 物 品 販 売 飲 食 店	B 2	40,694	
横 浜 天 理 教 館	西区北幸1-4-1	物 品 販 売 飲 食 店 銀 行	B 2	3,381	
岩 崎 学 園 ビ ル (ヨドバシカメラ)	西区北幸1-2-7	物 品 販 売 学 校	B 3	13,354	
甘 糟 西 口 ビ ル (おかだやモアーズ)	西区南幸1-3-1	物 品 販 売 飲 食 店	B 3	6,944	
横 浜 東 急 ホ テ ル	西区南幸1-1-12	ホ テ ル 飲 食 店	B 2	2,866	
横 浜 東 洋 ビ ル	西区北幸1-1-8	物 品 販 売 飲 食 店 事 務 所	B 3	6,046	
横 浜 駅 前 ビ ル デ ィ ン グ	西区北幸1-1-13	物 品 販 売 飲 食 店	B 3	3,044	
横 浜 タ ー ミ ナ ル ビ ル (ルミネ)	西区高島2-16-1	物 品 販 売 飲 食 店	B 3	22,707	横浜東口地下街 (ポルタ)
J R 東 日 本 横 浜 駅	西区高島2-16-1	業 務 施 設 (飲食店あり)	B 2		
横 浜 新 都 市 ビ ル (横浜そごう)	西区高島2-30	百 貨 店 文 化 ホ ー ル 飲 食 店	B 3	49,774	
横 浜 新 都 市 ビ ル (スカイビル)	西区高島2-19	百 貨 店 飲 食 店	B 3	12,565	
崎 陽 軒 ヨ コ ハ マ ジ ャ ス ト 3 号 館	西区高島2-13	飲 食 店	B 2	2,010	
京 浜 急 行 横 浜 駅	西区高島2-16-1	鉄 道 駅 者	B 1	702	
相 鉄 ・ 高 島 屋 共 同 ビ ル (ベイシエラトン)	西区北幸1-3-1	ホ テ ル 物 品 販 売 事 務 所	B 6	23,337	ザ・ダイヤモンド ジョイナスDブロック
横 浜 フ ザ ー ス ト ビ ル	西区北幸1-6-1	事 務 所	B 3	1,985	

資
料

1 - 3 高層建築物の階数別対象物の現況

平成19年4月1日現在

行政区	5F 以下	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	13F	14F	15F	16F	17F	18F	19F	20F	21F 以上	合計
鶴見	7	1	4	2	1	2	70	3	2	6	1							99
神奈川	2		4	1	7	3	64	5	3	7	1		1	2	4		10	114
西			3	4	6	7	95	4	1	7	1			2			19	149
中	7	2	2	8	14	41	119	29	17	30	8	1	1	2	1	2	14	298
南	2			1			65	1		12	1		1		1			84
港南	1	1		2	1		13		2	8							2	30
保土ヶ谷		1			2		9	5	2	16	3				1		1	40
旭						1	12	6	8	46	4							77
磯子	4				3		20	5		3	2	1						40
金沢	1		1	1		5	31	1	2	32	2						2	78
港北			1	1	16	18	55	7	2	16	4	1		2		1	1	125
緑					4	1	12	8	5	7						1		38
青葉			1		1		16	2		5								25
都筑	1				3		23	13	13	34		1						88
戸塚							18	5	9	13	1						6	52
栄							4	2	1	3	10							20
泉						1	1	5	2	15								24
瀬谷										3								3
合計	25	5	16	20	58	79	627	101	69	263	38	4	3	8	8	4	56	1384

1-4 高層建築物の用途別対象物の現況

平成19年4月1日現在

用途 行政区	1項イ 劇場等	3項口 飲食店	4項 百貨店 等	5項イ ホテル 等	5項口 共同 住宅等	6項イ 病院等	6項口 福祉 施設等	7項 学校	11項 寺院等	12項イ 工場等	13項イ 駐車場 等	14項 倉庫	15項 その他 事業所	16項イ 複合 用途	16項口 複合 用途	計
鶴見					60	1	1			4		1	8	7	16	99
神奈川					64			2		1	1	2	8	21	15	114
西	1			4	81	1			1				12	34	15	149
中				11	114	1	1		2		4	2	40	79	44	298
南					66	1							1	6	10	84
港南					23	1							1	4	1	30
保土ヶ谷					28			2						7	3	40
旭					69	1	1							4	2	77
磯子					12					1			15	21	1	40
金沢					72	1		2		1			1	2		78
港北		1	1	5	66	1			1				26	19	5	125
緑					27			9						2		38
青葉					19	1								4	1	25
都筑					79	1								6	1	88
戸塚					45			1		1			1	5		52
栄					17									3		20
泉					22			1						1		24
瀬谷					3											3
合計	1	1	1	20	866	10	3	17	4	8	5	5	103	225	114	1384

1-5 ガス漏れ火災警報設備の設置義務対象物の現況

平成19年4月1日現在

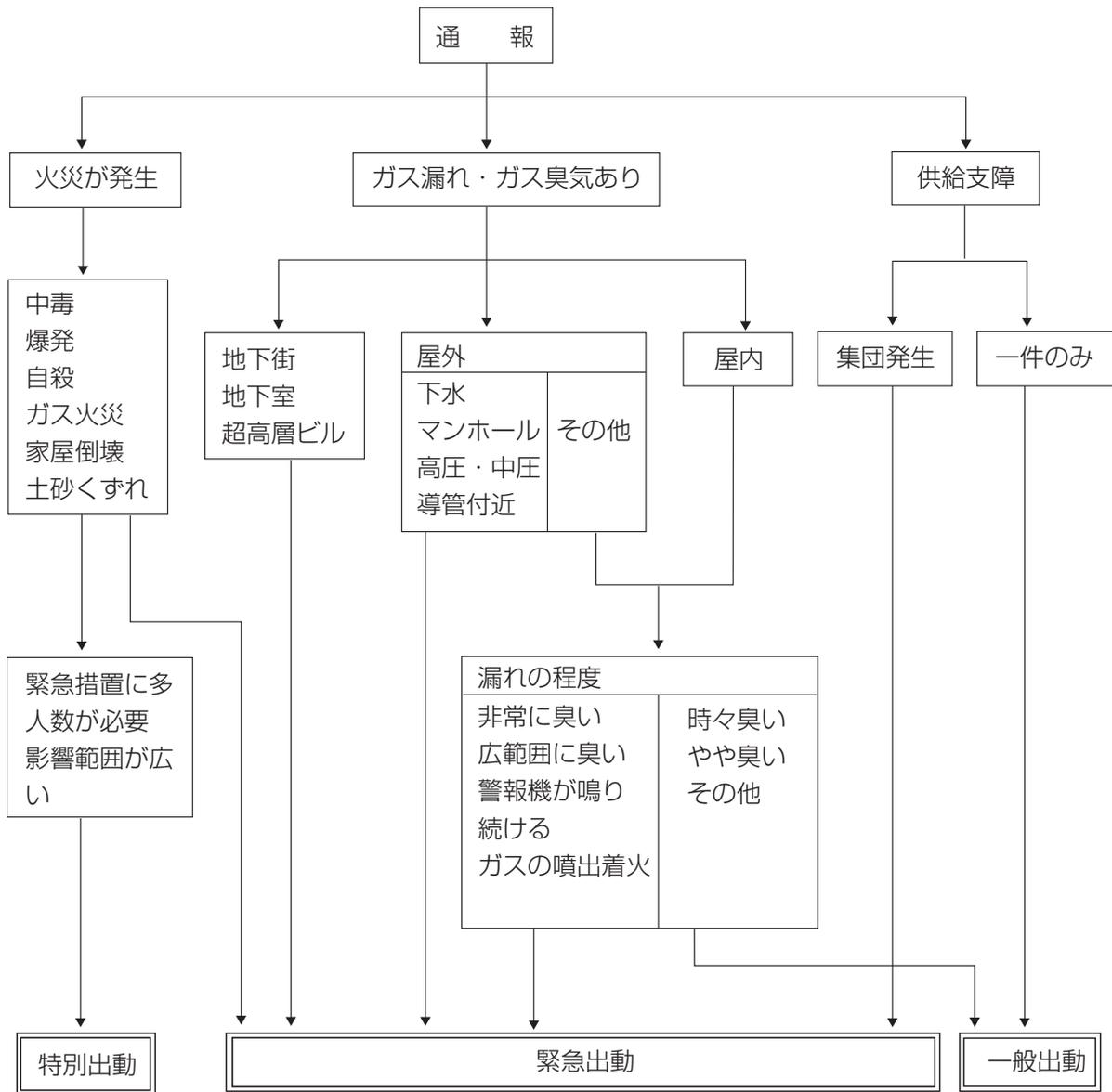
用途 行政区	劇場等	集会場等	百貨店	ホテル等	病院等	福祉 施設等	特定複合 用途対象物	地下街	合計
鶴見	1		3	2	4	4	14		28
神奈川			2		8	8	52		70
西	1	1	1	2	2	2	46	3	58
中	1	2	2	11	2	7	77	2	104
南		1	2		2	7	4		16
港南			3		2	9	10		24
保土ヶ谷					4	7	7		18
旭			3	2	6	18	9		38
磯子			1		1	5	13		20
金沢			5		3	8	13		29
港北		2	4	2	3	11	29		51
緑			3		3	8	4		18
青葉			3		5	14	18		40
都筑			3		1	12	19		35
戸塚					4	7	23		34
栄					2	6	5		13
泉					2	10	5		17
瀬谷						8	6		14
合計	3	6	35	19	54	151	354	5	627

1-6 特定地下街等のガス監視盤等の設置状況

対 象 名	ガス監視盤	緊急ガス遮断弁		ガス漏れ 警 報 器	安全確認弁 開閉表示盤	引き込み管 ガス遮断装置
		低 圧	中 圧			
横 浜 地 下 街 (ザ・ダイヤモンド)	○	○	—	○	○	○
横 浜 駅 東 口 地 下 街 (ポ ル タ)	○	○	○	○	○	○
相 鉄 ジ ョ イ ナ ス D ブ ロ ッ ク	○	○	○	○		○
横 浜 中 央 地 下 街 (マリナード地下街)	○	○	—	○		○
桜木町ゴールデンセンター	○	○	—	○		○
横 浜 高 島 屋	○	○	—	○		○
横 浜 東 急 ホ テ ル	○	○	—	○		○
大 洋 ビ ル	○	—	○	○		○
甘 糟 西 口 ビ ル (横浜岡田屋モアーズ)	○	○	○	○		○
横 浜 東 洋 ビ ル	○	○	○	○		○
横浜ステーションビル (シ ア ル)	○	○	○	○	○	○
横浜天理教館ビル	○	○	○	○		○
岩 崎 学 園 ビ ル (横 浜 三 越)	○	○	○	○		○
横浜ターミナルビル (ル ミ ネ)	○	○	○	○	○	○

資
料

1-7 通報に対する出動判断基準 (東京ガス株)



資料

1-8 東京ガス(株)の特別出動体制(本社地区)

特別出動体制		第 1 次	第 2 次	第 3 次
事故内容(例)	中毒・爆発	・多数の中毒者 ・地下室の爆発	・集合住宅・マンホールの爆発	・地下街の爆発
	着火・ガスによる火災	・低圧本管	・中圧管	・高圧管
	導管の損壊によるガスの噴出	・低圧本管	・中圧管 ・他の工事覆工内の損壊	・高圧管 ・大規模他工事の覆工内
	供給支障	・30～99件	・100～299件	・300件以上
	その他	・大規模な火災・事故による大規模避難勧告、大規模交通規制、家屋の破壊	・第1次で対応できない場合	・第2次で対応できない場合 ・その他大規模な被害のおそれのあるもの
事故現場における体制及び役割	総括指揮者 └─ 緊急作業班 (緊急出動・本修理作業) └─ 供給作業班 (中圧等供給操作・圧力管理) └─ 連絡記録班 (事業所、消防等との連絡) └─ 巡回状況調査・被災者対策班 └─ 広報担当 (報道、広報、情報収集)	総括指揮者 └─ 副指揮者 └─ 緊急作業班 (緊急出動・本修理作業) └─ 供給作業班 (中圧等供給操作・圧力管理) └─ 連絡記録班 (事業所、消防等との連絡) └─ 副指揮者 └─ 被災者対策総務班 (被災状況調査・対策) └─ 大口需要家対策班 (大口需要家対策) └─ 巡回状況調査班 (需要家状況調査、閉開栓対策) └─ 広報担当 (報道、広報、情報収集)	総括指揮者 └─ 副指揮者 └─ 緊急作業班 (緊急出動・本修理作業) └─ 供給作業班 (中圧等供給操作・圧力管理) └─ 連絡記録班 (事業所、消防等との連絡) └─ 副指揮者 └─ 被災者対策総務班 (被災状況調査・対策) └─ 大口需要家対策班 (大口需要家対策) └─ 巡回状況調査班 (需要家状況調査、閉開栓対策) └─ 広報担当 (報道、広報、情報収集)	
要員	担当者	緊急作業班 14人 供給作業班 (6) 連絡記録班 1 巡回状況調査 ・被災者対策班 4 広報担当 1	緊急作業班 23人 供給作業班 (8) 連絡記録班 3 広報担当 1 被災者対策総務班 4 大口需要家対策班 (3) 巡回状況調査班 18	緊急作業班 40人 供給作業班 (16) 連絡記録班 4 広報担当 3 被災者対策総務班 13 大口需要家対策班 (7) 巡回状況調査班 70
	指揮者を含む合計	21人(27人)	52人(63人)	133人(156人)
車両	緊急車	2台	3台	5台
	工作車等	9台(12台)	18台(23台)	40台(52台)

(注) 1 必要に応じて事業者間、事業所間の応援体制等により要員を確保する。

2 () 内の数字は、高・中圧の供給操作が必要な場合

1-9 都市ガス等の性状

項目 \ ガス種類	天 然 ガ ス (13A)	プロパンガス (LPG)
発 熱 量	45MJ / Nm ³ (10,750kcal/m ³)	約100MJ / Nm ³ (23,700kcal/m ³)
理 論 空 気 量 (1,000kcal当り)	0.995m ³	0.979m ³
着 火 温 度	630 ~ 730℃	490 ~ 550℃
比 重	0.65	約1.5
供 給 圧 力	水柱100 ~ 250mm	水柱200 ~ 330mm
燃 焼 範 囲	4 ~ 14%	約2 ~ 10%
燃 焼 速 度	35 ~ 47cm/秒	45.5cm/秒
付 臭 剤	TBM+DMS	

注 TBM：ターシャル プチル メルカプタン

DMS：ディメチル サルファイド

横浜市内の使用都市ガス	すべて13Aを使用				
都 市 ガ ス(13A) の 組 成	メタン	エタン	プロパン	ブタン	合 計
	89.6%	5.6%	3.4%	1.4%	100%
LPG(液化石油ガス)の組成	エタン、エチレン、プロパン、プロピレン、ブタン、プチレン、ブタジエンが組成成分であるが、品質によって組成及び含有量は異なっている。				

2-1 都市ガス施設等の現況

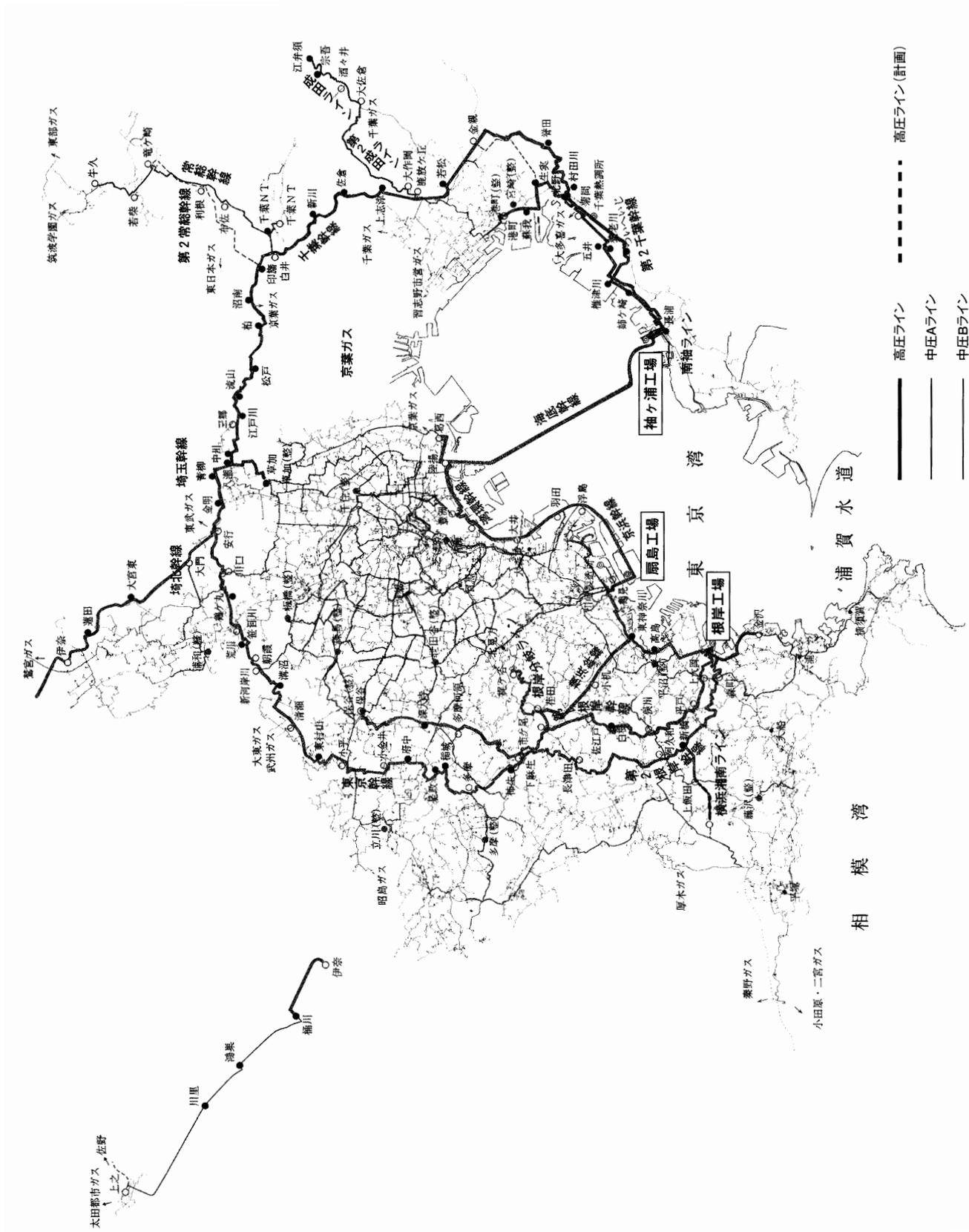
ホルダー基数及び設魔場所

事業所名	種類	容量	基数	所在地
平沼整圧所	中圧球型	200,000m ³	1	西区西平沼町5の55
//	//	100,000m ³	3	//

管路等の現況

横浜市内のガス導管延長 (平成19年3月)	高圧	125km
	中圧A	295km
	中圧B	544km
	低圧	6,241km
	計	7,205km
横浜市内の地区ガバナ箇所数 (平成19年3月)	高圧	12箇所(ガバナステーション)
	中圧A	283箇所
	中圧B	387箇所
	計	670箇所
東京ガス(株) 全域	年間供給量	130億m ³ (45MJ/m ³ 換算、平成17年度)
	需要家件数	982万件 (平成18年3月現在、全社)
横浜市内	年間供給量	11.1億m ³ (45MJ/m ³ 換算、平成17年度)
	需要家件数	130万件
	供給地域	横浜市全域
	普及率	89.7%

2-2 高中圧ガス導管系統図



資料

2-3 東京ガス（株）の対策本部の種別・体制区分に関する適用条件

分類	非常事態の種別	事務局
地震	地震災害	防災・供給部
風水害	風水害（暴風雪・大雨）等災害	//
重大供給支障事故 （製造・供給調整を伴うもの）	工場・サテライト基地の重大事故	//
	高圧幹線・中圧重要路線の重大事故	//
	タンカー・液化設備事故等の需給支障事故	//
	帝国石油等の製造供給支障事故	//
	ガスに起因する大規模な火災・爆発事故	//
社会的影響の大きな重大事故 （製造・供給調整を伴わないもの）	工場の重大事故	エネルギー生産部
	ガスに起因する大規模な火災・爆発事故	導管部
	LNGローリー、サテライト基地の漏洩・火災・爆発事故	広域圏企画部
	タンカー・液化設備等の重大事故	原料部
その他の緊急事態	国内セキュリティ（テロ予告）	総務部
	重大なコンプライアンス違反	コンプライアンス部
	基幹システムのダウン（サイバーテロ等）	IT活用推進部
	海外セキュリティ	海外事業部

体制区分	適用条件
第一次非常体制	1. 震度5弱・5強の地震が発生した場合、その他必要な場合
	2. 供給停止（予想）期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合
	3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合
	4. 武力攻撃事態の発生が予測される場合
	5. 国に武力攻撃事態の発生が予測される場合
	6. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合
第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合
	2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合
	3. 地震警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合
	4. 供給停止（予想）期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合
	5. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合
	6. 数時間以内に武力攻撃事態の発生が予測される場合
	7. 武力攻撃等により、当社設備が被害を受けた、または当社供給区域にて供給支障が発生した場合
	8. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合

非常体制時の本部および支部の分担業務

[本 部]

班名	主な業務	
広報班	広報資料の作成・周知、外部広報対応、プレス発表場所の設営・運営、支社との連携によるマスコミ支局への広報対応	
総務班	本社建物・設備の被害調査・維持管理、経済産業省・局の対応窓口、日本ガス協会との連携、環境（ごみ）管理	
人事班	動員状況の確認、要員配置・社員勤務状況の管理、全社の安否確認の集計及び配信 食料・宿泊施設の確保状況確認、福利厚生施設の管理・運用、健康管理の実施、不足する作業服・ヘルメット等の調達・配布支援	
経理班	会計処理の対応、金融機関等との連携、必要な現金調達、他班への応援	
資材班	復旧用資機材の調達計画、備蓄倉庫内の資機材の在庫管理及びローテーションの実施、取引企業との連絡窓口、他班への応援	
管財班	建物等施設・設備の維持管理、前進基地確保のための折衝	
リビングエネルギー統括班	お客さま保安班	支社支部（本店）の応援計画（マイコンメーター対応、開閉栓対応）、顧客支援計画の作成・実施、TGカスタマー等対応窓口
	お客さまサービス班	顧客からの電話対応、電話応援者の受け入れ対応
	リビング企画班	リビングエネルギー統括班の調整及び広報班と連携した支社（本店）の広報支援
リビング法人営業統括班	設備エンジニアリング事業班	ガス漏洩対応の支援・実施（内管修繕） 内管復旧計画の作成・実施、お客さまサービス班の支援、その他必要な事項
エネルギーソリューション統括班	エネルギー企画班	（エネルギーソリューション本部が担当する）顧客支援計画の作成・実施
広域圏営業統括班	広域圏企画班	広域支社の情報収集・対応支援
	広域圏営業班	卸供給先事業者との連絡・対応窓口
導管ネットワーク統括班	導管班	被害情報の調査・収集、導管事業部の情報収集・対応支援、導管事業部間の応援計画及び復旧計画作成
	緊急保安班	ガス漏洩対応、マイコンメーター対応支援
	防災・供給班	非常災害対策本部事務局、K・Lブロック供給停止判断・実施、製造供給計画の見直し・指示、供給操作設備の点検・維持管理、国・自治体（内閣府・都）の対策本部への対応（要員派遣等）
エネルギー生産統括班	エネルギー生産班	工場の被害情報収集・対応支援、各工場の製造計画見直し、移動式ガス発生設備の運営支援
資源事業統括班	原料班	原料調達計画の調整・実施、関係事業者との連絡窓口、他班への応援
IT統括班	IT活用推進班	通信設備・システムの稼働確保、関係会社との連携
支援班	他班のサポート、応援	

[支 部]

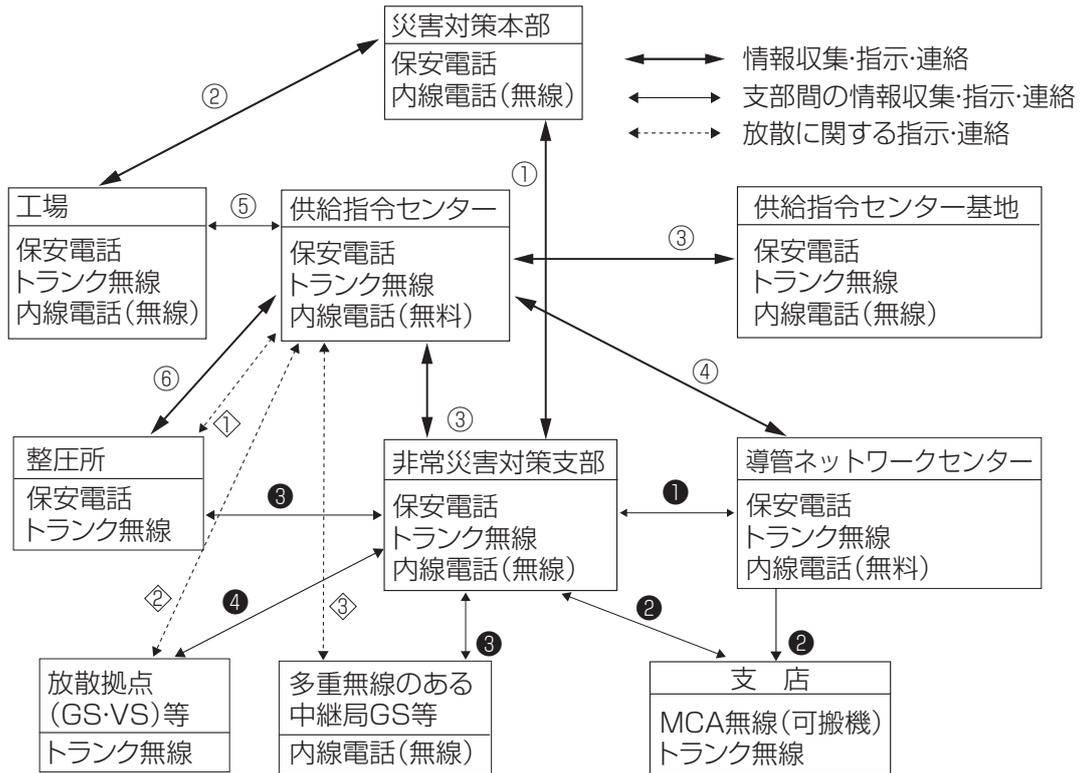
支 部	主 な 業 務
支社支部（本店）	地域行政・地域社会等との連絡窓口、取材対応、自治体の対応（要員派遣等）、マイコンメーター対応、開閉栓対応、顧客支援計画の作成・実施、発災時の機器修理対応支援、他支部との連携
支社支部（広域）	供給停止判断・実施、ガス漏洩対応、マイコンメーター対応、被害情報の収集・対応、顧客からの電話対応、顧客への広報、地域行政・地域社会等との連絡窓口
導管事業部支部	ガス漏洩対応、ガバナ閉・開巡回、マイコンメーター対応支援、被害情報の調査・収集・対応、Lブロック供給停止判断支援、特定需要家対応、他支部との連携
工場支部	工場設備の点検・維持管理、被害情報の収集・対応、ガスの製造調整、移動式ガス発生設備の重点等

2-4 東京ガス（株）の非常災害対策支部 初動措置時の支部組織と担当業務表

第N導管事業部支部		
支部長：導管事業部長 副支部長：GL24所長、導管NC所長、計画推進部長が兼務		
司令班	班長：計画推進部長 副班長：技術Gマネージャー	
・要員及び担当業務調整	・応援の要否判断	
・供給停止措置の検討	・被害復旧情報の集約	
・判断・各班、関係箇所、協力企業との連絡体制	・道路管理者との調整	
・記録、各種資料等の管理	・警察対応	
総務班	班長：総務Gマネージャー 副班長：渉外Gマネージャー	
・所員及び所内施設の被害調査、対策	・前進基地の確保	
・出勤者の人員把握、労務管理ほか庶務全般	・基地駐車場の確保	
・罹災者対策・食料、宿泊施設等の確保		
保安管理班	班長：ガスライト24所長 副班長：緊急保安Gマネージャー	
・漏洩受付、数量確認	・漏洩修理	
第N拠点措置班	班長：導管NC所長 副班長：保全・照会工事Gマネージャー	
・被害、復旧情報の収集・幹線施設点検・ガバナ開閉	・保安管理班応援・重要特定施設点検	
第N内管保安班	班長：内管保安C所長 副班長：内管維持管理Gマネージャー	
・内管漏洩対応	・被害があった場合の措置	
・特定需要家の被害状況把握	・ESV対応	
・マイコンメーター対応		
産業エネルギー班	班長：産業エネルギー部長 副班長：営業第一Gマネージャー	
・特定需要家の被害状況把握	・メーター対応	
・優先支援需要家の被害状況把握	・被害があった場合の措置	
・特定需要家の供給停止措置等の折衝		
都市エネルギー班	班長：都市エネルギー部長 副班長：営業推進Gマネージャー	
・特定需要家の被害状況把握	・メーカー対応	
・優先支援需要家の被害状況把握	・被害があった場合の措置	
・特定需要家の供給停止措置等の折衝		
第N支社支社長	支店班 班長：支店長 副班長：地域広報Gマネージャー	
	・防災関係機関との調整	・ガス供給停止後の対外PR
	・電話受付（漏洩、マイコン等）	・マスコミ対応（支局対応）
	お客さまサービス推進班 班長：お客さまサービス推進部長 副班長：お客さまサービス推進GM	
	・需要家対応（マイコン、機器トラブル、ASVトラブル等、広報対応）	
・エネスタ・エネフィット対応	・一斉閉栓	
営業計画班 班長：営業計画部長		
・支社支部総務	・支社支部各班応援	
住設営業班 班長：住設営業部長		
・支社支部各班応援		

資料

2-5 無線通信の系統とその方法（東京ガス（株））



	通信経路	No.	通信手段		備考
			第1順位	第2順位	
情報収集・指示・連絡	対策本部～支部	①	保安電話	内線電話(無線)	・トランク無線は共通波を使用する。
	対策本部～工場	②	保安電話	内線電話(無線)	
	供給指令C～基地	③	内線電話(無線)	トランク無線 内線電話(無線)	
	供給指令C～NC	④	保安電話	トランク無線 内線電話(無線)	
	供給指令C～工場	⑤	保安電話	トランク無線 内線電話(無線)	
	供給指令C～整圧	⑥	保安電話	トランク無線	
支部内の情報収集・指示・連絡	支部～NC	①	保安電話	トランク無線	・トランク無線は専用波を使用する。
	支部～支店	②	MCA無線(可搬機)	トランク無線	
	支部～中継	③	内線電話(無線)	トランク無線	
	支部～放散	④	トランク電話		
放散に関する指示・連絡	供給指令C～整圧	①	保安電話	トランク無線	・トランク無線は共通波を使用する。
	供給指令C～放散	②	トランク電話		
	供給指令C～中継	③	内線電話(無線)		

資料

2-6 消防法に定める危険物の類別ごとの一般的性質と応急措置

1 第一類危険物

品名	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物、亜塩素酸塩類、臭素酸塩類、硝酸塩類、よう素酸塩類、過マンガン酸塩類、重クロム酸塩類、他
性質	酸化性固体
概要	<p>一般に、単独では不燃性であるが、酸素を多量に含有している強酸化剤である。 これは、分解して酸素を放出しやすく、可燃物と混合したものは、加熱・衝撃・摩擦などによって、直ちに発火して可燃物を激しく燃焼させ、場合によっては爆発することがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水より重く、概して水に溶けやすい。 2 多くのものは、結晶又は粉末である。 3 反応性に富み、分解して酸素を放出する。 4 有機過酸化物を除いては不燃性である。
応急措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 熱分解による酸素の発生を防止することが重要であるので、分解温度以下にするため及び可燃物の燃焼を抑えるため、水を用いた冷却消火を行う。 2 アルカリ金属過酸化物の消火には、乾燥砂等を用いる。 3 有機過酸化物の燃焼の際は、大量の水、泡、二酸化炭素、粉末消火薬剤等を用いる。

2 第二類危険物

主な品名	硫化りん、赤りん、硫黄、鉄粉、金属粉、マグネシウム、他
性質	可燃性固体
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 固体で水より重く水に不溶性である。 2 酸化されやすい。 3 融点は比較的低い。(金属粉は除く。) 4 金属粉は、酸、アルカリに接触すると水素を発生する。 5 自身有毒なもの又は燃焼の際有毒ガスを発生するものがある。
応急措置	1 棒状又は霧状の注水による消火を行う。ただし、金属粉については注意する。

3 第三類危険物

主な品名	カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、黄りん、アルカリ金属、有機金属化合物、金属の水素化物、金属のりん化合物、カルシウム又はアルミニウムの炭化物、他
性質	自然発火性物質及び禁水性物質
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 いずれも固体である。 2 水と発熱反応し、特に金属ナトリウム、金属カリウムは激しく反応し、爆発することがある。 3 酸化カルシウムは不燃である。 4 一般に融点は高い。
応急措置	1 窒息消火として乾燥砂、膨張ヒル石、膨張真珠岩などを使用する。

4 第四類危険物

主な品名	特殊引火物、第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類、第四石油類、動植物油類
性 質	引火性液体
概 要	第四類危険物は、常温で液状の可燃性液体とやや高い温度で液体になる可燃性の固体物質がある。
	1 20℃以下又は20℃を超え、40℃以下の間で液状である。
	2 一般に水に溶解せず、水より軽い。
	3 蒸気は空気より重く、特有の臭気をもつものが多い。
4 いずれも程度の差はあるが可燃性である。	
応急措置	可燃性液体から火災が発生した場合は、空気の遮断、燃焼性物質の除去、液体を引火点以下に冷却するのが一般的である。このうち、窒息消火が最も多く用いられる方法で、次の薬剤を使用するのが通例である。
	泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素消火剤、水噴霧消火剤等

5 第五類危険物

主な品名	有機酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物、ニトロソ化合物、アゾ化合物、ジアゾ化合物、ヒドラジンの誘導体、ヒドロキシルアミン、ヒドロキシルアミン塩類、他
性 質	自己反応性物質
概 要	有機水酸化物の硝酸エステル及び芳香族化合物の多ニトロ化合物が含まれている。これらは燃焼若しくは爆発しやすい物質である。
	1 水より重い固体あるいは液体である。
	2 酸素を含んだ可燃性物質である。
	3 自己燃焼又は爆発を起こしやすい。
	4 化学的に不安定で反応しやすく、外部からの刺激（加熱、衝撃、摩擦、電気スパーク等）により急激に反応を開始する。
5 高温、高湿で分解し、発熱するものもある。	
応急措置	一般に大量注水で冷却消火するが、燃焼速度が速いため、初期あるいは少量の場合以外は消火困難である。

6 第六類危険物

主な品名	過塩素酸、過酸化水素、硝酸、他
性 質	酸化性液体
概 要	酸化性の強酸又は強酸無水物の強い酸化剤がこの類に該当する。
	1 水より重く水によく溶ける。
	2 水と作用して発熱する。
	3 それ自体は不燃性物質である。
4 強酸化性を有する腐食性強酸である。	
応急措置	1 少量流出の場合は状況により大量の水で希釈する。
	2 共存する可燃物が燃焼するので、接触をさける。この火災に水の使用は危険であり、霧状の水の放射程度にし、除去消火を主眼とする。

2-7 危険物製造所等の現況

平成19年3月31日現在

施設別 行政区別	危険 物 施設 数	保 有 事 業 施 設 数	危 険 物 施 設 数	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所					
					屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	下 貯 蔵 所	簡 易 貯 蔵 所	移 動 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給油取扱所			販 売 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所
												営 業 用	自 家 用	航 空 機 等			
総 計	2,149	5,960	70	760	985	174	817	10	1,360	183	422	237	14	25	42	861	
鶴 見	292	1,729	11	165	419	25	97	-	639	78	36	37	2	2	15	203	
神奈川	159	535	3	40	139	19	50	-	116	20	29	18	1	2	9	89	
西	56	97	1	7	1	20	28	-	-	2	6	3	-	2	-	27	
中	231	627	16	47	159	43	79	2	120	9	28	38	5	3	8	70	
南	55	76	-	1	-	3	23	-	1	-	17	3	-	7	-	21	
港 南	55	69	-	6	-	1	21	-	1	-	21	7	-	-	-	12	
保土ヶ谷	94	147	-	17	1	6	46	1	14	1	20	8	-	3	-	30	
旭	117	215	-	23	1	1	57	2	64	4	27	13	-	-	-	23	
磯 子	92	502	7	41	143	5	46	-	148	6	18	12	1	-	9	66	
金 沢	213	454	12	154	44	7	42	1	43	15	24	31	5	-	1	75	
港 北	159	287	3	38	1	11	75	-	58	9	36	9	-	2	-	45	
緑	75	174	7	30	9	6	41	-	27	3	19	3	-	2	-	27	
青 葉	91	134	-	17	4	5	40	-	2	6	32	3	-	-	-	25	
都 筑	148	289	4	49	5	9	56	-	62	3	35	18	-	1	-	47	
戸 塚	134	338	6	73	49	9	58	1	26	25	29	10	-	-	-	52	
栄	58	108	-	32	9	2	21	1	6	-	12	7	-	1	-	17	
泉	60	97	-	4	1	1	14	1	32	2	19	8	-	-	-	15	
瀬 谷	60	82	-	16	-	1	23	1	1	-	14	9	-	-	-	17	

資料

2-8 毒物、劇物の主な特性

火災時の特性	<ol style="list-style-type: none"> 1 温度等により固体、液体、気体のいずれかに変化した状態になるもの 2 物質自体の燃焼で有毒ガスを発生するもの 3 周辺火災で容器が熱せられると爆発するおそれのあるもの 4 他の物質と接触又は混合した場合、爆発するもの 5 水又は空気と作用して爆発又は有毒ガスが発生するもの 6 物質自体毒性が強く、吸入又は接触しただけで人体に重大な影響を及ぼす。
漏洩時又は火災時の処置	<ol style="list-style-type: none"> 1 水で容器を冷却した方がよいものと冷却しない方がよいもの 2 火災で注水できる場合、注水により発火、爆発する場合 3 薬剤消火可能の場合、不可の場合 4 中和剤による処理が必要な場合 5 注水にあたって大量注水を必要とするものと噴霧注水によらなければならない場合

1 シアン化合物の特性等

シアン化合物の種類	シアン化水素、シアン化バリウム、シアン化第一銅、シアン化第二銅、シアン化カリウム、シアン化ナトリウム、シアン化銀、シアン化第二水銀、シアン化ニッケル等															
シアン化水素の特性	<ol style="list-style-type: none"> 1 揮発性液体で猛毒である。 2 火災、高熱物体、火花によって燃える。 3 0℃以下の方がかえって揮発性混合ガスをつくる可能性が多い。 4 長時間保存すると重合を起こして黒褐色に変わり、ときに爆発することもある。特に水分が2%以上、又はアルカリが混じっていると爆発が促進される。 															
シアン化水素の生体に対する生理的症狀（ガス吸入の場合）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>症 状</th> <th>シアン化水素濃度 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数時間後に軽い症状</td> <td>18 ~ 36</td> </tr> <tr> <td>0.5 ~ 1 時間は耐えられる。</td> <td>45 ~ 54</td> </tr> <tr> <td>0.5 ~ 1 時間で生命危険または死亡</td> <td>110 ~ 125</td> </tr> <tr> <td>30分で死亡</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>10分で死亡</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>直ちに死亡</td> <td>270</td> </tr> </tbody> </table>	症 状	シアン化水素濃度 (ppm)	数時間後に軽い症状	18 ~ 36	0.5 ~ 1 時間は耐えられる。	45 ~ 54	0.5 ~ 1 時間で生命危険または死亡	110 ~ 125	30分で死亡	135	10分で死亡	181	直ちに死亡	270	
症 状	シアン化水素濃度 (ppm)															
数時間後に軽い症状	18 ~ 36															
0.5 ~ 1 時間は耐えられる。	45 ~ 54															
0.5 ~ 1 時間で生命危険または死亡	110 ~ 125															
30分で死亡	135															
10分で死亡	181															
直ちに死亡	270															

2 塩素の特性等

塩素の特性	<ol style="list-style-type: none"> 1 塩素は、気体は黄緑色、液体はこはく色で強い刺激臭があり、毒性が強い。 2 気体は空気より2.5倍、液体は水より1.4倍（気温24℃の場合）重い。 3 塩素自体には爆発性も引火性もない。 4 腐食性が極めて強い。 																					
塩素ガスの生体に対する生理的症狀	<table border="1"> <thead> <tr> <th>症 状</th> <th>塩素濃度 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長時間で感ずる。</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>長時間に耐え得る限界（許容濃度）</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>6時間作業しても著明な症状はない。</td> <td>1.0-2.0</td> </tr> <tr> <td>臭気を感じ30分～1時間は耐えられるが、眼・鼻のどに刺激がある。</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>30分～1時間作業の場合、耐え得る限界</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>のどに即座に刺激があり、せきが出る。</td> <td>14.0 ~ 28.0</td> </tr> <tr> <td>30分～1時間で生命危険</td> <td>35.0 ~ 50.0</td> </tr> <tr> <td>30分～1時間で死亡</td> <td>35.0 ~ 50.0</td> </tr> <tr> <td>直ちに死亡</td> <td>900.0以上</td> </tr> </tbody> </table>	症 状	塩素濃度 (ppm)	長時間で感ずる。	0.35	長時間に耐え得る限界（許容濃度）	1.0	6時間作業しても著明な症状はない。	1.0-2.0	臭気を感じ30分～1時間は耐えられるが、眼・鼻のどに刺激がある。	3.5	30分～1時間作業の場合、耐え得る限界	4.0	のどに即座に刺激があり、せきが出る。	14.0 ~ 28.0	30分～1時間で生命危険	35.0 ~ 50.0	30分～1時間で死亡	35.0 ~ 50.0	直ちに死亡	900.0以上	
症 状	塩素濃度 (ppm)																					
長時間で感ずる。	0.35																					
長時間に耐え得る限界（許容濃度）	1.0																					
6時間作業しても著明な症状はない。	1.0-2.0																					
臭気を感じ30分～1時間は耐えられるが、眼・鼻のどに刺激がある。	3.5																					
30分～1時間作業の場合、耐え得る限界	4.0																					
のどに即座に刺激があり、せきが出る。	14.0 ~ 28.0																					
30分～1時間で生命危険	35.0 ~ 50.0																					
30分～1時間で死亡	35.0 ~ 50.0																					
直ちに死亡	900.0以上																					

2-9 塩素ガスの拡散予測

塩素ガスの拡散予測については、種々の考え方が可能と思われるが、公的なデータとして、東京都防災会議における「地震時の有毒ガス（塩素）拡散被害の想定に関する調査研究」があるので、上記の調査研究のうち次のとおり50kgボンベ、1tボンベ、30tタンク、100tタンク別の気体・液体による7つの拡散予測例を選んで示すと、次表のとおりである。

1 塩素ガス漏洩の設定条件及び拡散地表面積一覧表

(1) 塩素ガスの漏洩の設定条件

ケース別	条件	容器	管孔径 (mm)	漏出条件	物性	漏洩 時間 (分)	気温 (°C)	噴出量 (kg/分)
ケース1		50kgボンベ (6mmφ)	φ6	全断面	気体で 噴出	2	35	全量
ケース2 (1tボンベに近似)					液体で 噴出	7	26	全量
ケース3		1tボンベ (9mmφ)	φ9	全断面	気体	1	35	全量
ケース4					液体	2	26	16
ケース5		30tタンク (1inchφ)	φ25 φ50	2mmギャップ	液体	2	35	29
ケース6		100tタンク (2inchφ)	φ50	全断面	気体	15	35	97
ケース7				2mmギャップ	液体	2	35	57

(2) 拡散地表面積（風速5m/sec）

ケース別	条件	塩素ガス濃度			
		35ppm	12ppm	3.5ppm	1.2ppm
ケース1		400㎡	800㎡	3,000㎡	9,600㎡
ケース2 (1tボンベに近似)		2,000	3,000	16,000	45,000
ケース3		1,200	2,000	5,200	13,600
ケース4		3,000	9,000	36,000	109,000
ケース5		6,000	17,000	58,000	97,000
ケース6		9,000	33,000	113,000	335,000
ケース7		14,000	36,000	85,000	120,000

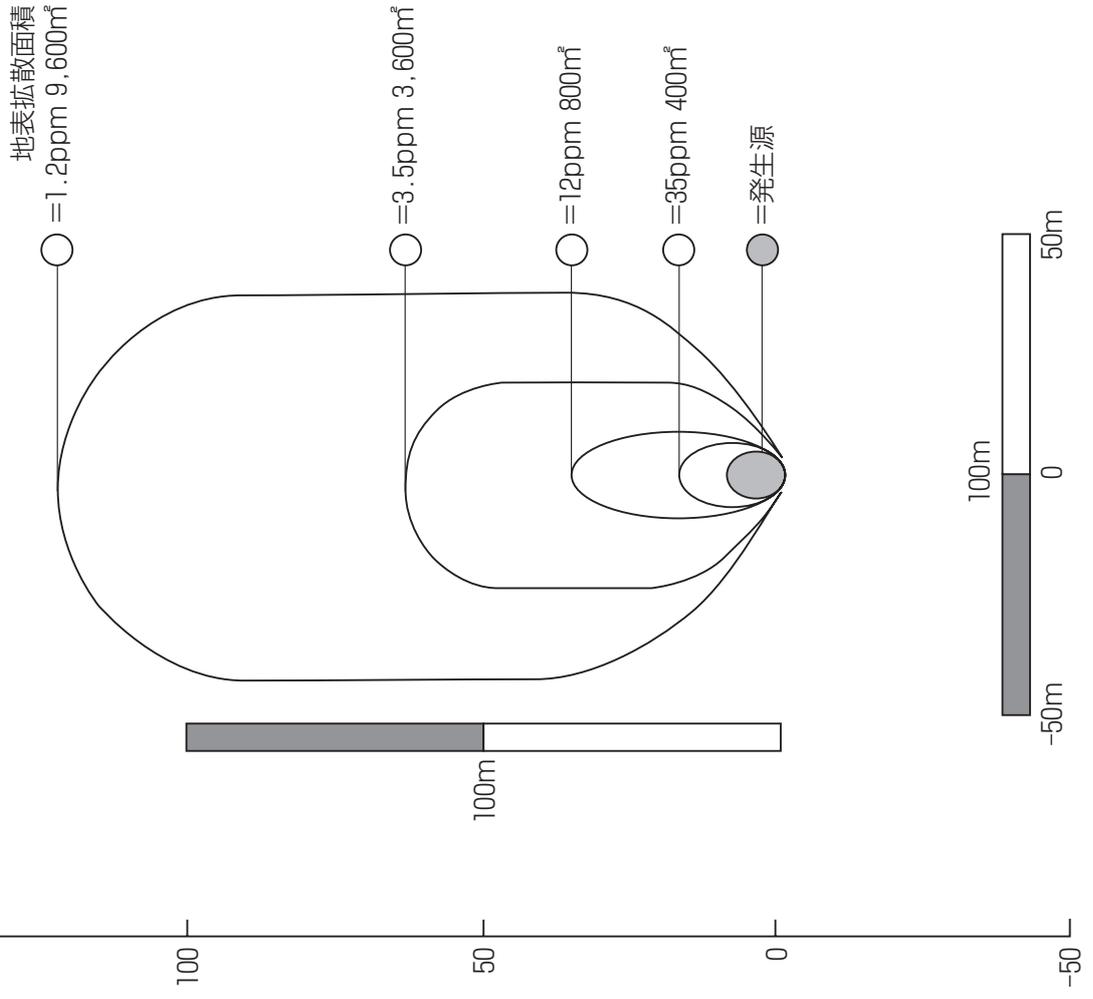
- (注) ① 前記予測の気象条件のうち、大気の安定度については、都内日中の通常の状態を前提としている。ちなみに都内夜間の通常の状態の場合、日中の通常の状態に比べ2～3倍の地表濃度、拡散面積を示しており、大気の安定度が塩素ガス拡散に与える影響が大きいとの研究結果が出ている点に留意する必要がある。
- ② 30tタンク、100tタンクの漏洩時間が液体2分間、気体15分間というのは、その時間までに緊急遮断弁を動作して漏洩が停止するか、2inchパイプ全断面からの気体流出の場合、15分程度で木栓を打ち込む等の処理がなされるとの前提に立っている。
- ③ 濃度については、35ppm、12ppm、3.5ppm、1.2ppmと分けたが、この濃度は1時間平均値であるため、瞬間では約3倍の濃度が現れる場合がある。
- ④ 漏洩した塩素ガス濃度の時間的変化については、7つのケースとも漏洩が止むとともに、その濃度が急減するとしている。
- ⑤ この種の液体ガスの噴出についてのデータは非常に少なく、今回も若干の実験を行って補足しているが、学問的にみて、高精度の式を得るには程遠く、今後の研究が必要である。拡散計算には、いくつかの流れがあり、その結果はかなりまちまちである。そのうえ、一般にどの式も特に統計的蓄積が不明確であり、計算結果と最大濃度の関係も余り明確でない。それ故液体流出量の決定、拡散予測結果は、あくまで一種のめやす的なものであることに充分留意する必要がある。
- 例えば、道路内の拡散について考えてみると、道路内では風は道路に沿って吹くので、煙は道路の方向に流れるが、道路の直角の方向には建物に遮断され、煙は拡散しなくなる等である。
- (昭和49年3月 東京都防災会議編 地震時の有毒ガス（塩素）拡散被害の想定に関する調査研究より)

2 塩素ガスの拡散予測ケース (ケース1~7)

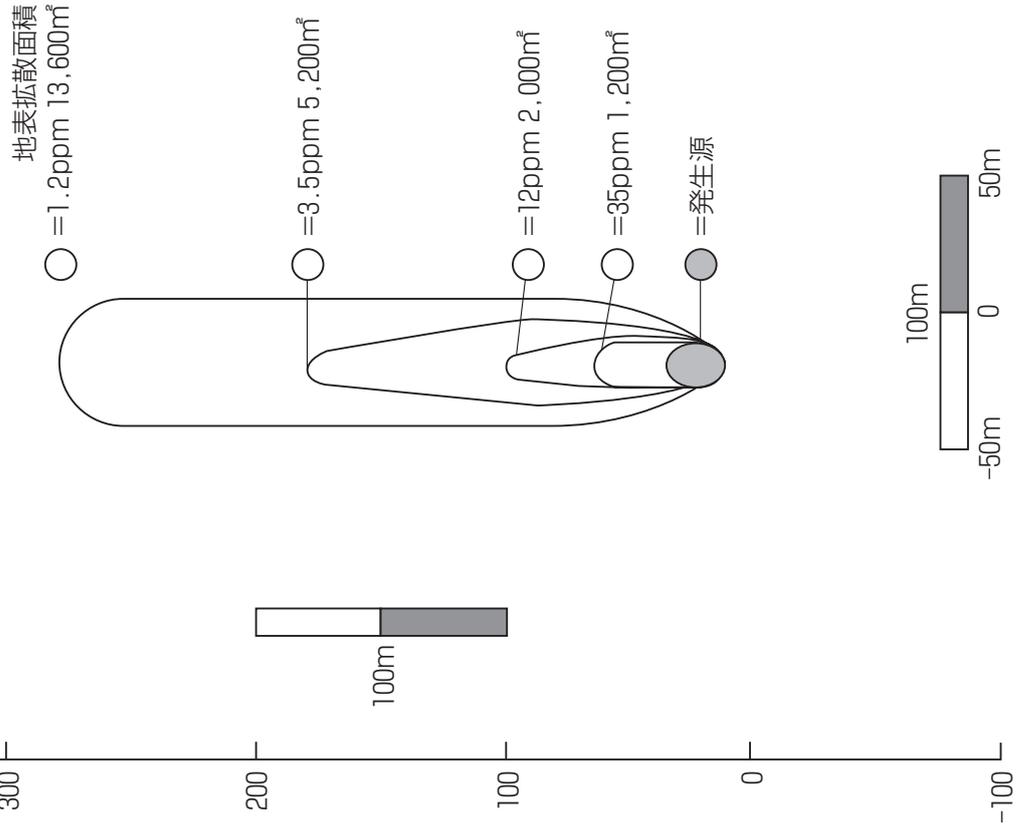
(昭和49年3月、東京都防災会議編、地震時の有毒ガス(塩素)拡散被害の想定に関する調査研究より)

(注) ケース1・3の分布図スケールは他のケース2・4・5・6・7と異なっている。

(ケース1) 50kgボンベ、2分間に気体で全量流出
 気温35°C 風速5 m/sec 昼間



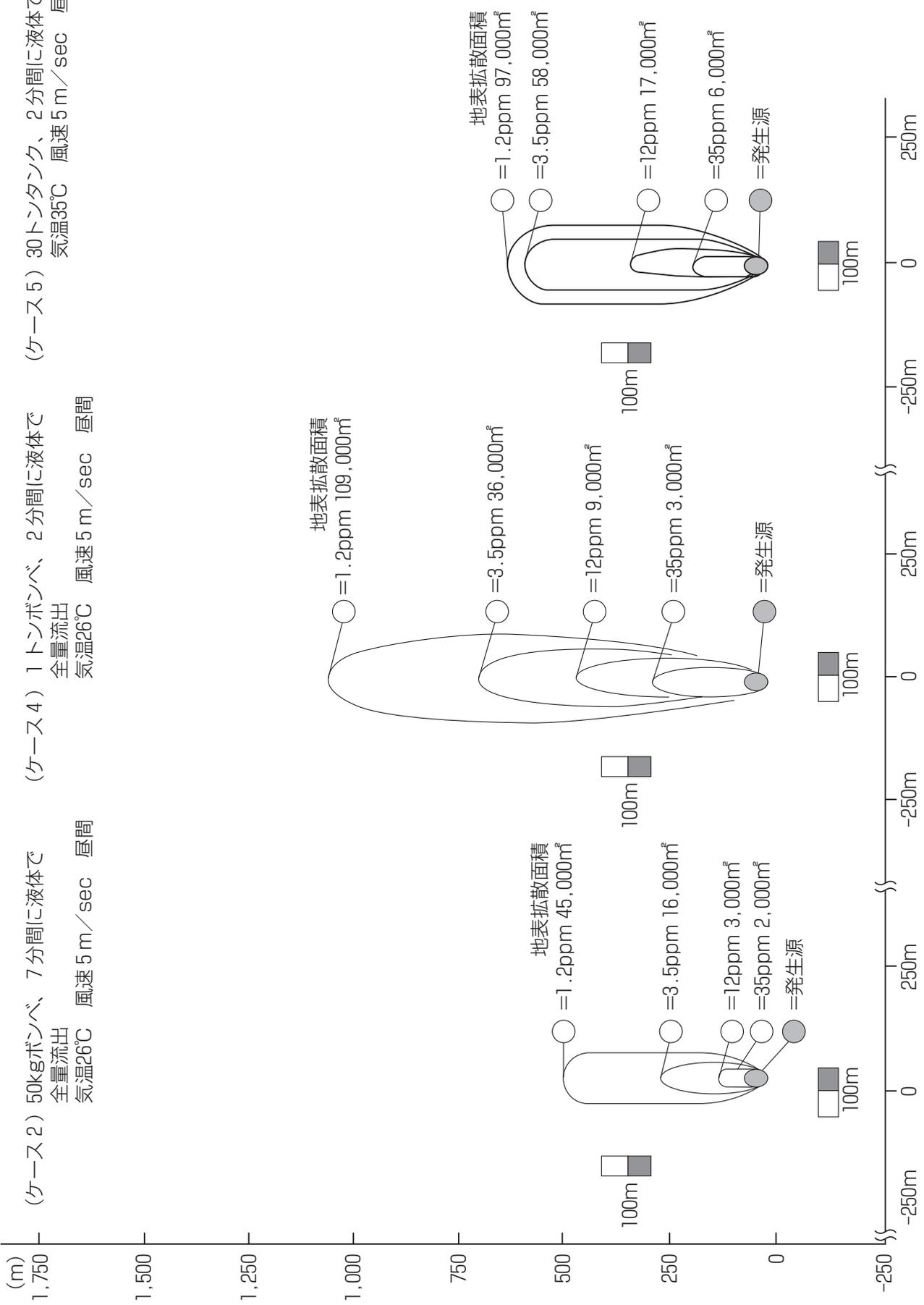
(ケース3) 1トンボンベ、1分間に気体で全量流出
 気温35°C 風速5 m/sec 昼間



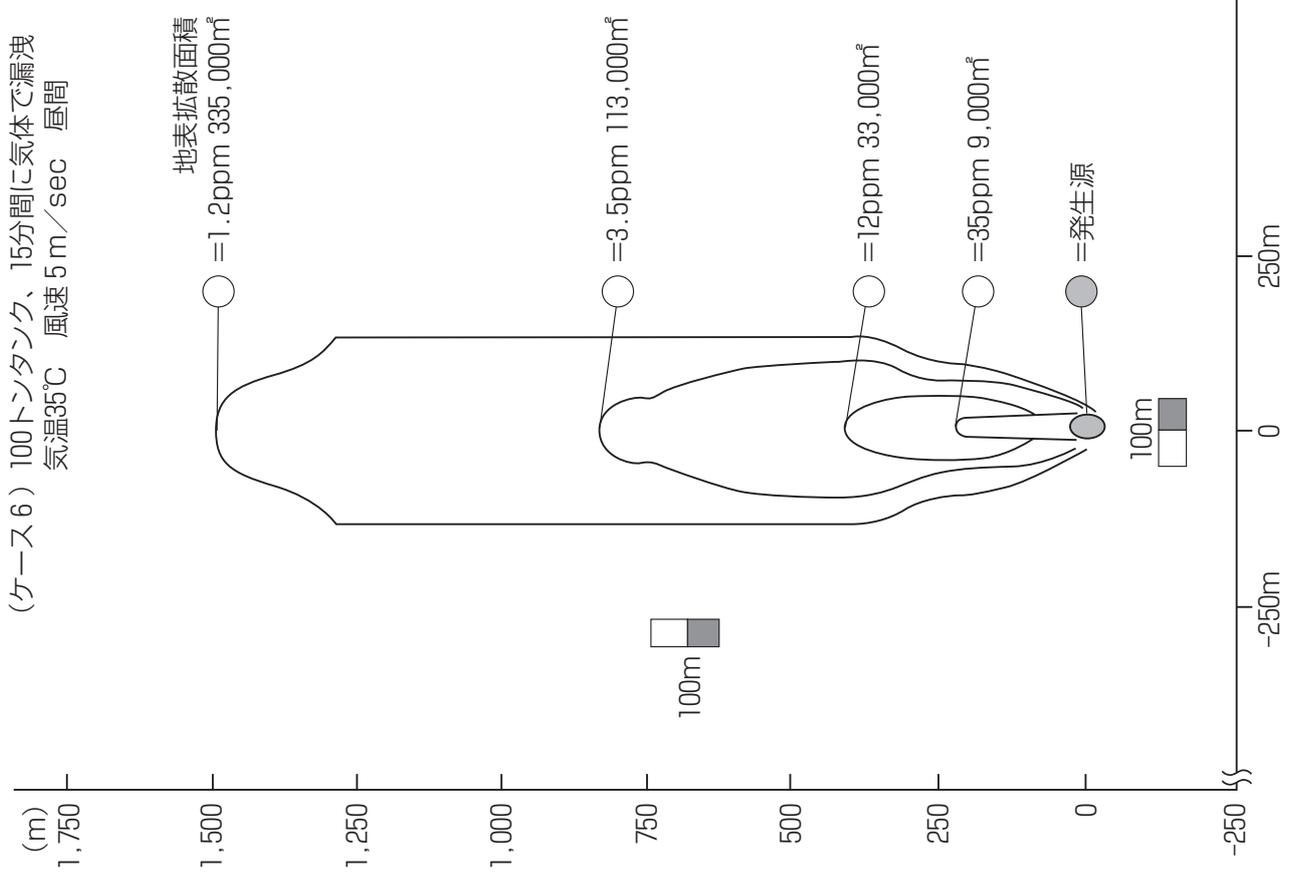
(ケース2) 50kgポンベ、7分間に液体で
 全量流出
 気温26℃ 風速5 m/sec 昼間

(ケース4) 1トンポンベ、2分間に液体で
 全量流出
 気温26℃ 風速5 m/sec 昼間

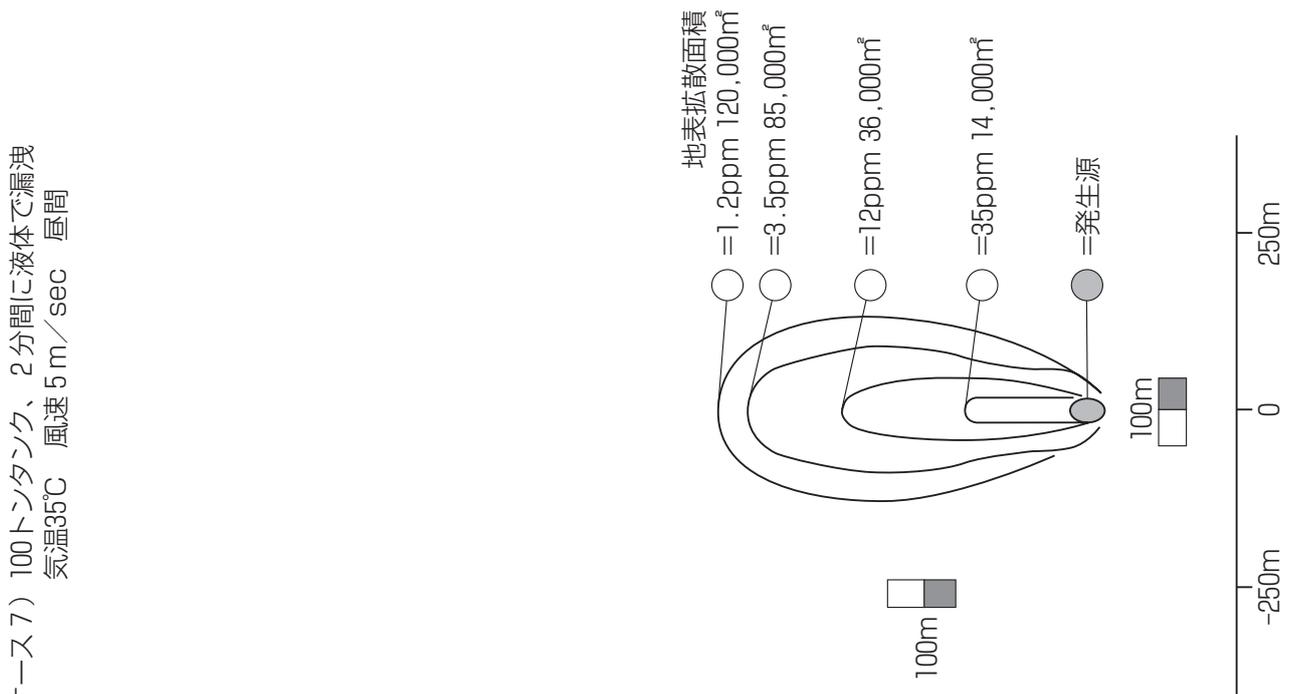
(ケース5) 30トンタンク、2分間に液体で漏洩
 気温35℃ 風速5 m/sec 昼間



(ケース6) 100トンタンク、15分間に気体で漏洩
 気温35°C 風速5 m/sec 昼間



(ケース7) 100トンタンク、2分間に液体で漏洩
 気温35°C 風速5 m/sec 昼間



2-10 塩素ガス漏洩時の避難区域の設定

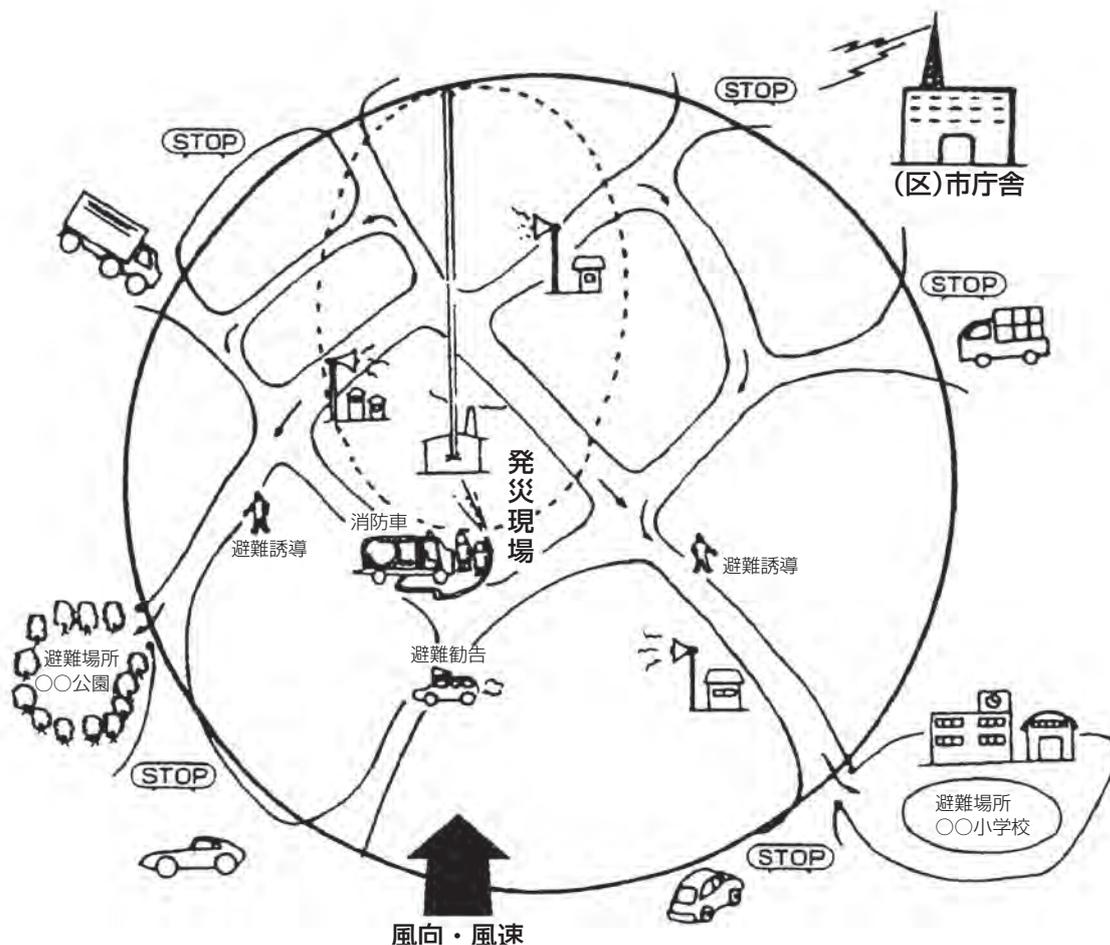
塩素ガスの拡散予測に関しては、そのデータが充分存在せず、発災時に塩素ガスの拡散状況を予測し、迅速に被害区域を予想することは難しいが、周辺住民の生命、健康確保面を最大限配慮した場合、次表による避難区域の設定が妥当と思われる。

なお、実際の避難にあたっては、風位、風速、ガス濃度、地形による拡散危険度に応じ、緊急かつ弾力的な対応が必要である。

各ケース別避難区域（関東地方行政連絡会議震災対策幹事会資料）

塩素ガス貯蔵量	事故形態	避難優先区域面積	避難区域面積	避難区域の半径	条件設定
50kgボンベ	ガス漏洩事故	9,600㎡	45,000㎡	120m	気温35℃、風速5m/秒、2分間で全量放出
	液漏洩事故	45,000	502,000	400	気温26℃、風速5m/秒、7分間で全量放出
1tボンベ	ガス漏洩事故	13,600	166,000	230	気温35℃、風速5m/秒、1分間で全量放出
	液漏洩事故	109,000	2,716,000	930	気温26℃、風速5m/秒、2分間で全量放出
30tタンク	液漏洩事故	97,000	785,000	500	気温35℃、風速5m/秒、2分間流出
100tタンク	ガス漏洩事故	335,000	7,544,000	1,550	気温35℃、風速5m/秒、15分間放出
	液漏洩事故	120,000	1,056,000	580	気温35℃、風速5m/秒、2分間流出

避難区域等のモデル図



資料

2-11 政令等により届出が必要な毒物及び劇物

(1) 危険物の規制に関する政令及び総務省令により届出を必要とする毒物

区分	届出を必要とする毒物	数 量
政令	1 シアン化水素 2 シアン化ナトリウム 3 水銀 4 セレン 5 ひ素 6 ふつ化水素 7 モノフルオール酢酸	30kg以上
	8 上記に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令*で定めるもの	総務省令で定める数量
総務省令(*)	「危険物の規制に関する政令別表第一及び第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令」第1条の表の上欄に掲げる物質	30kg以上

(2) 危険物の規制に関する政令及び総務省令により届出を必要とする劇物

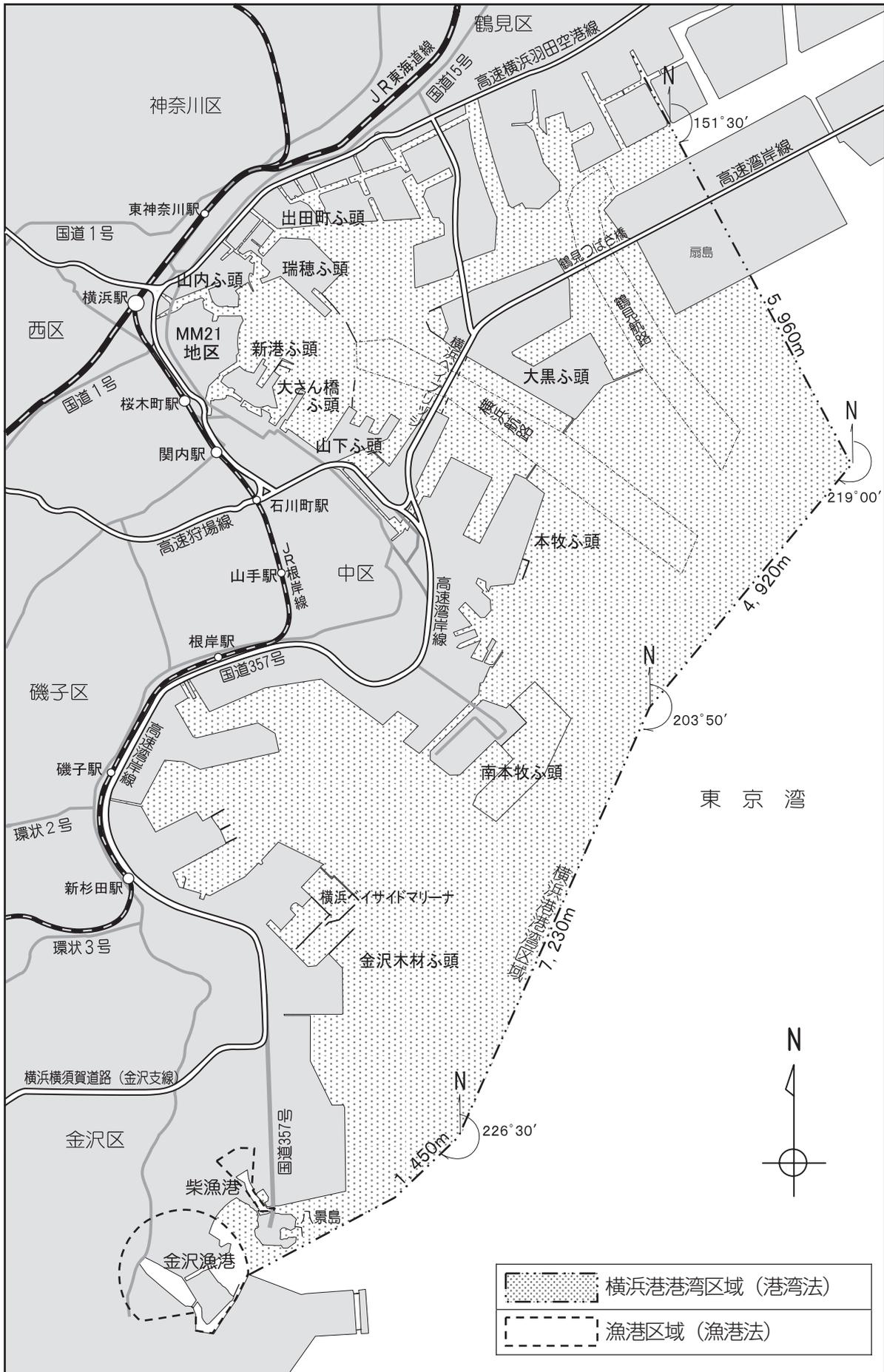
区分	届出を必要とする劇物	数 量
政令	1 アンモニア	200kg以上
	2 塩化水素	総務省令で定める数量
	3 クロルスルホン酸	
	4 クロルピクリン	
	5 クロルメチル	
	6 クロロホルム	
	7 けいふつ化水素酸	
	8 四塩化炭素	
	9 臭素	
	10 発煙硫酸	
	11 ブロム水素	
	12 ブロムメチル	
	13 ホルムアルデヒド	
	14 モノクロル酢酸	
	15 よう素	
	16 硫酸	
	17 りん化亜鉛	
	18 上記に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令*で定めるもの	
総務省令(*)	「危険物の規制に関する政令別表第一及び第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令」第2条の表の上欄に掲げる物質	200kg以上

2-12 有毒ガス等による中毒症状に使用する薬品の保有状況

平成19年4月1日現在

病院名	薬品名 硫酸アトロピン	パム (プラリドキシムヨウ化メチル)
横浜市立市民病院	300本	40本
横浜市立みなと赤十字病院	200本	20本
横浜市立脳血管医療センター	50本	10本
横浜市立大学附属病院	300本	10本
横浜市立大学附属 市民総合医療センター	500本	1,200本
済生会横浜市南部病院	200本	20本
聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	250本	600本
横浜市北東部中核施設 横浜労災病院	100本	20本
昭和大学横浜市北部病院	300本	10本
済生会横浜市東部病院	225本	5本

3-1 横浜港港湾区域及び漁港区域



資料

3-2 港湾施設等の現況

(1) けい留施設

項目 ふ頭名	岸壁等		物揚場		利用隻数 (隻)	揚荷 (トン)	積荷 (トン)
	バース数	岸壁延長 (m)	バース数	延長 (m)			
本 牧	21	4,340	10	2,204	5,988	14,477,414	14,354,088
南 本 牧	1	350	—	—	974	5,937,175	4,896,627
大 黒	14	2,700	4	1,700	4,481	6,103,397	13,597,584
山 下	10	1,860	8	1,633	566	67,772	322,769
大 さん 橋	6	1,000	3	327	312	—	—
新 港	5	887	3	446	37	—	—
瑞 穂	1	170	1	180	2,077	2,185,510	—
山 内	1	130	—	—	4	1,462	—
出 田 町	4	516	2	233	357	352,238	—
金 沢 木 材	1	187	4	355	1,086	1,012,830	210,894
そ の 他	8	554	1	105	232	—	494,409
浮 標	7	—	—	—	4	—	—
計	79(72)	12,694	36	7,183	16,118	30,137,798	33,381,962

- (注) 1 施設現況は、平成19年6月25日現在 バース数計()は、岸壁の計
2 利用状況は、平成17年実績

(2) 上屋

項目 ふ頭名	棟 数	建築面積 (㎡)	有効面積 (㎡)
本 牧	19	83,258	59,820
大 黒	7	38,592	25,165
山 下	11	68,285	56,858
新 港	1	2,637	2,130
山 内	1	5,129	3,342
出 田 町	5	10,021	14,587
計	44	207,922	161,902

- (注) 1 施設現況は、平成19年6月25日現在

(3) 荷さばき地

項目 ふ頭名	区 画 (箇所)	面 積 (㎡)
本 牧	43	434,403
大 黒	35	530,532
山 下	24	48,450
新 港	2	3,578
瑞 穂	2	16,832
山 内	1	420
出 田 町	4	5,173
金 沢 木 材	5	34,912
そ の 他	1	8,671
計	117	1,082,971

- (注) 1 施設現況は、平成19年6月25日現在
2 荷さばき地には、コンテナターミナル用地及び在来貨物ターミナル用地を含む。

(4) 入港船舶年次表

(単位：隻、トン)

年次	総計		外航船		内航船	
	入港隻数	総トン数	入港隻数	総トン数	入港隻数	総トン数
1991	58,831	233,217,607	11,688	190,894,319	47,143	42,323,288
1992	56,390	245,354,404	12,258	204,053,109	44,132	41,301,295
1993	55,691	265,081,856	12,488	220,188,087	43,203	44,893,769
1994	56,943	261,328,574	12,334	215,282,292	44,609	46,046,282
1995	55,473	250,257,290	12,036	206,149,303	43,437	44,107,987
1996	53,976	245,448,226	11,917	204,369,839	42,059	41,078,387
1997	51,897	250,655,796	11,908	209,681,307	39,989	40,974,489
1998	49,387	237,893,461	11,091	197,216,393	38,296	40,677,068
1999	47,276	234,704,854	10,772	196,053,691	36,504	38,651,163
2000	48,044	233,799,511	11,114	197,280,987	36,930	36,518,524
2001	46,824	230,275,430	11,144	197,061,127	35,680	33,214,303
2002	43,148	214,180,819	10,409	180,047,314	32,739	34,133,505
2003	43,996	225,279,257	10,982	189,694,073	33,014	35,585,184
2004	42,252	230,717,646	11,214	193,647,519	31,038	37,070,127
2005	43,415	239,503,466	11,323	200,018,281	32,092	39,485,185

(5) 海上出入貨物数年次表

(単位：トン)

年次	総計	外国貿易			内国貿易		
		計	輸出	輸入	計	移出	移入
1991	121,942,262	63,528,669	27,432,529	36,096,140	58,413,593	26,360,840	32,052,753
1992	122,495,514	64,893,283	31,054,371	33,838,912	57,602,231	25,833,782	31,768,449
1993	123,699,513	68,242,210	31,973,391	36,268,819	55,457,303	23,934,464	31,522,839
1994	128,274,553	67,661,096	31,083,543	36,577,553	60,613,457	26,023,285	34,590,172
1995	131,482,976	77,405,108	33,906,456	43,498,652	54,077,868	23,389,715	30,688,153
1996	126,448,307	76,281,978	30,646,682	45,635,296	50,166,329	22,524,373	27,641,956
1997	126,453,146	77,516,415	33,296,403	44,220,012	48,936,731	21,736,635	27,200,096
1998	117,820,417	71,512,984	30,414,008	41,098,976	46,307,433	19,972,204	26,335,229
1999	114,537,861	68,719,585	27,126,824	41,592,761	45,818,276	20,134,349	25,683,927
2000	116,993,449	72,161,163	28,703,412	43,457,751	44,832,286	20,051,605	24,780,681
2001	115,688,892	71,277,243	28,064,041	43,213,202	44,411,649	20,401,511	24,010,138
2002	118,073,661	72,467,503	30,675,242	41,792,261	45,606,158	20,368,658	25,237,500
2003	125,966,001	77,858,410	31,968,383	45,890,027	48,107,591	22,231,706	25,875,885
2004	126,959,536	77,459,860	36,450,878	41,008,982	49,499,676	20,281,801	29,217,875
2005	133,280,348	80,187,972	37,940,186	42,247,786	53,092,376	21,965,754	31,126,622

(6) 外貨貨物主要品種別表 (平成17年)

(単位：トン、%)

輸 出					輸 入				
順位	主要品種	貨物量	前年比	構成比	順位	主要品種	貨物量	前年比	構成比
	合 計	37,940,186	104.1	100.0		合 計	42,247,786	103.0	100.0
1(1)	完 成 自 動 車	12,423,755	98.4	32.7	1(1)	原 油	6,272,978	90.0	14.8
2(2)	自 動 車 部 品	4,845,621	102.4	12.8	2(2)	L N G	5,746,172	106.7	13.6
3(3)	産 業 機 械	4,786,619	102.7	12.6	3(4)	製 造 食 品	1,768,743	103.5	4.2
4(4)	染料等化学工業品	2,011,927	101.2	5.3	4(3)	衣服・身廻品・はきもの	1,716,189	100.4	4.1
5(5)	鋼 材	1,420,090	88.2	3.7	5(12)	重 油	1,520,860	155.8	3.6
6(6)	再 利 用 資 材	1,350,187	121.1	3.6	6(6)	動植物性製造飼肥料	1,336,332	98.5	3.2
7(8)	電 気 機 械	1,126,701	107.1	3.0	7(8)	電 気 機 械	1,282,608	110.6	3.0
8(9)	ゴ ム 製 品	1,093,344	112.8	2.9	8(7)	非 鉄 金 属	1,220,439	102.2	2.9
9(13)	重 油	963,860	230.7	2.5	9(5)	野 菜 ・ 果 物	1,217,826	87.7	2.9
10(10)	金 属 く ず	869,384	115.2	2.3	10(10)	そ の 他 畜 産 品	1,046,870	106.0	2.5
	10 品 種 合 計	30,891,488	103.2	81.4		10 品 種 合 計	23,129,017	101.3	54.7
	そ の 他	7,048,698	107.9	18.6		そ の 他	19,118,769	105.2	45.3

(注) 順位の () 内は、平成16年の順位

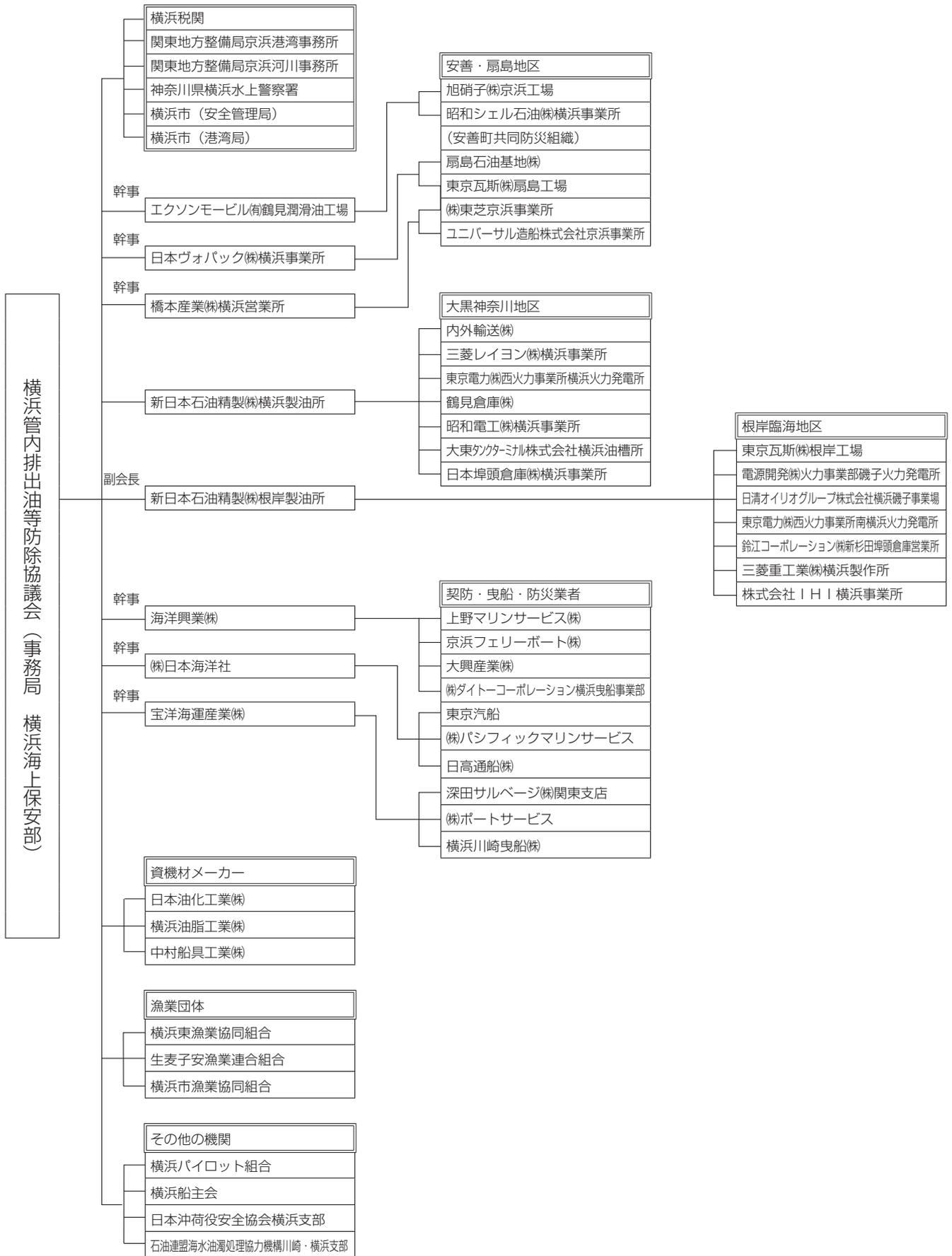
(7) 内貨貨物主要品種別表 (平成17年)

(単位：トン、%)

移 出					移 入				
順位	主要品種	貨物量	前年比	構成比	順位	主要品種	貨物量	前年比	構成比
	合 計	21,965,754	108.3	100.0		合 計	31,126,622	106.5	100.0
1(2)	石 油 製 品	5,051,915	106.7	23.0	1(1)	原 油	12,884,427	107.6	41.4
2(1)	重 油	4,875,235	100.0	22.2	2(2)	砂 利 ・ 砂	3,870,688	103.9	12.4
3(3)	完 成 自 動 車	3,076,885	115.2	14.0	3(3)	セ メ ン ト	3,022,424	107.4	9.7
4(4)	廃 土 砂	1,874,035	107.0	8.5	4(4)	石 油 製 品	2,499,039	110.4	8.0
5(5)	原 油	1,155,524	101.6	5.3	5(5)	完 成 自 動 車	2,127,684	98.6	6.8
6(6)	鋼 材	1,039,598	119.9	4.7	6(7)	石 炭	1,710,053	131.6	5.5
7(9)	砂 利 ・ 砂	684,613	141.4	3.1	7(6)	鋼 材	1,635,642	104.2	5.3
8(7)	動植物性製造飼肥料	518,451	97.2	2.4	8(8)	重 油	953,470	104.1	3.1
9(8)	廃 棄 物	493,814	98.9	2.2	9(12)	取 合 せ 品	478,486	149.1	1.5
10(13)	取 合 せ 品	460,374	183.2	2.1	10(10)	化 学 薬 品	404,672	102.2	1.3
	10 品 種 合 計	19,230,444	108.0	87.5		10 品 種 合 計	29,586,585	107.8	95.1
	そ の 他	2,735,310	110.4	12.5		そ の 他	1,540,037	86.8	4.9

(注) 順位の () 内は、平成16年の順位

3-3 横浜管内排出油等防除協議会連絡系統



資料

3 - 4 横浜管内排出油等防除協議会総合調整本部構成員

協議会役職名	機関名等	担当課	構成員及び担当者
会 長	横浜海上保安部	警備救難課	部長・警備救難課長
副会長	新日本石油精製(株) 根岸製油所	環境安全グループ	環境安全グループチーフスタッフ
幹 事	エクソンモービル(有) 鶴見潤滑油工場	製造課	製造マネージャー
	橋本産業(株)横浜営業所	施設課	施設次長
	日本ヴォパック(株)横浜事業所	技術課	副所長
	海洋興業(株)	営業課	営業次長
	(株)日本海洋社	営業部	営業部長
	宝洋海運産業(株)	船舶部	船舶部課長
	横浜税関	監視部	統括監視官
	国土交通省関東地方整備局 京浜港湾事務所	保全課	所長・保全課長
	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所	管理課	管理課長
	神奈川県横浜水上警察署	警備課	警備課長
	横浜市安全管理局(危機管理部門)	危機管理室	緊急対策等担当課長
	横浜市安全管理局(消防部門)	警防部救急課	救急企画係長
	横浜市港湾局	海務課	海務課長
	上記のほか、資機材を提供した会員		

3-5 横浜市海上流出油処理対策研究会

平成9年1月に発生したナホトカ号海難事故や7月に東京湾で発生したダイヤモンド・グレース号事故の教訓を生かし、大規模油流出事故が発生した場合に備え、流出油の回収・処理方法等の本市の対応について必要な事項を研究するため、学識者、関係事業所の専門家、本市職員で構成する「海上流出油処理対策研究会」を開催した。

1 ナホトカ号事故

日本海重油流出事故（ナホトカ号）を契機として、東京湾等において大量の油が流出した場合の本市の処理方法について必要な事項を研究するため、学識者や実際にナホトカ号流出事故での油処理にあたった事業所などの専門家、本市関係局職員で構成する「海上流出油処理対策研究会」を開催した。

開催日時 及び議題	第1回 平成9年1月28日 [流出油処理及び環境への影響] 第2回 平成9年3月4日 [流出油の拡散防止、回収及び処理方法等]
研究成果等	<ol style="list-style-type: none"> 1 流出油被害を最小限に押さえる方策として、関係機関等が連携を図りながら、早期に油の拡散・回収・処理するとともに、平常時から、必要な資機材を整備し、協力可能な体制を整えておく必要がある。 2 油拡散防止には、海象・気象の状況に応じたオイルフェンスを二重・三重に展張し、拡散防止にあたる。 3 油の回収方法は、回収船・回収資機材・吸着マット・油処理剤などを用いて回収するが、油処理剤の使用は、最後に取りきれない油を処理するために使用することが最良である。 4 浚渫船の改修については、防爆措置と油回収船としての許可が必要である。 5 環境への影響は、油処理剤などの使用により二次的な環境汚染が危惧されるが、さらに、処理活動にあたる人たちへの影響についても対策を講じる必要がある。

2 ダイヤモンド・グレース号事故

東京湾原油流出事故（ダイヤモンド・グレース号）における本市の対応結果の検証と、今後、万一、さらに大量の油が流出した場合を想定した本市の対策のあり方について、あらためて研究会を開催した。

開催日時 及び議題	第1回 平成9年7月18日 [港湾内における流出油処理方法、環境等への影響] 第2回 平成9年8月7日 [被害想定に係るシミュレーション、被害想定と今後の対応]
研究成果等	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市のとした油処理等の対応は、概ね妥当であり、これはナホトカ号事故後に研究した成果である。また、今回の事故処理に伴う環境への影響については、調査を継続し、データを集積・分析・整理するとともに共有化を図る必要がある。 2 今後の大量流出油事故発生への対応については、被害予測は、本市の海岸線への漂着防止、港湾内への流入防止を主眼に、現行のシミュレーション装置の活用に加え、気象等の局地変化や事件事例などの経験則を勘案した数種類の拡散予測を作成する必要がある。 さらに、観測データを総合した拡散予測を災害対策本部にリアルタイムで報告するシステムの整備が必要である。 3 事前措置等として、被害予測に応じた役割分担等の事前計画及び資機材の再整備の必要性や計画に基づく関係機関の合同訓練の実施が必要である。 4 実際の大量流出油事故に際しては、市災害対策本部等のすみやかな設置、関係機関・事業所等が情報の一元化による協力体制の下に活動を実施する必要がある。 5 環境等（人体、水質、大気等）への対応については、油処理剤を使用した場合には、環境への影響を追跡調査（東京湾では自然浄化作用にも限度があるかもしれない）する必要があり、さらに事故処理に伴う人体の健康問題についても考慮し、必要な管理体制の確立に努めるべきである。

4-1 横浜市高速鉄道（市営地下鉄）の現況

(1) 駅の概要

駅数は、32駅（地上駅5、地下駅27）で、机等の器具は、難燃性のものを主に使用し、集中防災監視盤により駅構内の災害の早期発見を容易にしている。

(2) 路線の現況

開業路線	ブルーライン あざみ野～湘南台 40.4km		
開業年次	開業年次	区 間	営業キロ程 (km)
	S.47.12.16	伊勢佐木長者町～上大岡	15.2 (5.2)
	S.51.9.4	上大岡～上永谷	2.8
		横浜～伊勢佐木長者町	3.5 (11.5)
	S.60.3.14	上永谷～舞岡	2.0
		新横浜～横浜	7.0 (20.5)
	S.62.5.24	舞岡～戸塚	1.6 (22.1)
H.5.3.18	あざみ野～新横浜	10.9 (33.0)	
H.11.8.29	戸塚～湘南台	7.4 (40.4)	
建設路線	グリーンライン 中山～日吉 13.0km		

() は営業総延長

(3) 在籍車両一覧表

地下鉄車両は、特に不燃性構造とする必要があるので、材料は不燃性又は難燃性のものを使用し、発熱部には特別の防護対策を施してあり、

車体は全金属製で、外板骨組共ステンレスを使用している。

形 式	編成数	車両数
3000A	8編成	48両
3000N	7	42
3000R	14	84
3000S	8	48
合 計	37	222

(4) 駅別乗降人員一覧表（1日平均）

単位：人

駅 名	17年度	18年度	駅 名	17年度	18年度
あ ざ み 野	39,926	41,570	伊勢佐木長者町	6,378	6,675
中 川	7,433	7,445	阪 東 橋	7,561	7,689
セ ン タ ー 北	14,634	15,779	吉 野 町	6,672	6,804
セ ン タ ー 南	18,411	19,214	蒔 田	12,213	11,965
仲 町 台	13,783	14,093	弘 明 寺	7,229	7,261
新 羽	8,800	8,748	上 大 岡	35,672	36,559
北 新 横 浜	3,503	3,844	港 南 中 央	7,268	7,302
新 横 浜	34,253	34,885	上 永 谷	16,683	16,917
岸 根 公 園	4,328	4,394	下 永 谷	5,298	5,385
片 倉 町	9,327	9,458	舞 岡	1,897	2,024
三 ツ 沢 上 町	7,296	7,380	戸 塚	37,020	37,776
三 ツ 沢 下 町	4,709	4,699	踊 場	7,629	7,666
横 浜	61,078	62,325	中 田	7,682	7,809
高 島 町	3,136	3,242	立 場	9,539	9,904
桜 木 町	14,769	14,706	下 飯 田	2,073	2,406
関 内	20,274	20,532	湘 南 台	22,679	23,505
			合 計	459,153	469,961

(5) 電気設備の概要

災害時の照明及び最少限度必要な動力（排水ポンプ、信号機器、防災設備等）用電源を確保するため、最戸変電所、舞岡変電所、万代町変電所、片倉変電所及び牛久保変電所に、非常用発電装置を設置している。

(6) 市営地下鉄施設の現況

(平成18年4月現在)

号線	駅名	駅舎		ホーム			出入口	改札口	エスカレーター	エレベーター	ずい道
		総面積	構造	型式	長さ	巾員					
ブルーライン	あざみ野	m ² 8,020	地下鉄筋 コンクリート	島	m 120	m 10.000	箇所 4	箇所 1	台 6	基 3	15箇所 延長 32,124km 鉄筋コンクリート函型 鉄製円筒型シールド 鉄筋コンクリート円筒型
	中川	5,120	//	相対	120	6.400	2	1	5	3	
	センター北	13,360	地上鉄骨鉄筋 コンクリート	島	120	10.000	2	1	8	2	
	センター南	13,770	//	島	120	10.000	5	1	5	2	
	仲町台	4,110	地下鉄筋 コンクリート	相対	120	4.000	1	1	2	2	
	新羽	7,620	//	島式 2面	120	8.300 7.600	1	1	3	2	
	北新横浜	3,100	地下鉄筋 コンクリート	島	120	7.000	1	1	1	1	
	新横浜	8,650	//	島	120	9.030	8	2	5	4	
	岸根公園	5,790	//	相対	120	3.530	3	1	2	3	
	片倉町	7,460	//	相対	120	4.030	4	1	5	3	
	三ツ沢上町	7,220	//	相対	120	3.530	2	1	8	3	
	三ツ沢下町	7,390	//	相対	120	3.830	4	2	7	3	
	横浜	9,030	//	島	120	9.980	10	2	4	2	
	高島町	4,050	//	シールド 島	120	3.500	2	1	6	2	
	桜木町	4,870	//	島	120	9.980	4	1	4	4	
	関内	15,160	//	島 2面	120	9.980	9	2	6	4	
	伊勢佐木長者町	7,500	地下鉄筋 コンクリート	島	120	7.726	6	1	2	2	
	阪東橋	3,910	//	島	120	7.180	5	1		2	
	吉野町	3,560	//	島	120	7.980	4	1		2	
	蒔田	3,030	//	相対	120	3.610	2	1			
	弘明寺	3,030	//	相対	120	上2.921 下3.645	2	1		3	
	上大岡	6,770	//	島	120	10.000	5	2	6	2	
	港南中央	3,393	//	相対	120	4.100	2	1	3	3	
	上永谷	4,841	地上鉄筋 コンクリート	島	120	6.440	3	1		3	
	下永谷	5,560	地下鉄筋 コンクリート	相対	120	4.270	1	1	2	3	
	舞岡	4,910	//	相対	120	4.505	2	1		3	
	戸塚	10,890	//	島	120	10.490	6	1	7	2	
	踊場	9,787	//	島	120	8	4	1	8	3	
	中田	7,190	//	島	120	8	4	1	7	3	
	立場	5,812	//	島	120	9	3	1	4	1	
	下飯田	2,948	//	島	120	8	1	1	1	1	
	湘南台	4,457	//	島	120	10	1	1	3	1	

注 AED（自動体外式除細動器）をブルーライン全32駅に一台ずつ設置

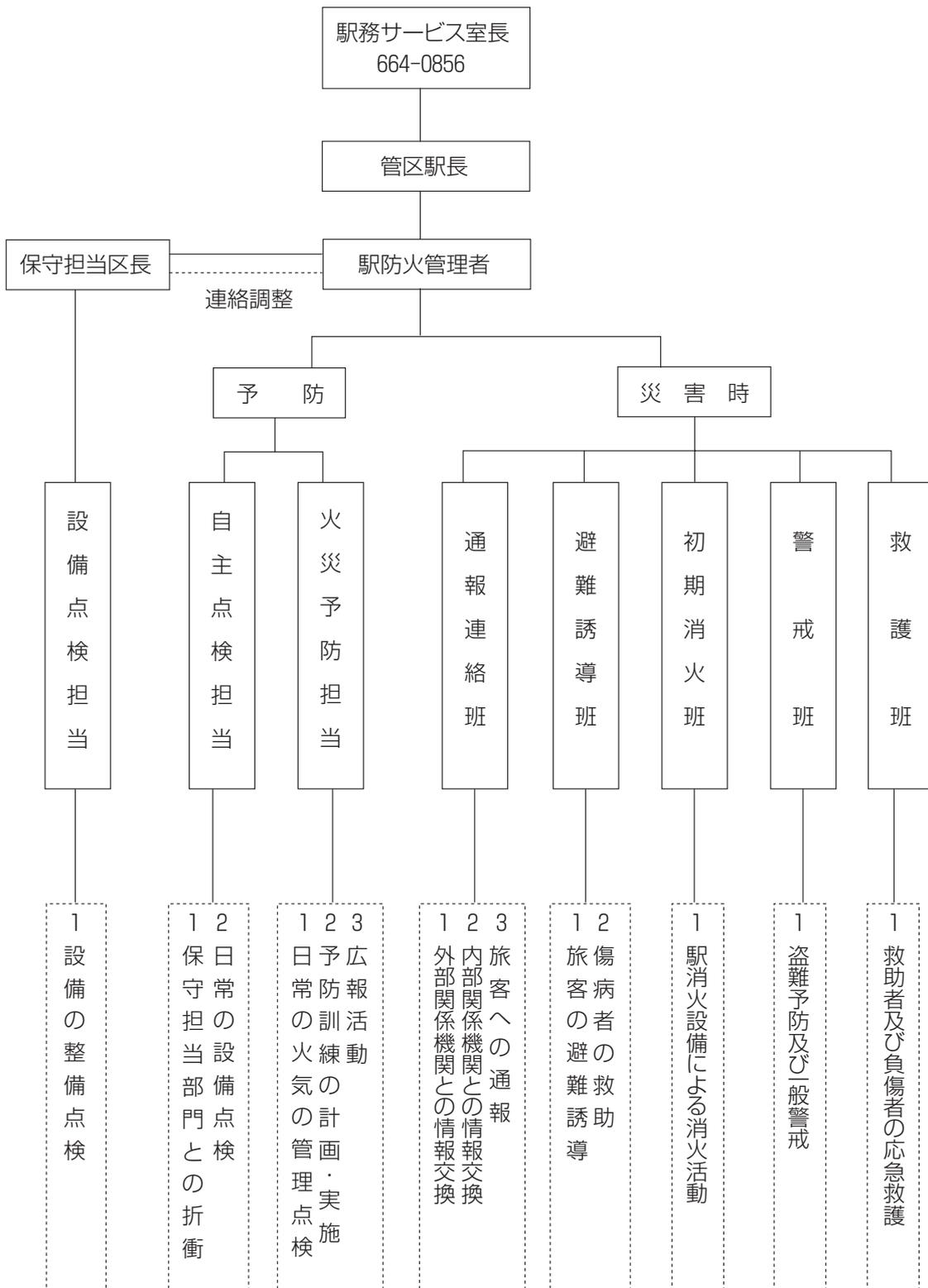
(平成20年3月30日開業予定)

号線	駅名	駅舎		ホーム			出入口	改札口	エスカレーター	エレベーター	すい道
		総面積	構造	型式	長さ	巾員					
グリーンライン	中山	m ² 7,003	地下鉄筋 コンクリート	島	m 73	m 8	箇所 2	箇所 1	台 10	基 3	4箇所 延長 10.7km 鉄筋コンクリート函型 鉄製円筒型シールド 鉄筋コンクリート円筒型
	川和町	3,930	地上鉄筋 コンクリート	島	66.5	7.9	3	1	2	3	
	都筑ふれあいの丘	2,832	地下鉄筋 コンクリート	島	69	7.9	2	1	2	1	
	センター南	3,391	地上鉄筋 コンクリート	島	63	8.3	-	-	2	2	
	センター北	3,932	地上鉄筋 コンクリート	島	63	8.3	-	-	2	1	
	北山田	3,467	地下鉄筋 コンクリート	島	63	7.9	2	1	7	3	
	東山田	3,542	//	島	68	7.9	3	1	2	1	
	高田	4,785	//	相対	63	3.4	3	1	9	3	
	日吉本町	3,593	//	島	78	7.9	1	1	2	1	
日吉	7,620	//	島	68	10	2	1	12	5		

注 AED（自動体外式除細動器）をグリーンライン8駅に一台ずつ設置（センター南駅、センター北駅はブルーラインと共有）

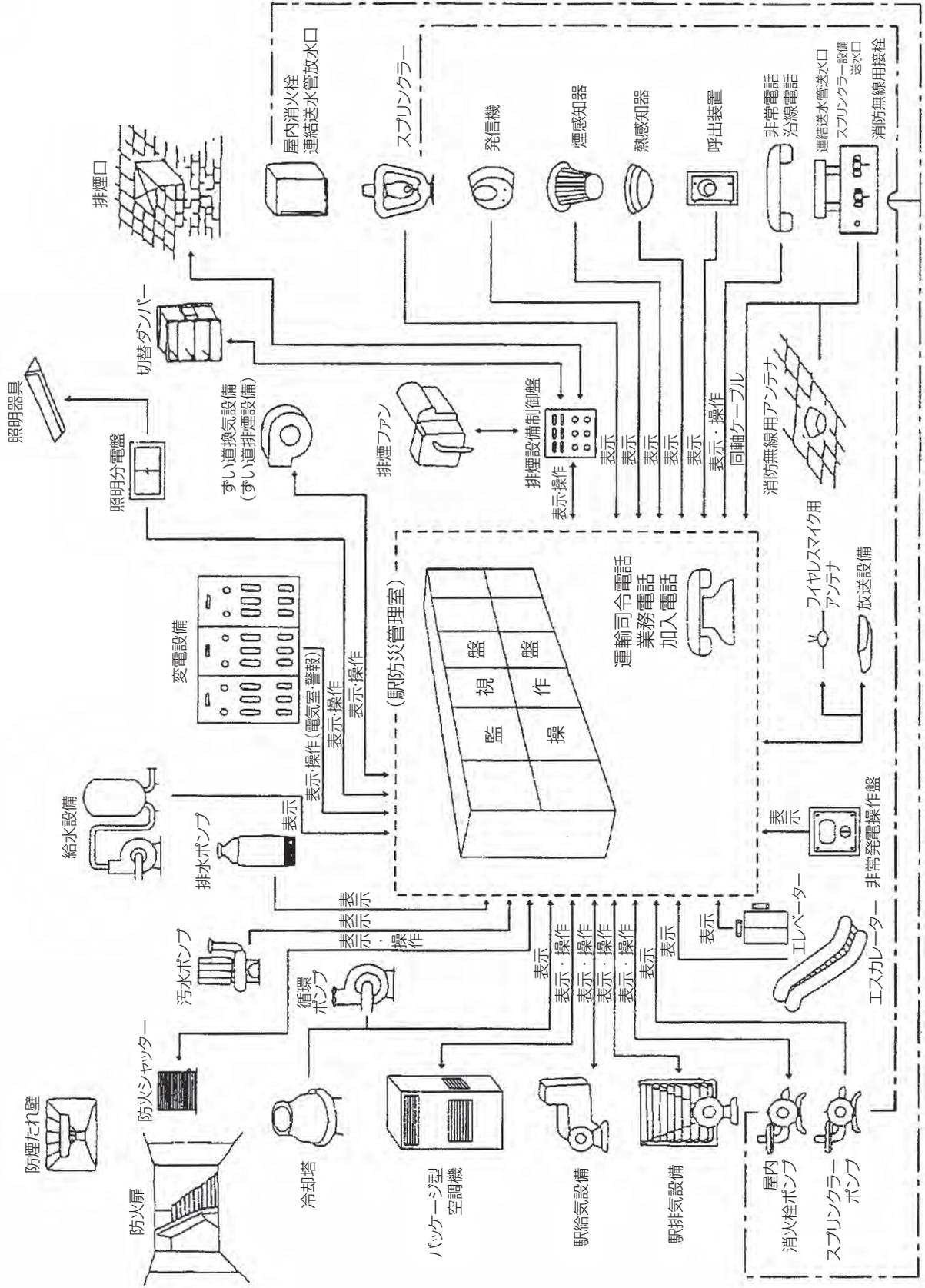
4-2 横浜市高速鉄道（市営地下鉄）の予防体制及び応急活動体制

(1) 市営地下鉄駅防火管理体制組織図

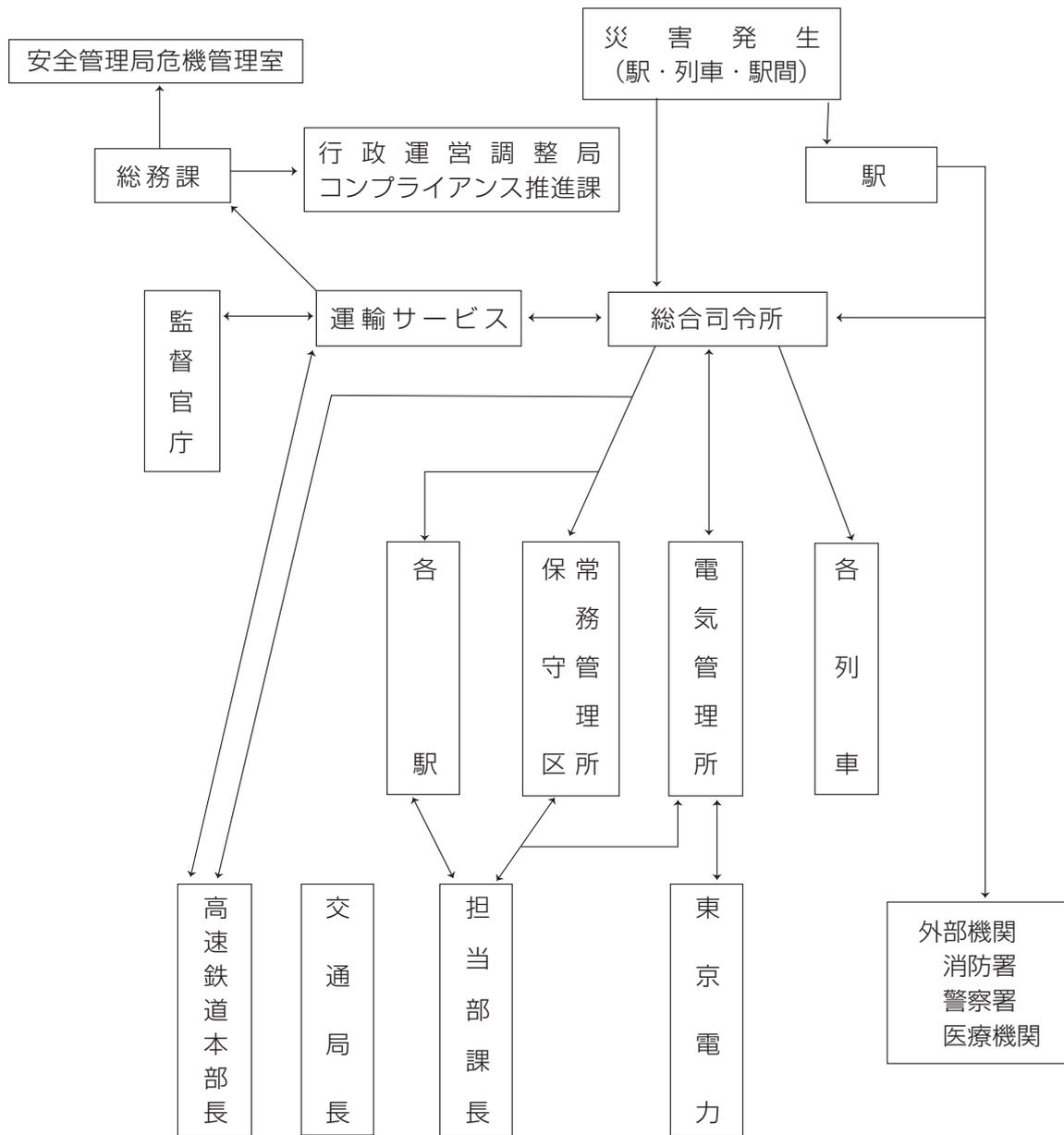


資料

(2) 市営地下鉄駅防災システム構成図



(3) 災害発生時の通報連絡体制



※ 沿線電話・運転指令電話・業務電話・列車無線電話・加入電話等を使用する。

資料

(4) 通信設備主要設置箇所及び連絡網一覧表（車両基地を除く）

設備名	設置場所	駅務室(防災管理室)	駅構内	総合 司令所	運輸サー ビス課	電 管 理 所	保守区(施 設、設備、 電気)	ずい道部	外部機関	列車	本局
加入電話		◎		◎	○	○	○		◎		○
運転指令電話		◎		◎	◎	◎	◎				
指令直通電話				◎		◎					○
業務電話 (自営PHS)		○	○	○	○	○	○	○			
列車無線電話		M		◎	M	M				◎	M
保安電話				◎		◎	◎	○			
沿線電話				◎				◎			
非常用インターホン		◎	◎								
業務用インターホン		○	○								
ファックス		○		◎	○	○	○				○

凡例 ◎：主要連絡箇所 ○：連絡可能箇所 M：モニター

(5) 防災設備の運用・維持管理分担一覧表（車両基地を除く）

設備分類	運用担当	維持担当	設備内容
火報設備	高速鉄道本部 駅務サービス室	技術管理部 電気管理所	自動火災報知設備
通報設備	高速鉄道本部 駅務サービス室	技術管理部 電気管理所	電話設備、放送設備、無線補助設備等
避難誘導設備	高速鉄道本部 駅務サービス室	技術管理部 電気管理所	避難誘導灯、非常用照明設備避難誘導標識等
防煙防火設備	高速鉄道本部 駅務サービス室	技術管理部 施設管理所	防火戸、防火シャッター設備防煙シャッター設備等
排煙設備	高速鉄道本部 駅務サービス室	技術管理部 施設管理所	排煙設備、換気設備等
消火設備	高速鉄道本部 駅務サービス室	技術管理部 施設管理所	消火器、屋内消火栓設備等
防水設備	高速鉄道本部 駅務サービス室	技術管理部 施設管理所	防潮板、防水扉
排水設備	高速鉄道本部 駅務サービス室	技術管理部 施設管理所	排水ポンプ等
地震 風速 雨量 検知設備	高速鉄道本部 総合司令所	技術管理部 施設管理所	地震計、風速計、雨量計
非常用電源設備	技術管理部 電気管理所	技術管理部 電気管理所	非常用発電設備、蓄電池設備等

4-3 鉄道各社の現況

(1) 利用者数等（一日平均乗降人員）

ただし、東日本旅客鉄道（株）（JR東日本）については、乗車人員であり、降車人員を含みません。

ア 東日本旅客鉄道（株）（JR東日本） （平成18年度）

線 別	駅 名	乗車人員	線 別	駅 名	乗車人員
東海道線	鶴 見	77,290	横浜線	長 津 田	54,759
	新 子 安	20,299	南武線	矢 向	15,176
	東 神 奈 川	29,352	根岸線	桜 木 町	63,487
	横 浜	391,185		関 内	57,696
	保 土 ケ 谷	31,261		石 川 町	35,887
	東 戸 塚	55,906		山 手	16,877
	戸 塚	103,402		根 岸	20,201
横浜線	大 口	16,733		磯 子	19,120
	新 横 浜	49,999		新 杉 田	35,260
	小 机	9,499		洋 光 台	22,061
	鴨 居	34,987		港 南 台	34,878
	中 山	31,952		本 郷 台	19,091
	十 日 市 場	21,032	合 計	1,267,390	

イ 東京急行電鉄（株） （平成18年度）

線 別	駅 名	乗降人員	線 別	駅 名	乗降人員
東横線	日 吉	130,607	田園都市線	たまプラーザ	66,456
	綱 島	103,339		あ ざ み 野	131,186
	大 倉 山	50,356		江 田	37,582
	菊 名	119,083		市 が 尾	45,315
	妙 蓮 寺	24,926		藤 が 丘	26,319
	白 楽	38,853		青 葉 台	109,323
	東 白 楽	12,844		田 奈	10,901
	反 町	13,654		長 津 田	120,328
	横 浜	311,933		こ だ も の 国	9,785
合 計				1,362,790	

ウ 京浜急行電鉄（株） （平成17年度）

線 別	駅 名	乗降人員	線 別	駅 名	乗降人員
本 線	鶴 見 市 場	17,700	本 線	黄 金 町	22,687
	京 急 鶴 見	27,967		南 太 田	16,551
	花 月 園 前	8,172		井 土 ケ 谷	27,139
	生 麦	29,006		弘 明 寺	28,350
	京 急 新 子 安	7,865		上 大 岡	135,900
	子 安	8,174		屏 風 浦	17,998
	神 奈 川 新 町	16,903		杉 田	32,228
	仲 木 戸	12,938		京 急 富 岡	27,024
	神 奈 川	5,497		能 見 台	29,479
	横 浜	306,494		金 沢 文 庫	73,650
	戸 部	13,186		金 沢 八 景	52,676
	日 ノ 出 町	30,317		逗子線	六 浦
	合 計				966,334

工 相模鉄道 (株)

(平成18年度)

線 別	駅 名	乗降人員	線 別	駅 名	乗降人員
本 線	横 浜	434,203	本 線	二 俣 川	79,305
	平 沼 橋	6,681		希 望 ケ 丘	32,900
	西 横 浜	12,623		三 ツ 境	61,606
	天 王 町	29,949		瀬 谷	41,505
	星 川	25,440	い ず み 野 線	南 万 騎 ガ 原	10,504
	和 田 町	15,830		緑 園 都 市	26,552
	上 星 川	22,211		弥 生 台	16,721
	西 谷	25,079		い ず み 野	15,418
鶴 ケ 峰	54,534	い ず み 中 央	15,060		
			ゆ め が 丘	1,411	
			合 計	927,532	

才 横浜高速鉄道 (株)

(平成18年度)

線 別	駅 名	乗降人員	線 別	駅 名	乗降人員
み な と み ら い 線	横 浜	134,830	こ ど も の 国 線	長 津 田	10,496
	新 高 島	4,796		恩 田	711
	みなとみらい	44,575		こ ど も の 国	9,785
	馬 車 道	28,666	合 計	20,992	
	日本大通り	17,706			
	元町・中華街	49,634			
合 計	280,208				

力 東海旅客鉄道 (株) (平成18年度)

線 別	駅 名	乗降人員
東海道新幹線	新 横 浜 駅	28,000

(2) 東日本旅客鉄道(株)(JR東日本)及び東海旅客鉄道(株)(JR東海)の路線構造等

鉄道機関名		東日本旅客鉄道(株)(JR東日本)					東海旅客鉄道(株) (JR東海)
路線名		東海道線	根岸線	横浜線	南武線	鶴見線	東海道新幹線
延長(km)		57.7	21.9	18.8	3.2	5.6	22.0
駅数		7	10	8	1	7	1
駅舎構造	鉄筋コンクリート造	3	1			2	1
	コンクリートブロック造						
	鉄筋造	4	9	7			
	木造			1	1	5	
跨線橋数		68	15	15	1	1	30
橋梁	箇所	93	84	48	6	7	88
	延長(m)	2,176	2,903	650	80	311	1,497
高架橋	箇所	35	30	8	3	6	11
	延長(m)	5,485	3,821	738	215	923	5,739
隧道	箇所	11	14	3			7
	延長(m)	12,122	4,248	243			2,019
盛土部(m)		1,430,832	398,371	344,434	194,375	19,136	6,271
切土部(m)		1,021,971	238,859	391,671	1,108	478	6,488
平地部(m)					2,644	2,644	
踏切道数		21		21	10	5	
変電所・き電室		7	2	2			4

※ 踏切数は集計方法が異なる場合もあり、横浜市道路局計画調整部企画課鉄道交差調査担当への確認ください。

※ 盛土部と切土部の管理単位は㎡であるため、上記数値は㎡で記載してあります。

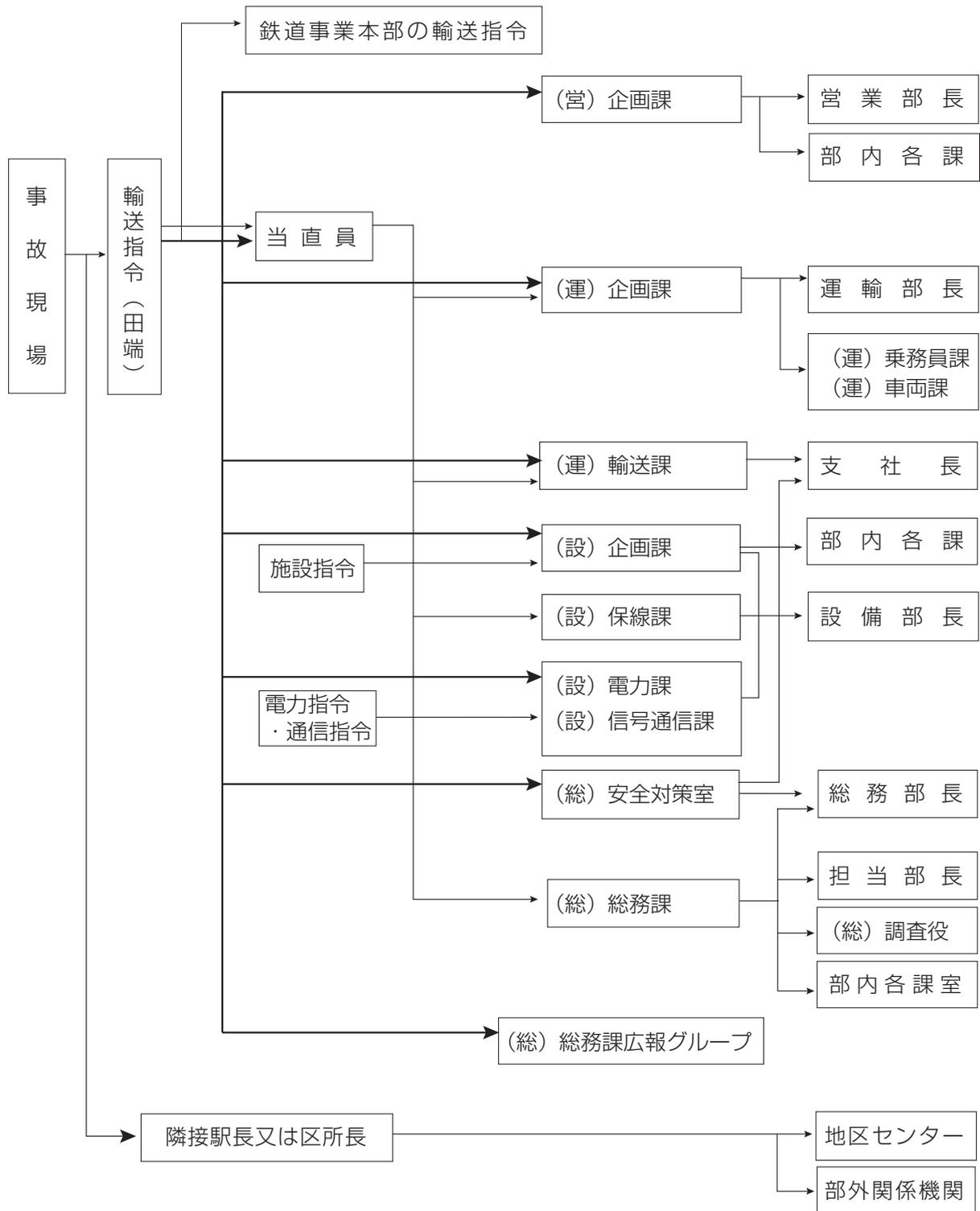
※ 平土部の定義が分からないため数値はそのままとしてあります。

(3) 鉄道各社の路線構造等

鉄 道 機 関 名		東京急行鉄道(株)		相模鉄道(株)		京浜急行鉄道(株)		横浜高速鉄道(株)	
路 線 名		東横線	田園都市線	本 線	いずみ野線	本 線	逗子線	みなと みらい線	こどもの 国線
延 長 (km)		11.00	10.1	16.233	10.173	29.002	2.792	4.1	3.4
駅 数		9	8	18	7	23	1	6	2
駅 舎 構 造	鉄筋コンクリート造	4	3	3	3	3		6	2
	コンクリート ブロック造				1				
	鉄 筋 造	5	5	15	4	18			
	木 造					1			
跨 線 橋 数		3	16	29(駅8)	7(駅3)	38(駅8)	3(駅1)		1
橋 梁	箇 所	31	32	44	41	129	7		8
	延 長 (m)	795	538	494	833	1,480.6	46.9		89
高架橋	箇 所	11	12	1	37	56			
	延 長 (m)	2,232	1,810	141	3,722	4,832.2			
隧 道	箇 所	3	5	3	8	9	1	1	
	延 長 (m)	1,437	754	1,245	3,800	1,848	264	4,259	
盛 土 部 (m)		6,607	2,398	3,551.7	485	4,455.1	275		1,126
切 土 部 (m)		2,338	4,837	3,465	1819	3,842	413		375
平 地 部 (m)		325	741	15,971.1	1140	12,172	1,765		1,810
踏 切 道 数		12		49		25	2		7
変 電 所・き 電 室		3	1	6	2	9		2	

4-4 鉄道各社の事故発生時連絡体制

(1) 東日本旅客鉄道（株）（JR東日本）横浜支社の連絡体制

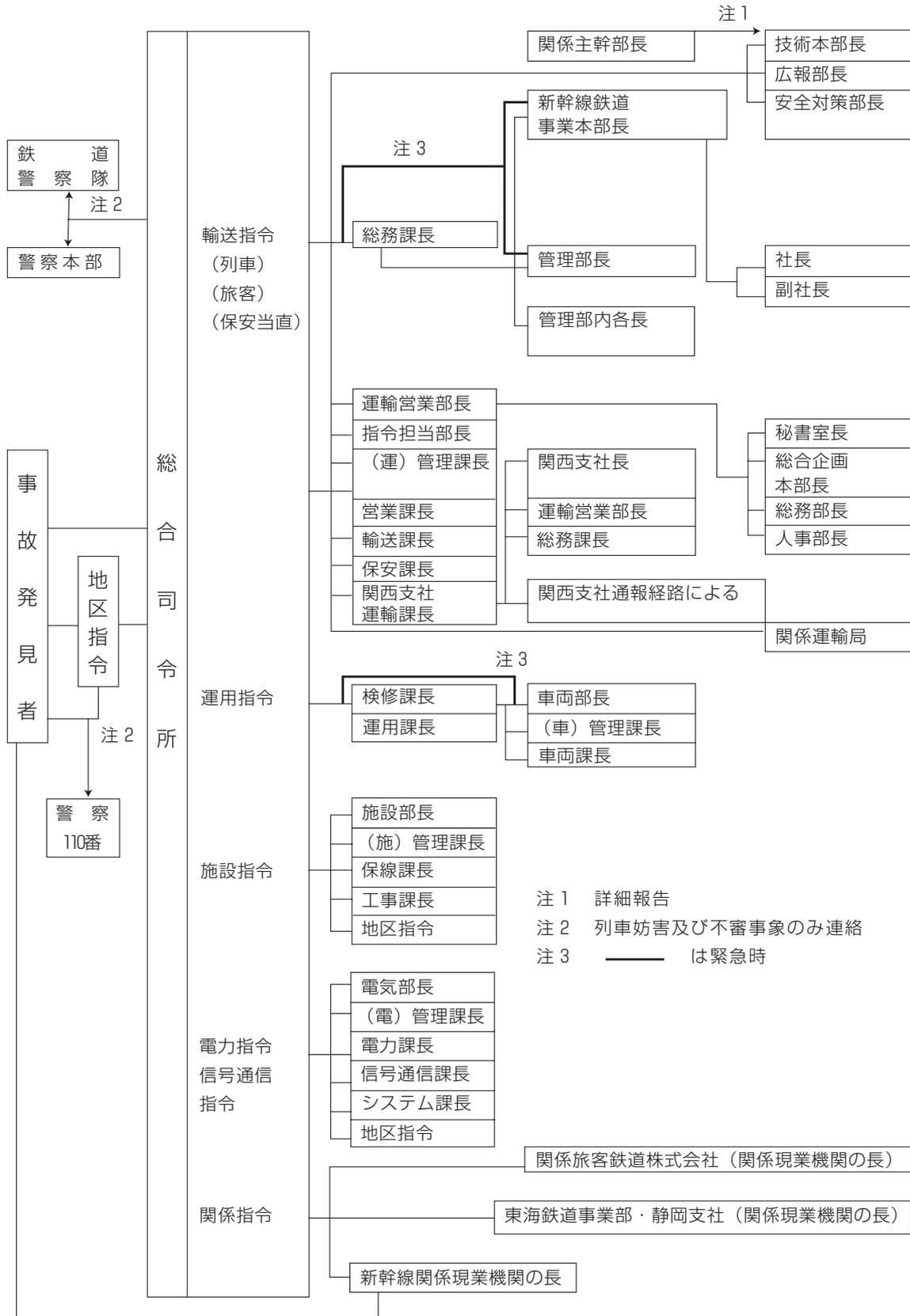


※ → は緊急時

(2) 東海旅客鉄道（JR東海）の事故発生時連絡体制

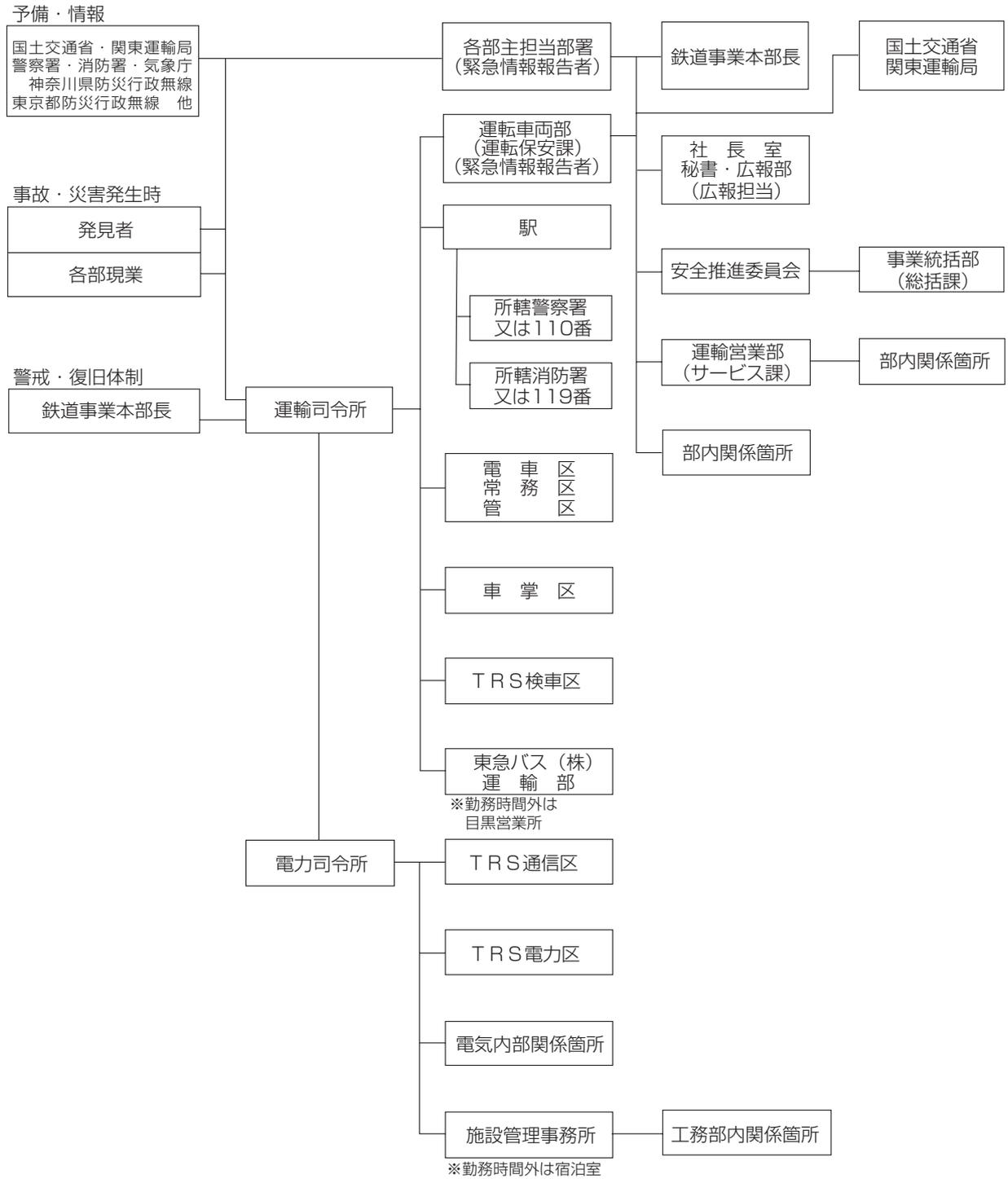
◎通報する事象

- 1 鉄道運転事故及び災害発生時
 - ・ 東京～熱海間で新幹線が停止し、気象台から震度4以上が発表された場合の運転状況を含む
 - ・ 熱海～新大阪間で新幹線が停止し、気象台から震度5以上が発表された場合の運転状況を含む
- 2 列車妨害及び不審事象発生時



資料

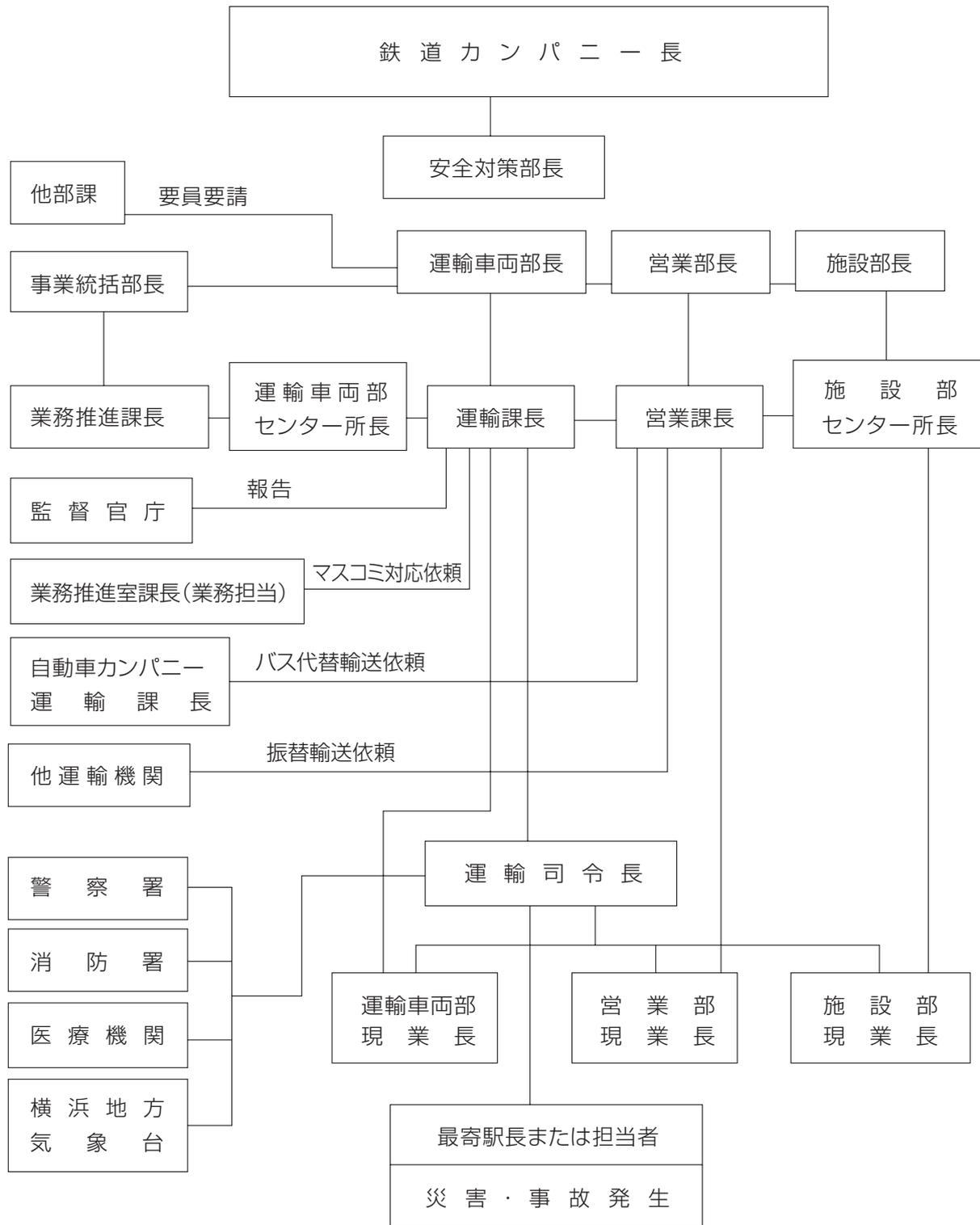
(3) 東京急行電鉄（株）の連絡体制



資料

(5) 相模鉄道（株）の連絡体制

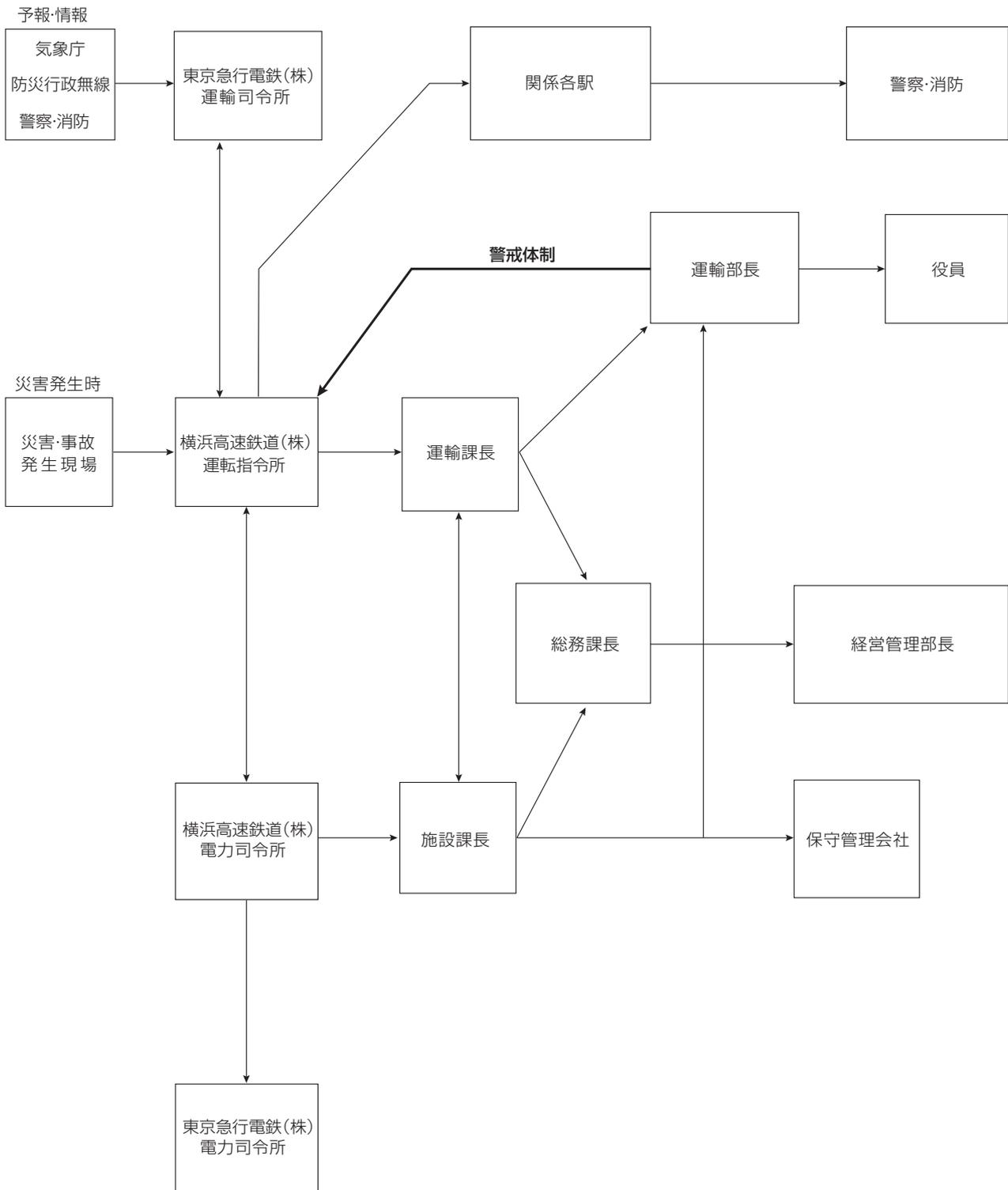
【警戒体制の発令及び解除と連絡体制】



※ 警戒体制等鉄道カンパニー長の発令によれないときは運輸司令長の発令による。この場合各部長からの報告は省略する。

資料

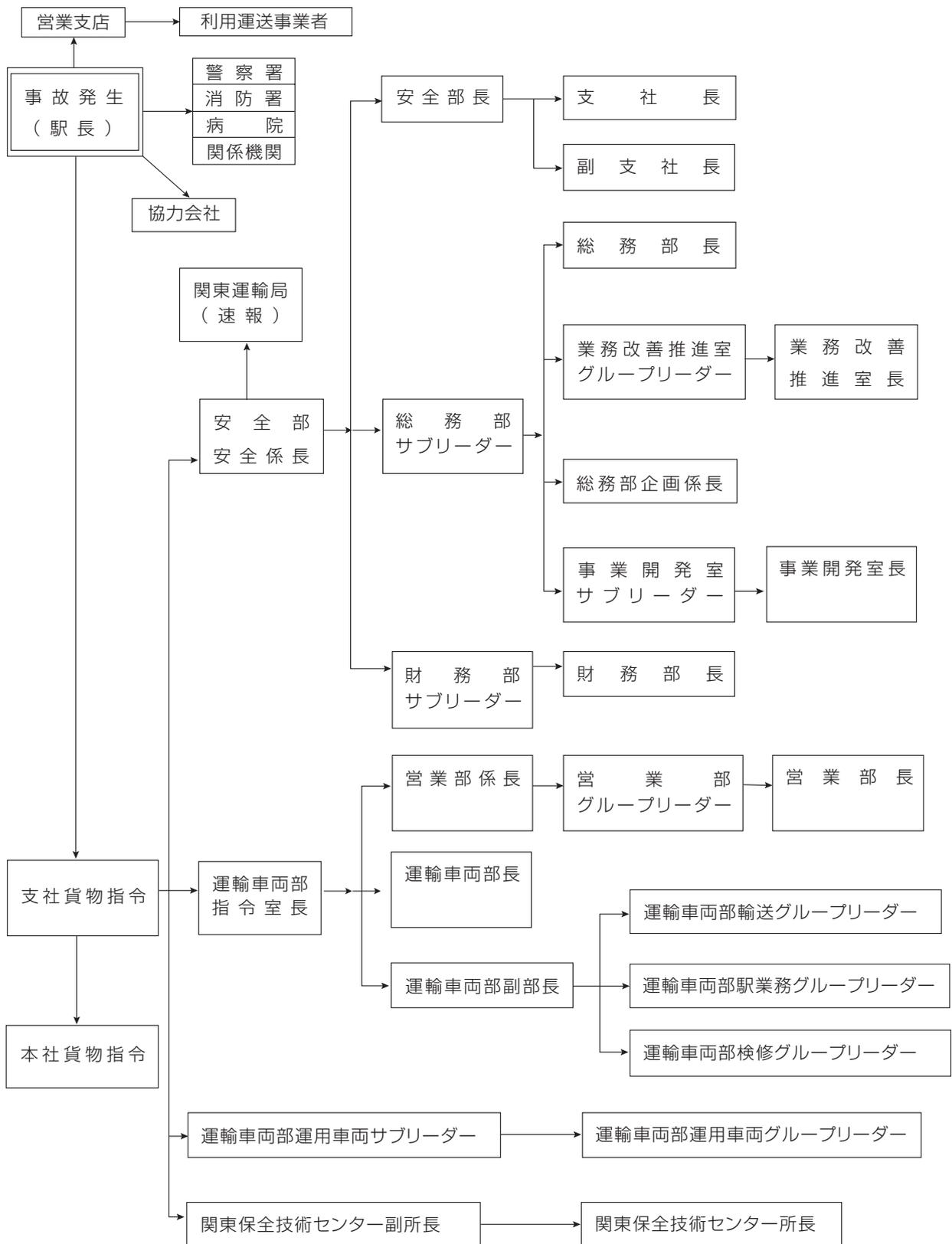
(6) 横浜高速鉄道(株)の連絡体制



資料

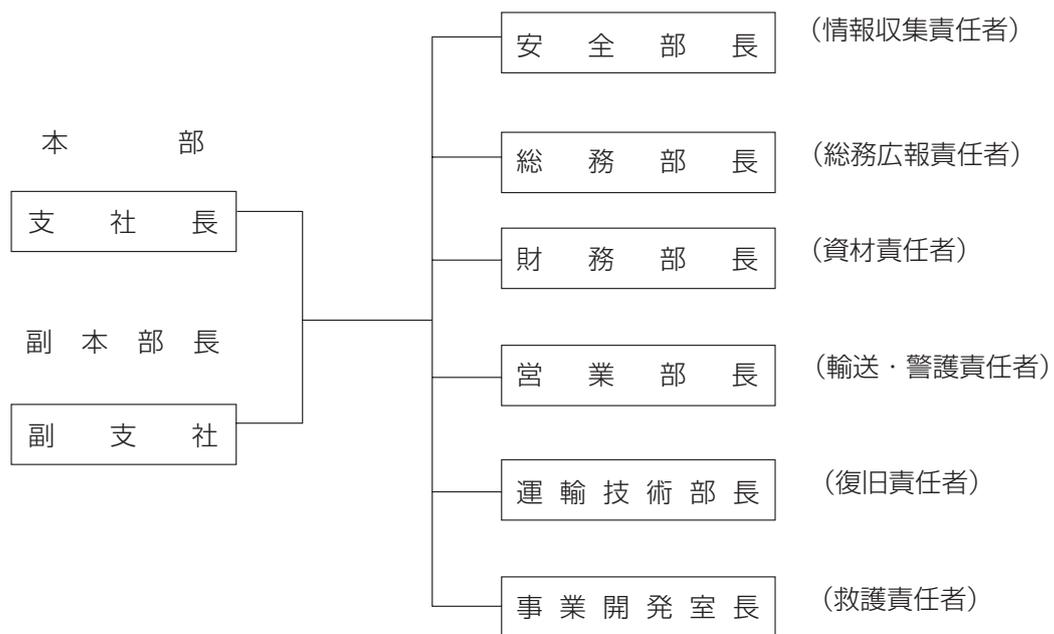
4-5 日本貨物鉄道(株)の連絡体制等

(1) 事故発生時の伝達経路及び緊急連絡表

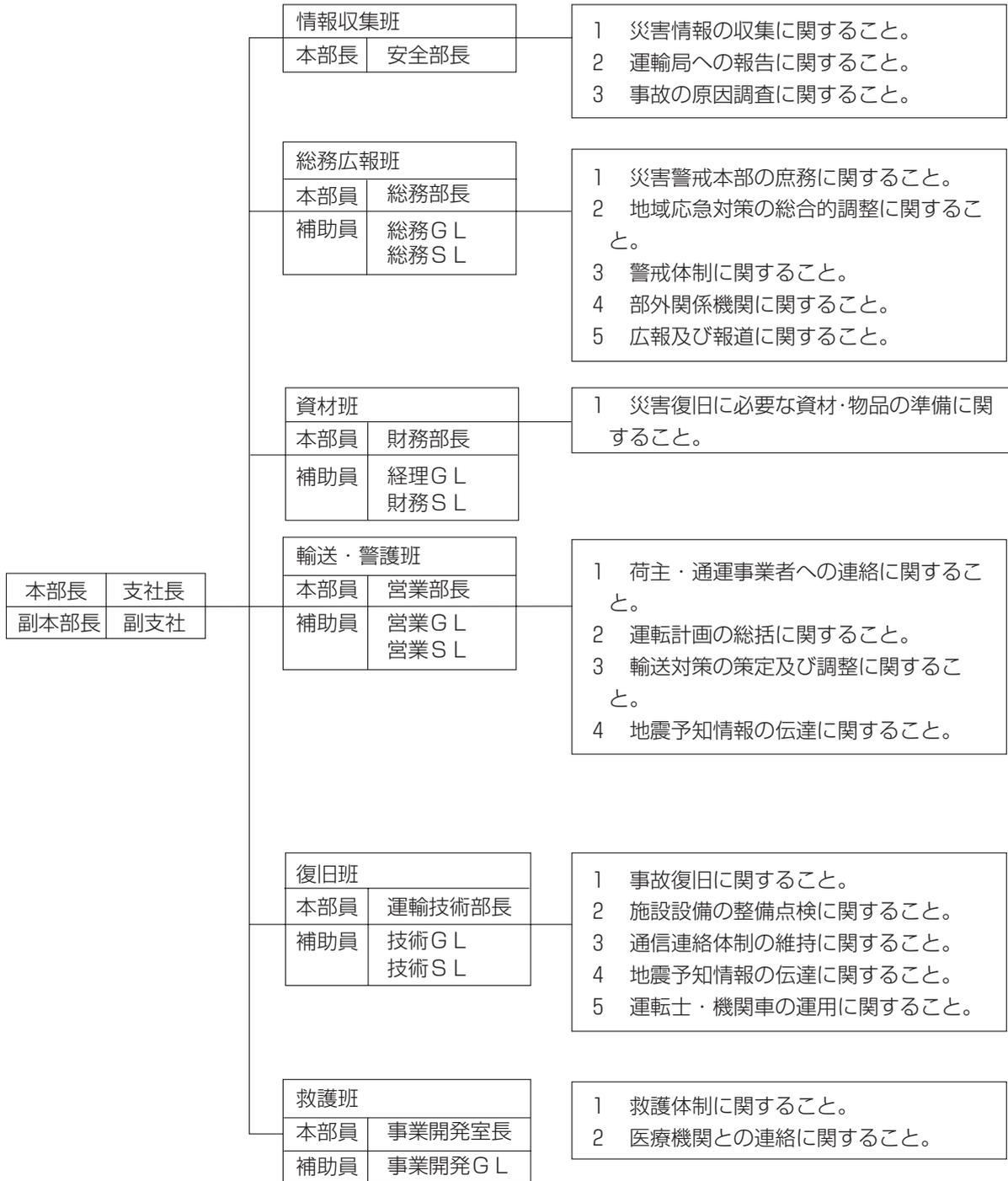


資料

(2) 関東支社防災対策本部及び災害警戒本部



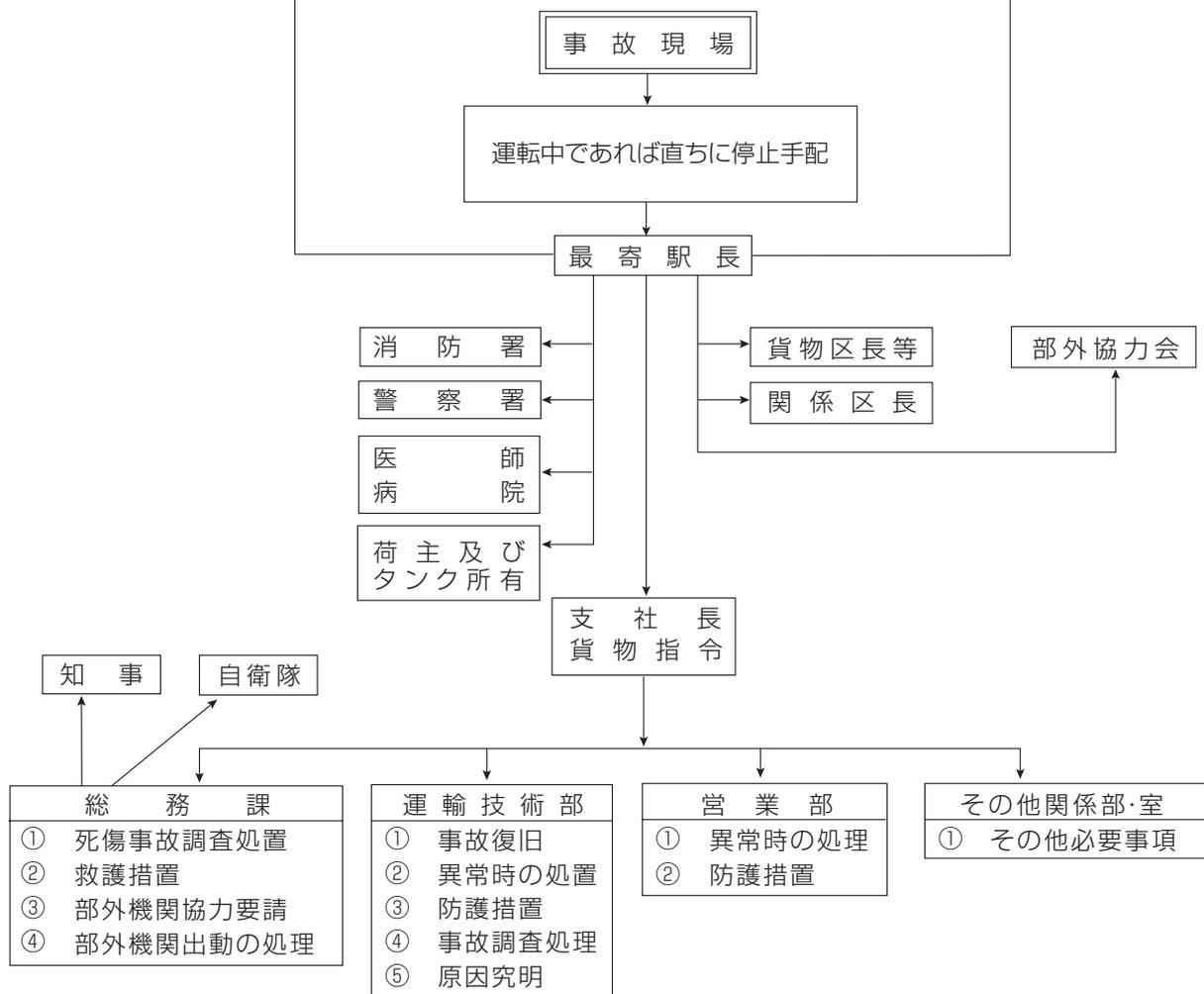
(3) 災害対策体制



(4) 事故発生時緊急連絡要領

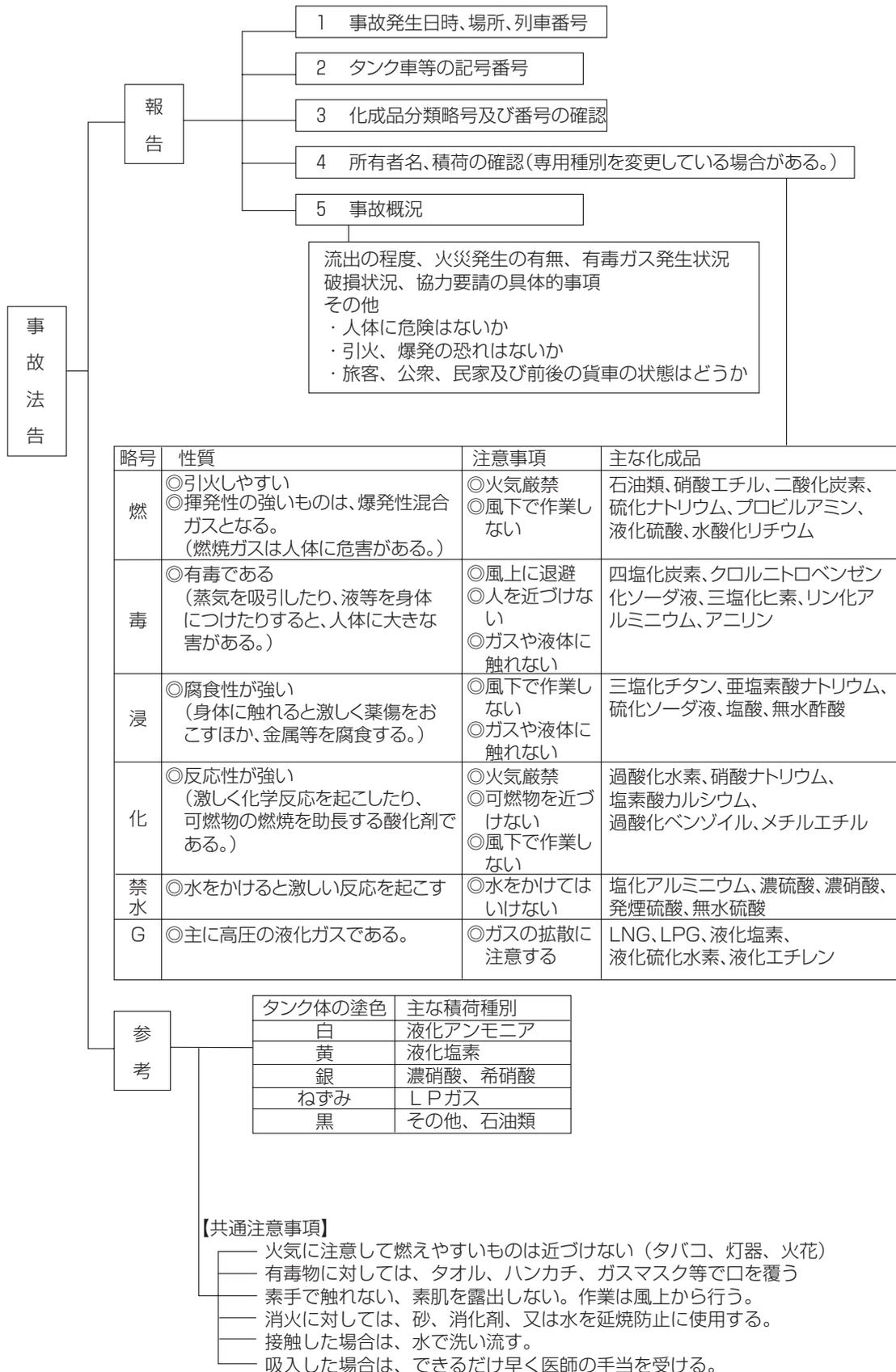
小規模の漏洩	1 無線機等で次駅の駅長に状況を報告する。
	2 次駅まで注意運転して開放する。(引火性の場合は事故車とその直前、直後のブレーキを締切る。)
大規模の漏洩	1 対抗列車、後続列車の緊急停止手配をとる。
	2 無線機で最寄の駅長に状況を報告する。
	3 有毒性のものであれば、風下の人を退避させ、付近に立入禁止の措置をとる。
	4 引火性のものであれば、火気厳禁、立入禁止等の措置をとる。
	5 移動が可能であれば、安全な場所に移し、事故車を切り離す。
火災	1 対抗列車、後続列車の緊急停止手配をとる。
	2 類焼の危険のない場所に移動させ、事故車を切り離す。(切り離し困難な場合は、作業できる箇所から切り離す。)
	3 無線機等で最寄駅長に状況を報告する。
	4 付近に人を近づけない。

漏洩	1 併発事故防止に注意し、安全な側線に留置する。
	2 関係箇所に速報する。
	3 付近の立入禁止、火気厳禁及び状況により住民の避難措置をとる。
	4 部外の関係機関に協力を要請する。
火災	1 関係機関に特報するとともに部外の関係機関に協力を要請する。
	2 併発事故の防止に注意し、立入禁止、住民の避難等の措置をとる。



資料

(5) 化成品等積タンク車応急措置要領



資料

4-6 シーサイドラインの施設現況

停留場名	管理形態	構造形式	延床面積 (㎡)	ホーム			階段有効 幅員 (m)	エスカ レーター (基)	エレベ ーター (基)	改札機 (台)	券売機 (台)
				型	有効長 (m)	有効幅員 (m)					
新 杉 田	有人	地上 3層	2,452.47	島式 1面	42.0	9.15	3.0	1	1	7	5
南 部 市 場	無人	高架 2層	698.972	//	//	5.0	1.7	//	-	3	2
鳥 浜	//	地上 2層	636.323	//	//	5.0	1.7	//	-	4	2
並 木 北	//	//	713.332	//	//	5.0	1.7	//	1	3	2
並 木 中 央	有人	高架 2層	1,214.527	島式 2面	//	5.0	1.7	2	-	//	//
幸 浦	無人	//	678.972	島式 1面	//	5.0	1.7	1	-	//	2
産 業 振 興 セ ン タ ー	//	//	678.972	//	//	5.0	1.7	//	-	//	//
福 浦	//	//	704.72	//	//	5.3	1.9	//	-	//	2
市大医学部	//	//	681.657	//	//	5.0	1.7	//	1	//	2
八 景 島	//	地上 2層	782.042	//	//	5.75	2.4	//	//	//	3
海の公園柴口	//	//	769.064	//	//	5.0	1.7	//	//	//	2
海の公園南口	//	//	609.489	//	//	5.0	1.7	//	//	//	//
野 島 公 園	//	高架 2層	678.972	//	//	5.0	1.7	//	-	//	//
金 沢 八 景	有人	高架 1層	640 (1,700)	//	//	4.2~ 6.2 (7.9)	3.2 (1.8)	// (4)	- (1)	4	4

※ 金沢八景駅の()は、本設駅建設時の予定

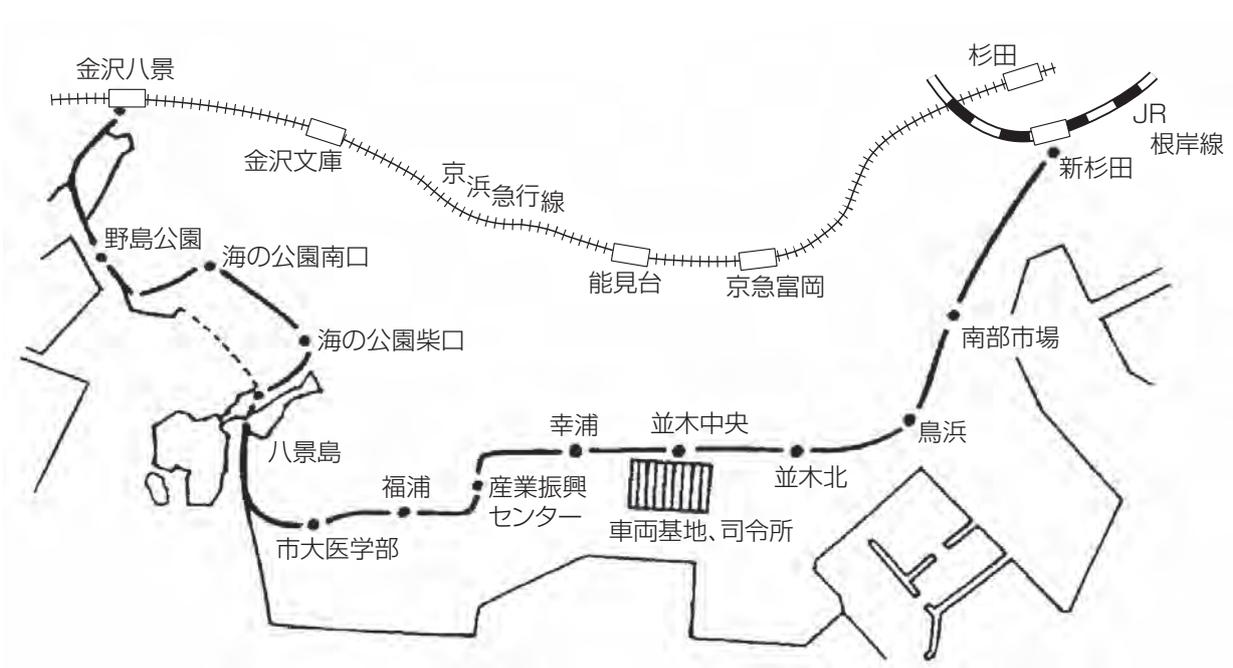
4-7 シーサイドラインの連絡体制等

(1) シーサイドライン通信設備主要設置箇所及び連絡網一覧表（車両基地を除く）

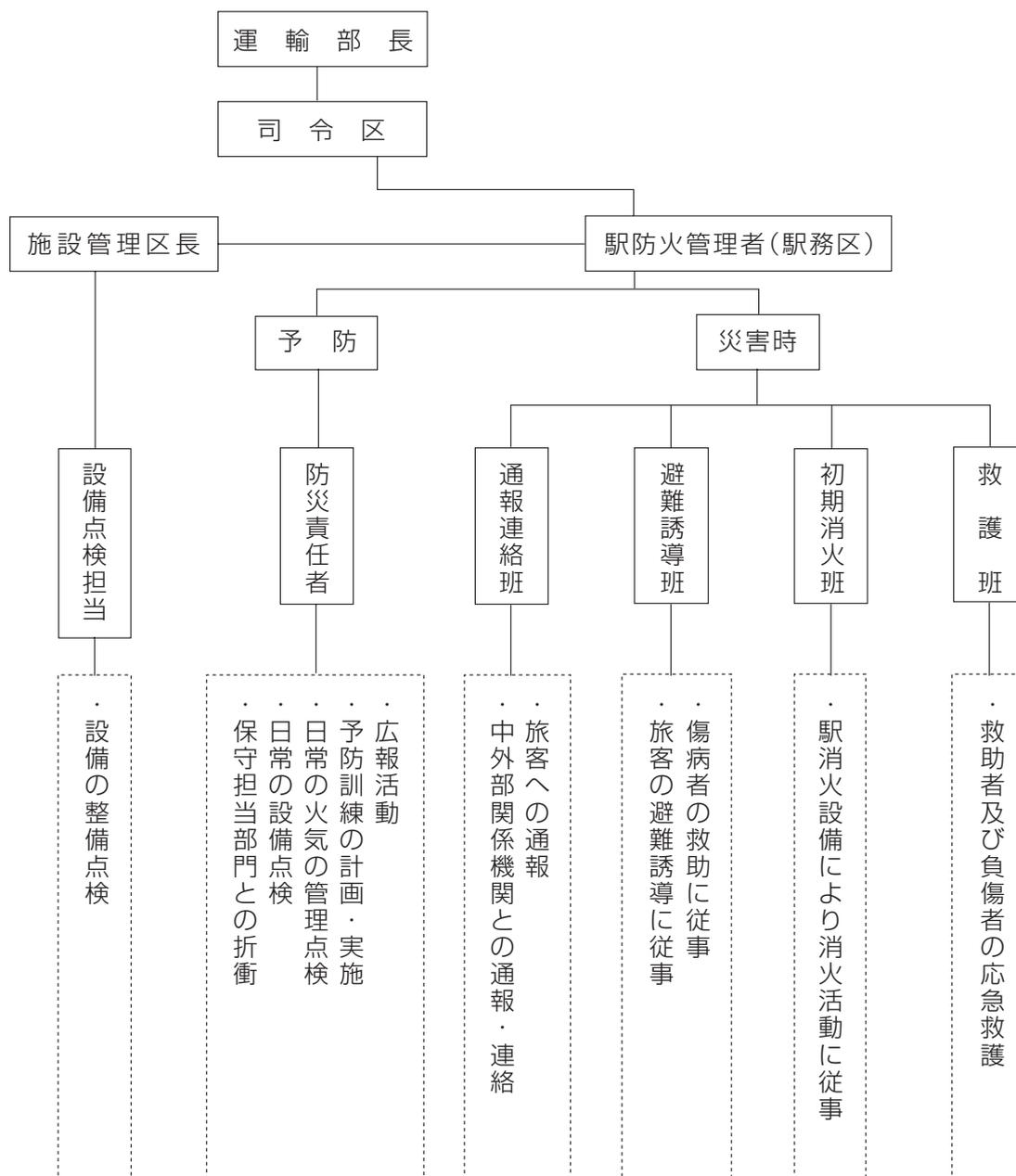
区分	有人駅	無人駅	駅構内	司令所	本社	保守区	本線路	列車	外部機関
加入電話	○	○	○	○	○	○			○
運転指令電話	○	○	○	◎	○	○			
業務電話	○	○	○	○	○	○			
列車無線				◎				○	
沿線電話				◎			○		
インターホン	○	○	○						
携帯無線	○	○	○	◎	○	○	○	○	

○：連絡可能箇所 ◎：主装置

(2) シーサイドライン路線概要図

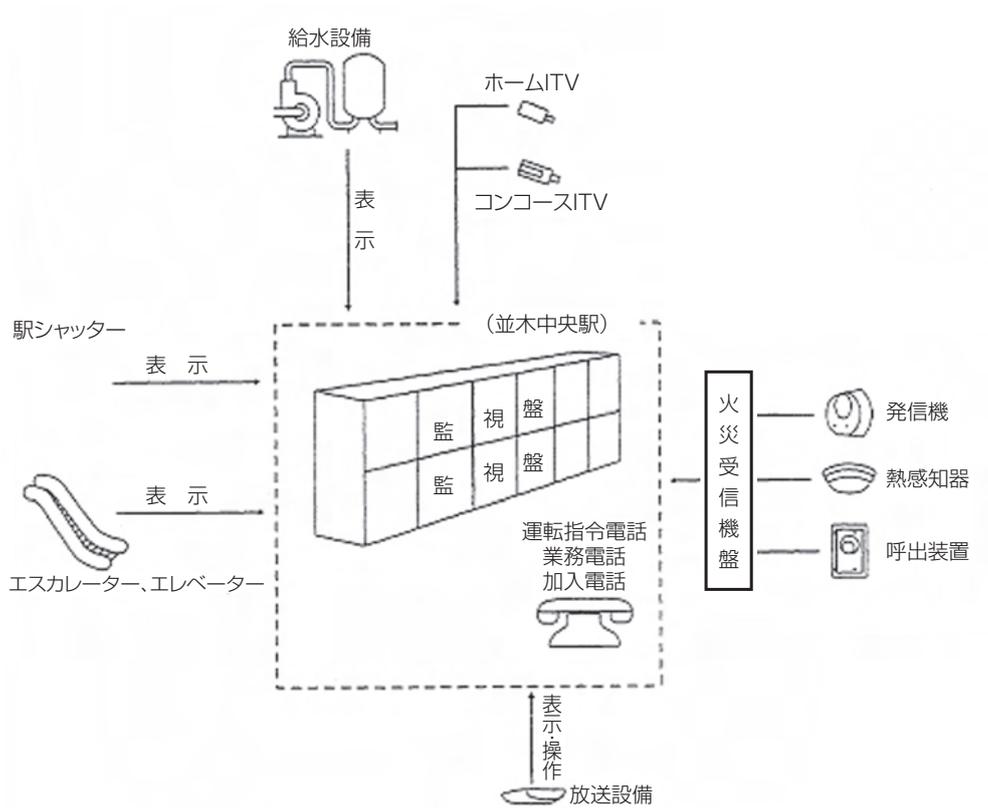


(3) シーサイドライン駅防災管理体制組織図

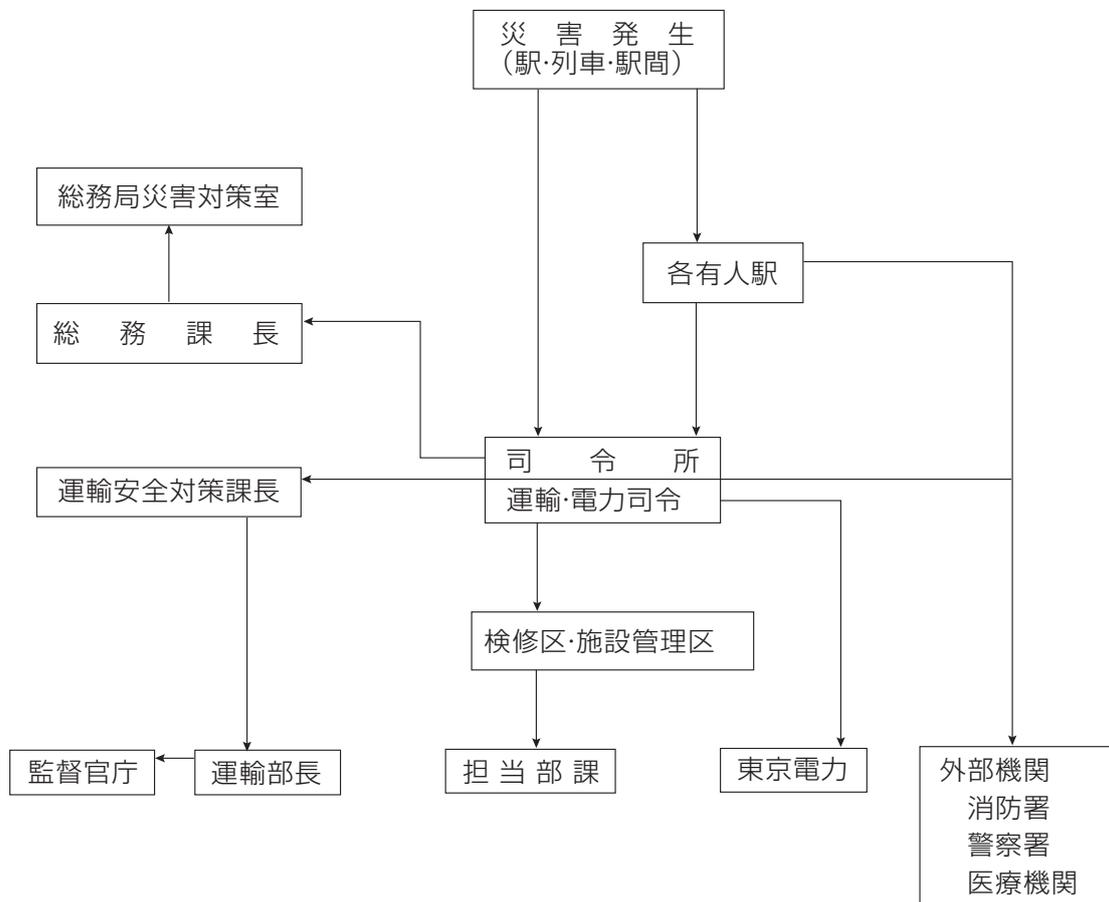


資料

(4) シーサイドライン駅防災システム構成図



(5) シーサイドライン通報連絡体制



資料

5-1 自動車専用道路等の現況

	管理機関	名称	区 間	延長 (km)	幅員(m) 車線	規制 速度 (km/ h)	出 入 路	非常駐車帯	非常電話
国土交通省関東地方整備局	横浜国道 工事事務所 045-951-2230 時間外 045-311-2981	保土ヶ谷国道 (一般国道16号線)	保土ヶ谷区藤塚町 ～旭区上川井町	9.2	21.0～ 32.45	70	新保土ヶ谷 インターチェンジ	上り 2箇所 下り 2箇所	上り 1箇所 公衆電話
					4車線 6車線		南本宿 // 本村 // 下川井 // 上川井 //		
中日本高速道路株式会社	横浜保全サービスセンター 045-922-1141 時間外 044-866-6063	東名高速道路 (東海自動車道)	緑区元石川 ～瀬谷区瀬谷町	12.7	32.6 6車線	100	横浜インターチェンジ	路肩を利用	上下線とも 26箇所
東日本高速道路株式会社	関東支社京浜管理事務所 045-471-2030 時間外 048-758-4298	第三京浜道路 (一般国道466号線)	港北区東山田町 ～保土ヶ谷区岡沢町	10.8	21.6 6車線	80	保土ヶ谷 インターチェンジ	上り 2箇所 下り 2箇所	上り 11箇所 下り 11箇所
					港 北 インターチェンジ				
					都 筑 インターチェンジ				
					新保土ヶ谷 //				
横濱新道 (一般国道1号16号線)	保土ヶ谷区常盤台 ～戸塚区上矢部町	9.9	15.0 4車線	70 60	保土ヶ谷 インターチェンジ	上り 12箇所 下り 18箇所	上り 10箇所 下り 10箇所		
横濱横須賀道路 (一般国道16号線)	保土ヶ谷区狩場町 ～金沢区朝比奈町	16.7	14.0 4車線	80	狩 場 インターチェンジ	路肩を 利 用	上下線 とも 57箇所		
別 所 // 日 野 // 港南台 // 朝比奈 //									
横濱横須賀道路 (金沢支線)	金沢区並木三丁目 ～金沢区釜利谷町	4.2	13.5 4車線	80	並 木 ランプ 釜利谷 ジャンクション	路肩を利用	上下線 とも 14箇所		
首都高速道路株式会社	神奈川管理局 045-451-7929 時間外 045-451-7926	高速神奈川1号横羽線 (神奈川県道高速横浜羽田空港線)	鶴見区寛政町 ～中区山下町	12.8	16.5	60	汐 入 入口/出口	上り 21箇所 下り 20箇所	上り 45箇所 下り 40箇所
							生 麦 ジャンクション		
							生 麦 入口/出口		
							森谷町 出口		
							子 安 入口/出口		
東神奈川 //									
金 港 ジャンクション									
横浜駅東口 入口/出口									
みなとみらい //									
横浜公園 //									
石川町 ジャンクション									
高速神奈川2号 三ツ沢線 (横浜市高速1号線)	西区高島二丁目 ～神奈川区三ツ沢西 町	2.3	8.2×2	50	金 港 ジャンクション	上り 2箇所 下り 3箇所	上り 12箇所 下り 12箇所		
高速神奈川3号 狩場線 (横浜市高速2号線) (神奈川県道高速横浜羽田空港線)	中区山下町 ～保土ヶ谷区狩場町	10.2	18.0	50-60	本 牧 ジャンクション	上り 4箇所 下り 5箇所	上り 19箇所 下り 21箇所		
新山下 入口/出口									
山下町 出口									
石川町 ジャンクション									
石川町 入口									
阪東橋 入口/出口									
花之木 //									
永 田 //									
横浜横須賀道路接続部 (狩場インターチェンジ)									
高速神奈川5号 大黒線 (横浜市道高速湾岸線)	鶴見区大黒ふ頭 ～鶴見区生麦二丁目	4.6	18.0	60	大 黒 ジャンクション	上り 4箇所 下り 4箇所	上り7箇所 下り7箇所 大黒パーキングエリア 2箇所		
大黒ふ頭 入口/出口									
生 麦 ジャンクション									
高速湾岸線 (神奈川県道高速湾岸線) (横浜市道高速湾岸線)	中区本牧ふ頭 ～鶴見区扇島	6.8	28.0	80	本牧ふ頭 入口/出口	路肩を 利 用	西行き 16箇所 東行き 16箇所		
本 牧 ジャンクション									
大 黒 //									

資料

5-2 主なトンネル部の概況

管 理 者	日本道路公団東京第一管理局					
路 線 名	横浜新道（一般国道1号16号）					
名 称	常盤台トンネル （下り）	常盤台第1函渠 （上り）	常盤台第1函渠 （下り）	保土ヶ谷トンネル （上り・下り）	峰沢函渠 （下り）	
所 在	保土ヶ谷区 常盤台145	保土ヶ谷区 常盤台156	保土ヶ谷区 常盤台156	保土ヶ谷区 常盤台42	保土ヶ谷区 峰沢町172	
延 長（m）	227	188	82	185	120	
幅員m（車線）	8(2)	7(2)	8.9(2)	6.5(2)	7.5(2)	
高 さ	4.5	4.7	4.7	5.3	4.7	
交 通 量 ／ 日	上 り					
	（ピーク時及び1時間あたりの台数）		63,000(7~8時 3,500~4,000)			
	下 り（同上）					
規 制 速 度	40	60	40	60	40	
危 険 物 規 制	無し	無し	無し	無し	無し	
消 防 設 備	消 火 器	4	4		8	4
	消 火 栓					
	給 水 栓					
	非 常 通 報 機	2	2		4	
	非 常 電 話 器					
	警 報 表 示 板					
換 気 設 備	無し	無し	無し	無し	無し	
消 防 水 利 付 近 の	消 火 栓	北抗口10 南口3	北抗口10 南口3	北抗口10 南口3	北抗口10 南抗口17	北抗口3 南抗口5
	防 火 水 槽	北抗口 40m ³ 南口 100m ³	北抗口 40m ³ 南口 100m ³	北抗口 40m ³ 南口 100m ³	北抗口 40m ³ 南口 40m ³ ×2	無し
	プ ー ル	北抗口のみ	北抗口のみ	北抗口のみ	北抗口のみ	無し

管 理 者	日本道路公団 東京第一管理局	首都高速道路公団神奈川管理部				
路 線 名	横浜横須賀道路 (国道16号)	高速神奈川1号横羽線 (神奈川県道横浜羽田空港線)				
名 称	円海山トンネル (上り・下り)	東横浜トンネル (上り・下り)	桜木町トンネル (上り・下り)	花園トンネル (上り・下り)	花園橋トンネル (上り)	
所 在	磯子区峰町914 ～氷取沢683.	中区内田町地内 ～扇町地内	中区内田町地内 ～扇町地内	中区万代町地内	中区扇町 ～中区山下町	
延 長 (m)	上り330下り395	107	337	206	470	
幅 員 m(車線)	8.5(2)	6.5(2)	5.5(2)	6.5(2)	6.5(2)	
高 さ	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	
交 通 量 / 日	上り (ピーク時及び1時 間あたりの台数)	20,226(8～9時 1,260)	42,500	42,500	42,500	33,800
	下り (同上)	20,242(8～9時 1,143)	43,400	43,400	43,400	
規 制 速 度	80	50	50	50	50	
危 険 物 規 制	無し	有り	有り	有り	有り	
消 防 設 備	消 火 器	上り12 下り14	8	28	26	38
	消 火 栓	上り6 下り7				
	給 水 栓	4				
	非 常 通 報 機	上り6 下り7	4	14	17	19
	非 常 電 話 器	2	2	7	4	8
	警 報 表 示 板	2	1	1	1	3
換 気 設 備	無し	無し	有り	無し	有り	
消 防 水 利 付 近 の	消 火 栓	北抗口2 南抗口2	北抗口15 南抗口7	北抗口19 南抗口47	北抗口34 南抗口21	北抗口39 西抗口37
	防 火 水 槽	無し	無し	南抗口 40m ³	北抗口 40m ³ 100m ³ 南抗口 40m ³ ×2 100m ³	東抗口 40m ³ 100m ³ 250m ³ 西抗口 40m ³ ×2
	プ ー ル	無し	無し	無し	無し	東抗口1箇所

資料

管 理 者		首都高速道路公団神奈川管理部			
路 線 名	高速神奈川1号 横羽線	高速神奈川2号三ツ沢線 (横浜市道高速1号線)	高速神奈川3号 狩場線		
名 称	花園橋トンネル (下り)	三ツ沢トンネル (上り・下り)	南軽井沢トンネル (上り・下り)	永田トンネル (上り・下り)	
所 在	中区扇町 ～中区山下町	西区北軽井沢10 ～神奈川区 三ツ沢西町	中区内田町地内 ～扇町地内	南区永田東3丁目	
延 長 (m)	263	358	138	187	
幅 員 m (車 線)	6.5	7(2)	7(2)	4.75(2)	
高 さ	4.5	4.5	4.5	4.5	
交 通 量 / 日	上り (ピーク時及び 1時間あたりの台数)	25,900	32,100	3,200	
	下り (同上)	33,300	27,100	2,400	
規 制 速 度	50	50	50	40	
危 険 物 規 制	有り	無し	無し	無し	
消 防 設 備	消 火 器	22	36	14	16
	消 火 栓				
	給 水 栓				
	非 常 通 報 機	11	18	7	8
	非 常 電 話 器	6	10	6	4
	警 報 表 示 板		2	2	2
換 気 設 備	有り	有り	無し	無し	
消 防 水 利 付 近 の	消 火 栓	東抗口38西抗口41	北抗口16南抗口9	北抗口13南抗口18	上り8 下り8
	防 火 水 槽	東抗口 40m ³ 西抗口40m ³ 100m ³	東抗口 60m ³ 西抗口 100m ³	東抗口 100m ³ 西 抗口 40m ³ × 2	
	プ ー ル	東抗口2箇所 西抗口2箇所	東抗口2箇所	西抗口2箇所	

6-1 航空燃料の種別と性質

航空燃料は、航空ガソリンとジェット燃料に大別されるが、これらの性質について概要を述べると、次のとおりである。

(1) 航空ガソリン（アビエーションガソリン100）

航空ガソリンは、その燃焼性（オクタン価）の向上を図るため、一般自動車用ガソリンより多量の4エチル鉛を混入しているほか、各種の添加剤が混合されているが、この燃料の燃焼状況は、一般自動車用のガソリンとほとんど変わらない。

区 分	性 状 等
沸 点 範 囲	30～170℃
比 重	0.65～0.80
引 火 点	-40℃以下
蒸気密度（比重）	3～4（空気=1）
発 火 点	300℃
爆 発 範 囲	1～7%
発 熱 量	10,000～12,000kcal/kg

(2) ジェット燃料

ジェット燃料は、その構造上空気、燃料比が大きい特殊な燃焼法でもあるので、使用燃料も発火性がよいもので、燃焼の持続性が良く燃焼室内の炭素の生成がない完全燃焼する燃料が要求される。

ジェット燃料を留分によって大別するとガソリン系、灯油系、ガソリン灯油混合系の3種になるが、現用のものは、灯油系（JET A-1）とガソリン灯油混合系（JET B）がそのほとんどである。

区 分	J E T A - 1	J E T B
引 火 点	-40℃以下	40～70℃
爆 発 範 囲	1.0～7.0%	1.0～7.0%
比 重	0.751～0.802	0.775～0.830
初 留 点	50～75℃	140～190℃

1 放射線の人体への影響

放射線の影響は、誰に現れるかの観点から分類すると、放射線をあびた本人に限定されて現われる場合と子供や孫など子孫に現われる場合がある。本人に現われる影響を「身体的影響」、子孫に現われる影響を「遺伝的影響」と呼ぶ。

身体的影響 (本人のみ) { 早期影響…皮膚紅斑、脱毛、出血傾向、不妊、嘔吐など (確定的影響注1)
 { 晩発影響… { 胎児奇形、白内障、放射線繊維症、骨髄炎など (確定的影響)
 { 悪性腫瘍 (がん)、白血病 (確率的影響注2)

遺伝的影響 (子孫に) { 染色体異常 (確率的影響)
 { 遺伝子突然変異 (確率的影響)

※注1：確定的影響とは、被ばくの「しきい値 (線量)」があり、線量の多寡により現れる影響が異なる。

※注2：確率的影響とは、被ばくの「しきい値 (線量)」がない影響のこと。

(1) 身体的影響

身体的影響には、放射線被ばく後数週間以内に現われる早期の障害と、数年から数十年を経て現われる晩発性の障害がある。

これらの症状は、全身に放射線を被ばくした時であって、手、足、皮膚などの局部的に被ばくしたときは、全身被ばくのような症状はない。皮膚には1回の照射の線量に応じ、表2の障害が現われる。

表1 放射線を一時に全身に受けた時の症状

被ばく量 (グレイ: Gy)	症 状	備 考
0.25	ほとんど臨床症状なし	
0.5	リンパ球一時的減少	
1.0	吐き気、嘔吐、全身倦怠、リンパ球いちじるしく減少	
1.5	放射線宿酔50%	放射線にあたった結果、二日酔と似た症状があらわれるのを放射線宿酔という。死亡率5%
2.0~4.0	長期白血球減少 死亡30日間に50%	この線量を半致死線量といいLD50/30と書く。
6.0	死亡14日間に90%	
7.0	死亡100%	100%致死線量

<放射線の単位>

グレイ (Gy) : 物質がどれだけ放射線を吸収したかを評価するときに用いる単位。ミリグレイは、1グレイの千分の一の量を指す。

シーベルト (Sv) : 放射線が人体に及ぼす影響を評価するときに用いる単位。ミリシーベルトは、1シーベルトの千分の一の量を指す。

ベクレル (Bq) : 放射能の強さを表す単位。

表2 γ 線、 β 線の1回の線量と皮膚の急性変化との関係

線量	皮膚の急性変化
3~5 Gy (脱毛線量)	脱毛
5 Gy	紅斑、色素沈着
7 Gy	水泡形成
10 Gy	潰瘍形成

(2) 遺伝的影響

生殖腺（卵巣やこう丸）が放射線で照射されると、遺伝子突然変異や染色体異常が誘発され、出生前の死亡（流産、死産）、子孫の疾病率が増加する。その発生率は、低線量では極めて低い。なお、これらの遺伝的障害の発生は、自然にも起こっており、これらの自然突然変異と放射線突然変異は、区別することができない。

2 線量限度

以上述べたような放射線による身体的影響をできるだけ避けるためには、許容されるべき値を定める必要がある。この許容されるべき値を線量限度と呼んでいる。

これらの値は、1990年のICRPの勧告（Publication 60）を基に、放射線審議会の審議を経て、法令で表3のように定められている。

表3 放射線業務従事者の線量限度

区分	放射線業務従事者	
実効線量限度	全身	1 女子 ^{*1} …5ミリシーベルト/3月 ^{*2} 2 妊娠中である女子…本人の申し出により使用者等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて…1ミリシーベルト 3 1、2以外の者…100ミリシーベルト/5年 ^{*3} かつ50ミリシーベルト/年 ^{*4}
等価線量限度	各臓器	1 水晶体…150ミリシーベルト/年 2 皮膚…500ミリシーベルト/年 3 妊娠中である女子の腹部表面…本人の申し出により使用者等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき…2ミリシーベルト

※1：妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を使用者等に書面で申し出た者及び妊娠中の者を除く。

※2：4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間。

※3：平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間。

※4：4月1日を始期とする1年間。

3 放射線などに対する防護

(1) 外部放射線に対する防護

放射性物質からの放射線による被ばくを防止するには、基本的に次の3つの方法がある。

- ① 放射性物質からの距離をとること
- ② シャ断（しゃへい）すること
- ③ 放射線にさらされている時間を短くすること

放射性物質から離れるほど、丁度、電灯からの光が電灯から離れるとともに暗くなっていくように、線量率が低くなっていく。点状の線源の場合では、線源からの距離の逆2乗に従って線量率は減少する。つまり、線源からの距離が2倍になると、線量率は1/4倍となる。

γ 線、 β 線などの放射線は、物質中を通過するとき吸収される。いいかえれば、放射線はシャ断される。 γ 線は、 β と比べて透過し易いが、鉛、コンクリート、水などでシャ断することにより、線量率を下げるることができる。

被ばく線量は、線量率の高い場所に長くいるほど高くなる。したがって、高線量率の場所にいる時間を短くすることにより、被ばく線量は少なくすることができる。

たとえば、0.6ミリシーベルト/時の所に1時間いれば、0.6ミリシーベルトを被ばくするが、1分間では0.01ミリシーベルトの被ばくとなる。

(2) 放射性汚染に対する防護

放射性物質による空気汚染、表面汚染、身体汚染が人体に与える影響は、外部被ばくと内部被ばくに分けられるが、一般に後者の影響の方が大きい。放射性物質の体内に入る経路には、汚染した空気を呼吸することによる呼吸系への吸入、皮膚の傷口からの侵入などがある。放射性汚染に対する防護は、体内への放射性物質の侵入経路を断つことである。このため、放射性汚染の生じている場所での作業では、状況に応じて防護具を着用する。

また、積極的な放射性汚染の防護としては、空気汚染、表面汚染を発生させないよう、汚染の除去、汚染部分を覆うなどの処置がある。

8-1 電話交換センタ施設等配置図



資料

(趣旨)

第1条 本市が発注する工事及び製造(物品の製造を除く。)の請負(以下「工事」という。)について、公衆の生命、身体、財産に関する危害及び損害(以下「公衆災害」という。)並びに工事に起因する労働者の負傷、疾病及び死亡(以下「労働災害」という。)等を防止するために必要な事項は、他に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(安全管理指定工事の範囲)

第2条 この規則において「安全管理指定工事」とは、工事のうち特に公衆災害を引き起こすおそれのあるもので次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 電らん、ガス管、水道管等の地下埋設物のうち、大規模なものまたは錯そうするもの(以下「大規模埋設物」という。)の移設、切り回し等を伴うくつさく工事、その他大規模埋設物を損傷するおそれのある工事
- (2) 密集市街地、交通の頻繁な場所又は危険物を貯蔵する場所の付近において行う工事
- (3) ダイナマイト等爆発物を使用して行なう工事
- (4) 大量の土砂等の切り取り、くつさくまたは埋立ての工事
- (5) 大規模な建築物を解体する工事
- (6) その他前各号に準ずる工事

(安全管理の責任)

第3条 環境創造局、資源循環局、まちづくり調整局、都市整備局、道路局及び港湾局(以下「工事担当局」という。)の局長は、工事の計画、設計及び施工に当たっては、常に安全管理を優先的に考慮し、公衆災害及び労働災害の発生を未然に防止するように努めなければならない。

2 工事の施行中において公衆災害が発生した場合には、工事担当局の局長は、直ちに、請負人その他関係機関と協力し、その災害を最少限度に止めるために必要な措置を購ずるとともに、速やかにその原因を究明し、類似の事故が再び発生しないように措置しなければならない。

(安全管理計画)

第4条 工事担当局の局長は、安全管理指定工事ごとに請負人に安全管理計画を策定させなければならない。

2 安全管理計画には、公衆災害を防止するために必要な安全管理に関する機構、工程管理、管理項目、点検方法、事故発生時の初動措置その他安全管理上必要な事項について定めるものとする。

3 工事担当局の局長は、安全管理計画が適正なものであることを確認した後でなければ、安全管理上必要な部分の工事に着手させてはならない。

(教育訓練)

第5条 工事担当局の局長は、所属職員に対して常に安全管理上必要な教育訓練を行うとともに、請負人に対しても安全管理思想の普及徹底に努めなければならない。

(工事安全担当員の設置)

第6条 安全管理指定工事の安全管理を担当させるため、工事担当局に工事安全担当員を置く。

2 工事安全担当員は、事務職員または技術職員の中から市長が任命する。

(工事安全担当員の職務)

第7条 工事安全担当員は、その所属する工事担当局の局長の命を受け、次の各号に掲げる職務を行なう。

- (1) 第4条の規定により、請負人が策定した安全管理計画を審査すること。
- (2) 安全管理指定工事の工事現場を点検し、及び工事担当局の当該工事を担当する職員等(以下「工事関係職員」という。)に対し、公衆災害防止のために必要な指導、注意、勧告等を行うこと。
- (3) 安全管理指定工事の工事関係職員から公衆災害防止のために必要な報告及び資料の提出をさせること。
- (4) 安全管理指定工事の安全管理上緊急を要すると認める場合、工事関係職員に対し公衆災害防止のための必要な措置を講じさせること。
- (5) 第12条に規定する工事安全会議に関する事項
- (6) その他安全管理指定工事の公衆災害防止のために必要な事項

第8条 工事安全担当員は、2以上の工事担当局に関連する安全管理指定工事について必要と認めるときは、他の工事担当局の工事安全担当員と協議の上、工事の安全管理について、合同して前条の職務を行うことができる。

(報告)

第9条 工事安全担当員は、前2条の規定による職務を行なったときは、すみやかにその結果をその所属する工事担当局の局長に報告しなければならない。

(協力)

第10条 工事関係職員は、工事安全担当員がその職務を円滑に遂行できるように協力しなければならない。

2 工事関係職員は、工事安全担当員から指導、注意、勧告等を受けたときは、すみやかに改善措置を講ずるとともに、その結果を工事安全担当員に報告しなければならない。

(準用)

第11条 第4条及び第6条から前条までの規定は、安全管理指定工事以外の工事のうち市長が定めるものについて準用する。この場合において、第4条第2項並びに第7条第2号から第4号まで及び第6号の規定中「公衆災害」とあるのは、「災害」と読み替えるものとする。

(工事安全会議)

第12条 市長は、公衆災害及び労働災害の発生を防止するために必要な事項を協議するため、工事安全会議を招集することができる。

2 工事安全会議は、工事安全担当員、その他市長が特に必要があると認める者をもって組織する。

3 工事安全会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 工事の安全管理に係る情報交換に関すること。
- (2) 工事の安全管理の改善に関すること。
- (3) 重大な事故等が発生した場合における再発防止に関すること。
- (4) その他工事の安全管理上必要な事項

(助言)

第13条 技監は、工事担当局の局長または工事安全会議に対して、工事の安全管理上必要な助言をすることができる。

(補足)

第14条 この規則に定めるもののほか、公衆災害及び労働災害を防止するために必要な事項は、市長が定める。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

付則(昭和46年6月規則第59号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和54年6月規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和58年7月規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成17年3月規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理及び締結されている契約については、なお従前の例による。

横浜市防災計画

—都市災害対策編—

発行／横浜市防災会議
編集／横浜市安全管理局危機管理室
発行年月／平成20年1月

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045(671)4141

印刷／株式会社 Yuki Print